第156回国会概観

第156回国会（常会）は、１月20日に召集され、７月28日に190日間の会期を終了した。

開会式は召集日当日の午後１時から、参議院議場で天皇陛下の御名代皇太子徳仁親王殿下の御臨席のもと、行われた。

会期は、６月18日までであったが、６月17日、衆議院で７月28日までの40日間延長することが議決された。参議院において会期延長の議決は行われなかった。

今国会は長期化するデフレの克服と日本経済の再生策、金融機関の不良債権処理の加速化と公的資金の投入時期、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）による日本人拉致問題、北朝鮮の核・ミサイル開発問題、緊迫化したイラク問題及び政治とカネの問題等の多くの課題が論議された。

召集日当日は開会式に引き続き、衆参両院本会議において、塩川正十郎財務大臣の財政演説が行われた。これに対する代表質問は、１月21日、衆議院で、22日、参議院で行われた。

今国会は平成14年度補正予算３案の審議から始まった。同案は、衆議院予算委員会において１月23日、24日及び27日、質疑が行われ、27日の本会議で可決された。本院では28日、29日及び30日、予算委員会において質疑が行われ、30日の本会議で可決、成立した。

１月31日、両院本会議において、小泉純一郎内閣総理大臣の施政方針演説のほか、外交・財政・経済の政府４演説が行われた。これに対する代表質問は、衆議院で２月３日、４日、参議院で４日、５日に行われた。

平成15年度総予算は１月24日、国会に提出され、３月４日、衆議院本会議で可決され、28日、参議院本会議で可決され、年度内に成立した。

３月31日、大島理森農林水産大臣は元秘書の政治献金流用疑惑をめぐる問題の責任を取り、小泉総理に辞表を提出し、４月１日、辞任した。後任には亀井善之衆議院議員が就任した。

３月７日、坂井隆憲衆議院議員の逮捕許諾請求が衆議院本会議で可決され、同日、同議員は東京地検特捜部に政治資金規正法違反容疑で逮捕された。また、25日、議員坂井隆憲君の議員辞職勧告に関する決議案（野田佳彦君外９名提出）が同本会議で全会一致で可決された。

イラク問題については、米英両国軍が３月20日午前10時（日本時間）イラク攻撃を開始したのを受けて、同日、衆参両院の本会議において、小泉総理からイラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告を聴取し、衆議院本会議において質疑が行われた。参議院においては倉田寛之議長が延会を宣告し、20日、21日未明の本会議で質疑が行われた。

小泉総理は、報告の中で、我が国としては国際社会の責任ある一員として、米国を始めとする国々による行動を支持することが我が国の国益にかなうとの結論に達した旨発言した。

外交・経済問題については、３月24日午前、参議院予算委員会において、小泉総理も出席して集中審議が行われた。同日午後、衆議院予算委員会においても、イラク問題等について小泉総理も出席して集中審議が行われた。

５月１日、ブッシュ米国大統領はイラク戦争の戦闘終結宣言を行った。同22日、国連安全保障理事会は米英等が提案した対イラク制裁解除・戦後統治決議案を全会一致で採択した。これらの情勢を受けて、６月13日、政府はイラクの戦後復興支援対策に自衛隊を派遣するための法案を臨時閣議で決定し、同日、国会に提出した。

政府は、５月17日、預金保険法第102条に基づく金融危機対応会議（議長＝小泉総理）を初めて招集し、大幅な自己資本不足に陥った「りそな銀行」を中核とする大手金融グループ「りそなホールディングス」に資本増強のため、公的資金を投入することを決定した。

これを受けて、５月28日、衆議院予算委員会において、29日、参議院予算委員会において、それぞれ集中審議が行われた。

小泉総理から、サンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告について、６月５日、衆議院本会議において、６月６日、参議院本会議において、それぞれ報告を聴取した後、質疑が行われた。

本院における決算審査の充実のために、１月29日、参議院改革協議会から「決算の早期審査のための具体策について」が提出された。（青木幹雄・参議院改革協議会座長から倉田寛之参議院議長に提出。）

これに基づき、２月21日、参議院本会議において、平成13年度の決算概要報告が小泉総理をはじめ全閣僚が出席した中で塩川財務大臣から行われ、質疑が行われた。小泉総理をはじめ全閣僚出席のもとに決算概要報告が行われたのは衆参両院の決算審査で初めてのことである。

６月16日、平成13年度決算外２件は参議院本会議において是認された。参議院において、当該決算の提出された国会で決算審査を会期内に終了したのは、昭和43年の第58回国会以来、35年ぶりのことである。

また衆議院本会議においては、７月15日、平成13年度決算外２件を是認したが、両院で、決算が提出された常会において同一決算を議決したのは、国会史上初めてのことである。

４月27日、参議院の茨城県選挙区並びに衆議院の東京第６区、山梨第３区及び茨城第７区の統一補欠選挙が投開票された。その結果、参議院では連立与党が１議席を、衆議院では連立与党が無所属の候補者１議席を含め２議席を、野党は民主党が１議席をそれぞれ獲得した。

参議院改革協議会は、今国会、１月27日、３月７日、５月７日、７月28日の４回開催され、参議院の組織及び運営の改革について協議等を行った。

７月15日、参議院において、民主党・新緑風会は、経済大不況を招いた責任等を追及する旨の国務大臣竹中平蔵君問責決議案（角田義一君外５名発議）を提出したが、16日、本会議において否決された。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（以下、イラク人道復興支援特別措置法案と略記）は、会期終盤の７月26日、参議院において可決、成立したが、同24日、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）、社会民主党・護憲連合の４会派の共同提案による外務大臣川口順子君問責決議案（角田義一君外11名発議）、防衛庁長官石破茂君問責決議案（角田義一君外９名発議）、国務大臣福田康夫君問責決議案（角田義一君外９名発議）がそれぞれ提出された。同日から25日未明にかけて、３つの問責決議案の審議が順次行われたが、

いずれも本会議において否決された。

他方、７月25日、衆議院において、小泉内閣不信任決議案が提出されたが（菅直人君外11名提出、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の４会派の共同提案)、同日午後、本会議において否決された。

また25日、参議院において、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会)、社会民主党・護憲連合の４会派は共同提案による外交防衛委員長松村龍二君解任決議案（輿石東君外９名発議）を提出したが、倉田議長が延会を宣告し、26日未明、本会議において同解任決議案は否決され、次いで、イラク人道復興支援特別措置法案が可決、成立した。

個人情報保護関連５法案及びいわゆる有事法制関連３法案はいずれも可決、成立した。

なお、平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第121号）は、衆議院において継続審査となり、人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）は、参議院で継続審査となった。

また、参議院においては７月28日、本会議で、請願審議、継続審査及び継続調査の会期末の手続が行われた。衆議院においても、同日、請願審議及び閉会中審査の手続が行われ、第156回国会は閉幕した。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において議員の議席を指定し、倉田議長の発議により、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会の５特別委員会が設置された。

また５月９日、本会議において、個人情報の保護に関する特別委員会が設置され、同日、同特別委員会で委員長に尾辻秀久議員が選任された。同日、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会は清水達雄委員長の辞任を許可し、後任の委員長に佐藤道夫議員を選任した。16日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会が設置され、同日、同特別委員会で委員長に山崎正昭議員が選任された。

３月14日、本会議において、小宮山洋子・環境委員長の辞任が許可され、倉田議長は海野徹議員を環境委員長に指名した。

衆議院では、召集日当日、本会議において、久保哲司・国土交通委員長の辞任を許可し、綿貫民輔議長は後任の委員長に河合正智議員を指名した。３月７日、本会議において、坂井隆憲・厚生労働委員長の辞任を許可し、綿貫議長は後任の委員長に中山成彬議員を指名した。また召集日当日、災害対策特別委員会外５特別委員会が設置された。４月８日、本会議において、個人情報の保護に関する特別委員会が、６月24日、イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会がそれぞれ設置された。

平成14年度補正予算３案

平成14年度一般会計補正予算（第１号)、特別会計補正予算（特第１号）及び政府関係機関補正予算（機第１号）は１月20日、閣議決定され、同日、国会に提出された。

同日、両院本会議において、塩川財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑は、21日、衆議院本会議において、22日、参議院本会議において、それぞれ行われた。

同補正予算３案は、政府が平成14年12月12日に決定した「改革加速プログラム」を早急に実施するためのものであり、一般会計の歳出面においては、「改革加速プログラム」に関連して、経済・社会構造変革セーフティネット充実対策費として１兆5,000億円、構造改革推進型公共投資の促進のための経費として１兆5,000億円、合計３兆円が計上されている。このほか、地方交付税交付金5,325億円を減額するとともに、義務的経費や災害対策費の追加等、特に緊要となったやむを得ない事項等について措置することとしている。

他方、歳入面においては、租税について最近までの収入実績等を勘案して２兆5,400億円の減収を見込むとともに、その他収入の増加を見込んでいるが、なお不足する歳入については、４兆9,680億円の公債の追加発行を行うこととしている。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしている。

同補正予算は１月22日、両院の予算委員会において提案理由説明聴取が、それぞれ行われた。

衆議院では、予算委員会において、23日、基本的質疑が行われ、24日、27日、質疑がそれぞれ行われ、27日、可決された。同日の本会議においても、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会において、28日、総括質疑方式で質疑が行われ、29日、質疑が行われ、30日、質疑及び締めくくり質疑が行われ、討論の後、可決された。同日の本会議においても、討論の後、可決され、成立した。

同委員会においては、補正予算の性格と経済的効果、雇用対策、中小企業対策、景気対策、デフレ克服策、イラク情勢、日朝関係への政府の対応、構造改革特区、インフレターゲットの是非、不良債権問題への取組、消費税の見直し、義務的経費の補正計上の在り方、社会保障制度改革、遊休米軍施設の返還、政治資金問題等について質疑が行われた。

小泉総理大臣の施政方針演説等

１月31日、両院本会議において、小泉総理が施政方針演説、川口順子外務大臣が外交演説、塩川財務大臣が財政演説、竹中平蔵金融・経済財政政策担当大臣が経済演説を行った。施政方針演説の概要は次のとおりである。

今私に与えられた職責は、我が国の経済と社会の再生である。改革は、道半ばにあり、成果が明確に現れるまでには、いまだしばらく時間が必要である。今国会には、動き出した改革路線を更に確固たる軌道に乗せるための関連法案を提出する。

日本経済を再生するため、あらゆる政策手段を動員する必要があり、歳出、税制、金融、規制の４つの改革を加速させる。政府は日本銀行と一体となって、デフレ克服に取り組む。不良債権問題に全力で取り組み、平成16年度に終結させる。「金融再生プログラム」を着実に実施し、強固な金融システムを構築してまいる。金融危機は起こさせない。産業再生機構を設立するとともに、産業再生法を抜本的に改正し、民間の叡智と活力を最大限にいかしながら、産業再編や事業の早期再生に向けた取り組みを強化する。離職者に対する早期再就職の支援を充実し、雇用保険制度を見直すとともに、地域の創意工夫による雇用創出策を拡充するなどセーフティネットを強化する。

４月から日本郵政公社が発足する。民間的な経営を取り入れ、質の高いサービスが提供

されるものと考える。郵政事業は実質的な民営化の第一歩を踏み出した。国民的議論を踏まえ、更に改革を進めてまいる。道路関係４公団の民営化については、民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、建設コストを引き下げ、新会社の造る道路と税金で造る道路を区分するなど、改革の具体化を図ってまいる。

北朝鮮については、日朝平壌（ピョンヤン）宣言を踏まえ、国交正常化に取り組んでまいる。我が国は、米韓両国と緊密に連携し、また、中国、ロシアや国際機関とも協力しつつ、北朝鮮に対して、核兵器不拡散条約の遵守を求めるとともに、核兵器開発の放棄を強く求めてまいる。拉致被害者並びに御家族の立場を踏まえ、拉致問題の全面解決に最大限努力する。国際社会の責任ある一員となることが北朝鮮の利益に最もかなう選択であることを、粘り強く説得していく考えである。

イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は国際社会全体への脅威である。イラクが査察に全面的かつ積極的に協力し、大量破壊兵器の廃棄を始め関連する国連安全保障理事会の決議を履行することが重要であり、我が国として主体的な外交努力を継続してまいる。

明治維新の激動期も敗戦後の混乱期も、先人たちは、難局に敢然と立ち向かって今日の日本を築き上げてきた。悲観論から新しい挑戦は生まれない。厳しい経済状況下にあるとはいえ、今、私たちには、当時よりはるかに豊かな蓄積と、そこから生まれる大きな可能性がある。歴史に学び、勇気と希望を持って、新しい日本をつくり上げようではないか。

この施政方針演説に対して、衆議院本会議において、２月３日、４日、参議院本会議において、４日、５日、それぞれ代表質問が行われた。

質疑の主なものは、日本の将来ビジョン、政治とカネ、デフレの克服、平成15年度予算及び財政健全化、産業再生、中小企業支援、雇用、イラク問題、日朝関係、靖国神社参拝、有事法制、社会保障制度、健康保険本人３割負担、基礎年金国庫負担率引上げ、教育基本法、農林水産業、環境教育、市町村合併、郵政事業、司法制度改革等についてである。（政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。）

平成15年度総予算

一般会計予算の規模は81兆7,891億円で、前年度当初予算額に対して5,591億円、率にして0.7%のそれぞれ増加となった平成15年度総予算は、１月24日、閣議決定され、同日、国会に提出された。

１月31日、塩川財務大臣の財政演説が両院の本会議で行われた。

衆議院においては、２月５日、予算委員会において、提案理由説明を聴取し、６日、７日に基本的質疑を行い、12日、13日、14日、17日、18日、19日、21日の各日、一般的質疑を行った。20日、小泉総理も出席して政治資金問題等について一般的質疑を行い、24日、午前は経済・財政・金融・雇用等について、また午後は医療・福祉等についてそれぞれ集中質疑を行った。公聴会は25日、26日に、分科会は27日、28日にそれぞれ行った。３月３日、外交等について一般的質疑が行われた後、締めくくり質疑が行われ、野党４会派共同提案による平成15年度予算３案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議は否決され、平成15年度総予算は可決された。４日、本会議においても、野党４会派共同提案による平成15年度予算３案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議は否決され、平成15年度総予算は、可決され、参議院に送付された。

参議院では、２月５日、予算委員会において、趣旨説明を聴取した。

３月５日、６日、基本的質疑が総括質疑方式により行われ、７日、13日、14日、17日、18日、19日、24日午後、それぞれ質疑を行った。20日に公聴会を開き、６人の公述人から意見を聴取し、質疑を行った。11日午前、総理も出席して政治資金等に関する集中審議を行ったが、午後の一般質疑は、大島農林水産大臣の元秘書をめぐる問題について野党側が同大臣の答弁が曖昧かつ不誠実であることに態度を硬化させたため、行われなかった。他の委員会も空転し、12日の予算委員会も質疑が行われなかったが、13日午後、与野党が予算成立後に資金・献金疑惑問題の関係者を参考人として出席を求めること等で合意し、２日ぶりに再開した。24日午前、小泉総理も出席して外交・経済に関する集中審議を行った。

委嘱審査は、25日午前、沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、26日に内閣委員会外10委員会でそれぞれ行われた。

28日、締めくくり質疑が行われ、討論の後、可決された。同日、本会議において、平成15年度総予算は可決、成立した。

参議院予算委員会においては、日本経済の現状認識、円安誘導策実施の考えの有無、多年度税収中立の考え方、国庫補助金等の改革、2010年代初頭のプライマリーバランス黒字化への達成策、日銀買取資産の基本的考え、中小企業に対するセーフティネットの整備への対応、中小企業のための相談窓口充実の必要性、雇用のミスマッチへの対応策、医療制度の抜本的改革の進め方、平成15年４月からの医療費自己負担の２割から３割への引上げ凍結の必要性、年金制度改正の基本的考え、イラク問題に取り組む日本の基本姿勢明確化の必要性、国連決議のないままの米国の武力行使を支持の是非、北朝鮮問題の現状認識と対処策、北朝鮮の核開発への対応策、いわゆる政治とカネの問題、消費税の引上げ問題、産業再生機構、名古屋刑務所問題等について質疑が行われた。

決算等の審査

参議院においては、２月21日、本会議において小泉総理をはじめ全閣僚が出席のもと、塩川財務大臣から平成13年度決算の概要について報告を聴取し、これに対して質疑が行われた。同24日、決算委員会において、平成13年度決算外２件について同大臣から概要説明の聴取後、杉浦会計検査院長から会計検査院の検査報告について説明を聴取した。３月10日、同委員会において、平成13年度決算外２件について小泉総理をはじめ全閣僚が出席して全般質疑が行われた。小泉総理をはじめ全閣僚が決算委員会に出席しての質疑は国会史上初めてのことである。

質疑は３月31日、４月14日、21日、５月７日、12日、23日の６回にわたり各省庁等の審査が行われた。また、５月23日、平成11年度決算及び平成12年度決算についての警告に対する政府の措置について、塩川財務大臣から説明を聴取した。６月２日、16日、平成13年度決算外２件について締めくくり総括的質疑が行われたが、同16日、小泉総理をはじめ全閣僚が出席した締めくくり総括質疑が行われた。同決算書を議決した後、決算の国会への早期提出等の４項目について内閣に対し要請する決議を行った。同日、本会議においても、平成13年度決算外２件について、是認することに決した。また、内閣に対し、８項目にわたる警告決議を行った。

衆議院においては、４月16日、決算行政監視委員会において、平成13年度決算外２件について塩川財務大臣から概要説明を聴取後、杉浦会計検査院長から会計検査院の検査報告について説明を聴取した。５月７日、６月４日、７月14日の各日、質疑が行われ、５月19

日、20日の両日、４つの分科会が開かれ、７月14日、審査を終了し、15日、本会議において是認した。

個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）等５法案

第155回国会で未了、廃案となった個人情報の保護に関する法律案等５法案の経緯を踏まえ、３月７日、政府は、個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）等５法案を閣議決定し、同日、国会に提出した。新たに規定した主なものは、行政機関の職員等に対して罰則規定を設けること及び報道機関等マスコミ・著述家の規制規定を削除すること等である。

衆議院の野党４会派は、４月３日、個人情報の保護に関する法律案（枝野幸男君外８名提出）（衆第10号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（枝野幸男君外８名提出）（衆第11号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（枝野幸男君外８名提出）（衆第12号）、情報公開・個人情報保護審査会設置法案（枝野幸男君外８名提出）（衆第13号）の４法案を衆議院に提出した。

衆議院においては、内閣提出の５法案は野党４会派共同提出の４法案とともに、４月８日、本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。内閣提出の５法案及び野党４会派共同提出の４法案は、同日、個人情報の保護に関する特別委員会において、提案理由説明を聴取し、14日、野党会派が欠席のまま与党３会派が質疑を行った。15日から与野党が出席して、16日、17日、18日、22日、24日の各日、質疑を行った。23日、防衛庁が自衛官募集について地方公共団体に住民基本台帳の閲覧対象外の情報提供を要請したことに関する集中審議が行われ、21日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。25日、小泉総理も出席して質疑が行われた後、野党４会派共同提出の４法案はいずれも否決され、内閣提出の５法案はいずれも可決された。

５月６日、本会議においても野党４会派共同提出の４法案はいずれも否決され、内閣提出の５法案はいずれも可決され、参議院に送付された。

参議院においては、５月９日、本会議で内閣提出の５法案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同12日、個人情報の保護に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、13日、14日、15日の各日、小泉総理も出席して質疑が行われ、16日、19日の両日、防衛庁に対する集中的審議が行われ、20日、参考人の意見聴取及び質疑が行われた。21日、警察行政をめぐる件について集中的審議を行った後、小泉総理も出席して締めくくり質疑を行った。５法案に対する民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合の４会派共同提出の修正案は否決され、内閣提出の５法案は、いずれも可決された。23日、本会議においても、内閣提出の５法案は可決され、成立した。

委員会においては、個人情報取扱事業者の範囲、主務大臣の関与の在り方と第三者機関設置の必要性、金融・医療・情報通信分野等における個別法整備の必要性、住民基本台帳法に定める４情報の原則公開の見直し、自衛官募集業務に対する自治体の情報提供の在り方、警察作成とされる個人情報の外部流出問題及び個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口機関の整備等の諸問題について質疑が行われた。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院継続）等３法案

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

案（第154回国会閣法第88号）等３法案は、第154回国会に提出され、同国会及び第155回国会において衆議院で継続審査となった。

４月３日、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案における「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態」に修正する等の久間章生君外５名提出（自由民主党、公明党、保守新党の与党３会派共同提出）の３法案の修正案が衆議院に提出された。

これに対して、衆議院において、４月17日、自由党は安全保障基本法案（一川保夫君外１名提出）（衆第14号）及び非常事態対処基本法案（一川保夫君外１名提出）（衆第15号）の２法案を、30日、民主党・無所属クラブは緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案（前原誠司君外３名提出）（衆第18号）及び武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案（前原誠司君外１名提出）をそれぞれ提出した。

衆議院においては、４月９日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において、久間章生君外５名提出の３法案に対する修正案について提案理由説明を聴取した。４月18日、福田康夫内閣官房長官から、国民の保護のための法制について説明を聴取するとともに、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案等３法案及びこれら３法案に対する久間章生君外５名提出の３修正案について与党側の質疑が、24日、野党側の質疑がそれぞれ行われた。

５月６日、安全保障基本法案（一川保夫君外１名提出）（衆第14号）及び非常事態対処基本法案（一川保夫君外１名提出）（衆第15号）及び緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案（前原誠司君外３名提出）（衆第18号）の各案についてそれぞれ提案理由説明を聴取するとともに、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）に対する前原誠司君外１名提出の修正案について趣旨説明を聴取した。

内閣提出の３法案、安全保障基本法案（一川保夫君外１名提出）（衆第14号）等２法案及び緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案（前原誠司君外３名提出）（衆第18号）は、内閣提出の３法案に対する久間章生君外５名提出の３修正案及び武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）に対する前原誠司君外１名提出の修正案とともに、同９日、12日、13日の各日、質疑を行った。また、８日、参考人の意見を聴取し、質疑を行った。14日、有事法制について13日の小泉総理と菅直人民主党代表との党首会談で合意された内容を盛り込んで新たに提出された、久間章生君外９名提出（自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、保守新党の４会派共同提出）の武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案の修正案について提案理由説明を聴取した。

なお、４月９日に提案理由説明を聴取した久間章生君外５名提出の武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案の修正案及び５月６日に提案理由説明を聴取した武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）に対する前原誠司君外１名提出の修正案は撤回を許可された。５月14日、小泉総理も出席して質疑が行われた後、内閣提出の３法案はいずれも修正議決された。15日、本会議においても内閣提出の３法案はいず

れも修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、衆議院送付の３法案について、５月19日、本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において、趣旨説明の聴取及び衆議院における修正部分の説明聴取が行われ、20日、小泉総理をはじめ全閣僚が出席して質疑が行われた。22日、23日、26日、27日、28日、６月２日、３日、４日の各日、質疑が行われたが、５月29日、福井県福井市及び神奈川県横須賀市においていわゆる地方公聴会が開催された。６月３日、政府に対する質疑を行った後、参考人の意見を聴取し、質疑を行った。５日、小泉総理も出席して質疑が行われた後、３法案はいずれも可決された。６日、本会議においても３法案はいずれも可決され、成立した。

委員会においては、有事法制の整備と憲法との関係、緊急事態における基本法制と危機管理組織の在り方、不審船・テロ対策等新たな脅威への対処、有事法制整備の防衛政策への影響、自衛隊の在り方、国民保護法制における基本的人権の尊重、国民保護法制の整備における地方公共団体の意見聴取と警察・消防の役割、武力攻撃事態等における国民の協力、武力攻撃事態等における対米支援と米軍の行動の円滑化に関する法制の内容、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係、米国の戦略との関係、指定公共機関の指定に当たっての日本赤十字社及び民間放送事業者の取扱い、国民・国会への情報提供、武力行使の判断権者、防衛出動時における物資の収用等に伴う補償と物資保管命令及び業務従事命令、事態対処専門委員会の体制と事務局の設置等の諸問題について質疑が行われた。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（以下、イラク人道復興支援特別措置法案と略記）及び平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第121号）（以下、テロ対策特別措置法改正案と略記）の２法案は、６月13日、閣議決定され、同日、国会に提出された。

衆議院において、両案は、６月24日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会において、提案理由説明聴取、25日、小泉総理に出席を求めて質疑が行われた。同26日、27日、30日、質疑が行われた。７月１日午前、イラク人道復興支援特別措置法案について参考人の意見を聴取し、質疑を行った。同日午後、イラクに調査団を派遣した各党から参考人を招致し、質疑が行われた。２日午前、両案について質疑が行われ、同日午後、自衛隊の部隊等による対応措置（人道復興支援活動及び安全確保支援活動）の実施に関する規定を削除することなどを主な内容とする民主党・無所属クラブ提出の修正案の趣旨説明聴取後、両案及び同修正案を一括して議題とし、質疑が行われた。３日午前、両案及び同修正案について質疑が行われ、同日午後、小泉総理の出席を求めて質疑が行われた後、同修正案は賛成少数で否決され、イラク人道復興支援特別措置法案は賛成多数で可決された。また、野党４会派共同提案の国連主導によるイラクへの人道復興支援の実現を求めるの件について決議を行うべしとの動議は賛成少数で否決された。４日、本会議において、

イラク人道復興支援特別措置法案は賛成多数で可決され、参議院に送付された。なお、28日、テロ対策特別措置法改正案は継続審査となった。

参議院においては、イラク人道復興支援特別措置法案は７月７日、本会議で趣旨説明聴取、質疑が行われた。８日、外交防衛委員会において、趣旨説明聴取、９日、外交防衛委員会及び内閣委員会による連合審査会で、小泉総理並びに福田官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し、質疑が行われた。外交防衛委員会において、10日、15日、17日、所管大臣等に対し質疑が行われ、18日、公聴会が開催され、22日及び25日午前、質疑が行われ、25日午後、小泉総理に出席を求めて質疑が行われた後、討論を省略して、採決に入ることの動議の可決により採決に入り、イラク人道復興支援特別措置法案は賛成多数で可決された。同日深夜、倉田議長は本会議の延会を宣告し、26日未明の本会議において、イラク人道復興支援特別措置法案は賛成多数で可決、成立した。

委員会においては、イラクの復興を支援する理由とその取組方針、国連安保理決議第1483号と本法案に基づく対応措置との関係、憲法と本法案との関係、米国等による対イラク武力行使の正当性と大量破壊兵器をめぐる問題、連合暫定統治機構及び米英軍との関係、文民の職員やＮＧＯなどによる人道復興支援、イラクの治安状況、自衛隊派遣の必要性と想定される業務内容、戦闘行為の判断権者、「戦闘地域」と「非戦闘地域」との判別、武器使用の在り方、対応措置の実施に当たっての安全の確保、派遣自衛隊員の処遇と事前研修、派遣国における自衛隊の地位に関する取り決め、自衛隊の海外派遣を含む国際平和協力に係る恒久法の検討等の諸問題について質疑が行われた。

調査会

国際問題に関する調査会は、「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について、２月12日、中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響、19日、東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止、26日、東アジア地域の経済統合、４月２日、情報化の進展と東アジアのＩＴについての４回にわたり、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、４月16日、東アジア経済の現状と展望について意見の交換と政府参考人に対する質疑を行った。６月11日、国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

国民生活・経済に関する調査会は、「真に豊かな社会の構築」のうち、２月12日、少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方、26日、都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題、４月２日、個の確立を促す教育・学習の在り方、５月14日、ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ活動等社会参加システムの在り方についての４回にわたり、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った。同28日、国民意識の変化に応じた新たなライフスタイルについて政府参考人に質疑を行った後、「真に豊かな社会の構築」について、意見の交換を行った。７月２日、国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

共生社会に関する調査会は、「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（バリアフリー社会の実現）について、２月５日、政府から説明を聴取し、質疑を行い、12日、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。４月２日、障害者の自立と社会参加に関する件（障害者の権利）について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、５月７日、障害者の自立と社会参加に関する件について委員間の意見交換を行った。

児童虐待防止に関する件について、２月26日、政府から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取し、質疑を行った。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、４月16日、政府から説明を、参考人から意見をそれぞれ聴取し、質疑を行った。

６月16日、児童虐待の防止に関する決議を行うとともに、共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

３調査会の中間報告については、参議院本会議において、６月13日、国際問題に関する調査会長から、27日、共生社会に関する調査会長から、７月７日、国民生活・経済に関する調査会長からそれぞれ報告が行われた。

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、国家の基本政策に関する件について、菅直人君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉総理と討議を行った。討議は、２月12日、３月19日、４月23日、６月11日、７月23日の５回行われたが、２月12日、４月23日、７月23日の３回、小沢一郎君は討議を行わなかった。なお、今国会から、討議時間は従来の40分間を５分間延長し、合計45分間となった。

合同審査会では、ブッシュ大統領の対イラク最後通告に対する政府の支持に国民への説明が不十分、米国の対イラク武力攻撃の理由、国連を中心としたイラク復興支援の必要性、イラクで大量破壊兵器が発見されなかった場合の総理の対応、イラク支援特別措置法案に基づき自衛隊を派遣する非戦闘地域の存在の有無、北朝鮮の核開発問題、日本の対北朝鮮外交方針を明確にすることの必要性、政権選択が可能な選挙を行うために必要な、国民との契約であるマニフェストに対する総理の所見、平成15年４月からの勤労者の健康保険の医療費自己負担割合の２割から３割への引上げとその影響、若年者採用抑制の大企業に若年雇用増を促す考えの有無等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

参議院憲法調査会は、基本的人権について、２月12日、19日、26日、３月12日の４回にわたりそれぞれ参考人から意見を聴取し、質疑を行った。４月16日、意見の交換を行った。また、平和主義と安全保障については、５月７日、14日、７月９日、16日の４回にわたり、それぞれ参考人から意見を聴取し、質疑の後、意見の交換を行った。また、６月４日、公聴会を開催した。

衆議院憲法調査会は、８回にわたり全体での自由討議を行った。また、最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会等４つの小委員会を設置し、それぞれ５回にわたり参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、自由討議を行った。さらに、５月12日、石川県金沢市、６月９日、香川県高松市において、それぞれ地方公聴会を開催した。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から新たに提出された法律案は121件であり、このうち118件が成立し、衆議院で３件が継続審査となった。

また、前国会から衆議院及び参議院でそれぞれ継続審査となっていた内閣提出法律案５件のうち４件が成立し、参議院で１件が引き続き継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに18件提出され、このうち２件が成立し、残り16件のうち１件は参議院で継続審査となり、２件が撤回、13件が未了となった。

また、前国会から参議院で継続審査となっていた参議院議員提出法律案４件のうち１件は撤回となり、３件は未了となった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された51件のうち12件が成立し、残り39件のうち衆議院で26件が継続審査となり、８件が否決、１件が撤回となり、４件が未了となった。

また、前国会から継続審査となっていた衆議院議員提出法律案41件のうち２件が成立し、残り39件のうち衆議院で32件が引き続き継続審査となり、参議院で１件が継続審査となり、１件は否決、１件は撤回となり、４件が未了となった。

予算は６件提出され、いずれも成立した。

条約は新規に提出された９件が、すべて承認された。

内閣提出の承認案件は２件であり、すべて承認された。

決議案は６件提出され、１件が可決、５件が否決された。

国政調査

イラク問題については、米国等の対イラク武力行使に関する件、イラクの復旧・復興支援に関する件、中東情勢に関する件、イラク情勢に関する件等について、外交防衛委員会において、３月25日、４月15日、５月８日、イラク復興支援の在り方に関する件については、内閣委員会において、６月12日、それぞれ質疑を行ったほか、関係委員会において質疑を行った。

北朝鮮問題については、北朝鮮情勢に関する件、自衛隊の防衛能力に関する件等について、外交防衛委員会において、３月25日、４月15日、５月８日、質疑を行ったほか、関係委員会において質疑を行った。

政策評価の現状等に関する件等について、参議院行政監視委員会において、４月23日、政府から説明を聴取し、５月12日、質疑を行った。５月26日、６月９日、30日の各日、政府から説明を聴取し、質疑を行い、７月16日、政策評価に関する決議を行った。18日、本会議においても、政策評価に関する決議案（白浜一良君外９名発議）が可決された。

名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件については、法務委員会において、３月20日、27日の両日、質疑を行ったほか、関係委員会において質疑を行った。

医療制度改革に関する件については、厚生労働委員会において、４月１日、基本方針に基づく医療制度改革の工程表を示す必要性、基本方針に基づき医療制度改革を行った場合の財政影響、医療制度改革を巡る利害対立の調整方法等の諸問題について質疑を行ったほか、関係委員会において質疑を行った。

重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）への対応に関する件については、厚生労働委員会において、５月27日、坂口力厚生労働大臣から報告を聴取した後、質疑を行った。このほか、関係委員会において質疑を行った。

りそなホールディングスに資本増強のための公的資金を投入する問題については、５月22日、財政金融委員会において、金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告について、竹中金融担当相から説明を聴取した後、りそな銀行に対する預金保険法第102条第１項第１号に基づく資本増強に関する件、ゼロ金利政策の影響に関する件等の諸問題について質疑を行った。

５月29日、経済問題に関する集中審議が小泉総理も出席して予算委員会で行われた。りそなホールディングスへの資本増強のための公的資金投入決定等の諸問題について質疑を

行った。６月13日、財政金融委員会で、りそな銀行に関する件について、参考人・株式会社りそな銀行前頭取等に対して質疑を行った。25日、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会で、りそな銀行問題等について質疑を行った。

国会の移転に関する件については、衆議院において、５月28日、国会等の移転に関する特別委員会において、設置以来12年間に及ぶ同特別委員会の議論を取りまとめた中間報告について、協議決定した。29日の本会議において、同特別委員長が、調査の中間報告を行った。参議院においては、国会等の移転に関する特別委員会おいて、４月23日、社会経済状況の変化に関する件について常任委員会専門員から説明を聴取後、参考人の意見聴取、質疑を行った。６月11日、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える旨の中間報告を議長に提出すること、及び本会議に同報告を申し出ることを決定した。13日、本会議において、同特別委員長から調査の中間報告が行われた。16日、衆参両院の「国会等の移転に関する調査報告書（中間報告）」に基づき、それぞれ衆参両院11名ずつの議員で構成される「政党間における国会等の移転に関する両院協議会」が設置された。

1 参議院役員等一覧

（会期終了日 15.7.28 現在）

役員名		召集日(15.1.20)	会期中選任
議長		倉田　寛之（無）	
副議長		本岡　昭次（無）	
常任委員長	内閣	小川　敏夫（民主）	
	総務	山崎　　力（自保）	
	法務	魚住 裕一郎（公明）	
	外交防衛	松村　龍二（自保）	
	財政金融	柳田　　稔（民主）	
	文教科学	大野 つや子（自保）	
	厚生労働	金田　勝年（自保）	
	農林水産	三浦　一水（自保）	
	経済産業	田浦　　直（自保）	
	国土交通	藤井　俊男（民主）	
	環境	小宮山 洋子（民主）	海野　　徹（民主）15.3.14選任
	国家基本政策	江田　五月（民主）	
	予算	陣内　孝雄（自保）	
	決算	中原　　爽（自保）	
	行政監視	白浜　一良（公明）	
	議院運営	宮崎　秀樹（自保）	
	懲罰	吉岡　吉典（共産）	
特別委員長	災害対策	福本　潤一（公明）※	
	沖縄・北方	本田　良一（民主）※	
	国会移転	松谷 蒼一郎（自保）※	
	金融経済	清水　達雄（自保）※	佐藤　道夫（民主）15.5.9選任
	倫理選挙	沓掛　哲男（自保）※	
	個人情報		尾辻　秀久（自保）15.5.9選任
	事態対処		山崎　正昭（自保）15.5.16選任
調査会長	国際問題	関谷　勝嗣（自保）	
	国民生活	勝木　健司（民主）	
	共生社会	小野　清子（自保）	
憲法調査会会長		野沢　太三（自保）	
政治倫理審査会会長		中曽根 弘文（自保）	
事務総長		川村　良典	

※印は召集日(15.1.20)選任

2 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 15.7.28 現在）

会派	議員数	① 16.7.25 任期満了			② 19.7.28 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党・保守新党	116 (11)	17 (2)	34	51 (2)	21 (6)	44 (3)	65 (9)
民主党・新緑風会	60 (7)	12 (2)	21 (2)	33 (4)	8 (1)	19 (2)	27 (3)
公明党	24 (4)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	8 (1)	5 (1)	13 (2)
日本共産党	20 (10)	8 (2)	7 (5)	15 (7)	4 (3)	1	5 (3)
国会改革連絡会 （自由党・無所属の会）	13 (1)	3	4	7	4	2 (1)	6 (1)
社会民主党・護憲連合	6 (2)	3 (2)	0	3 (2)	3	0	3
みどりの会議	2 (1)	0	2 (1)	2 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	6 (1)	0	4 (1)	4 (1)	0	2	2
合計	247 (37)	50 (9)	76 (10)	126 (19)	48 (11)	73 (7)	121 (18)
欠員	0	0	0	0	0	0	0
定数	247	50	76	126	48	73	121

（ ）内は女性議員数

3 会派別所属議員一覧

（召集日 15.1.20 現在）

無印の議員は平成16年７月25日任期満了、○印の議員は平成19年７月28日任期満了
また、（ ）内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党・保守新党】

（１１５名）

阿南　一成（比　例）
青木　幹雄（島　根）
○有村　治子（比　例）
市川　一朗（宮　城）
岩城　光英（福　島）
上野　公成（群　馬）
○尾辻　秀久（比　例）
○大野　つや子（岐　阜）
○加治屋　義人（鹿児島）
○狩野　安（茨　城）
○片山　虎之助（岡　山）
河本　英典（滋　賀）
○北岡　秀二（徳　島）
○国井　正幸（栃　木）
○小林　温（神奈川）
○近藤　剛（比　例）
○佐藤　泰三（埼　玉）
○桜井　新（比　例）
清水　達雄（比　例）
○鈴木　政二（愛　知）
○田浦　直（長　崎）
田村　耕太郎（鳥　取）
○武見　敬三（比　例）
月原　茂皓（比　例）
中川　義雄（北海道）
中曽根　弘文（群　馬）
○西田　吉宏（京　都）
野沢　太三（比　例）
○橋本　聖子（比　例）
日出　英輔（比　例）
○保坂　三蔵（東　京）
松谷　蒼一郎（長　崎）
○松山　政司（福　岡）
宮崎　秀樹（比　例）
○森元　恒雄（比　例）
山内　俊夫（香　川）
○阿部　正俊（山　形）
○荒井　正吾（奈　良）
井上　吉夫（鹿児島）
入澤　肇（比　例）
岩永　浩美（佐　賀）
○魚住　汎英（比　例）
大島　慶久（比　例）
○太田　豊秋（福　島）
加藤　紀文（岡　山）
○景山　俊太郎（島　根）
○金田　勝年（秋　田）
木村　仁（熊　本）
久世　公堯（比　例）
○小泉　顕雄（比　例）
○後藤　博子（大　分）
佐々木　知子（比　例）
斉藤　滋宣（秋　田）
○山東　昭子（比　例）
椎名　一保（千　葉）
○世耕　弘成（和歌山）
田中　直紀（新　潟）
○伊達　忠一（北海道）
○谷川　秀善（大　阪）
○常田　享詳（鳥　取）
○中島　啓雄（比　例）
○中原　爽（比　例）
○西銘　順志郎（沖　縄）
野間　赳（愛　媛）
服部　三男雄（奈　良）
○福島　啓史郎（比　例）
○真鍋　賢二（香　川）
松田　岩夫（岐　阜）
○三浦　一水（熊　本）
森下　博之（高　知）
森山　裕（鹿児島）
○山崎　力（青　森）
○愛知　治郎（宮　城）
有馬　朗人（比　例）
泉　信也（比　例）
○岩井　國臣（比　例）
上杉　光弘（宮　崎）
○小野　清子（比　例）
○大仁田　厚（比　例）
○扇　千景（比　例）
加納　時男（比　例）
○柏村　武昭（広　島）
亀井　郁夫（広　島）
岸　宏一（山　形）
○沓掛　哲男（石　川）
○小斉平　敏文（宮　崎）
○鴻池　祥肇（兵　庫）
佐藤　昭郎（比　例）
斎藤　十朗（三　重）
○清水　嘉与子（比　例）
○陣内　孝雄（佐　賀）
○関谷　勝嗣（愛　媛）
○田村　公平（高　知）
○竹山　裕（静　岡）
○段本　幸男（比　例）
鶴保　庸介（和歌山）
○中島　眞人（山　梨）
仲道　俊哉（大　分）
○野上　浩太郎（富　山）
南野　知惠子（比　例）
○林　芳正（山　口）
○藤井　基之（比　例）
○舛添　要一（比　例）
○松村　龍二（福　井）
○溝手　顕正（広　島）
森田　次夫（比　例）
矢野　哲朗（栃　木）
山崎　正昭（福　井）

○山下　英利（滋　賀）　山下　善彦（静　岡）　○山本　一太（群　馬）
○吉田　博美（長　野）　吉村　剛太郎（福　岡）　若林　正俊（長　野）
脇　雅史（比　例）

【民主党・新緑風会】

（６０名）

浅尾　慶一郎（神奈川）　○朝日　俊弘（比　例）　○伊藤　基隆（比　例）
○池口　修次（比　例）　○今泉　昭（千　葉）　○岩本　司（福　岡）
海野　徹（静　岡）　江田　五月（岡　山）　江本　孟紀（比　例）
○小川　勝也（北海道）　小川　敏夫（東　京）　○大塚　耕平（愛　知）
○岡崎　トミ子（宮　城）　勝木　健司（比　例）　○神本　美恵子（比　例）
川橋　幸子（比　例）　木俣　佳丈（愛　知）　北澤　俊美（長　野）
郡司　彰（茨　城）　○小林　元（茨　城）　小宮山　洋子（比　例）
奥石　東（山　梨）　佐藤　泰介（愛　知）　○佐藤　道夫（比　例）
佐藤　雄平（福　島）　○齋藤　勁（神奈川）　櫻井　充（宮　城）
○榛葉　賀津也（静　岡）　○鈴木　寛（東　京）　高嶋　良充（比　例）
○高橋　千秋（三　重）　○谷　博之（栃　木）　谷林　正昭（富　山）
千葉　景子（神奈川）　○ツルネン　マルテイ（比　例）　○辻　泰弘（兵　庫）
○角田　義一（群　馬）　内藤　正光（比　例）　直嶋　正行（比　例）
信田　邦雄（比　例）　○羽田　雄一郎（長　野）　長谷川　清（比　例）
○平田　健二（岐　阜）　広中　和歌子（千　葉）　福山　哲郎（京　都）
藤井　俊男（埼　玉）　○藤原　正司（比　例）　堀　利和（比　例）
本田　良一（熊　本）　○松井　孝治（京　都）　円　より子（比　例）
峰崎　直樹（北海道）　簗瀬　進（栃　木）　柳田　稔（広　島）
山下　八洲夫（岐　阜）　○山根　隆治（埼　玉）　○山本　孝史（大　阪）
○和田　ひろ子（福　島）　○若林　秀樹（比　例）　藁科　滿治（比　例）

【公　明　党】

（２４名）

荒木　清寛（比　例）　○魚住　裕一郎（比　例）　○加藤　修一（比　例）
風間　昶（比　例）　○草川　昭三（比　例）　○木庭　健太郎（比　例）
沢　たまき（比　例）　○白浜　一良（大　阪）　○高野　博師（埼　玉）
続　訓弘（比　例）　鶴岡　洋（比　例）　○遠山　清彦（比　例）
浜田　卓二郎（埼　玉）　浜四津　敏子（東　京）　日笠　勝之（比　例）
弘友　和夫（福　岡）　○福本　潤一（比　例）　○松　あきら（神奈川）
森本　晃司（比　例）　○山口　那津男（東　京）　山下　栄一（大　阪）
○山本　香苗（比　例）　○山本　保（愛　知）　○渡辺　孝男（比　例）

【日本共産党】

（２０名）

○井上　哲士（比　例）　井上　美代（東　京）　池田　幹幸（比　例）
市田　忠義（比　例）　岩佐　恵美（比　例）　○緒方　靖夫（東　京）
大沢　辰美（兵　庫）　○紙　智子（比　例）　小池　晃（比　例）

小泉　親司（比　例）	大門　実紀史（比　例）	富樫　練三（埼　玉）
西山　登紀子（京　都）	畑野　君枝（神奈川）	八田　ひろ子（愛　知）
林　紀子（比　例）	○筆坂　秀世（比　例）	宮本　岳志（大　阪）
吉岡　吉典（比　例）	○吉川　春子（比　例）	

【国会改革連絡会（自由党・無所属の会）】

（１４名）

岩本　荘太（石　川）	○大江　康弘（比　例）	島袋　宗康（沖　縄）
田名部　匡省（青　森）	○田村　秀昭（比　例）	高橋　紀世子（徳　島）
西岡　武夫（比　例）	平野　貞夫（比　例）	○平野　達男（岩　手）
広野　ただし（比　例）	松岡　滿壽男（山　口）	○森　ゆうこ（新　潟）
山本　正和（比　例）	渡辺　秀央（比　例）	

【社会民主党・護憲連合】

（５名）

大脇　雅子（比　例）	○大田　昌秀（比　例）	福島　瑞穂（比　例）
渕上　貞雄（比　例）	○又市　征治（比　例）	

【各派に属しない議員】

（８名）

大渕　絹子（新　潟）	○倉田　寛之（千　葉）	○黒岩　宇洋（新　潟）
椎名　素夫（岩　手）	○田嶋　陽子（比　例）	中村　敦夫（東　京）
西川　きよし（大　阪）	本岡　昭次（兵　庫）	

4　議員の異動

第155回国会終了日（14.12.13）以降における議員の異動

○辞職

筆坂　　秀世君（共産・比例）　15. 6.27　辞職

○公職選挙法第90条による退職

田嶋　　陽子君（ 無 ・比例）　15. 3.27　退職

小宮山　洋子君（民主・比例）　15. 4.15　退職

○繰上補充当選

田　　英夫君（社民・比例）　15. 4. 8　当選（田嶋陽子君退職による）

中島　　章夫君（民主・比例）　15. 4.23　当選（小宮山洋子君退職による）

小林　美恵子君（共産・比例）　15. 7. 7　当選（筆坂秀世君辞職による）

○補欠当選

岡田　　広君（自保・茨城）　15. 5. 1　当選　　久野恒一君の補欠

○会派結成

「みどりの会議」　15. 7.28　結成

中村　　敦夫君（代表）

高橋　紀世子君

○会派名変更

「自由民主党・保守党」　14.12.27　「自由民主党・保守新党」に変更

○所属会派異動・会派所属

西川　きよし君　　15. 1. 9　国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を退会

高橋　紀世子君　　15. 7.28　国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を退会

5 委員会及び調査会等委員一覧

（初回開会日現在）

【内閣委員会】

（２１名）

委員長	小川	敏夫（民主）	上野	公成（自保）	松井	孝治（民主）
理　事	阿部	正俊（自保）	竹山	裕（自保）	白浜	一良（公明）
理　事	亀井	郁夫（自保）	西銘	順志郎（自保）	山口	那津男（公明）
理　事	森下	博之（自保）	野沢	太三（自保）	筆坂	秀世（共産）
理　事	長谷川	清（民主）	山崎	正昭（自保）	島袋	宗康（国連）
理　事	吉川	春子（共産）	岡崎	トミ子（民主）	黒岩	宇洋（無）
	阿南	一成（自保）	川橋	幸子（民主）	田嶋	陽子（無）

（15.3.14 現在）

【総務委員会】

（２５名）

委員長	山崎	力（自保）	岸	宏一（自保）	木庭	健太郎（公明）
理　事	景山	俊太郎（自保）	久世	公堯（自保）	山下	栄一（公明）
理　事	世耕	弘成（自保）	椎名	一保（自保）	八田	ひろ子（共産）
理　事	山内	俊夫（自保）	谷川	秀善（自保）	宮本	岳志（共産）
理　事	伊藤	基隆（民主）	森元	恒雄（自保）	松岡	滿壽男（国連）
理　事	辻	泰弘（民主）	輿石	東（民主）	渡辺	秀央（国連）
	泉	信也（自保）	高嶋	良充（民主）	又市	征治（社民）
	小野	清子（自保）	谷	博之（民主）		
	加藤	紀文（自保）	松井	孝治（民主）		

（15.1.28 現在）

【法務委員会】

（２１名）

委員長	魚住	裕一郎（公明）	岩井	國臣（自保）	鈴木	寛（民主）
理　事	荒井	正吾（自保）	柏村	武昭（自保）	角田	義一（民主）
理　事	市川	一朗（自保）	佐々木	知子（自保）	浜四津	敏子（公明）
理　事	千葉	景子（民主）	陣内	孝雄（自保）	平野	貞夫（国連）
理　事	荒木	清寛（公明）	中川	義雄（自保）	福島	瑞穂（社民）
理　事	井上	哲士（共産）	野間	赳（自保）	倉田	寛之（無）
	青木	幹雄（自保）	江田	五月（民主）	本岡	昭次（無）

（15.3.20 現在）

【外交防衛委員会】

（２１名）

委員長	松村	龍二（自保）	佐藤	昭郎（自保）	佐藤	道夫（民主）
理　事	山下	善彦（自保）	桜井	新（自保）	齋藤	勁（民主）
理　事	山本	一太（自保）	月原	茂皓（自保）	榛葉	賀津也（民主）
理　事	広中	和歌子（民主）	日出	英輔（自保）	遠山	清彦（公明）
理　事	高野	博師（公明）	舛添	要一（自保）	吉岡	吉典（共産）
理　事	小泉	親司（共産）	矢野	哲朗（自保）	田村	秀昭（国連）
	河本	英典（自保）	小宮山	洋子（民主）	大田	昌秀（社民）

（15.3.14 現在）

【財政金融委員会】

（２５名）

委員長	柳田	稔	（民主）	田村	耕太郎	（自保）	峰崎	直樹（民主）
理　事	入澤	肇	（自保）	中島	啓雄	（自保）	山本	保（公明）
理　事	尾辻	秀久	（自保）	西田	吉宏	（自保）	池田	幹幸（共産）
理　事	林	芳正	（自保）	溝手	顕正	（自保）	大門	実紀史（共産）
理　事	円	より子	（民主）	森山	裕	（自保）	平野	達男（国連）
理　事	浜田	卓二郎	（公明）	若林	正俊	（自保）	大渕	絹子（無）
	上杉	光弘	（自保）	大塚	耕平	（民主）	椎名	素夫（無）
	佐藤	泰三	（自保）	勝木	健司	（民主）		
	清水	達雄	（自保）	櫻井	充	（民主）		

（15.2.13 現在）

【文教科学委員会】

（２１名）

委員長	大野	つや子	（自保）	有村	治子	（自保）	江本	孟紀（民主）
理　事	仲道	俊哉	（自保）	大仁田	厚	（自保）	神本	美恵子（民主）
理　事	橋本	聖子	（自保）	扇	千景	（自保）	山根	隆治（民主）
理　事	佐藤	泰介	（民主）	北岡	秀二	（自保）	草川	昭三（公明）
理　事	山本	香苗	（公明）	後藤	博子	（自保）	畑野	君枝（共産）
理　事	林	紀子	（共産）	中曽根	弘文	（自保）	西岡	武夫（国連）
	有馬	朗人	（自保）	岩本	司	（民主）	山本	正和（国連）

（15.3.18 現在）

【厚生労働委員会】

（２５名）

委員長	金田	勝年	（自保）	伊達	忠一	（自保）	堀	利和（民主）
理　事	武見	敬三	（自保）	中原	爽	（自保）	風間	昶（公明）
理　事	中島	眞人	（自保）	南野	知惠子	（自保）	井上	美代（共産）
理　事	浅尾	慶一郎	（民主）	藤井	基之	（自保）	小池	晃（共産）
理　事	山本	孝史	（民主）	宮崎	秀樹	（自保）	森	ゆうこ（国連）
理　事	沢	たまき	（公明）	森田	次夫	（自保）	大脇	雅子（社民）
	狩野	安	（自保）	朝日	俊弘	（民主）	西川	きよし（無）
	鴻池	祥肇	（自保）	今泉	昭	（民主）		
	斎藤	十朗	（自保）	谷	博之	（民主）		

（15.3.18 現在）

【農林水産委員会】

（２１名）

委員長	三浦	一水	（自保）	太田	豊秋	（自保）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	国井	正幸	（自保）	加治屋	義人	（自保）	本田	良一（民主）
理　事	田中	直紀	（自保）	小斉平	敏文	（自保）	日笠	勝之（公明）
理　事	常田	享詳	（自保）	服部	三男雄	（自保）	渡辺	孝男（公明）
理　事	和田	ひろ子	（民主）	松山	政司	（自保）	富樫	練三（共産）
理　事	紙	智子	（共産）	郡司	彰	（民主）	岩本	荘太（国連）
	岩永	浩美	（自保）	信田	邦雄	（民主）	中村	敦夫（無）

（15.3.18 現在）

【経済産業委員会】

（２１名）

委員長	田浦	直	（自保）	小林	温	（自保）	簗瀬	進 （民主）
理　事	魚住	汎英	（自保）	近藤	剛	（自保）	若林	秀樹 （民主）
理　事	加納	時男	（自保）	関谷	勝嗣	（自保）	鶴岡	洋 （公明）
理　事	松田	岩夫	（自保）	福島	啓史郎	（自保）	松	あきら （公明）
理　事	木俣	佳丈	（民主）	保坂	三蔵	（自保）	緒方	靖夫 （共産）
理　事	平田	健二	（民主）	直嶋	正行	（民主）	西山	登紀子 （共産）
	片山	虎之助	（自保）	藤原	正司	（民主）	広野	ただし （国連）

（15.3.18 現在）

【国土交通委員会】

（２５名）

委員長	藤井	俊男	（民主）	斉藤	滋宣	（自保）	佐藤	雄平 （民主）
理　事	鈴木	政二	（自保）	田村	公平	（自保）	谷林	正昭 （民主）
理　事	脇	雅史	（自保）	鶴保	庸介	（自保）	続	訓弘 （公明）
理　事	山下	八洲夫	（民主）	野上	浩太郎	（自保）	大沢	辰美 （共産）
理　事	森本	晃司	（公明）	松谷	蒼一郎	（自保）	富樫	練三 （共産）
理　事	大江	康弘	（国連）	吉田	博美	（自保）	田名部	匡省 （国連）
	岩城	光英	（自保）	吉村	剛太郎	（自保）	渕上	貞雄 （社民）
	木村	仁	（自保）	池口	修次	（民主）		
	沓掛	哲男	（自保）	北澤	俊美	（民主）		（15.3.14 現在）

【環境委員会】

（２１名）

委員長	海野	徹	（民主）	井上	吉夫	（自保）	福山	哲郎 （民主）
理　事	大島	慶久	（自保）	小泉	顕雄	（自保）	藁科	満治 （民主）
理　事	清水	嘉与子	（自保）	山東	昭子	（自保）	加藤	修一 （公明）
理　事	段本	幸男	（自保）	真鍋	賢二	（自保）	弘友	和夫 （公明）
理　事	小川	勝也	（民主）	山下	英利	（自保）	福本	潤一 （公明）
理　事	高橋	紀世子	（国連）	小林	元	（民主）	岩佐	恵美 （共産）
	愛知	治郎	（自保）	ツルネン	マルテイ	（民主）	— 欠員１名 —	

（15.3.18 現在）

※ 4.16 議長は、田 英夫君（社民）を環境委員に指名した。

【国家基本政策委員会】

（２０名）

委員長	江田	五月	（民主）	小泉	顕雄	（自保）	直嶋	正行 （民主）
理　事	河本	英典	（自保）	桜井	新	（自保）	日笠	勝之 （公明）
理　事	野間	赳	（自保）	中島	眞人	（自保）	富樫	練三 （共産）
理　事	北澤	俊美	（民主）	舛添	要一	（自保）	筆坂	秀世 （共産）
理　事	木庭	健太郎	（公明）	松田	岩夫	（自保）	西岡	武夫 （国連）
	有村	治子	（自保）	輿石	東	（民主）	渕上	貞雄 （社民）
	狩野	安	（自保）	角田	義一	（民主）		（15.2.4 現在）

【予算委員会】

（４５名）

委員長	陣内	孝雄	（自保）	大島	慶久	（自保）	辻	泰弘 （民主）
理　事	木村	仁	（自保）	国井	正幸	（自保）	福山	哲郎 （民主）
理　事	谷川	秀善	（自保）	山東	昭子	（自保）	藤原	正司 （民主）
理　事	保坂	三蔵	（自保）	清水	嘉与子	（自保）	円	より子 （民主）
理　事	山下	英利	（自保）	世耕	弘成	（自保）	峰崎	直樹 （民主）
理　事	郡司	彰	（民主）	田中	直紀	（自保）	若林	秀樹 （民主）
理　事	齋藤	勁	（民主）	伊達	忠一	（自保）	福本	潤一 （公明）
理　事	山本	保	（公明）	武見	敬三	（自保）	松	あきら （公明）
理　事	大門	実紀史	（共産）	段本	幸男	（自保）	森本	晃司 （公明）
理　事	平野	貞夫	（国連）	中川	義雄	（自保）	井上	哲士 （共産）
	阿部	正俊	（自保）	仲道	俊哉	（自保）	紙	智子 （共産）
	愛知	治郎	（自保）	山下	善彦	（自保）	林	紀子 （共産）
	有馬	朗人	（自保）	朝日	俊弘	（民主）	高橋	紀世子 （国連）
	泉	信也	（自保）	佐藤	道夫	（民主）	平野	達男 （国連）
	市川	一朗	（自保）	櫻井	充	（民主）	福島	瑞穂 （社民）

（15.1.22 現在）

【決算委員会】

（３０名）

委員長	中原	爽	（自保）	後藤	博子	（自保）	松井	孝治 （民主）
理　事	岩井	國臣	（自保）	田村	耕太郎	（自保）	山根	隆治 （民主）
理　事	佐々木	知子	（自保）	月原	茂皓	（自保）	山本	孝史 （民主）
理　事	中島	啓雄	（自保）	常田	享詳	（自保）	荒木	清寛 （公明）
理　事	川橋	幸子	（民主）	藤井	基之	（自保）	遠山	清彦 （公明）
理　事	佐藤	雄平	（民主）	山内	俊夫	（自保）	山下	栄一 （公明）
理　事	八田	ひろ子	（共産）	山本	一太	（自保）	大沢	辰美 （共産）
	荒井	正吾	（自保）	神本	美恵子	（民主）	岩本	荘太 （国連）
	加治屋	義人	（自保）	榛葉	賀津也	（民主）	広野	ただし （国連）
	柏村	武昭	（自保）	谷	博之	（民主）	又市	征治 （社民）

（15.2.24 現在）

【行政監視委員会】

（３０名）

委員長	白浜	一良	（公明）	橋本	聖子	（自保）	岩本	司 （民主）
理　事	北岡	秀二	（自保）	林	芳正	（自保）	小川	勝也 （民主）
理　事	佐藤	泰三	（自保）	福島	啓史郎	（自保）	岡崎	トミ子 （民主）
理　事	田村	公平	（自保）	森下	博之	（自保）	鈴木	寛 （民主）
理　事	高嶋	良充	（民主）	森元	恒雄	（自保）	ツルネン	マルテイ （民主）
理　事	田名部	匡省	（国連）	吉田	博美	（自保）	続	訓弘 （公明）
理　事	渡辺	秀央	（国連）	若林	正俊	（自保）	鶴岡	洋 （公明）
	加納	時男	（自保）	脇	雅史	（自保）	山本	香苗 （公明）
	近藤	剛	（自保）	浅尾	慶一郎	（民主）	岩佐	恵美 （共産）
	椎名	一保	（自保）	池口	修次	（民主）	西山	登紀子 （共産）

（15.1.30 現在）

【議院運営委員会】

（２５名）

委員長	宮崎	秀樹	（自保）	入澤	肇	（自保）	佐藤	泰介（民主）
理　事	岩永	浩美	（自保）	大仁田	厚	（自保）	信田	邦雄（民主）
理　事	斉藤	滋宣	（自保）	小斉平	敏文	（自保）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	溝手	顕正	（自保）	小林	温	（自保）	加藤	修一（公明）
理　事	谷林	正昭	（民主）	西銘	順志郎	（自保）	沢	たまき（公明）
理　事	簗瀬	進	（民主）	野上	浩太郎	（自保）	畑野	君枝（共産）
理　事	山口	那津男	（公明）	南野	知惠子	（自保）	大江	康弘（国連）
理　事	小池	晃	（共産）	松山	政司	（自保）		
理　事	松岡	滿壽男	（国連）	海野	徹	（民主）		（15.1.20 現在）

〔庶務関係小委員会〕

（１５名）

小委員長	南野	知惠子	（自保）	野上	浩太郎	（自保）	簗瀬	進（民主）
	入澤	肇	（自保）	溝手	顕正	（自保）	加藤	修一（公明）
	岩永	浩美	（自保）	佐藤	泰介	（民主）	山口	那津男（公明）
	大仁田	厚	（自保）	谷林	正昭	（民主）	小池	晃（共産）
	斉藤	滋宣	（自保）	羽田	雄一郎	（民主）	松岡	滿壽男（国連）
								（召集日 現在）

〔図書館運営小委員会〕

（１５名）

小委員長	海野	徹	（民主）	西銘	順志郎	（自保）	簗瀬	進（民主）
	岩永	浩美	（自保）	松山	政司	（自保）	沢	たまき（公明）
	小斉平	敏文	（自保）	溝手	顕正	（自保）	山口	那津男（公明）
	小林	温	（自保）	谷林	正昭	（民主）	小池	晃（共産）
	斉藤	滋宣	（自保）	羽田	雄一郎	（民主）	松岡	滿壽男（国連）
								（召集日 現在）

【懲罰委員会】

（１０名）

委員長	吉岡	吉典	（共産）	久世	公堯	（自保）	藁科	滿治（民主）
理　事	西田	吉宏	（自保）	竹山	裕	（自保）	草川	昭三（公明）
	青木	幹雄	（自保）	中曽根	弘文	（自保）		
	扇	千景	（自保）	山下	八洲夫	（民主）		（召集日 現在）

【災害対策特別委員会】

（２０名）

委員長	福本	潤一	（公明）	景山	俊太郎	（自保）	木俣	佳丈（民主）
理　事	中川	義雄	（自保）	柏村	武昭	（自保）	谷	博之（民主）
理　事	森下	博之	（自保）	小泉	顕雄	（自保）	内藤	正光（民主）
理　事	朝日	俊弘	（民主）	田村	公平	（自保）	大沢	辰美（共産）
理　事	日笠	勝之	（公明）	鶴保	庸介	（自保）	大門	実紀史（共産）
	大仁田	厚	（自保）	山崎	正昭	（自保）	岩本	荘太（国連）
	加治屋	義人	（自保）	今泉	昭	（民主）		（15.1.20 現在）

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	本田	良一	（民主）	佐藤	泰三	（自保）	信田	邦雄 （民主）
理　事	中川	義雄	（自保）	伊達	忠一	（自保）	風間	昶 （公明）
理　事	脇	雅史	（自保）	仲道	俊哉	（自保）	紙	智子 （共産）
理　事	小林	元	（民主）	西田	吉宏	（自保）	小泉	親司 （共産）
理　事	遠山	清彦	（公明）	西銘	順志郎	（自保）	島袋	宗康 （国連）
	入澤	肇	（自保）	岩本	司	（民主）	平野	貞夫 （国連）
	後藤	博子	（自保）	大塚	耕平	（民主）		（15.1.20 現在）

【国会等の移転に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	松谷	蒼一郎	（自保）	太田	豊秋	（自保）	平田	健二 （民主）
理　事	国井	正幸	（自保）	河本	英典	（自保）	和田	ひろ子 （民主）
理　事	山下	善彦	（自保）	沓掛	哲男	（自保）	草川	昭三 （公明）
理　事	江本	孟紀	（民主）	保坂	三蔵	（自保）	井上	美代 （共産）
理　事	加藤	修一	（公明）	松田	岩夫	（自保）	森	ゆうこ （国連）
	有馬	朗人	（自保）	佐藤	泰介	（民主）	渕上	貞雄 （社民）
	大島	慶久	（自保）	長谷川	清	（民主）		（15.1.20 現在）

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

（２５名）

委員長	清水	達雄	（自保）	近藤	剛	（自保）	山根	隆治 （民主）
理　事	佐々木	知子	（自保）	田中	直紀	（自保）	魚住	裕一郎 （公明）
理　事	山下	英利	（自保）	野上	浩太郎	（自保）	浜田	卓二郎 （公明）
理　事	若林	正俊	（自保）	林	芳正	（自保）	池田	幹幸 （共産）
理　事	櫻井	充	（民主）	福島	啓史郎	（自保）	小池	晃 （共産）
理　事	荒木	清寛	（公明）	浅尾	慶一郎	（民主）	平野	達男 （国連）
	荒井	正吾	（自保）	小川	敏夫	（民主）	大脇	雅子 （社民）
	小斉平	敏文	（自保）	辻	泰弘	（民主）		
	小林	温	（自保）	広中	和歌子	（民主）		（15.1.20 現在）

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

（３５名）

委員長	沓掛	哲男	（自保）	岩井	國臣	（自保）	堀	利和 （民主）
理　事	狩野	安	（自保）	尾辻	秀久	（自保）	簗瀬	進 （民主）
理　事	木村	仁	（自保）	亀井	郁夫	（自保）	柳田	稔 （民主）
理　事	田村	公平	（自保）	段本	幸男	（自保）	山下	八洲夫 （民主）
理　事	佐藤	道夫	（民主）	中島	眞人	（自保）	木庭	健太郎 （公明）
理　事	福山	哲郎	（民主）	南野	知惠子	（自保）	山本	保 （公明）
理　事	森本	晃司	（公明）	藤井	基之	（自保）	井上	哲士 （共産）
理　事	池田	幹幸	（共産）	森元	恒雄	（自保）	八田	ひろ子 （共産）
	阿部	正俊	（自保）	吉田	博美	（自保）	大江	康弘 （国連）
	愛知	治郎	（自保）	小川	勝也	（民主）	広野	ただし （国連）
	有村	治子	（自保）	千葉	景子	（民主）	又市	征治 （社民）
	泉	信也	（自保）	藤井	俊男	（民主）		（15.1.20 現在）

【個人情報の保護に関する特別委員会】

（３５名）

委員長	尾辻	秀久	（自保）	小林	温	（自保）	辻	泰弘 （民主）
理　事	常田	享詳	（自保）	佐々木	知子	（自保）	内藤	正光 （民主）
理　事	林	芳正	（自保）	世耕	弘成	（自保）	藤原	正司 （民主）
理　事	若林	正俊	（自保）	田村	公平	（自保）	松井	孝治 （民主）
理　事	岡崎	トミ子	（民主）	西銘	順志郎	（自保）	魚住	裕一郎 （公明）
理　事	高橋	千秋	（民主）	野上	浩太郎	（自保）	山本	保 （公明）
理　事	荒木	清寛	（公明）	保坂	三蔵	（自保）	八田	ひろ子 （共産）
理　事	宮本	岳志	（共産）	森元	恒雄	（自保）	吉川	春子 （共産）
	有馬	朗人	（自保）	山下	英利	（自保）	岩本	荘太 （国連）
	入澤	肇	（自保）	大塚	耕平	（民主）	森	ゆうこ （国連）
	狩野	安	（自保）	川橋	幸子	（民主）	福島	瑞穂 （社民）
	柏村	武昭	（自保）	髙嶋	良充	（民主）		（15.5.9 現在）

【武力攻撃事態への対処に関する特別委員会】

（４５名）

委員長	山崎	正昭	（自保）	北岡	秀二	（自保）	川橋	幸子 （民主）
理　事	阿部	正俊	（自保）	近藤	剛	（自保）	佐藤	雄平 （民主）
理　事	国井	正幸	（自保）	椎名	一保	（自保）	谷林	正昭 （民主）
理　事	中川	義雄	（自保）	田村	耕太郎	（自保）	広中	和歌子 （民主）
理　事	山本	一太	（自保）	武見	敬三	（自保）	松井	孝治 （民主）
理　事	齋藤	勁	（民主）	谷川	秀善	（自保）	若林	秀樹 （民主）
理　事	榛葉	賀津也	（民主）	月原	茂皓	（自保）	遠山	清彦 （公明）
理　事	山口	那津男	（公明）	福島	啓史郎	（自保）	山本	香苗 （公明）
理　事	小泉	親司	（共産）	舛添	要一	（自保）	山本	保 （公明）
理　事	平野	達男	（国連）	松山	政司	（自保）	池田	幹幸 （共産）
	愛知	治郎	（自保）	山下	善彦	（自保）	岩佐	恵美 （共産）
	荒井	正吾	（自保）	吉田	博美	（自保）	吉岡	吉典 （共産）
	泉	信也	（自保）	池口	修次	（民主）	田名部	匡省 （国連）
	加治屋	義人	（自保）	岩本	司	（民主）	田村	秀昭 （国連）
	木村	仁	（自保）	岡崎	トミ子	（民主）	田	英夫 （社民）

（15.5.16 現在）

【国際問題に関する調査会】

（２５名）

会　長	関谷　勝嗣（自保）	小林　温（自保）	佐藤　雄平（民主）
理　事	加納　時男（自保）	椎名　一保（自保）	榛葉　賀津也（民主）
理　事	世耕　弘成（自保）	西銘　順志郎（自保）	藤原　正司（民主）
理　事	山本　一太（自保）	野上　浩太郎（自保）	藪科　滿治（民主）
理　事	今泉　昭（民主）	舛添　要一（自保）	高野　博師（公明）
理　事	沢　たまき（公明）	森元　恒雄（自保）	井上　哲士（共産）
理　事	緒方　靖夫（共産）	吉田　博美（自保）	大田　昌秀（社民）
理　事	田村　秀昭（国連）	海野　徹（民主）	
	入澤　肇（自保）	大塚　耕平（民主）	（15.2.12 現在）

【国民生活・経済に関する調査会】

（２５名）

会　長	勝木　健司（民主）	小斉平　敏文（自保）	神本　美恵子（民主）
理　事	魚住　汎英（自保）	山東　昭子（自保）	円　より子（民主）
理　事	北岡　秀二（自保）	田村　耕太郎（自保）	和田　ひろ子（民主）
理　事	中島　啓雄（自保）	伊達　忠一（自保）	加藤　修一（公明）
理　事	内藤　正光（民主）	月原　茂皓（自保）	渡辺　孝男（公明）
理　事	松　あきら（公明）	藤井　基之（自保）	畑野　君枝（共産）
理　事	西山　登紀子（共産）	松山　政司（自保）	山本　正和（国連）
理　事	森　ゆうこ（国連）	山内　俊夫（自保）	
	加治屋　義人（自保）	池口　修次（民主）	（15.2.12 現在）

【共生社会に関する調査会】

（２５名）

会　長	小野　清子（自保）	大仁田　厚（自保）	川橋　幸子（民主）
理　事	有馬　朗人（自保）	大野　つや子（自保）	小宮山　洋子（民主）
理　事	清水　嘉与子（自保）	小泉　顕雄（自保）	鈴木　寛（民主）
理　事	橋本　聖子（自保）	後藤　博子（自保）	風間　昶（公明）
理　事	羽田　雄一郎（民主）	段本　幸男（自保）	弘友　和夫（公明）
理　事	山本　香苗（公明）	南野　知惠子（自保）	林　紀子（共産）
理　事	吉川　春子（共産）	山下　英利（自保）	福島　瑞穂（社民）
理　事	高橋　紀世子（国連）	岡崎　トミ子（民主）	
	有村　治子（自保）	神本　美恵子（民主）	（15.2.5 現在）

【憲法調査会】

（４５名）

会長	野沢	太三	（自保）	近藤	剛	（自保）	木俣 佳丈 （民主）
幹事	市川	一朗	（自保）	桜井	新	（自保）	高橋 千秋 （民主）
幹事	武見	敬三	（自保）	椎名	一保	（自保）	ツルネン マルテイ （民主）
幹事	谷川	秀善	（自保）	世耕	弘成	（自保）	角田 義一 （民主）
幹事	若林	正俊	（自保）	常田	享詳	（自保）	松井 孝治 （民主）
幹事	堀	利和	（民主）	中島	啓雄	（自保）	若林 秀樹 （民主）
幹事	峰崎	直樹	（民主）	中曽根	弘文	（自保）	魚住 裕一郎 （公明）
幹事	山下	栄一	（公明）	服部	三男雄	（自保）	高野 博師 （公明）
幹事	小泉	親司	（共産）	福島	啓史郎	（自保）	山口 那津男 （公明）
幹事	平野	貞夫	（国連）	舛添	要一	（自保）	宮本 岳志 （共産）
	愛知	治郎	（自保）	松田	岩夫	（自保）	吉岡 吉典 （共産）
	荒井	正吾	（自保）	松山	政司	（自保）	吉川 春子 （共産）
	扇	千景	（自保）	伊藤	基隆	（民主）	田名部 匡省 （国連）
	景山	俊太郎	（自保）	江田	五月	（民主）	松岡 滿壽男 （国連）
	亀井	郁夫	（自保）	川橋	幸子	（民主）	大脇 雅子 （社民）

（15.2.12 現在）

【政治倫理審査会】

（１５名）

会長	中曽根	弘文	（自保）	清水	嘉与子	（自保）	長谷川 清 （民主）
幹事	松谷	蒼一郎	（自保）	竹山	裕	（自保）	鶴岡 洋 （公明）
幹事	輿石	東	（民主）	野間	赳	（自保）	浜四津 敏子 （公明）
	尾辻	秀久	（自保）	北澤	俊美	（民主）	吉岡 吉典 （共産）
	久世	公堯	（自保）	直嶋	正行	（民主）	西岡 武夫 （国連）

（召集日 現在）

【参議院改革協議会】

（１１名）

座長	青木	幹雄	（自保）	溝手	顕正	（自保）	池田 幹幸 （共産）
	泉	信也	（自保）	齋藤	勁	（民主）	松岡 滿壽男 （国連）
	野間	赳	（自保）	直嶋	正行	（民主）	渕上 貞雄 （社民）
	松谷	蒼一郎	（自保）	木庭	健太郎	（公明）	

（15.1.27 現在）

1 本会議審議経過

○平成15年１月20日（月）

開会　午前10時１分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員25名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、西川きよし君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は荒井正吾君を指名した。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、荒井正吾君を第２順位とし、第２順位の佐藤道夫君を第３順位とし、第３順位の山口那津男君を第４順位とした。

休憩　午前10時６分

再開　午後２時36分

日程第２　国務大臣の演説に関する件

塩川財務大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後２時43分

○平成15年１月22日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

海野徹君、尾辻秀久君、日笠勝之君、宮本岳志君、広野ただし君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午前11時50分

○平成15年１月30日（木）

開会　午後５時21分

日程第１　平成14年度一般会計補正予算（第１号）

日程第２　平成14年度特別会計補正予算（特第１号）

日程第３　平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成129、反対100にて可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対100にて可決された。

散会　午後５時46分

○平成15年１月31日（金）

開会　午後２時36分

日程第１　国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は施政方針に関し、川口外務大臣は外交に関し、塩川財務大臣は財政に関し、竹中国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後３時56分

○平成15年２月４日（火）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第２日）

角田義一君、竹山裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午前11時51分

○平成15年２月５日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）

浜四津敏子君、市田忠義君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午前11時35分

再開　午後１時１分

休憩前に引き続き、平野貞夫君、朝日俊弘君、泉信也君、大脇雅子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後３時12分

○平成15年２月14日（金）

開会　午後０時11分

理学博士小柴昌俊君及び田中耕一君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

本件は、議長から両君に対し、すでに祝辞を贈呈した旨報告し、議長は、次の祝辞を朗読した。

理学博士小柴昌俊君　君はニュートリノ天文学の研究により2002年ノーベル物理学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します

田中耕一君　君は高分子の質量分析の研究により2002年ノーベル化学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもって心からの祝意を表します

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

検察官適格審査会委員に広中和歌子君、

同予備委員に宮本岳志君（広中和歌子君の予備委員）を指名した。

日程第１　平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時16分

○平成15年２月21日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（平成13年度決算の概要について）

本件は、塩川財務大臣から報告があった後、久世公堯君、佐藤雄平君、山下栄一君、八田ひろ子君、岩本荘太君、又市征治君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前11時56分

○平成15年３月14日（金）

開会　午前10時１分

常任委員長辞任の件

本件は、環境委員長小宮山洋子君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、環境委員長に海野徹君を指名した。

日程第１　国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

日本銀行総裁に福井俊彦君を任命することに、賛成132、反対88にて同意することに決し、

同副総裁に岩田一政君、武藤敏郎君を任命することに、賛成125、反対93にて同意することに決した。

平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本案は、日程に追加し、塩川財務大臣から趣旨説明があった後、大塚耕平君、池田幹幸君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件（平成15年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、片山総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高橋千秋君が質疑をした。

散会　午前11時43分

○平成15年３月19日（水）

開会　午前10時１分

元議員藤田進君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

皇室会議予備議員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、平田健二君（第２順位）を指名した。

日程第１　社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、谷林正昭君、大沢辰美君、大江康弘君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、遠山文部科学大臣から趣旨説明があった後、神本美恵子君が質疑をした。

散会　正午

○平成15年３月20日（木）

開会　午後３時50分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告）

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった。

休憩　午後４時１分

再開　午後11時36分

本報告に対し、中曽根弘文君が質疑をした。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明21日午前０時５分より開会する旨を宣告した。

延会　午後11時53分

○平成15年３月21日（金）

開会　午前０時６分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告）（第２日）

本件は、前会に引き続き議題とした後、広中和歌子君、高野博師君、市田忠義君、西岡武夫君がそれぞれ質疑をした。

散会　午前１時11分

○平成15年３月24日（月）

開会　午後０時31分

株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷垣国務大臣、平沼経済産業大臣から順次趣旨説明があった後、木俣佳丈君、西山登紀子君、広野ただし君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対96にて可決された。

散会　午後２時13分

○平成15年３月26日（水）

開会　午後０時31分

日程第１　金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対19にて可決された。

日程第２　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対95にて可決された。

散会　午後０時37分

○平成15年３月28日（金）

開会　午後１時１分

平成15年度一般会計予算

平成15年度特別会計予算

平成15年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成135、反対99にて可決された。

日程第１　平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成132、反対100にて可決、日程第３及び第４は賛成211、反対21にて可決された。

日程第５　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７は賛成231、反対０にて全会一致をもって可決、日程第８は賛成205、反対23にて可決された。

日程第９　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第９は賛成194、反対37にて可決、日程第10は賛成232、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第11　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第11は賛成232、反対０にて全会一致をもって可決、日程第12は賛成194、反対37にて可決された。

日程第13　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第14　社会資本整備重点計画法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対96にて可決された。

日程第16　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対98にて可決された。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散会　午後２時53分

○平成15年４月２日（水）

開会　午前10時１分

元議員吉田之久君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、宇宙開発委員会委員に松尾弘毅君を任命することに、賛成161、反対53にて同意することに決した。

日程第１　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　株式会社産業再生機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３乃至第５は賛成190、反対36にて可決、日程第６は賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対11にて可決された。

参議院規則の一部を改正する規則案（宮崎秀樹君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、宮崎秀樹君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時22分

○平成15年４月16日（水）

開会　午前10時１分

議長は、新たに当選した議員田英夫君を議院に紹介した後、同君を環境委員に指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

原子力安全委員会委員に松浦祥次郎君、東邦夫君、松原純子君を任命することに、賛成194、反対27にて同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に青山正明君、磯部力君、小田原満知子君、角紀代恵君を任命することに、賛成221、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

国地方係争処理委員会委員に草刈隆郎君を任命することに、賛成203、反対19にて同意することに決した。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、池口修次君が質疑をした。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、平沼経済産業大臣から趣旨説明があった後、藤原正司君が質疑をした。

日程第１　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対５にて可決された。

散会　午前11時22分

○平成15年４月18日（金）

開会　午前10時１分

保険業法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中金融担当大臣から趣旨説明があった後、櫻井充君が質疑をした。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、今泉昭君、井上美代君、森ゆうこ君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第２　国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件

日程第３　生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の

締結について承認を求めるの件

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第６　揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５は賛成204、反対20にて可決、日程第６は賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第８　海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　日本郵政公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対20にて可決された。

散会　午前11時54分

)平成15年４月23日（水）

開会　午前10時１分

食品安全基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷垣国務大臣から趣旨説明があった後、松井孝治君、岩佐恵美君、島袋宗康君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（衆議院提出）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対27にて可決された。

日程第４　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（内閣提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時36分

○平成15年４月25日（金）

開会　午前10時１分

議長は、新たに当選した議員中島章夫君を議院に紹介した後、同君を経済産業委員に指名した。

日程第１　国際民間航空条約第50条（ａ）の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対97にて可決された。

日程第４　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対31にて可決された。

日程第５　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対91にて可決された。

日程第８　農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第９　農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第８は賛成210、反対20にて可決、日程第９

は賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成129、反対101にて可決された。

散会　午前10時28分

○平成15年５月９日（金）

開会　午前10時１分

議長は、新たに当選した議員岡田広君を議院に紹介した後、同君を内閣委員に指名した。

元本院議長長田裕二君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、個人情報の保護に関連する諸法案を審査するため委員35名から成る個人情報の保護に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、細田国務大臣、片山総務大臣から順次趣旨説明があった後、高嶋良充君、山本保君、吉川春子君、森ゆうこ君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　空港整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対21にて可決された。

日程第３　公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対32にて可決された。

日程第４　独立行政法人環境再生保全機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　日本環境安全事業株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成192、反対35にて可決、日程第５は賛成185、反対42にて可決された。

散会　正午

○平成15年５月14日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成237、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第３は賛成232、反対４にて承認することに決した。

日程第４　公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対30にて可決された。

散会　午前10時10分

○平成15年５月16日（金）

開会　午前10時１分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、武力攻撃事態への対処に関連する諸法案を審査するため委員45名から成る武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、佐藤道夫君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、堀利和君（第３順位）を指名した。

日程第１　独立行政法人日本学生支援機構法案（内閣提出）

日程第２　独立行政法人海洋研究開発機構法案（内閣提出）

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対29にて可決された。

日程第３　食品安全基本法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対２にて可決された。

日程第４　特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成208、反対19にて可決、日程第５及び第６は賛成224、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　特定都市河川浸水被害対策法案（内閣提出）

日程第８　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７は賛成226、反対０にて全会一致をもって可決、日程第８は賛成207、反対19にて可決された。

散会　午前10時22分

○平成15年５月19日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、福田国務大臣、石破国務大臣から順次趣旨説明があった後、阿部正俊君、小林元君、風間昶君、市田忠義君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後２時34分

○平成15年５月21日（水）

開会　午後０時45分

検察官適格審査会委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、検察官適格審査会委員に清水達雄君、

同予備委員に山下英利君（清水達雄君の予備委員）、

国土開発幹線自動車道建設会議委員に上杉光弘君を指名した。

日程第１　農林水産省設置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、亀井農林水産大臣から趣旨説明があった後、郡司彰君が質疑をした。

散会　午後１時17分

○平成15年５月23日（金）

開会　午前10時１分

国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、遠山文部科学大臣から趣旨説明があった後、岩本司君、畑野君枝君がそれぞれ質疑をした。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、山本孝史君が質疑をした。

日程第１　個人情報の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　情報公開・個人情報保護審査会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上５案は、個人情報の保護に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対102にて可決された。

日程第６　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対90にて可決された。

日程第８　証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対28にて可決された。

日程第９　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対27にて可決された。

日程第10　林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第12　食品衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第13　健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時13分

○平成15年５月28日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対25にて可決された。

日程第２　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第４　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第５　小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上３案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成234、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決、日程第４は賛成232、反対０にて全会一致をもって可決、日程第５は賛成212、反対19にて可決された。

散会　午前10時15分

○平成15年５月30日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対35にて可決された。

日程第２　公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対60にて可決された。

日程第３　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対89にて可決された。

散会　午前10時10分

○平成15年６月４日（水）

開会　午後０時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

預金保険機構理事に篠原興君、松田京司君を任命することに、賛成212、反対19にて同意することに決し、

預金保険機構理事に廣瀬権君を任命することに、賛成205、反対25にて同意することに決し、

預金保険機構監事に中嶋敬雄君、

労働保険審査会委員に白井康正君、

中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命することに、賛成230、反対１にて同意することに決し、

運輸審議会委員に榊誠君を任命することに、賛成223、反対８にて同意することに決した。

日程第１　公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆

議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対42にて可決された。

日程第３　農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

以上６件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成210、反対26にて可決、日程第４乃至第６は賛成236、反対０にて全会一致をもって可決、日程第７は賛成168、反対66にて可決、日程第８は賛成210、反対26にて承認することに決した。

日程第９は、次会に延期することに決した。

散会　午後０時23分

○平成15年６月６日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の報告に関する件（サンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告について）

本件は、小泉内閣総理大臣から報告があった後、河本英典君、長谷川清君、緒方靖夫君、広野ただし君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会内閣提出、第155回国会衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対94にて修正議決された。

日程第３　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対32にて可決された。

日程第４　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対97にて可決された。

日程第５　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対27にて可決された。

日程第６　職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対101にて可決された。

日程第７　安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会内閣提出、第156回国会衆議院送付）

日程第８　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会内閣提出、第156回国会衆議院送付）

日程第９　自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会内閣提出、第156回国会衆議院送付）

以上３案は、武力攻撃事態への対処に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対32にて可決された。

散会　午後０時17分

○平成15年６月９日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　労働基準法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、浅尾慶一郎君、小池晃君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、亀井農林水産大臣から趣旨説明があった後、信田邦雄君が質疑をした。

散会　午後２時21分

○平成15年６月11日（水）

開会　午前10時１分

成田国際空港株式会社法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、扇国土交通大臣から趣旨説明があった後、ツルネンマルテイ君が質疑をした。

日程第１　使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（内閣提出、

衆議院送付）

日程第４　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対２にて可決された。

日程第５　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対26にて可決された。

散会　午前10時42分

○平成15年６月13日（金）

開会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

食品安全委員会委員に小泉直子君、本間清一君を任命することに、賛成221、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、

同委員に寺尾允男君、寺田雅昭君を任命することに、賛成142、反対79にて同意することに決し、

同委員に見上彪君を任命することに、賛成158、反対63にて同意することに決し、

同委員に坂本元子君、中村靖彦君を任命することに、賛成149、反対73にて同意することに決した。

保険業法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中金融担当大臣から趣旨説明があった後、山下英利君、円より子君、池田幹幸君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　独立行政法人都市再生機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対37にて可決された。

日程第２　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対22にて可決された。

国会等の移転に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国会等の移転に関する特別委員長から報告があった。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

散会　午前11時41分

○平成15年６月16日（月）

開会　午後５時51分

日程第１　平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）

日程第２　平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書

日程第３　平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第４　平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上４件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成192、反対40にて承諾することに決し、日程第２はまず賛成134、反対98にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成232、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第３は賛成195、反対36にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第４は賛成215、反対16にて委員長報告のとおり是認することに決した。

小泉内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

参議院規則の一部を改正する規則案（宮崎秀樹君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、宮崎秀樹君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後６時13分

○平成15年６月27日（金）

開会　午前10時１分

議員辞職の件

本件は、筆坂秀世君の辞職を許可することに決した。

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、坂口厚生労働大臣から趣旨説明があった後、谷博之君が質疑をした。

日程第１　労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出）

以上両案は、厚生労働委員長から日程第１については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第２については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成186、反対27にて可決、日程第２は賛成214、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成123、反対91にて可決された。

共生社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

散会　午前11時２分

○平成15年７月２日（水）

開会　午前10時１分

元議員安永英雄君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案（法務委員長提出）

本案は、法務委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　地方独立行政法人法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上３案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２及び第３は賛成131、反対100にて可決、日程第４は賛成205、反対25にて可決された。

散会　午前10時15分

○平成15年７月７日（月）

開会　午後１時１分

議長は、新たに当選した議員小林美恵子君を議院に紹介した後、同君を内閣委員に指名した。

日程第１　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、福田国務大臣から趣旨説明があった後、舛添要一君、千葉景子君、遠山清彦君、小泉親司君、平野達男君がそれぞれ質疑をした。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

散会　午後２時36分

○平成15年７月９日（水）

開会　午後０時１分

日程第１　国立大学法人法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　独立行政法人国立高等専門学校機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　独立行政法人メディア教育開発センター法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上６案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１、第２及び第６は賛成131、反

対101にて可決、日程第３乃至第５は賛成190、反対40にて可決された。

日程第７　次世代育成支援対策推進法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　裁判の迅速化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10　民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　人事訴訟法案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第９は賛成204、反対27にて可決、日程第10は賛成211、反対20にて可決、日程第11は賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時39分

○平成15年７月11日（金）

開会　午後０時２分

日程第１　成田国際空港株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成195、反対26にて可決、日程第２は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時11分

○平成15年７月16日（水）

開会　午前10時１分

元議員久保亘君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

元議員鈴木一弘君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　国務大臣竹中平蔵君問責決議案（角田義一君外５名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、峰崎直樹君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成100、反対137にて否決された。

散会　午前11時

○平成15年７月18日（金）

開会　午後０時２分

政策評価に関する決議案（白浜一良君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、白浜一良君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対０にて全会一致をもって可決された。

片山総務大臣、福田国務大臣は、本決議についてそれぞれ所信を述べた。

日程第１　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対97にて可決された。

日程第３　司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対95にて可決された。

日程第４　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対４にて可決された。

散会　午後０時51分

○平成15年７月23日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成143、反対86にて可決された。

日程第３　少子化社会対策基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対15にて可決された。

散会　午前10時11分

○平成15年７月24日（木）

開会　午後６時１分

日程第１　外務大臣川口順子君問責決議案（角田義一君外11名発議）（委員会審査省略

要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、岡崎トミ子君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成103、反対136にて否決された。

休憩　午後７時46分

再開　午後９時１分

防衛庁長官石破茂君問責決議案（角田義一君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、広中和歌子君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成104、反対135にて否決された。

休憩　午後10時10分

再開　午後11時16分

国務大臣福田康夫君問責決議案（角田義一君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、川橋幸子君から趣旨説明があった後、討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明25日午前０時10分より開会する旨を宣告した。

延会　午後11時49分

○平成15年７月25日（金）

開会　午前０時11分

日程第１　国務大臣福田康夫君問責決議案（角田義一君外９名発議）（前会の続）

本案は、前会に引き続き議題とした後、討論があって、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成103、反対138にて否決された。

休憩　午前０時48分

再開　午後11時１分

日程第２　担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　仲裁法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成207、反対32にて可決、日程第３は賛成218、反対20にて可決された。

日程第４　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第５　貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成137、反対101にて可決、日程第５は賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案

（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加して議題とすることに決した。

外交防衛委員長松村龍二君解任決議案（輿石東君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、齋藤勁君から趣旨説明があった後、討論があった。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明26日午前０時10分より開会する旨を宣告した。

延会　午後11時43分

○平成15年７月26日（土）

開会　午前０時11分

日程第１　外交防衛委員長松村龍二君解任決議案（輿石東君外９名発議）（前会の続）

本案は、前会に引き続き議題とした後、討論があって、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成101、反対136にて否決された。

日程第２　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）（前会の続）

本案は、前会に引き続き議題とした後、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成136、反対102にて可決された。

散会　午前１時44分

○平成15年７月28日（月）

開会　午前11時31分

日程第１乃至第９の請願

ＩＬＯ第175号条約（パートタイム労働条約）の批准に関する請願（36件）外38件の請願

本請願は、国土交通委員長外５委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、内閣委員会の国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第41号）及び法務委員会の人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第６号）

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会
　一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
　一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
　一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
　一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
　一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
　一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
　一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
　一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
　一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
　一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
　一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
　一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
　一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
　一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
国会等の移転に関する特別委員会
　一、国会等の移転に関する調査
金融問題及び経済活性化に関する特別委員会
　一、金融問題及び経済活性化に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
　一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
国際問題に関する調査会
　一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
　一、国民生活・経済に関する調査
共生社会に関する調査会
　一、共生社会に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。
休憩　午前11時37分
再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要

(1) 財政演説（平成14年度補正予算）

財務大臣　　塩川 正十郎 君　　**平成15年１月20日**

今般、さきに策定されました改革加速プログラムを受けて、平成14年度補正予算（第１号、特第１号及び機第１号）を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要について御説明いたします。

〔改革加速プログラム〕

まず、昨年12月に策定されました改革加速プログラムについて申し上げます。

我が国の景気は引き続き持ち直しに向けた動きが見られるものの、回復の勢いは緩やかとなっており、また、今後、不良債権処理を加速する過程における影響には、万全の対応を講じる必要があります。

こうした中、昨年10月に取りまとめました改革加速のための総合対応策を補完、強化するため、改革加速プログラムを策定いたしました。

同プログラムには、雇用対策の強化、中小企業等対策の充実、創業・新規開業の支援等、及び少子高齢化の進展に備えた公平で安心な社会の確立を内容とする経済・社会構造の変革に備えたセーフティーネットの構築、都市再生及びこれを促進する都市機能高度化の推進、魅力ある都市と地方の再生に向けた基盤整備並びに環境問題等緊急課題への対応を内容とする構造改革推進型の公共投資の促進を盛り込んでおります。

〔平成14年度補正予算（第１号、特第１号及び機第１号）の大要〕

次に、今般提出いたしました平成14年度補正予算の大要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、改革加速プログラムに関連して、経済・社会構造変革セーフティーネット充実対策費として１兆5,000億円、構造改革推進型公共投資の促進のための経費として１兆5,000億円、合計３兆円を計上しております。このほか、地方交付税交付金5,325億円を減額するとともに、義務的経費や災害対策費の追加等、特に緊要となったやむを得ない事項等について措置することとし、併せて既定経費の節減及び予備費の減額を行うこととしております。

他方、歳入面においては、租税について最近までの収入実績等を勘案して２兆5,400億円の減収を見込むとともに、その他収入の増加を見込んでおります。

以上によってもなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として４兆9,680億円の公債の追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成14年度の公債発行額は34兆9,680億円となり、公債依存度は41.8％となります。

これらの結果、平成14年度一般会計補正後の予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出ともに２兆4,590億円増加し、83兆6,890億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画については、この補正予算において、改革加速プログラムに盛り込まれ

た措置を実施するため、日本政策投資銀行等７機関に対し、総額1,144億円を追加することとしております。

以上、平成14年度補正予算の大要について御説明いたしました。

今回の補正予算は、構造改革の加速に併せて緊急に措置することが必要な施策及びデフレ抑制に直接的に資する施策を盛り込んで策定いたしました改革加速プログラムを早急に実施するために編成したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(2) 施政方針演説

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　**平成15年１月31日**

〔はじめに〕

天皇陛下におかれましては御病気御療養中であります。陛下の一日も早い御快癒を国民とともに心からお祈り申し上げます。

内閣総理大臣として今私に与えられた職責は、我が国の経済と社会の再生です。小泉内閣として、聖域なき構造改革を推進するとの考えの下、今後の国政に当たる基本方針を申し述べ、国民の皆様の御理解と御協力を得たいと思います。

日本経済は、世界的規模での社会経済変動の中、単なる景気循環ではなく、複合的な構造要因による停滞に直面しています。不良債権や財政赤字など負の遺産を抱え、戦後経験したことのないデフレ状態が継続し、経済活動と国民生活に大きな影響を与えています。大胆な構造改革を進め、21世紀にふさわしい仕組みをつくることによってこそ、こうした状況を抜け出し、日本の再生と発展が可能となります。我が国の経済・社会に残る非効率な部分を取り除き、技術革新や新事業への積極的な挑戦を生む基盤を築く。そして、国民が安んじて将来を設計できる環境を整備する。これら多方面にわたる課題に一つ一つ着実に取り組んでいます。改革なくして成長なしとの路線を推進してまいります。

改革は道半ばにあり、成果が明確に現れるまでには、いまだしばらく時間が必要です。我が国には、高い技術力、豊富な個人資産、社会の安定など、経済発展を支える大きな基盤が存在します。厳しい環境の中でも、多くの人々や企業、そして地域が前向きに挑戦を続けています。改革を進め、こうした力を一日も早く顕在化させることにより、我が国の発展につなげてまいります。

今国会には、動き出した改革路線を更に確固たる軌道に乗せるための関連法案を提出いたします。

〔経済再生に向けた取組〕

日本経済を再生するため、あらゆる政策手段を動員する必要があり、歳出、税制、金融、規制の４つの改革を加速させます。政府は、日本銀行と一体となって、デフレ克服に取り組みます。

平成15年度予算は、42兆円の税収に対して36兆円に上る多額の国債発行に依存せざるを得ない状況の中、歳出の構造改革を進め、一般歳出を実質的に平成14年度の水準以下に抑制しました。その中で、セーフティーネットの充実に配慮し、民間活力を引き出し雇用の創出につながる分野や、科学技術など将来の発展の基盤となる分野に大胆に重点配分しました。また、道路特定財源や義務教育費国庫負担金の見直しなどを進めました。

平成15年度予算の早期成立に努め、平成14年度補正予算と併せ、切れ目なく現下の情勢に対応してまいります。

2010年代初頭には、過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない財政構造を目指します。

税制改革については、あるべき税制の構築に向け、昨年１月より議論を重ね、多岐にわたる改正を一体として行うこととしました。特に、1,400兆円の個人金融資産を流動化す

る具体策として、相続と贈与を通じた新たな制度の下で贈与時の非課税枠を設け、住宅取得に充てる贈与については3,500万円まで非課税措置を講じます。この措置は、本年１月１日にさかのぼって適用することとしています。また、土地の有効利用を促進するため、土地流通税を大幅に軽減します。平成15年度は、実質１兆8,000億円の減税を先行させ、多年度で税収をバランスさせます。

不良債権問題に全力で取り組み、平成16年度に終結させます。金融再生プログラムを着実に実施し、強固な金融システムを構築してまいります。金融危機は起こさせません。

産業再生機構を設立するとともに、産業再生法を抜本的に改正し、民間の英知と活力を最大限に生かしながら、産業再編や事業の早期再生に向けた取組を強化します。

離職者に対する早期再就職の支援を充実し、雇用保険制度を見直すとともに、地域の創意工夫による雇用創出策を拡充するなど、セーフティーネットを強化します。求人と求職を的確に結び付け、労働者が多様な働き方を選択できるよう、制度を見直します。

中小企業の金融対策に万全を期します。技術力のある中小企業による創業や新事業への挑戦に対して、資金確保、技術開発、人材育成等、支援策を強化します。

貯蓄から投資への流れを加速するため、金融・証券税制を大幅に軽減、簡素化します。身近な金融機関などで証券を購入できるようにし、監査を充実強化することにより、個人投資家にとって参加しやすく信頼できる証券市場とする改革を進めます。

公正取引委員会の体制を拡充するとともに、４月から内閣府の外局とし、公正かつ自由な経済社会のかぎとなる競争政策を強化します。

全国どこでも司法を身近に利用できる社会を実現するため、総合的かつ集中的に司法制度改革を進めます。第一審が２年以内に終わることを目指して裁判を迅速化するための法案など、改革関連法案を提出します。

〔「官から民へ」「国から地方へ」〕

私は、行財政改革で最も重要な課題は、郵貯、年金を財源とする財政投融資を通じて特殊法人が事業を行う公的部門の改革であると主張してまいりました。これらの制度については、民業を圧迫し、また楽観的な需要予測で国民負担を将来に先送りするなど、弊害が明らかになってきています。民間でできることは民間にゆだねることが基本です。この方針の下、郵政事業、財政投融資、特殊法人の改革を一体のものとしてとらえ、簡素で効率的な質の高い政府に向け改革を進めます。

４月から日本郵政公社が発足します。民間的な経営を取り入れ、質の高いサービスが提供されるものと考えます。民間の郵便事業参入も始まります。郵政事業は実質的な民営化の第一歩を踏み出しました。国民的議論を踏まえ、更に改革を進めてまいります。

財政投融資については、郵貯、年金の預託の義務を既に廃止し、自ら財源を調達することとなりました。その規模も圧縮し、平成15年度当初計画の規模は、ピーク時である平成８年度のおよそ４割減としました。

163の特殊法人等のうち、石油公団の廃止など、118法人について既に改革に着手しました。事業を徹底して見直した上で、廃止、民営化又は独立行政法人化し、透明性を高め、評価を厳正に行うことにより、新たな時代にふさわしい組織へと転換してまいります。住宅金融公庫を廃止することとし、新規貸出しを段階的に縮小するとの方針を示した結果、

利用しやすい民間の住宅ローンが相次いで提供されています。

道路関係四公団の民営化については、民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、建設コストを引き下げ、新会社の造る道路と税金で造る道路を区分するなど、改革の具体化を図ってまいります。

政府系金融機関は、当分の間その活用を図り、中小企業等に対する円滑な金融を確保します。国として必要な機能を厳選し、民間金融機能の正常化の状況を見ながら、大胆に統合集約化を進めてまいります。

このような公的部門の改革は、財政構造、経済構造、金融システムの改革につながり、将来大きな果実を生むものと考えています。

公務員が国民全体の奉仕者として志を持って行政に専念できる環境を整備するため、公務員制度改革の具体化を進めます。幹部職員の退職年齢の引上げに政府一体となって取り組み、いわゆる天下りの弊害を是正します。国家公務員の退職手当について、民間企業の状況を踏まえ、支給水準を引き下げます。

国と地方の関係については、平成15年度予算において改革の芽を出しました。地方にできることは地方にゆだねるとの原則に基づき、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分について、三位一体の改革案を６月を目途に取りまとめます。

市町村合併を更に推進してまいります。

〔政治への信頼〕

政治に対する国民の信頼は改革の原点です。あっせん収賄罪に問われた現職国会議員の有罪判決や公職選挙法違反に問われた献金事件といった一連の政治資金をめぐる問題を重く受け止めています。さきの通常国会で改正あっせん利得処罰法や官製談合防止法が成立したところであり、法を遵守することはもとより、国民の信頼を裏切ることのないよう、政治家一人一人が常に襟を正さなければなりません。公務員の政治的中立の確保についても、厳しい姿勢で臨んでまいります。

〔潜在力をいかした挑戦〕

小柴さん、田中さんのノーベル賞受賞は、日本人を勇気付ける素晴らしいことでした。昨年、日本人の業績が世界で高く評価されたのはノーベル賞だけではありません。カーボンナノチューブを発見した飯島澄男さん、青色発光ダイオードを初めて実用化した中村修二さんは、ノーベル賞の登竜門と言われる米国のベンジャミン・フランクリン・メダルを受賞しました。中西香爾さんは、生物活性物質の研究でアラブのノーベル賞と言われるキング・ファイサル国際賞の栄誉に輝きました。建築家の安藤忠雄さんは、米国建築家協会の最高賞である金メダルを授与されました。

科学や技術の分野だけではありません。輸入が急増する厳しい経営環境の中、タオル産地今治市の企業３社は、商品企画力を高く評価され、米国の国際展示会でグランプリの栄誉を得ました。アニメ映画「千と千尋の神隠し」は、芸術性が世界で高く評価され、ベルリン国際映画祭の最優秀作品賞やニューヨーク映画批評家協会のアニメ部門最優秀作品賞を受賞しています。今井千恵さんと谷口郁子さんの２人の日本人女性が世界女性起業家賞に輝きました。日本は高く評価されています。

科学技術、バイオテクノロジー、知的財産、ＩＴ、都市再生、構造改革特区など、日本

再生のかぎを握る分野について政府を挙げて取り組み、政策の方向を示してきました。様々な分野での挑戦をしっかりと後押ししてまいります。

〔科学技術と環境〕

科学技術創造立国の実現に向け、平成15年度の一般歳出を厳しく抑制する中で、対前年度比3.9%増の科学技術振興予算を措置し、遺伝子レベルで個人個人に合った予防や治療を可能にする研究開発などを重点的に支援してまいります。また、１兆2,000億円に上る研究開発・投資減税を行います。

新たな技術への支援は新たな産業の振興につながります。バイオベンチャー企業は急増しており、昨年までに300社を超えました。イネゲノムの解読は、昨年12月、日本の主導により終了しました。官民挙げてバイオテクノロジーの発展に取り組んでまいります。

特許審査の迅速化、特許をめぐる裁判制度の改革、模倣品・海賊版対策の強化を行い、知的財産立国を目指します。

地球温暖化への対応には一刻の猶予も許されません。国、地方公共団体、事業者、国民それぞれが脱温暖化社会への構造改革に取り組む必要があります。環境と経済の両立がかぎです。科学技術の活用を進め、世界の先端を行く環境産業を振興します。

二酸化炭素を吸収する多様で健全な森林の育成を進めます。緑の雇用を推進し、雇用創出と森林整備の担い手の確保を図ります。

京都議定書の早期発効とすべての国が参加する共通ルールの構築に最大限努力します。

平成15年度中には一般公用車のうち７割を低公害車とし、平成16年度までにはすべてを低公害車にします。また、昨年、世界で初めて市販された燃料電池車を公用車として導入しました。規制を総点検し、燃料電池車の普及拡大を後押しします。平成17年から、ディーゼル自動車について世界一厳しい排出ガス規制を実施します。同時に、次世代の低公害車や燃料などの開発と普及を支援します。

ごみゼロ社会の実現に就任以来取り組んでまいりました。食品、建設、自動車など各種のリサイクルの仕組みは既に整備しました。今後は、循環型社会形成への道筋を示すとともに、ごみの不法投棄の一掃に向けて制度を整備します。年間350万台が廃棄されているパソコン処理の仕組みを合理化するなど、廃棄物の処理やリサイクルを一層推進します。身近な取組として、中央省庁の食堂で生ごみのリサイクルを進めています。トウモロコシから作る食器など、環境に優しいバイオマス製品を政府を始め公的機関で導入し、国民の身近な生活へと広げてまいります。

〔日本の魅力再生〕

我が国には、歴史に根差した文化や伝統、優れた人材や企業が各地にあります。地域が持つ潜在力や魅力を引き出し、日本を再構築します。

14の都市再生プロジェクトを推進するとともに、44の都市再生緊急整備地域において優良な民間都市開発を支援します。大都市だけではありません。北海道の稚内ではロシア・サハリン州との交流を軸にした国際観光・交流都市づくり、沖縄の石垣では港を中心にした町づくりが進んでいます。四国の松山では小説「坂の上の雲」が町づくりのテーマです。地域の知恵と個性を生かした取組を支援してまいります。

各地域で多様な形のタウンミーティングを開催し、国民との活発な対話を継続します。

４月には構造改革特区第１号が誕生します。地域や民間から600を超える第２次提案がありました。制度を一層充実し、教育分野への株式会社参入を含め、これまで規制されていた市場への民間参入の実現を図ります。特区をてこに全国規模での規制改革を進めます。

観光の振興に政府を挙げて取り組みます。現在、日本からの海外旅行者が年間1,600万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約500万人にとどまっています。2010年にこれを倍増させることを目標とします。

海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながります。脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための施策を講じ、５年後には日本への投資残高の倍増を目指します。

〔人の育成〕

英国の作家スマイルズの著書「自助論」は、明治の多くの青年たちの心をとらえたと言われます。自ら志を立て、懸命に学問を修め、勤勉努力した若者たちが主役となって近代国家日本の基礎が築かれました。新しい時代を切り開くのは、いつの時代でも、自助自律の精神の下、他者への思いやりと高い志を持つ青年たちです。人こそ改革の原動力です。

アフリカのマラウイで数学や物理の教育を行う青年や、メキシコ南部の村で保健指導に従事する女性など、日本とは文化も価値観も異なる厳しい環境で、現在も約2,400名の青年海外協力隊員が開発途上国の国づくりのために活躍しています。

勇気を持って新しい時代に立ち向かう力を培うため、画一と受け身から自立と創造へと、教育の在り方を大きく転換してまいります。教育基本法の見直しについては、国民的な議論を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。確かな学力と豊かな心の育成を目指した初等中等教育の改革、知の世紀を担うにふさわしい大学改革を進めてまいります。

「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す。」。明治５年の太政官布告は、すべての国民に教育の機会を保障すると宣言しました。現在、意欲があれば自らの意思と責任でだれでも教育を受けることができます。一方、不登校児童の増加など、新しい状況が生じています。時代にふさわしい多様な教育機会の整備に努めてまいります。明日を担う人材が勉学の機会を失うことがないよう、奨学金制度の充実に努めます。世界に開かれた最高水準の教育研究を行う科学技術大学院大学の設立構想を沖縄で推進します。

〔暮らしの構造改革〕

昭和30年代には洗濯機、冷蔵庫、白黒テレビ、40年代にはカー、クーラー、カラーテレビが新しい生活を象徴する三種の神器と言われました。欲しいものがないと言われる現在でも、カメラ付携帯電話や薄型テレビ、食器洗い機など、新しい時代をとらえた商品の売行きは伸びています。自由な時間を自分を磨くためやボランティア活動に使う人は着実に増えています。暮らしの質を高めたいという国民の意欲は今でも健在です。

暮らしの構造改革を進め、国民が安心して将来を設計することのできる社会を構築してまいります。

新たな職業分野への進出など女性の挑戦を支援し、先進諸国に遜色のない男女共同参画社会の形成を進めます。

子育てと仕事の両立を支援するため、平成16年度までに更に10万人の受入れ児童の増加

を目指し、待機児童ゼロ作戦を引き続き推進します。小学生のための放課後児童クラブや、子育て中の親が集まって相談や情報交換ができる場を整備します。少子化の流れを変えるため、家庭、地域、企業が一体となって子育てを支援するための法案を提出します。

年金制度については、平成16年度に行う改革の検討に向けて、昨年、方向性と論点を取りまとめました。医療制度については、国民皆保険を守り、将来にわたり良質で効率的な医療を国民が享受できるよう、先般、大幅な改革を行いました。持続可能な社会保障制度を構築するため、給付と負担の在り方について正面から取り上げ、国民的な開かれた議論の下に改革を継続してまいります。

我が国の高速インターネットの利用料金は、３年間で月額8,000円から2,500円に下がり、今や世界で最も低い水準にあります。高速インターネットや携帯電話の普及により、様々な情報提供や遠隔医療・教育など暮らしに密着したサービスが現れ、ＩＴ革命は国民生活に着実に浸透しつつあります。利用者の視点を重視した新ＩＴ戦略を策定し、2005年に世界最先端のＩＴ国家を実現します。行政手続を１つの窓口で済ませることができる、身近で便利な電子政府、電子自治体や、家庭のＩＴ基盤となる放送のデジタル化を推進します。

ＩＴ社会の基盤となる法制として、個人情報保護関連法案を修正の上、再提出し、成立を期します。

原子力発電の安全確保に全力を挙げて取り組み、信頼回復に努めます。また、エネルギー安定供給の確保に的確に対応してまいります。

食品安全基本法を制定するとともに、安全性を科学的に評価する食品安全委員会を新設するなど、緊急事態に対処する体制を整備し、食の安全確保に万全を期してまいります。

農業・農村の改革を加速するため、米政策の改革と農業経営の規模拡大や法人化を推進し、意欲と能力のある経営体を集中的に後押しします。自然に恵まれた農山漁村と都市との交流を進めます。

凶悪な事件が多発し、国民の多くが治安の悪化に不安を抱いている状況を改善し、世界一安全な国の復活を目指します。不法滞在の外国人による組織的犯罪やハイテク犯罪などへの対策を強化します。大規模地震等への消防・防災対策を強力に推進するとともに、被災者への支援や災害復旧復興対策に万全を期します。

昨年の交通事故による死者数は、過去最悪だった昭和45年の約１万7,000人から半減しました。今後10年間で交通事故死者を更に半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国とすることを目指します。

弱い立場にある人権侵害の被害者を実効的に救済する、新たな人権救済制度を整備します。

建築物や交通機関のみならず、制度や意識も含めて社会のバリアフリー化を促進し、年齢や障害の有無にかかわらず国民が安心して生活できる社会を築いてまいります。

〔危機管理と国際社会安定の実現に向けた取組〕

国際社会の一員として、テロの防止、根絶に引き続き取り組みます。武装不審船、大規模テロを含む国家の緊急事態への対処態勢を充実し、継続審査となっている有事関連法案の今国会における成立を期します。安全保障、危機管理に必要な情報収集能力を強化するため、我が国初となる情報収集衛星の今年度末打ち上げに向け、最終の準備を進めます。

国際平和への決意を具体的な行動に移すため、和平交渉の促進、難民支援や対人地雷除去、インフラの復旧・整備、教育支援など、平和の定着と国づくりに積極的に取り組みます。昨年１月に東京で開催したアフガニスタン復興支援国際会議は国際社会でも高い評価を得ました。今後も、スリランカやインドネシアのアチェなど、様々な地域で平和な国づくりに貢献してまいります。

〔外交〕

我が国の平和と安全、そして繁栄を確保するため、各国首脳との信頼関係を築き、国際社会が直面する課題に主体的に取り組んでまいります。我が国の文化と伝統を積極的に紹介し、文化や智の交流を進め、深い相互理解と幅広い協力関係を構築します。

北朝鮮については、日朝平壌宣言を踏まえ、国交正常化に取り組んでまいります。我が国は、米韓両国と緊密に連携し、また、中国、ロシアや国際機関とも協力しつつ、北朝鮮に対して、核兵器不拡散条約の遵守を求めるとともに、核兵器開発の放棄を強く求めてまいります。拉致被害者並びに御家族の立場を踏まえ、拉致問題の全面解決に最大限努力します。国際社会の責任ある一員となることが北朝鮮の利益に最もかなう選択であることを粘り強く説得していく考えです。

私は、先般、日ロ関係に新たな息吹を吹き込みたいとの思いでロシアを訪問しました。日ロ行動計画に合意し、プーチン大統領との信頼関係を深めることができました。我が国固有の領土である四島の帰属問題の解決による平和条約の締結を目指し、民主主義と市場経済という２つの基本的な価値を共有する国として、政治、経済、文化など幅広い分野で関係の発展に取り組みます。

イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は国際社会全体への脅威です。イラクが査察に全面的かつ積極的に協力し、大量破壊兵器の廃棄を始め関連する国連安全保障理事会の決議を履行することが重要であり、我が国として主体的な外交努力を継続してまいります。

本年は、ペリー提督率いる米国の黒船艦隊が浦賀に来航してから150年目に当たります。同盟国である米国との関係は今後も我が国の平和と繁栄の基礎であり、日米安保体制の信頼性の向上に努めるとともに、政治、経済を始め多岐にわたる分野において緊密な連携や対話を続け、強固な日米関係を構築してまいります。また、普天間飛行場の移設・返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の実施に取り組み、沖縄県民の負担軽減に努力するとともに、地域の特性を生かし、沖縄の経済的自立を支援します。

ワールドカップサッカー大会の共催成功で、より緊密な隣国となった韓国との未来志向の友好協力関係を一層発展させていくため、２月に発足する盧武鉉新政権と密接に協力してまいります。

本年は、日中平和友好条約締結25周年に当たります。両国国民の理解と信頼を基礎に、アジア地域ひいては世界の平和・安定と繁栄の実現のため、中国との幅広い分野における協力関係を一層推進します。

日本とＡＳＥＡＮ関係の新時代に向けた昨年１月の我が国の提案は着実に具体化されてきました。交流年の事業も既に開始されています。年末に予定されている我が国で初の日本・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議などを通じ、協力関係を発展させてまいります。

国際社会での影響力を一層増しつつある欧州とは、広範な分野にわたって、より緊密な

関係を築きます。

貿易自由化を進め、途上国を含めたすべての国が利益を得られる多角的貿易体制を強化するため、ＷＴＯ新ラウンド交渉を推進します。

メキシコやＡＳＥＡＮ、韓国との経済連携に積極的に取り組みます。

３月に関西で開催される世界水フォーラム、６月のエビアン・サミット、９月末に東京で開催予定の第３回アフリカ開発会議へと続く一連の国際会議を通じ、持続可能な開発、途上国の貧困問題、感染症対策など、重要課題の解決に主体的な役割を果たしてまいります。

ＯＤＡについては、効率化、透明化の向上に努めるとともに、アジアの安定と成長、紛争後の平和の定着、環境を始めとする人間の安全保障分野に重点化するなど、戦略的に活用します。

科学的観点に立った水産資源の持続的利用を基本に水産外交を展開いたします。

〔むすび〕

私が初めて当選してから30年がたちました。初当選直後に第４次中東戦争が勃発し、我が国は１年間で物価が20%以上も上昇する狂乱物価の時代を迎えました。インフレの抑制が最大の政治課題でした。

２度の石油ショック、そして円高ショックと、我が国はこの30年間、幾たびか、経済と国民生活の根幹を揺るがす危機に見舞われました。しかし、国を挙げて省エネ化を進めるとともに、企業においては、徹底した省力化投資と製品の高付加価値化による国際競争力の強化に取り組み、危機をばねにして、より強靭な経済社会をつくり上げてきました。

我が国は、構造的な停滞の中で、戦後初めてデフレという状況に直面しています。今こそ、幾多の危機を克服してきた経験と、これを支えた日本の力を思い起こすときです。

大事なことは、失敗しないことではなく、失敗を次の成功に生かすことです。人生で大切なことは、挫折してもくじけず、また立ち上がることだと思います。

明治維新の激動期も敗戦後の混乱期も、先人たちは難局に敢然と立ち向かって今日の日本を築き上げてきました。悲観論から新しい挑戦は生まれません。厳しい経済状況下にあるとはいえ、今、私たちには、当時よりはるかに豊かな蓄積と、そこから生まれる大きな可能性があります。

歴史に学び、勇気と希望を持って、新しい日本をつくり上げようではありませんか。

国民並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

(3) 外交演説

外務大臣　川口 順子 君　　**平成15年１月31日**

第156回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

〔序〕

北朝鮮をめぐる問題やイラク情勢など、国際社会が緊急に取り組むべき課題に直面している今こそ、我が国には外交面で積極的かつ創造的な役割を果たすことが特に求められています。私は、昨年の２月の就任以来、言うべきことは言い、やるべきことはやる強い外交、困難に直面している人々や異なる文化への理解を大切にするという温かい外交、そして国民の皆様の目から見て分かりやすい外交を実践することを心掛けてきました。国際情勢が大きく変化しつつある本年、私は、国民の生命、安全の確保に改めて万全を期した上で、こうした強く、温かく、分かりやすい外交を基礎としながら、国際社会における秩序やルールづくりに我が国が一層積極的に関与していくことを通じて、創造的な外交を力強く実践していきます。

〔緊急の課題への対応〕

我が国及び国民の安全と繁栄を確保することこそが外交に課せられた最も重要な使命です。

我が国が直面する外交課題の中でも最重要案件の１つである北朝鮮との関係では、日朝平壌宣言に基づき、拉致問題及び安全保障上の問題等の諸懸案を解決し、北東アジア、ひいては国際社会の平和と安定に資する形で国交正常化を実現するため努力していくことが重要です。特に、拉致問題については、被害者及び御家族の立場を踏まえ、問題の全面解決のために引き続き全力を尽くしていきます。また、現在、緊急の課題となっている核兵器開発問題については、我が国は、平和的解決に向け、引き続き、米韓両国と緊密に連携し、また、中国、ロシア等の関係国や国際原子力機関、ＩＡＥＡとも協力しつつ、北朝鮮に対して、核兵器不拡散条約、ＮＰＴの遵守、核関連施設の再凍結、及び、すべての核兵器開発の放棄を強く求めていきます。私自身、先般、韓国を訪問し、盧武鉉次期大統領等と意見交換を行ったほか、関係国の外相等と緊密に連絡を取っており、このような努力を今後とも継続していきます。

イラクの大量破壊兵器をめぐる問題も、我が国を含む国際社会全体が一致団結して取り組まなければならない最も重要な外交課題の１つです。イラクは、過去に実際に化学兵器を使用したことがあり、また、10年以上にもわたって大量破壊兵器の廃棄等を求める安保理決議を履行せず、国連の権威に挑戦しています。先般の安保理会合においても、イラクは、大量破壊兵器等に関する疑惑を解消するために十分な協力を行っていないとの報告がなされています。昨年11月に採択された安保理決議1441は、イラクに対して最後の機会を与えるものです。イラクは同決議を重く受け止め、無条件かつ完全に遵守しなくてはなりません。イラクが関連する安保理決議を履行し、国際社会の懸念を完全に払拭することが必要であり、我が国は国際社会と緊密に連携しつつ、イラクが、今後継続される査察を妨害しないだけでなく、能動的に疑惑を解消し、自ら武装解除を行うよう強く求めていきます。

〔国際社会の平和・安定と繁栄の実現〕

我が国及び国民の安全と繁栄を確保していくためには、国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現し、維持していくことが不可欠です。

昨年も、インドネシアのバリ島、フィリピン、ロシア、ケニア等でテロ事件が続発したように、テロの脅威は依然として深刻です。我が国は、テロを自らの安全保障上の課題と認識し、テロ対策特別措置法に基づく米軍等に対する支援の継続、テロ資金対策、出入国管理、アジア諸国を中心とする途上国のテロ対処能力向上のための支援の強化等を行っており、引き続き幅広い分野における国際社会の息の長い取組に積極的に参加していきます。また、我が国国民の安全を守るとの観点から、在外公館とも緊密な連携を取りつつ、海外の邦人保護にも一層努力していきます。

大量破壊兵器や弾道ミサイル及び小型武器等の通常兵器の拡散問題は、テロ対策、紛争予防という観点からも、国際社会が一致団結して取り組まねばならない課題の１つです。我が国は、ＮＰＴ体制の強化に加え、昨年のカナナスキス・サミットで合意されたＧ８グローバルパートナーシップの下で行われるロシアからの大量破壊兵器等の拡散防止、特に先般の日ロ首脳会談で合意された退役原子力潜水艦解体事業の推進、さらには余剰兵器プルトニウム処分構想への協力等、軍縮・不拡散分野での取組を強化していきます。

主な地域紛争に対しても、我が国は、引き続き、その解決に向けた取組に積極的に関与していきます。

中東和平をめぐる情勢は国際社会の平和と安定に大きな影響を与え得る問題であり、情勢の更なる悪化は許されません。我が国は、暴力の停止と和平に向けた交渉の再開をイスラエル、パレスチナ両当事者に対して粘り強く働き掛けていきます。同時に、我が国は双方の信頼回復に向けた取組を積極的に後押ししていきます。

アフガニスタン、インドネシアのアチェ、フィリピンのミンダナオ等における地域紛争を恒久的に解決するため、我が国は、昨年12月に発表された国際平和協力懇談会の報告書も踏まえつつ、引き続き、和平プロセスの促進、国内の安定・治安の確保、人道・復旧支援を迅速かつ切れ目のない形で進めることを通じて、平和の定着に向けた取組を強化していきます。

また、先般私が訪問したスリランカでは、現在、和平プロセスが進展しています。我が国は、明石康氏を政府代表に任命しましたが、３月に我が国で和平交渉を、その後、復興会議を開催するなど、同国における平和の定着に向けた努力を継続していきます。

政府開発援助、ＯＤＡは、狭い意味での開発目的に限定することなく、こうした国際平和協力を促進する手段としても積極的に活用するなど、その戦略性を一層高めていく方針です。また、私は、就任以来、ＯＤＡに対する国民の皆様の御理解と御支持を高めるため、透明化、効率化、国民参加を柱として、ＯＤＡ改革に取り組んできました。今後、ＯＤＡ改革を更に推進し、本年中ごろを目途に政府開発援助大綱の見直しを進めていきます。

国際社会の平和・安定と繁栄の実現には、世界経済の安定的な発展が必要であり、ＷＴＯのラウンド交渉を通じて、多角的自由貿易体制を維持し、強化していくことが不可欠です。我が国は、２月に東京でＷＴＯ非公式閣僚会合を開催するなど、今回のラウンドの成功に向け積極的に貢献していきます。同時に、多角的自由貿易体制を補完し、強化するた

めにも、経済連携にも積極的に取り組んでいくとの方針であり、現在、メキシコとの協定交渉を進めているほか、将来における東アジアの地域全体の経済連携の強化を目指し、韓国やフィリピン、タイ、マレーシア等のＡＳＥＡＮ諸国との協議を推進していきます。

グローバル化の利益を途上国を含む国際社会全体が適切な形で共有することは極めて重要です。我が国は、引き続き、東アジア地域、特にＡＳＥＡＮの後発国を重視した開発援助を行っていきます。９月末には東京で第３回アフリカ開発会議、ＴＩＣＡＤⅢを開催する予定であり、貧困、紛争、感染症等多くの困難を抱え、国際社会の関心が高いアフリカ地域の問題の解決に向けても積極的に取り組んでいきます。また、５月には沖縄で第３回太平洋・島サミットを開催し、太平洋島嶼国の関心の高い環境問題等への取組についての協力を深める予定です。

人間の生存と生活に不可欠な資源である水の問題については、我が国は、３月に、関西で第３回世界水フォーラム及び閣僚級国際会議を開催します。我が国としては、人づくりと社会づくりの視点を重視し、途上国自らの取組を側面から支援し、問題の解決に向けた国際協力の強化を図る考えです。

地球温暖化についても早急に取組を強化することが必要です。京都議定書は気候変動に対する国際的な取組を強化する重要な一歩であり、我が国は同議定書の早期発効を目指します。同時に、米国や途上国を含むすべての国が参加する共通ルールの構築に向けて最大限努力していきます。

このように多様化、複雑化する諸課題に対し、国際社会が一層効果的に対応するためには、安保理改革を始めとする国連の機能強化が不可欠です。安保理改革が実現する暁には、我が国は常任理事国として一層の責任を果たしていく考えです。また、国際社会が直面する諸課題に取り組んでいくに当たり、Ｇ８プロセスは引き続き重要な役割を果たしており、６月のエビアン・サミットに向け、先般私が訪問した本年のＧ８議長国であるフランスを始め、Ｇ８各国と緊密に協力していきます。

また、以上のように国際社会の安定と繁栄の実現に取り組むに当たっては、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から一人一人の人間を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現していくことが重要です。このような人間の安全保障という考え方は、緒方貞子氏が共同議長を務めている人間の安全保障委員会の最終報告書においてこの２月にも打ち出される予定であり、我が国は人間中心の社会づくりを推進するために、この理念の普及と実現を図っていきます。

〔主要国・地域との関係強化〕

主要国・地域との関係を強化することは、以上述べてきたような国際社会が直面する諸課題に有効に取り組んでいくためにも不可欠です。

日米関係は我が国外交の基軸です。我が国は、日米安保体制の信頼性の更なる向上に努めていきます。また、北朝鮮やイラクの問題等様々な課題につき、同盟国として米国と引き続き協議、連携していきます。在日米軍にかかわる諸問題については、沖縄県民の方々が我が国全体の平和と安全のために背負っておられる御負担を軽減していくため、普天間飛行場の移設・返還を始めとする沖縄に関する特別行動委員会、ＳＡＣＯの最終報告の着実な実施に努めるなど、誠心誠意努力していきます。また、両国の持続可能な経済成長を

図るため、引き続き、成長のための日米経済パートナーシップを通じた建設的な対話を行い、地球規模の問題を含む幅広い分野での対話及び政策協調を進めます。日米間で交流が開始されて150年という歴史的な節目を迎える本年、あらゆるレベルでの交流を一層活性化していきます。

基本的人権の尊重、民主主義、自由貿易を基調とし、平和で安定し、繁栄する東アジア地域を実現することは、国際社会全体の平和・安定と繁栄の実現にとって極めて重要です。

韓国は、我が国と基本的な価値観を共有し、政治、経済上極めて重要な隣国であり、両国間の未来志向の友好協力関係を一層発展させていくことが重要です。２月に発足する盧武鉉新政権とも協力関係を維持しながら、引き続き、幅広い交流を通じ両国国民間の相互理解を増進していきます。

中国との間では、平和友好条約締結25周年に当たる本年、人と人とのつながりを更に拡大し、深めていくことなどを通じて、両国国民間の相互理解、相互信頼を深めていきます。特に、緊密な経済関係を踏まえ、日中経済パートナーシップ協議を始め経済面での対話をより緊密にし、さらに、２国間関係の増進のみならず、地域問題やグローバルな諸課題の解決に向け一層協力していきます。

ロシアとの間では、先般、小泉総理が訪ロし、幅広い分野でのこれまでの協力の成果と今後の方向性を取りまとめた日ロ関係の海図となる日ロ行動計画を発表しました。今後、同計画の内容を着実に実施し、具体的な成果につなげることが重要です。特に、本年は、年間を通じてロシアにおける日本文化フェスティバルが開催される予定であり、日ロ間の協力を幅広い分野で進めていく中で、平和条約締結問題についても、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を可能な限り早期に締結する決意を持って、粘り強く交渉に取り組み、前進を図っていきます。

ＡＳＥＡＮとの間では、ともに歩み、ともに進むとの基本理念の下、様々な分野、レベルで一層の相互理解を深めていきます。また、我が国は、地域協力を進展させるための取組を行っていきます。日本・ＡＳＥＡＮ交流年である本年、12月に予定される日本・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議に向け、21世紀における幅広い協力の枠組みを構築していく考えです。

先般、私が訪問したインドとの間では、グローバルパートナーとしての協力関係をより戦略的な視点から前進させていきます。

ＥＵの拡大と深化が進展し、ＮＡＴＯの拡大が決定され、国際社会での欧州の影響力が一層増しています。我が国は、日欧協力の10年の下、緊密かつ幅広い協力、交流を進め、欧州との戦略的なパートナーシップを更に強化していきます。

〔結語〕

以上述べてきた外交を実施していくに当たっては、外交が国民の皆様に理解され、支持されなくてはなりません。一連の不祥事によって失われた外務省に対する国民の皆様の信頼を回復するため、昨年２月の就任以来、私はまず外務省改革の実施に全力投球してきました。有識者から成る変える会、外務省内の有志による自発的な改革グループ、国会議員の方々からの様々な提言を踏まえ、昨年８月に外務省改革行動計画を発表しました。また、昨年12月に、外務省の組織・機構改革に関し、中間報告をまとめ、本年３月中に最終報告の成案を得る予定です。私は、こうした取組を通じて、外務省改革を総仕上げし、国民の

皆様の期待にこたえながら、創造的な外交を一層力強く、積極的に実践していく考えです。引き続き、国民の皆様と議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

(4) 財政演説

財務大臣　塩川 正十郎 君　　**平成15年１月31日**

平成15年度予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

〔はじめに〕

少子高齢化の進展や経済のグローバル化といった内外の急速な経済社会状況の変化の中、国民が将来にわたり安心して暮らせる社会を築くため、私は、以下に申し述べる諸課題に着実かつ的確に取り組み、構造改革の努力の成果を上げてまいる所存であります。

また、現下の経済財政運営において最も重要なことは、デフレの克服であります。それについては、平成15年度予算、税制改正等において、厳しい財政事情の中、できる限りの努力をいたしました。政府は日本銀行と引き続き一体となって強力かつ総合的な取組を行ってまいります。

〔財政構造改革〕

第１の課題は、財政構造改革であります。

平成15年度予算については、歳出全体にわたり徹底した見直しを行うため、まず、概算要求段階において要望可能額を大幅に緩和するとともに、活力ある社会、経済の実現に向け、重点的、効率的配分を行うことといたしました。また、高齢化の進行による負担増など歳出の増加が見込まれる中、予算執行調査の結果等を活用した経費の節減やコストの見直しなどを図り、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成14年度を下回る水準といたしました。

我が国の財政事情は、平成15年度末の公債残高が450兆円程度に達する見込みであるなど、過去に例を見ない厳しい状況にあります。今後の中長期的な財政運営に当たっては、先般閣議決定された「改革と展望」で示された2010年代初頭におけるプライマリーバランスの黒字化を目指すとの目標達成に向けて努力してまいります。

〔税制改革〕

第２の課題は、税制改革であります。

従来の制度を大幅に見直し、個人の資産のより一層の活用と企業の新分野への取組の支援を念頭に置き、平成15年度税制改正において、現下の経済・財政状況を踏まえ、所要の措置を講ずることといたします。

具体的には、我が国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税、贈与税の一体化及び税率の引下げ、貯蓄から投資への改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、

消費税に対する信頼性、透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直し、その他の所要の措置を一体として講ずることといたします。

なお、このうち、相続税、贈与税の一体化においては、一般の贈与について2,500万円まで、住宅取得に充てる場合には3,500万円までを非課税枠とするなどの措置を講ずることとしております。

以上の措置の実施により、平成15年度において、国、地方を合わせて１兆8,000億円程度の減税となり、多年度においては税収中立となります。

今後も、少子高齢化と税制の在り方、国、地方の在り方と税制等、様々な検討課題について更に議論を進めてまいります。

〔世界経済の安定と発展への貢献〕

第３の課題は、世界経済の安定と発展への貢献であります。

我が国は、国際機関やＧ７、アジア諸国等と協力しつつ、国際金融システムの強化や開発途上国の経済社会の発展等の課題に取り組んでまいります。また、アジアにおける通貨、金融の安定化に向けても一層の貢献を行ってまいります。

為替相場につきましては、ファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが重要であり、今後とも、為替相場の動向を注視し、必要に応じ適切に対処してまいる所存であります。

また、ＷＴＯ新ラウンド交渉に積極的に取り組むとともに、自由貿易協定等の経済連携も積極的に推進してまいります。具体的には、既にメキシコとの間で正式な協定締結交渉を開始しており、韓国、ＡＳＥＡＮ等との間でも検討を進めております。

平成15年度関税改正においては、後発開発途上国への一層の支援等を図るための特恵関税制度の改正等を行うこととしております。

〔平成15年度予算の大要〕

次に、今国会に提出しております平成15年度予算の大要について御説明いたします。

まず、歳出面については、一般歳出の規模は47兆5,922億円、一般会計全体の予算規模は81兆7,891億円となっております。

国家公務員の定員については、2,136人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

次に、歳入面について申し上げます。

租税等については、平成15年度税制改正を織り込み、41兆7,860億円を見込んでおります。また、その他収入については、３兆5,581億円を見込んでおります。

これらの結果、公債発行予定額は36兆4,450億円、公債依存度は44.6％と、財政事情は厳しくなっております。なお、特例公債の発行については、別途、所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

財政投融資計画については、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ、構造改革に資する分野に重点を置き対象事業を見直すとともに、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業再生、中小企業金融等、真に政策的に必要と考えられる資金需要には的確に対応することといたしました。その結果、平成15年度財政投融資計画の規模は、23兆4,115億円となり、前年度当初計画に対し12.6％の減少となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

まず、社会保障関係費については、将来にわたり持続可能で安定的、効率的な社会保障制度を構築する観点から、年金等について平成14年の消費者物価の下落に応じた物価スライドを実施するとともに、雇用保険制度改革等を行うこととしております。

公共投資関係費については、その水準を全体として縮減しつつ、快適で質の高い生活空間の形成など、活力ある社会、経済の実現に向けて、人間力の向上・発揮、魅力ある都市・地域社会、高齢化社会・少子化、循環型社会の構築の４分野へ重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担制度の見直しや確かな学力の育成等、教育改革の推進、世界的水準の大学づくり、優先順位付けも踏まえた戦略的重点化による科学技術の振興等に努めております。

防衛関係費については、災害派遣能力の充実や防衛力の質的な向上等、中期防衛力整備計画に掲げられた重要課題にこたえつつ、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととしております。

農林水産関係予算については、農林水産業の環境保全機能に配慮する一方、真に消費者を重視した政策への転換を進めております。

経済協力費については、全体の量的規模を縮減しつつ、国際協力の観点から、我が国の責任の十全かつ適切な遂行が可能となるよう援助対象分野等の更なる戦略化、効率化等を図っております。

エネルギー対策費については、国際的な視点に立脚したエネルギーの安定供給確保や地球温暖化問題への対応等を着実に進めております。

中小企業対策費については、創業、経営革新の推進や中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を図っております。

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方についての三位一体の改革については、芽出しとしての措置を平成15年度予算に反映させたところであります。

まず、国の関与を縮小し、国、地方を通じた行政のスリム化を図るため、地方公共団体向け補助金等の整理合理化を推進いたしました。

また、国と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、その上で、通常収支の財源不足に関して、新規の特別会計借入金を解消するなど、地方財政の効率的な運営に向けた措置を講ずるとともに、所要の地方交付税総額を確保しております。

さらに、市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直し等に伴う影響を踏まえ、自動車重量譲与税の譲与割合を引き上げることとしております。

地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる一層の見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものであります。

〔結び〕

以上、平成15年度の予算の大要について御説明いたしました。本予算の編成に当たっては、公債依存度が44.6%となるなど財政事情が過去に例を見ない厳しい状況になっておる中、活力ある経済社会を構築するために思い切った予算の重点化を行うとともに、無駄を徹底して排除し、持続可能な財政構造に向けて、歳出の構造改革を推進することとしております。

何とぞ、関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

(5) 経済演説

経済財政政策担当大臣　竹中 平蔵 君　　**平成15年１月31日**

〔はじめに〕

経済財政政策担当大臣として、日本経済の課題と政策運営の基本的考え方について所信を申し述べます。

〔経済財政運営の基本的考え方〕

振り返りますと、我が国経済は80年代には年平均４ないし５％成長を達成したにもかかわらず、90年代には年平均わずか１％程度しか成長できない経済になりました。その原因をどう認識するかが今後の経済財政政策を考える上での原点であります。

日本経済は、単なる需要不足から一時的に悪くなっているのではありません。我が国経済の多くの部門の競争力、生産性が90年代に入って低下してきております。だからこそ、聖域なき構造改革を進めなければならないのです。

我が国の競争力、生産性の低下の原因は、極めて複合的な要因によるものです。過去の成功体験への依存と既得権へのこだわりが個人、企業、行政といった経済主体の規律を失わせ、迅速な対応を損ない、問題は先送りされ、この間に起こった冷戦構造の終えん、アジア経済の台頭等、国際的競争の大変化への対応も遅れました。

その結果、日本経済は不良債権と財政赤字という２つの負の遺産を背負い込むことになり、それがデフレの深刻化と株価の低迷に反映されております。このような中で、構造改革を先延ばしにして財政拡大のみに頼る経済運営を行うのであれば、日本経済に明日はないと断言できます。こうした観点から、小泉内閣は一貫して改革なくして成長なしの姿勢を貫いているのであります。

我が国は、構造改革によって基礎体力を強化すると同時に、２つの負の遺産の処理を先送りすることなく、本格的な問題解決に取り組まなければなりません。一夜にして日本経済を再生させる魔法のつえは存在しません。前例にとらわれず、政策総動員を図ることが重要です。変化を恐れ２つの負の遺産の処理を放置、先送りしていては、本当の危機、すなわち金融危機と財政危機を招くことになります。問題先送りは断じてすべきではありません。また、内外の情勢変化により厳しい状況が生じた場合には、大胆かつ柔軟な経済政策を行ってまいります。

〔これまでの経済財政運営〕

小泉内閣は、発足以来、民間でできることは民間に、地方でできることは地方にの基本的立場に基づき、構造改革の基本戦略を経済財政運営と構造改革に関する基本方針として決定し、それに沿った経済財政運営を行ってまいりました。

当初から精力的に取り組んできたのは、聖域なき構造改革です。特に、公共事業につい

ては、14年度予算から思い切った選択と集中を図り、当初予算ベースで10%以上の削減を行うとともに、中身についても、都市再生、地方活性化や高齢化対策等に重点配分を行いました。

昨年は、「この国のかたち」を表す税制改革の論議に着手いたしました。機会の平等を重視しつつ公正さを重んじ、企業や個人の経済の活力を最大限引き出し、納税者の納得を得る簡素な税を目指し、その改革の方向を基本方針2002に示しました。これを踏まえ、15年度より本格的な税制改革に着手することにしております。この包括的かつ抜本的な税制改革は今後も引き続き進めていかなければなりません。

規制改革についても大きな前進が見られました。規制は全国一律でなければならないという考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方に転換を図り、昨年は異例のスピードで構造改革特区のスタートを切りました。農業や福祉といった分野への株式会社参入等、長年の課題に道が開かれました。先般の第２次提案募集では、昨年夏の第１次提案を上回る651件もの提案があり、地方や民間の豊かなアイデアが十分に示されました。この動きは、国から地方へ、官から民への構造改革を加速させる突破口として重要な成果と言えます。

そして、第１回目の基本方針から日本経済再生の第一歩と位置付けてきたのは不良債権処理であります。昨年10月、小泉総理の平成16年度に不良債権問題を終結させるという強い覚悟を受け、金融庁は金融再生プログラムを策定し、現在、この工程表を着実に実施しております。

不良債権処理の加速と歩調を合わせて、雇用・中小企業等のセーフティーネット拡充、減税、産業・企業再生への早期対応等を総合的に盛り込んだ対策やこれを補完、強化する改革加速プログラムを取りまとめ、これに基づいて、平成14年度補正予算を編成いたしました。平成14年度の実質経済成長率は、当初見通しの０%を上回り、0.9%になる見込みです。

〔今後の中期的な経済財政運営〕

このように、小泉内閣発足以来の１年９か月で構造改革は着実に進展してまいりましたが、いまだ道半ばであります。今後も、日本経済の潜在成長力を高めるための構造改革を断行し、あわせて、将来まで持続可能な財政や社会保障制度の姿を確立することは、未曾有の高齢化社会を支える将来世代への我々の責務であります。

小泉内閣では、マクロ経済と財政の中期的な姿を初めて一体的にとらえた「改革と展望」を示し、それに沿った政策運営を行っております。「改革と展望」は、規律ある財政と経済活性化の両立という狭い道を歩むための道しるべであります。

「改革と展望」については、不良債権処理の加速に伴う影響、世界経済の先行きへの懸念等、当初想定した以上に内外の不確実性が高まってきていることから、集中調整期間を１年程度延長すること等を内容とする2002年度改定を行いました。この改定においても、「改革と展望」の基本シナリオは変わりません。これを今後とも堅持し、民間需要主導の持続的成長とプライマリー収支の2010年代初頭の黒字化を目指します。

〔平成15年度の経済財政運営の基本的態度〕

平成15年度の経済財政運営について申し上げます。

15年度は、マクロ経済運営の観点からは、財政の無駄遣いを排除しつつも、決して緊縮型でない、景気中立型の経済財政運営を行います。引き続き経済財政諮問会議等を活用して、これまで取り組んできた様々な改革を加速させ、その進展を実感できる年にすることを目指します。

その際の最優先課題はデフレの克服です。デフレは、一般に、安価な輸入品の増加等の供給要因、需要不足の要因等、複合的な背景を持ちますが、現在の日本のデフレ状況は貨幣的な要因による面も強いと考えております。政府は、改革を進めて民間需要主導の持続的成長を図り、あわせて、政府と日本銀行が一体となって、前例にとらわれず、デフレ克服を目指し、できる限り早期のプラスの物価上昇率実現に向けて取り組むことが必要です。

また、不良債権処理と産業再生を一体的に加速してまいります。金融行政については、金融再生プログラムに従って、健全性、戦略性、誠実性という３つの視点を踏まえつつ厳格に運用します。問題を先送りすることなく、不良債権処理を着実に進めるとともに、今後設立予定の産業再生機構の活用等を通じて産業の再生を促すことにより、金融発の経済の底割れは絶対に起こさせません。

同時に、官から民へ、国から地方への方向に沿った改革を強化いたします。小さな政府を実現するために、徹底した歳出削減と行政のスリム化が必要です。厳格な政策評価に基づく予算編成等、予算プロセスの改革を進め、歳出の効率化を図ります。このような取組なく、国民に安易に増税を求めることは避けなければなりません。そして、地方財政については、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討し、具体的な改革案を６月を目途に取りまとめいたします。

また、引き続き包括的かつ抜本的な税制改革に取り組みます。あわせて、地域経済の活性化を通じた需要と雇用の創出に向け、規制改革と構造改革特区を飛躍的に推進することを目指します。

経済活性化を達成するには、約1,400兆円の家計貯蓄の有効活用についても検討する必要があります。90年代以降、資金の流れは大きな変化を起こし、政府が使い道を決める資金の割合が増え続けています。豊富な家計の貯蓄を将来の経済成長に結び付けるために、公的な資金の流れの改革について新たに検討を行います。

今年は、16年の年金改革に向けてその案が取りまとめられる予定です。その際、年金、医療、介護等をばらばらに議論するのではなく、受け取る国民の立場に立って、生涯にわたる社会保障サービスを一体的に検討し、受益と負担の両面からそのあるべき姿を設計しなくてはなりません。国民の生涯にわたる安心を構築すべく、社会保障サービスを総合的に議論し、持続可能な制度の確立を目指します。

国民生活の面でも、昨今の経済社会の現状にかんがみ、公益のための情報提供者を保護する制度の整備を含めた全体的な消費者政策を再構築するとともに、21世紀社会の新たな担い手であるＮＰＯの活動基盤を整備してまいります。

15年度においては、不良債権処理の加速に伴う影響はあるものの、以上のような改革の成果と、14年度補正予算や先行減税の効果、さらに世界経済が徐々に回復していくこと等から、企業部門も緩やかに回復するものと見込んでおります。15年度の国内総生産の実質成長率は0.6%程度になるものと見通されます。今後とも改革を進めつつ、経済情勢に応じて大胆かつ柔軟なマクロ経済の運営に努めてまいります。

〔むすび〕

諸外国の経験からも、改革の成果が十分に定着するまでに５年から10年の期間が必要であり、構造改革を進めるに当たってはそうした歴史的な視点が必要であります。

その一方で、失われた10年を経て、かつ、今後未曾有の高齢化社会を迎えようとしている我が国に残された時間は多くはありません。過去の成功や既得権にとらわれることなく、スピード感を持って、２つの負の遺産の処理を加速しつつ、構造改革に邁進する必要があると考えます。既に、産業の再編が徐々に進展し、主要銀行も不良債権処理に向けた動きを加速し始める等、変化の兆しは現れております。

改革の成果はある臨界点を超えると加速的に現れるものであり、それまでは忍耐強い努力が必要であります。古くから、天下のことは進まざればすなわち退くと言われているように、絶えず前進をしなければなりません。こうした動きを加速させることによってこそ、株式市場にも我が国経済の潜在力が反映されていくはずであります。

日本経済は、依然として、勤勉な労働力、高い技術力で、世界もうらやむ潜在力を有しています。今、日本経済の力強い再生に向けて、国民的英知を結集する必要があります。国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の政府４演説に対する質疑は２月４日、５日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

――質疑者――（発言順）

角田　義一君（民主）	**竹山　裕君（自保）**	**浜四津 敏子君（公明）**
市田　忠義君（共産）	**平野　貞夫君（国連）**	**朝日　俊弘君（民主）**
泉　信也君（自保）	**大脇　雅子君（社民）**	

〔政治姿勢〕

○日本の将来ビジョン

小泉内閣は、構造改革を進め、21世紀にふさわしい仕組みをつくることによってこそ我が国の再生と発展が可能になるという認識の下に、現在、あらゆる改革に取り組んでいる。

この改革が目指すのは、簡素で効率的な質の高い政府の下に、自助と自律の精神で、国民一人一人や企業、地域が持っている潜在力を自由に発揮できる、活力ある民間と個性ある地方が中心となった豊かな社会の実現である。

○政治と金

政治に携わる一人一人が初心に返って自らを厳しく律していかなければならないと考えている。自民党として、一連の政治資金をめぐる問題を重く受け止め、改めるべきは改めるという姿勢で政治改革に臨み、国民から信頼される政治を目指して努力していく。

政治資金の在り方の問題は、民主主義のコストをどのように国民に負担していただくべきかという問題であり、国民の納得する政治資金の在り方について、各党各会派において今後とも御議論いただきたい。

〔経済・財政・金融〕

○デフレの克服

デフレは、日本経済再生のためには、これを乗り越えていかなければならない課題であると認識している。このため、できる限り早期のプラスの物価上昇率の実現に向け、政府は日銀と一体となって強力かつ総合的な取組を実施していく必要があると考えている。

政府としては、歳出、税制、金融、規制の４本柱の改革を更に加速させるとともに、経済情勢に応じて柔軟に対応する考えである。

○平成15年度予算及び財政健全化

雇用の創出や将来の発展の基盤となる分野へ重点配分を行うとともに、国、地方合わせて１兆8,000億円の減税を先行させるなど、経済活性化に向け、14年度補正予算と併せ、両年度を通じて切れ目のない対応を図ることとした。一方で、政府の15年度末の長期債務残高は686兆円程度に達する見込みであるなど、我が国の財政は厳しさを増しており、財

政健全化に向けた取組を今後とも確実に進めていかなければならない。

○産業再生

産業再生機構は、再生の可能性があるにもかかわらず債権者間の利害調整が困難である等の理由で民間だけでは再生が進まない企業に対し、債権の買取り等を通じて再生を支援するものである。産業再生機構が民間の英知と活力を最大限に生かしながら業務を行うことは、産業の再生と不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復に資するものと考えている。

○中小企業支援

今般創設する資金繰り円滑化借換保証制度は、中小企業の資金繰りを楽にするための制度である。中小企業者や金融機関等に対して説明会を開催する等、制度の普及を図るため、全国的な広報活動を行っていく。また、政府としては、金融機関に対し、中小企業への資金供給の一層の円滑化を繰り返し要請しているところである。こうした取組により、中小企業の円滑な資金供給の確保に万全を期していく。

〔雇用〕

厳しい雇用失業情勢に対応し、国民の雇用面の不安を払拭することは重要な課題であり、日本経済再生のため、あらゆる政策手段を動員して、民需主導の持続的な経済成長の実現を図っていく。このため、雇用、中小企業のセーフティーネットに万全を期すこととし、今般成立した平成14年度補正予算及び15年度予算において十分な施策を盛り込んだ。14年度補正予算、15年度予算と併せ、切れ目のない対応を図ることが重要と考えている。

〔外交・安全保障〕

○イラク問題

我が国としては、安保理を始め国際社会が協調して毅然たる態度を維持すべきとの考えの下、イラクが誠実に決議を履行するように、我が国としての外交努力を継続していく考えである。

米国は対イラク軍事行動を決定したとは言っておらず、我が国としては、査察の状況、安保理の議論等、今後の事態の推移を注視して対応を判断していく。

○日朝関係

拉致問題や核問題への対応をめぐり、現在、日朝間では国交正常化交渉を直ちに再開する状況にはないが、政府としては、日朝平壌宣言に基づいて諸懸案を解決し、地域の平和と安定に資する形で国交正常化を実現するという基本方針に変わりなく、北朝鮮に対し、問題の解決に向け前向きに対応するよう引き続き働き掛けていく考えである。

○靖国神社参拝

中国及び韓国に対しては、今回の参拝の趣旨につき必要に応じ説明し、我が国との友好は今後とも変わりないことを理解していただくつもりである。我が国は、北朝鮮の核をめ

ぐる問題への対応を含め、幅広い問題について、韓国、中国等の近隣諸国と緊密に協力してきており、今後ともこれらの諸国との間で未来志向の友好関係を増進すべく取り組んでいく。

○有事法制

継続審査となっている有事関連法案は、憲法の範囲内で様々な緊急事態に対応できる態勢づくりを進め、国民の安全を確保するため是非とも必要であると考えている。政府としては、幅広い国民の理解を得て、今国会における有事関連法案の成立を期していく。

〔社会保障〕

○社会保障制度

社会保障制度については、安定的な、将来にわたって持続可能なものとして再構築していくため、年金、医療、介護などの分野において給付と負担の見直しを始めとする不断の改革を行い、国民生活の安定と将来に対する安心を確保していかなければいけないと思っている。その際、これらの制度を賄う財源については、社会保険方式を基本としつつ、保険料、税金、利用者負担の適切な組合せによるべきものと考えている。

○健康保険本人３割負担

少子高齢化が進展する中で、医療保険財政は大変厳しく、国民皆保険を将来にわたり堅持していくためには、患者、加入者、医療機関といった関係者にひとしく負担を分かち合っていただくことは避けられない。保険料の引上げ幅を極力抑制するためにも、予定どおり本年４月から３割負担をお願いすることが必要と考えている。

○基礎年金国庫負担引上げ

基礎年金の国庫負担割合の２分の１への引上げについては、毎年多額の安定した財源の確保が必要となることから、この問題については、今後の年金改革において、まずは年金制度や給付と負担の在り方と併せ政府部内で十分に議論するとともに、国民的に議論していくことが必要と考えている。

〔教育〕

○教育基本法

戦後半世紀を経て社会状況が大きく変化し、教育全般について様々な問題が生じている。教育問題について根本にさかのぼった改革が求められていると認識しているが、現在、中央教育審議会において、現行法の普遍的な理念は大切にしながら、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について御審議いただいている。中央教育審議会の答申を踏まえ、国民的な議論を深めながら、教育基本法の見直しにしっかりと取り組んでいきたい。

〔農林水産業〕

農林水産業は、人の命と健康の基本である食を支えるとともに、資源の循環を担いつつ、国土や自然環境の保全、文化の伝承など多面的な役割を果たしており、極めて大事なもの

である。食の安全の確保に万全を期すとともに、米政策の改革と農業経営の規模拡大や法人化を推進して、意欲と能力のある経営体を後押しする。さらに、自然に恵まれた農山漁村と都市との交流を進め、農山漁村と都市が豊かさを分かち合う体制づくりを進めていく。

〔環境〕

○環境教育

循環型社会を目指す我が国としては、国民一人一人が環境保護についての意識を高め、責任ある行動が取れるようにするため、学校、家庭、地域社会において環境教育、環境学習の推進を図っていくことは重要な課題であると認識している。政府としては、関係省庁の連携協力の下、学校、家庭、地域社会の様々な場において環境教育、環境学習に積極的に取り組んでおり、今後、法制化の必要性も含め、更なる推進のための検討を深めていく。

〔その他〕

○市町村合併

全国の市町村がそれぞれの特色を生かした発展を遂げるためには、住民や自治体の自主的な判断により市町村合併を進めることで行財政基盤を強化する必要がある。また、今後の基礎的自治体の在り方については、住民自治組織を含め、現在、第27次地方制度調査会において議論が深められているところであり、これを踏まえて検討していく。

○郵政事業

本年４月、企業会計原則の導入、民間的経営手法を取り入れ、効率的な事業経営を行い、質の高いサービスを提供する日本郵政公社が発足する。民間の郵便事業参入も始まり、郵政事業は実質的な民営化の第一歩を踏み出した。公社化後の郵政事業の在り方については、このような公社による経営改革の状況を見つつ、郵政３事業の在り方について考える懇談会報告書を踏まえ、国民的な議論を行い、更に民営化に向けた改革を進めていきたい。

○司法制度改革

第一審の訴訟が充実した手続の下で２年以内に終わることを目標として、今国会に裁判の迅速化のための法律案を提出する。この目標の実現には、裁判所や訴訟当事者などにもそれぞれ御努力いただく必要があるが、政府としても、訴訟手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実を図るなど、必要な法制上、財政上の措置を講じていく。

3 国務大臣の報告

(1) 平成13年度決算の概要についての報告

財務大臣　　塩川 正十郎 君　　**平成15年2月21日**

平成13年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成13年度の一般会計の決算については、歳入の決算額は86兆9,030億円余であります。なお、この歳入の決算額には決算調整資金からの組入額５億円余が含まれておりますが、これは、決算調整資金に関する法律第７条第１項の規定により、平成13年度において予見し難い租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上不足を補てんするためのものであります。

他方、歳出の決算額は84兆8,111億円余であり、差引き２兆919億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定により、既に平成14年度の一般会計の歳入に繰り入れております。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額86兆3,525億円余に比べまして5,504億円余の増加となります。この増加額には前年度剰余金受入れが予算額に比べて増加した額３兆5,560億円余が含まれておりますので、これを差引きいたしますと、歳入の純減少額は３兆55億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額86兆3,525億円余に平成12年度からの繰越額３兆5,550億円余を加えました歳出予算現額89兆9,075億円余に対しまして、支出済歳出額は84兆8,111億円余であり、その差額は５兆964億円余となります。このうち、平成14年度への繰越額は４兆1,551億円余であり、不用額は9,412億円余となっております。

なお、歳出のうち、予備費につきましては、その予算額は2,500億円であり、その使用額は1,247億円余であります。

次に、平成13年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額につきましては、平成13年度末における債務額は677兆6,574億円余であります。このうち、公債につきましては、平成13年度末における債務額は448兆2,534億円余であります。

次に、平成13年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払については、同資金への収納済額は56兆8,201億円余であり、一般会計の歳入への組入額等は56兆1,073億円余であります。

次に、平成13年度の政府関係機関の決算でありますが、その内容につきましては、それぞれの決算書のとおりでございます。

次に、国の債権の現在額につきましては、平成13年度末における国の債権の総額は336兆8,333億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成13年度末における物品の総額は13兆

8,971億円余であります。

以上が平成13年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

(2) 平成15年度地方財政計画についての報告

総務大臣　片山 虎之助 君　　平成15年3月14日

平成15年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成15年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制に努める一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子高齢化対策など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込額については、平成13年度における制度改正を踏まえ、交付税特別会計における借入金を廃止し、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特例地方債の発行により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、減税等に伴う影響額についても所要の財源を確保する措置を講ずることとしております。

以上の方針の下に、平成15年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は86兆2,107億円、前年度に比べ1兆3,559億円、1.5%の減となっております。

(3) イラクに対する武力行使後の事態への対応についての報告

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　**平成15年3月20日**

イラク問題についての政府の基本的な考え方を明らかにし、皆様の御理解と御協力を得たいと思います。

数時間前、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始しました。

イラクは、昨年11月に全会一致で採択された国連安保理決議1441によって、国際社会から大量破壊兵器を廃棄するための最後の機会を与えられました。私は、イラクへの総理特使の派遣を含め、イラクが直ちに国連査察団に対して無条件かつ積極的に協力することによって平和への道を選ぶよう、繰り返し呼び掛けてきました。国際社会も、一致して、イラクの全面的協力を強く求めてきました。平和へのかぎはイラクだけが握っているのが明らかだからです。しかし、大変残念なことに、イラクは国際社会の真摯な努力にこたえず、自ら平和への道を閉ざしてきました。

サダム・フセインは、これまで、隣国に対しても、また、驚くべきことに、イラク国民自身に対しても、違法で残酷な化学兵器を使用したことがあります。イラクは、今から13年前、突然クウェートを侵略し、併合を宣言しました。国際社会は、イラクの国際法を無視した蛮行を厳しく糾弾し、多数の国々の軍事力によってこれをただしました。停戦に当たって、イラクは、地域の平和と安定を脅かす大量破壊兵器を廃棄することを約束しました。この約束は、完全に実行され、イラクが大量破壊兵器をすべて廃棄したことが確認されなければなりません。それができて初めて、この地域の平和と安全の確保が可能となります。しかし、イラクはこれに応じようとしませんでした。

大量破壊兵器は、大量かつ無差別に市民を殺害し、傷付ける恐ろしい兵器です。私たちは、このような非人道的な兵器が自国民を圧政の下に置く独裁者の手中にあることを真剣に考えなければなりません。特に、一昨年９月11日の同時多発テロ以来、国際社会は、テロリストが核物質や生物兵器、化学兵器を入手した場合の恐怖を強く認識するようになりました。今日の国際社会において、大量破壊兵器の保有の有無は、うやむやに放置しておけるような問題ではないのです。我が国を取り巻くアジア地域も、決してこの問題と無縁ではありません。

イラクは、国際社会に対して、かつて保有し使用した大量破壊兵器を廃棄したのかどうかを十分に説明しませんでした。イラクは、ＶＸガスやマスタードガスのような化学兵器、炭疽菌やボツリヌス菌のような生物兵器など、何億人もの人々を殺傷できる量を保有していたと言われています。しかし、イラクは、このような恐ろしい兵器の行方について必要な説明を行わず、国際社会に対して誠意ある回答を示さなかったのです。

国際社会は、17本にも上る国連安保理決議を採択し、一致してイラクに対する説得に当たってきました。しかし、イラクは12年間にもわたって国連安保理決議への違反を続けてきました。これは、イラクによる国連に対する挑戦であり、国連の権威の侮辱です。このような状況の下で、私は、安保理が一致団結し国際社会の平和と安全に対して責任を果たすべきことをブッシュ米国大統領やシラク・フランス大統領を含む関係国首脳に対して直

接訴えてきました。

最終的に安保理での意見の一致が見られず、安保理が一致団結できなかったことは残念です。しかしながら、何度も何度も平和的解決のための機会を与えられたにもかかわらず、イラクがその機会を一切生かそうとせず安保理決議違反を繰り返してきたことは決して見逃されてはなりません。問題の解決をいつまでも先延ばしにすることは許されないのです。イラクの対応を根本的に変えるための方策も見通しも全く見いだせない以上、武力行使に至ったことはやむを得ないことだと考えます。

今、米国は、このような大量破壊兵器を廃棄する国際的な動きの先頭に立っています。米国は、我が国の掛け替えのない同盟国であり、我が国の平和と安全を守るための貴重な抑止力を提供しています。我が国を取り巻くアジア地域の平和と安全の確保にとっても、米国の役割は不可欠です。そのような米国が国際社会の大義に従って大きな犠牲を払おうとしているとき、我が国が可能な限りの支援を行うことは、我が国の責務であり、当然のことであると考えます。

いかなる場合においても、武力行使を支持することは容易な決断ではありません。戦闘なしに大量破壊兵器が廃棄されることが最善の策であることは言うまでもありません。しかし、それが不可能な状況の下では、我が国としては、国際社会の責任ある一員として、このたびの米国を始めとする国々による行動を支持することが我が国の国家利益にかなうとの結論に達しました。

今般の事態に際し、政府は、直ちに安全保障会議を開催し、緊急性を有する措置に関する対処方針を速やかに決定するとともに、その後の臨時閣議において、事態の推移を見守りつつ検討すべき措置に関する対処方針も併せて決定いたしました。同時に、内閣にイラク問題対策本部を設置し、この対処方針に基づき、政府が一体となって総合的かつ効果的な緊急対策を強力に推進することといたしました。

政府は、イラクとその周辺における邦人の安全確保のために万全の措置を講じてまいります。また、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等、国内における警戒態勢の強化、徹底を図ります。さらに、我が国関係船舶の航行の安全を確保するため所要の措置を講じてまいります。

政府は、原油の安定供給を始め、世界及び我が国の経済システムに混乱が生じないよう、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講じてまいります。このため、原油等物資の市場動向や供給状態、金融・証券市場の動向を監視します。また、関係諸国等と連携しつつ、必要に応じて、原油の安定供給のための適切な措置を実施します。さらに、外国為替市場の安定化、金融システムの安定の確保、国内の流動性の確保に努めます。

我が国は、このたびの武力行使によって被災民が発生するのに応じて、国際機関やＮＧＯを通じた支援や、周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行います。

我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立って、このたびの事態に対して積極的な対応を行ってまいります。

我が国は、今後の事態の推移を見守りつつ、次のような措置を検討してまいります。

第１に、このたびの武力行使によって経済的影響を受けるイラク周辺地域に対し、影響を緩和するための支援を行います。第２に、イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上

における遺棄機雷の処理、復旧・復興支援や人道支援等のための所要の措置を講じてまいります。

また、これらの措置とは別に、我が国は、アフガニスタン等におけるテロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対し、テロ対策特措法に基づく支援を継続、強化します。

私は、戦闘が一刻も早く、しかも国際社会に対するイラクの脅威を取り除く形で終結することを心から望んでいます。同時に、イラクが一日も早く再建され、人々が自由で豊かな社会の中で暮らしていけるよう、イラクの復旧・復興のため我が国ができる限りの支援を行っていく考えであることをここで明らかにしておきたいと思います。

中東地域の平和と安定は、我が国自身の平和と繁栄に直結する重大な問題です。我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復に寄与することに加え、中東和平問題への真剣な取組を続けていきます。また、悠久の歴史と文明を有するイスラム世界との対話を継続、強化し、幅広い交流と相互理解を進めていきたいと考えます。

私は、以上のような政府の考え方について、国民の皆様の御理解と御協力を心からお願いいたします。

(4) サンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告

内閣総理大臣　小泉　純一郎 君　　平成15年６月６日

私は、５月29日から６月４日まで、サンクトペテルブルク建都300周年記念行事及び主要国首脳会議に出席するため、ロシアのサンクトペテルブルク及びフランスのエビアンを訪問しました。

日ロ首脳会談では、平和条約締結問題、エネルギー分野での協力等、幅広い問題について協議を行い、本年１月の私の訪ロの際に合意した日ロ行動計画を今後とも着実に実施していくことが重要であるとの認識で一致いたしました。

胡錦濤国家主席との日中首脳会談では、本年が日中平和友好条約締結25周年であることも踏まえ、両国間の幅広い交流、協力を一層推進していくことを確認し、北朝鮮問題について互いに協力していくことで一致しました。

主要国首脳会議では、世界経済や開発、テロ、大量破壊兵器の拡散、中東和平等の困難な問題について、各国が協力して取り組もうという国際協調の重要性の認識を共有することができました。

世界経済については、成長に向けた強い決意を確認し、私は、構造改革、デフレ対策を含め日本経済の再生に積極的に取り組んでいることを説明しました。また、米国の強いドル政策を歓迎する旨述べました。

開発については、１日目に新興国・途上国との間で有意義な対話を行いました。京都フォーラムでも議論された水問題、ＳＡＲＳを含む感染症対策や違法伐採対策の重要性、科学技術を通じた環境と成長の両立に関する更なる国際協力の必要性や、京都議定書の早期発効の重要性についても訴えました。また、人間の安全保障委員会報告書及び国連小型武器中間会合の重要性についても述べました。

地域情勢については、中東和平の実現に向けたブッシュ大統領の努力に対し、その成功への強い期待が表明されました。イラク復興支援は広範な国際協調の下で進めていく必要があり、我が国の呼び掛けを受けて国連がイラク復興支援に関する国際会議の開催に向けた準備会合を開催する旨発表したことをＧ８として歓迎しました。

北朝鮮について、私は、核問題を始めとする安全保障上の問題や拉致問題等の懸案を包括的に、そして平和的に解決したい旨強調し、各国の理解を得ました。Ｇ８として、北朝鮮に対し、いかなる核兵器計画をも廃棄することを強く求めていくことで一致しました。

また、１日目のアフリカ首脳との対話では、９月に東京で開催する第３回アフリカ開発会議への積極的な参加を要請しました。

私は、今般改めて確認した各国首脳との個人的信頼関係を踏まえ、今後とも、国際政治経済等の各分野において、我が国として主体的、積極的な役割を果たしていきたいと考えます。

4 決算に対する議決

平成15年６月16日

【平成13年度決算に対する議決】

1　平成13年度決算は、これを是認する。

2　内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

(1)　平成13年度一般会計において、２次にわたる補正予算の編成を行ったにもかかわらず、税収決算額が補正後予算額に対し１兆6,768億円下回り、その結果戦後５回目の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じたことは、遺憾である。

政府は、租税収入額の正確な見積りが、予算編成にとどまらず、経済財政の適切な運営、更には財政再建のために極めて重要であることを十分認識し、税収見積りの精度向上に努めるべきである。

(2)　企業による防衛装備品等の過大請求事案といった公金の浪費問題が生じたことは、遺憾である。

政府は、特別調査を実施し、その結果に基づき返還請求を行うなど適切に対処すべきである。

(3)　政府開発援助は、開発途上国の持続可能な開発、貧困削減に資するとともに、国際社会における我が国への信頼や評価を高める重要な施策であるにもかかわらず、その成果が十分に発現していない状況が見受けられることは、遺憾である。

政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、政府開発援助の選定・実施過程の透明性を確保し、会計検査院の実地調査を含め、その効率的かつ効果的な実施を図り、併せて国民の理解の促進に努めるべきである。

(4)　我が国からの拠出金等でその経費の全額が賄われている「支援委員会」を始めとする国際機関等において、多額の資金が留保されていること等が、平成13年度決算検査報告で指摘されたことは、極めて遺憾である。

政府は、国際機関等における事業の進捗状況及び資金の管理状況を的確に把握し、適時適正な拠出を行うべきである。

(5)　国有財産である土地等の貸付料の改定等に当たり、借受人の合意が得られるまでの間、貸付料改定通知等を行っていなかったことにより、貸付料債権相当額１億円余が消滅時効の時効期間を経過しているなどの不適切な債権管理事務が、平成13年度決算検査報告で指摘されたことは、遺憾である。

政府は、国民の貴重な財産である国有財産の管理の重要性を十分に認識し、貸付料債権を始めとする国の債権管理事務の適正化に万全を期すべきである。

(6)　一部大学等において、架空の伝票処理、勤務実態のない謝金の支払等の研究費に係る不正経理が相次いで発生したことは、遺憾である。

政府は、研究費使用について必要な制度改善を一層進めるとともに、綱紀粛正、内

部監査の強化等の指導を図り、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。

(7) 雇用・能力開発機構においては、「特殊法人等整理合理化計画」を受け、現在、勤労者福祉施設の処理を進めているが、一部で建設費を大幅に下回る価格で売却される等の事態があったことは、遺憾である。

政府は、施設の処理に当たっては、雇用保険料を財源として建設された施設本来の趣旨が損なわれることのないよう配慮するとともに、売却価格の算定等について十分な情報開示に努めるべきである。

(8) 夕張シューパロダム建設に伴う移転補償において、実態と異なる補償額積算業務に対する委託費の支払や不十分な完工検査が行われたほか、建物、プラント等の補償額の算定に関し適切とは思料されない点があったこと等が、平成13年度決算検査報告に掲記されたことは、誠に遺憾である。

政府は、公共事業の実施に伴う移転補償事務の適正化に万全を期すとともに、補償額の算定に関する処理要領を整備するなど、透明かつ公正な移転補償の実施に努めるべきである。

5 本会議決議

・審議表

番号	件　　名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	国務大臣竹中平蔵君問責決議案	角田　義一君外５名	15. 7.15			15. 7.16 否決	
2	政策評価に関する決議案	白浜　一良君外９名	7.16			7.18 可決	
3	外務大臣川口順子君問責決議案	角田　義一君外11名	7.24			7.24 否決	
4	防衛庁長官石破茂君問責決議案	角田　義一君外９名	7.24			7.24 否決	
5	国務大臣福田康夫君問責決議案	角田　義一君外９名	7.24			7.25 否決	
6	外交防衛委員長松村龍二君解任決議案	輿石　東君外９名	7.25			7.26 否決	

・可決したもの

平成15年７月18日

政策評価に関する決議

我が国は厳しい財政事情の下で、無駄を排した効果的かつ効率的な行政の推進が求められている。しかし、これまでの行政においては、法律の制定や予算の獲得等が重要視され、一度政策が決定されると、その効果や内外の社会経済情勢の変化をあまり考慮せずに政策を継続することが多かった。

平成13年１月から全政府的に導入され、14年４月からは法律に基づいて実施されている政策評価制度は、このような行政を改め、国民本位の効率的で質の高い行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的としている。

政策評価制度は、導入されてからまだ日が浅く、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多い。今後、政策評価の重要性は一層増大することから、政策評価の質的向上を図り、政策評価情報の国民への積極的な提供と内容の充実に努めることにより、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度を定着させることが必要である。

よって政府は、政策評価制度の充実・発展を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　政策評価の実施に当たっては、政策評価の精度及び客観性を高めるため、可能な限り定量的な評価手法を採用するとともに、政策評価の結果を次年度の政策に適切に反映させるため、政策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充に努めること。

2　総務省による評価専担組織としての政策評価の結果を踏まえ、各行政機関は、政策の見直し・改善に向けた措置を講ずること。また、総務省は、各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について的確なフォローアップを行うこと。

3　容器包装のリサイクルの促進に関する政策については、容器包装廃棄物の減量化と資源としての利用を更に推進する必要があることから、リターナブル容器の使用を一層増大させる方策を講ずるとともに、分別収集等に係る費用負担の在り方について拡大生産者責任の徹底を図ることを含め、同政策の検証作業を進めること。

4　地域輸入促進に関する政策については、国際環境、経済情勢等の変化により、同政策の意義・役割が薄れてきていることにかんがみ、新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意及び既存地域に係る新たな施設整備への支援について、原則として行わないこと。

5　リゾート地域の開発・整備に関する政策については、社会経済情勢や国民の余暇活動に対するニーズ等の変化により、総合保養地域における特定施設の整備状況や利用実績が当初見込みと比べ大幅に下回っていることから、道府県の同意基本構想の廃止等も含めた抜本的な見直しを促進させるよう、国の基本方針を早急に改めること。

6　障害者の就業等に関する政策については、障害者の社会的・職業的自立の促進に資するため、養護学校等生徒の就労支援や就職した卒業者の職場適応・定着支援の実施に際し、関係機関は一層の連携協力を図りつつ、きめ細かな施策の充実に努めること。また、障害者の法定雇用率達成に向けて、事業主に対する指導等の徹底を図ること。

7　政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策については、民業補完に徹し、民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政府金融機関等の改革を着実に進めることとするが、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

右決議する。

1　委員会審議経過

【　内閣委員会　】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件、本院議員提出１件、衆議院提出２件（いずれも議員提出・衆議院継続）の合計８件であり、内閣提出５件及び衆議院提出１件の合計６件を可決した。

また、本委員会付託の請願８種類141件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

食品安全基本法案は、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保に関する施策の策定に係る基本的な方針を定め、かつ、内閣府に食品安全委員会を設置しようとするものである。なお、衆議院において、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改めるとともに、附則に法施行状況についての検討規定を加える修正が行われた。

委員会においては、リスク評価とリスク管理の分離の在り方と食品安全委員会の独立性の確保 、食品安全における消費者の役割、研究者の育成と海外の学識経験者の活用、いわゆる「食育」の重要性、食品安全委員会と他の機関との連携や情報収集体制、海洋の汚染と水産物の安全性 、添加物や残留農薬の基準設定の在り方等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働、農林水産の両委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、８項目からなる附帯決議が付された。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案は、平成13年12月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、民間法人化の理由、自動車安全運転センター役員への天下り問題、同センターにおける個人情報保護の在り方、民間法人化後の会計検査院の検査対象、外部評価の実効性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、３項目からなる附帯決議が付された。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めるものである。

委員会においては、治安悪化に対する防犯対策の確立、特殊開錠用具等所持に関する「正当な理由」の明確化、外国人犯罪者の水際取締の方策、指定侵入工具携帯等の禁止規定の適正な運用、指定建物錠の防犯性能の表示と錠取扱業への規制の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律

案に対し、５項目からなる附帯決議が付された。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、インターネット社会の進展がもたらした恩恵と弊害、本法律案の趣旨とストックホルム宣言の精神との整合性、年齢確認義務付けの効果、本法律案と児童買春・ポルノ処罰法との関係、児童に対する情報リテラシー教育の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、７項目からなる附帯決議が付された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものである。

委員会においては、学校教育への特区制度の導入の意義及び課題、医療分野への株式会社の参入問題、幼保一元化に向けた取組の状況、地方公務員法における臨時的任用制度の課題、評価委員会設置に向けた現在の進ちょく状況等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、５項目からなる附帯決議が付された。

少子化社会対策基本法案は、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものである。なお、衆議院において、法案前文に「結婚や出産は個人の決定に基づくもの」であることを明記するとともに、施策の対象である「子どもを生み育てる者」を「子どもを生み、育てる者」に改める旨の修正が行われた。

委員会においは、発議者を代表して衆議院議員中山太郎君から法律案の趣旨説明を、衆議院議員逢沢一郎君から修正の趣旨について説明を、それぞれ聴取した後、「子どもを生み、育てる者」として両者を分けることの必要性、性と生殖に関する自己決定権の意味、国民の責務の内容、不妊治療に関する規定が盛り込まれた意義、「ゆとりのある教育」の内容等について質疑が行われた。また、参考人から意見を聴取したほか、厚生労働委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、日本共産党の吉川理事から、立法趣旨を明確にするため、目的規定に少子化社会を克服する旨を、また、施策の基本理念に、少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならない旨を加える修正案が提出された。順次、採決の結果、同修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、12項目からなる附帯決議が付された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に

資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、継続審査要求書を提出することを決定した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日として新たに「昭和の日」を加え、「昭和の日」を４月29日とし、その意義を「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」とするとともに、「みどりの日」を５月４日とするものである。なお、衆議院において、施行日修正が行われた。

委員会においては、発議者を代表して衆議院議員森英介君から趣旨説明を聴取した後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

３月14日、内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成15年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田内閣官房長官から、警察行政、産業再生機構及び食品安全行政の基本方針に関する件及び平成15年度警察庁関係予算に関する件について谷垣国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴いた。また、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から、経済財政政策の基本方針に関する件について竹中経済財政政策担当大臣から、構造改革特区の基本方針に関する件について鴻池国務大臣から、科学技術政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について細田国務大臣から、それぞれ所信を聴いた。

３月20日、内閣官房及び内閣府の基本方針、警察行政及び産業再生機構の基本方針、行政改革及び規制改革の基本方針及び構造改革特区の基本方針等について質疑が行われた。

３月25日、内閣官房及び内閣府の基本方針、行政改革及び規制改革の基本方針、経済財政政策の基本方針及び構造改革特区の基本方針等について質疑が行われた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁）の予算について審査を行い、経済財政諮問会議と予算編成過程、若年層の雇用状況、独立行政法人の会計処理に対する会計検査院の検査結果、公務員制度改革、株式会社の医療参入問題、犯罪被害者等給付金制度、官民交流人事の制度の確立、公益法人改革における特定非営利活動法人の位置付け、フセイン後のイラク復興支援、産業再生機構での債権買取りの在り方、原子炉の安全検査基準の改定、司法制度改革と被疑者取調べの可視化、栄典制度改革と予算措置、男女共同参画に関する施策の推進状況、障害者雇用率改善への取組等の諸問題について質疑が行われた。

６月12日、青少年の健全育成に向けた取組、男女共同参画基本計画の進ちょく状況、予算編成過程の改革、イラク復興支援の在り方、いわゆる従軍慰安婦問題、ヤミ金融被害対策等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年３月14日（金）（第１回）

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成15年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○行政改革及び規制改革の基本方針に関する件について石原国務大臣から所信を聴いた。

○警察行政、産業再生機構及び食品安全行政の基本方針に関する件及び平成15年度警察庁関係予算に関する件について谷垣国務大臣から所信及び説明を聴いた。

○経済財政政策の基本方針に関する件について竹中経済財政政策担当大臣から所信を聴いた。

○構造改革特区の基本方針に関する件について鴻池国務大臣から所信を聴いた。

○科学技術政策及び情報通信技術政策の基本方針に関する件について細田国務大臣から所信を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び産業再生機構の基本方針に関する件、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件及び構造改革特区の基本方針に関する件について谷垣国務大臣、福田国務大臣、石原国務大臣、鴻池国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、行政改革及び規制改革の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び構造改革特区の基本方針に関する件について福田国務大臣、鴻池国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、石原国務大臣、木村厚生労働副大臣、米田内閣府副大臣、矢野外務副大臣、日出外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、**（会計検査院所管）**について杉浦会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁））について石原国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、福田国務大臣、谷垣国務大臣、鴻池国務大臣、

木村厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年４月24日（木）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について谷垣国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小野晋也君から説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年５月６日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について谷垣国務大臣、根本内閣府副大臣、太田農林水産副大臣、矢野外務副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月８日（木）（第７回）

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について参考人財団法人日本生物科学研究所理事山内一也君、株式会社イトーヨーカ堂取締役大森勉君、日本生活協同組合連合会専務理事品川尚志君及び元大阪大学講師藤原邦達君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、同法案について厚生労働委員会及び農林水産委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年５月14日（水）

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会（第１回）

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について谷垣国務大臣、亀井農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年５月15日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について谷垣国務大臣、渡海文部科学副大臣、太田農林水産副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第27号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**に

ついて谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月22日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第55号）賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、無

なお、附帯決議を行った。

○**特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月27日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長、川村参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）**について鴻池構造改革特区担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月29日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）**について鴻池構造改革特区担当大臣、河村文部科学副大臣、木村厚生労働副大臣、池坊文部科学大臣政務官、大村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第113号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月３日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長、米田内閣府副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）（衆議院送付）**について谷垣国家公安委員会委員長、細田国務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第103号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年６月12日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○青少年の健全育成に向けた取組に関する件、男女共同参画基本計画の進ちょく状況に関する件、予算編成過程の改革に関する件、イラク復興支援の在り方に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、ヤミ金融被害対策に関する件等について福田国務大臣、鴻池国務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、谷垣国務大臣、石原国務大臣、河村文部科学副大臣、大野文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月１日（火）（第15回）

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員中山太郎君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君から説明を聴いた。

○平成15年７月３日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員中山太郎君、同五島正規君、同肥田美代子君、同荒井広幸君、同福島豊君、同西川京子君、修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君、同山内功君、福田内閣官房長官、河村文部科学副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○**次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）**及び**児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）**について厚生労働委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年７月８日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入

れることを決定した。

○平成15年７月８日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案について発議者衆議院議員福島豊君、同五島正規君、同中山太郎君、同西川京子君、同近藤基彦君、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年７月９日（水）

外交防衛委員会、内閣委員会連合審査会（第１回）

（外交防衛委員会を参照）

○平成15年７月10日（木）（第18回）

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について参考人高崎経済大学地域政策学部助教授八木秀次君、熊本県知事潮谷義子君、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会元委員長吉岡睦子君及びフォーラム・「女性と労働21」事務局長泉ミツ子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月15日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員中山太郎君、修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月17日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員中山太郎君、同荒井広幸君、同肥田美代子君、同五島正規君、同近藤基彦君、同福島豊君、同西川京子君、米田内閣府副大臣、増田法務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年７月22日（火）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**を可決した。

（第151回国会衆第53号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連

反対会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年７月24日（木）（第22回）

○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第41号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員森英介君から趣旨説明を聴いた。

○請願第164号外140件を審査した。

○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会衆第41号）（衆議院提出）**

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（参第６号）

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

食品安全基本法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊急性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識、食品の生産から販売に至る供給行程の各段階における適切な措置、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて措置を講じることによる国民の健康への悪影響の未然防止の３つを定める。

2　食品の安全性の確保に関し、国、地方公共団体及び食品関連事業者が果たすべき責務並びに消費者が果たすべき役割を明らかにする。

3　食品の安全性の確保に関する施策の策定に係る基本的方針として、健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）の原則実施、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置、重大な食品事故等の緊急の事態への対処等に関する体制の整備、関係行政機関の相互の密接な連携、等を定める。

4　政府は３により講じられる措置について、その具体的な実施に関する基本的事項を定める。

5　学識経験者による合議制の機関として、食品安全委員会（以下「委員会」という。）を内閣府に設置する。委員会は、４の基本的事項の案の作成について、内閣総理大臣に意見を述べるほか、食品健康影響評価及びこれに基づく勧告等を行う。

6　委員会は委員７人で構成する。委員は任期３年、再任可能とし、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

7　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、６の両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「食品供給の行程」を「国の内外における食品供給の行程」に改めるとともに、政府は、本法律の施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする旨の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、食品の安全性の確保に万全を期するために、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　国の内外における一連の食品供給の行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすことにかんがみ、特に食料の輸入に当たっては検査に万全を期するとともに、我が国への食料の輸出国における食品の安全が確立されるよう、国際的な協力を推進す

ること。

2　人の健康への悪影響が及ぶことを防止し抑制する必要がある場合には、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識を踏まえて、食品の安全性の確保に関する必要な措置が機動的に実施できるようにすること。

3　いわゆるリスクコミュニケーションの実施に当たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間、特に食品関連事業者と消費者間の情報及び意見の交換が適切になされるよう、十分に配慮すること。

4　リスク評価の体制整備に当たっては、国内におけるリスク評価の専門家の養成に努めるとともに、調査の委託や専門的知見の収集について必要がある場合には海外の学識経験者の活用を図ること。

5　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては環境に及ぼす影響に配慮するとともに、食料の生産については自然環境との調和に十分留意すること。

6　食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観点から、会議を原則として公開とするとともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表すること。

7　食品安全委員会に設置が予定される企画及びリスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できるようにするとともに、同委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の策定に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮すること。

8　食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした本法の制定の趣旨を踏まえ、コーデックス委員会への対応の在り方について十分検討すること。

右決議する。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、自動車安全運転センターについて、これを民間法人化するための措置等を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車安全運転センター（以下「センター」という。）に対する政府の関与の最小限化

(1)　センターに対する政府の出資に関する規定を廃止する。

(2)　現在法律で定められている役員の定数、任期等について定款記載事項とするとともに、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を廃止し、役員の選任及び解任は、国家公安委員会の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(3)　国家公安委員会による資金計画の認可制及び財務諸表の承認制、利益及び損失の処理に関する規定、資金の借入れに関する国家公安委員会の認可制、給与及び退職手当の支給の基準に関する国家公安委員会の承認制をそれぞれ廃止する。

2　業務の位置付けを見直し、センターは次の業務を行うこととする。

(1)　自動車の運転に関し高度の技能・知識が必要な者等に対する研修を実施すること。

(2)　少年に対する交通安全に関する研修を実施すること。

(3)　交通違反等に係る累積点数を通知すること。
(4)　運転経歴証明書、交通事故証明書を交付すること。
(5)　自動車の安全な運転に必要な技能等に関する調査研究を行うこと。
(6)　研修及び調査研究の成果の普及を行うこと。
(7)　(1)～(6)の業務に附帯する業務
(8)　(1)～(7)に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

3　罰則について、罰金及び過料の最高額を見直す。

4　本法律は平成15年10月１日から施行する。ただし、センターの定款の変更の規定は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　自動車安全運転センターの民間法人化に当たり、民間人の活用及び地方組織の充実を図るとともに、同センターの財政の自立性確保、業務運営の適正化等を図る観点から、収支の改善及び更なる業務の効率化に努めるよう促すこと。

2　「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」が遵守されるように、自動車安全運転センターの所管官庁出身者の割合等役員の選任及び情報公開等に関し、適切に実施されるようにすること。

3　自動車安全運転センターが行う業務について、厳格な外部評価を行い、評価結果を業務等に適切に反映させるとともに、国民に分かりやすい形で情報提供させること。

右決議する。

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特殊開錠用具とは、ピッキング用具その他の専ら特殊開錠を行うための器具であって、建物錠を開くことに用いられるものとして政令で定めるものをいうこととし、また、指定侵入工具とは、ドライバー、バールその他の工具であって、建物錠を破壊するため又は建物の出入口若しくは窓の戸を破るために用いられるもののうち、建物への侵入の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものとする。

2　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、特殊開錠用具を所持してはならず、また、指定侵入工具を隠して携帯してはならない。

3　建物錠等の製造又は輸入を業とする者は、建物錠等の防犯性能の向上に努めなければならないこととするとともに、国家公安委員会は、これらの者から建物錠等の防犯性能の向上のため援助を受けたい旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、必要な援助を行う。

4　国家公安委員会は、建物錠のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める指定建物錠について、その防犯性能に関し建物錠の製造又は輸入を業とする者が表示すべき事項及び表示の方法その他表示に際して遵守すべき事項を定め、これを告示する。あわせて、告示されたところに従って防犯性能に関する表示をしていない者に対する勧告及び命令の規定を設ける。

5　錠取扱業者は、建物錠を販売する相手方に対してその防犯性能を正確に説明するとともに、顧客の依頼に応じて建物錠の特殊開錠を行うときは、その者の氏名及び住所を確認するよう努めなければならない。

6　附則において、出入国管理及び難民認定法の一部を改正し、特殊開錠用具の所持の禁止違反の罪に問われ、懲役又は禁固刑の判決を受けた者は、５年間日本への入国を禁止する等所要の規定を整備する。

7　本法律の施行日については、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意すべきである。

1　特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の携帯の禁止に係る規定については、明確な基準に従った適正な運用を確保し、いやしくも人権を不当に侵害しないようにすること。

2　住宅等侵入犯罪が凶暴化、組織化、巧妙化及び全国に拡散するなど、ますます深刻化し、国民の不安を増大させている実態を踏まえ、捜査体制の充実を図るとともに、関係国等との一層の協力に努めること。

3　総合的かつ効果的な防犯対策のため、国民への防犯に関する情報の提供等を積極的に行うほか、関係団体等との連携・協力を強化すること。

4　本法に基づく政令、規則等の制定に当たっては、幅広く国民の意見を聞き、反映させるよう努めること。

5　本法の施行状況を踏まえ、特殊開錠用具の販売等の規制及び錠取扱業者の信頼性の確保の在り方について検討すること。

右決議する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案（閣法第103号）

【要旨】

本法律案は、最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　インターネット異性紹介事業の定義

インターネット異性紹介事業とは、異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関

する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

2　インターネット異性紹介事業者等の責務

インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者、保護者並びに国及び地方公共団体は、児童（18歳に満たない者をいう。）の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

3　児童に係る誘引の規制

何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　児童を性交等の相手方となるように誘引すること。

(2)　人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

(3)　対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。）の相手方となるように誘引すること。

(4)　対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

4　児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止

(1)　利用の禁止の明示等

インターネット異性紹介事業者は、利用者に対して児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を伝達するとともに、利用者が児童でないことを確認しなければならない。これらに違反していると認められるときは、都道府県公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2)　児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置

インターネット異性紹介事業者は、その行う事業を利用して行われる児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

5　雑則及び罰則

都道府県公安委員会が行うインターネット異性紹介事業者からの事業に関する報告の徴収、罰則等について、所要の規定を設ける。

6　施行日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。ただし、児童によるインターネット異性紹介事業の利用禁止の明示等に関する規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施について万全を期すべきである。

1　通信ネットワークを介した自由な情報の受発信とコミュニケーションが、児童を含むすべての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、インターネットを利用した表現の自由、多様な情報への接触及び選択の自

由を不当に制約することのないようにすること。

2　児童の健全育成及び犯罪被害からの保護が本法の目的であることを踏まえ、また、児童買春が本来、買春する大人の側の責任であることを強く認識し、法第６条違反事案の捜査、処分等に当たっては、そのすべての過程を通じて、児童の特性と人権、利益に最大限配慮するとともに、当事者となった児童に対し、その心身の状況、生育・生活環境等に応じた適切な相談、指導等の保護を与える体制を速やかに充実強化するよう努めること。

3　児童がいわゆる出会い系サイトを始めとするインターネット上の有害情報にさらされている現状において、児童を保護するための予防措置を講じることが極めて重要であることにかんがみ、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー教育を拡充するとともに、児童が安心して気軽に利用できる通報窓口やカウンセリングの場を整備するよう努めること。

4　インターネット異性紹介事業者からの報告徴収は、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を侵害しないように十分配慮して行うとともに、この法律の規定の施行に必要な限度を厳に守り、犯罪捜査等他の目的に使用しないこと。

5　インターネット異性紹介事業者及びその関係事業者に対して、児童の健全な育成に配慮し、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めるよう指導すること。また、インターネット接続事業者等による自主規制措置が、児童によるインターネット異性紹介事業の利用防止及び児童の保護に資することにかんがみ、フィルタリング機能を始めとする児童の利用防止のための技術開発や普及について官民一体となって取り組むこと。

6　インターネットを介した情報の提供・交換が犯罪や社会的に見て不適切な行為の誘因となっている実態を踏まえ、政府全体として、ＩＴ社会の健全な発達を促すための総合的な取組を充実強化すること。

7　児童をめぐる諸問題についての調査研究、教育・啓発活動等、児童の健全育成に資する政府全体としての総合的な取組を一層充実強化すること。

右決議する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第113号）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　公有水面埋立法の特例

港湾における公有水面の埋立てに係る竣功認可が告示されている埋立地について、権利の移転・設定、用途変更に係る免許権者の許可を要する制限期間を10年から５年に短縮する。

2　学校教育法の特例

株式会社及び不登校児童生徒等を対象とした教育を行う特定非営利活動法人による学

校の設置を可能とし、当該学校が高等学校以下である場合には特区を設定した地方公共団体の長が設置認可等を行う。

3　児童福祉法の特例

特区を設定した市町村長は、保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

4　屋外広告物法の特例

都道府県知事は、屋外広告物条例に違反する広告旗等を除却することができる。

5　地方公務員法の特例

特区を設定した地方公共団体が、一定の場合に臨時的任用を行うときは、採用した日から更新後の期間も含めた採用期間が３年を超えない範囲内であれば、６月を超えない期間で更新することができる。

6　出入国管理及び難民認定法の特例

特区内に所在する事業所において特定情報処理活動等を行おうとする外国人の在留期間を５年にする。

7　酒税法の特例

農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造するための製造免許を申請した場合には、雑酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。

8　施行期日

この法律は、平成15年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に向けて適切な措置を講ずべきである。

1　特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業に係る構造改革特別区域計画の認定に当たっては、公有水面の埋立てが極めて公益性の高いものであることにかんがみ、適正な検討を行うこと。

2　株式会社及び特定非営利法人による学校の設置・運営については、教育基本法の精神及び学校教育法の趣旨を踏まえ、その実施状況について適切な評価を行うとともに、当該設置主体の経営状況の変化等により学生、生徒、児童等が安定的かつ継続的に教育を受ける機会を失うことがないように万全を期すこと。

3　地方公共団体等からの構造改革特別区域の提案に係る規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針を踏まえ、できる限り実現する方向で検討すること。また、その可否の決定過程を明らかにするため、政府部内における調整状況等を国民に分かりやすい形で公開すること。

4　構造改革特別区域計画の策定に当たっては、特定事業を実施しようとする者の意見を十分尊重すること。

5　構造改革特別区域計画の認定等本法の施行に当たっては、行政通達の発出等により、構造改革を推進するという法の趣旨が損なわれることがないように万全を期すこと。

右決議する。

少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）

【要旨】

本法律案は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならないこと等を内容とする基本理念を定める。

2　国は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとするとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3　事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

4　国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

5　国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等のための施策、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るための措置等を講ずる。

6　内閣府に、特別の機関として、少子化に対処するための施策の大綱案の作成、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる少子化社会対策会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てる。

7　本法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、平成13年６月22日の本院「少子化対策推進に関する決議」を踏まえ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

1　少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚、出産や子育て、家族に関する国民の多様な価値観及び当事者の意思を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないように、また、婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること。

2　子どもは次代の社会の担い手であり、子育てについては父母が第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てる者の経済的、精神的その他の負担及び不安の軽

減に資する施策の充実に努めること。

3　国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第４回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開するとともに、これらの行動計画及び行動綱領の正しい知識の普及に努めること。また、結婚や出産は愛情、信頼及び責任を紐帯とする男女の自由な意思に委ねられるべきものであることについて、啓発及び教育活動を強化すること。

4　子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようにするための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すこと。

5　保育サービス等の充実を図るに当たっては、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

6　不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。また、生殖補助医療については、医学的見地のみならず、法的、倫理的、社会学的見地等を含め、多角的な見地から検討すべきこと。

7　望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

8　少子化に対処するための対策の一環としてのゆとりのある教育は、父母をはじめ保護者の心理的な負担を軽減するためのものであって、子どもの学習意欲や向学心の低下を招くものであってはならない。したがって、ゆとりのある学校教育の実現を図るための施策は、国際化時代の我が国の将来を担う子どもに基礎的・基本的知識を確実に習得させ、また、それぞれの能力を最大限に伸ばし、かつ、豊かな人間性や社会性及び生きる力を育むことを助長することを旨として策定し、実施すること。

9　出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実を図ること。

10　教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る視点からの取組を推進すること。

11　少子化の進行に適切に対処するための施策を総合的に推進するため、結婚相談事業に対する支援を含む各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めるとともに、少子化の諸要因とその対応策についての調査研究を一層推進し、その結果を施策に反映させること。

12　少子化対策においては、子どもが安心して成長できる環境をつくることが重要であり、そのため、国及び地方公共団体は、青少年が健全に育成できる良好な社会環境の整備が図られるように十分配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（５件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※27	食品安全基本法案	衆	15. 2. 7	15. 4.23	15. 5.15 可決 附帯	15. 5.16 可決	15. 3.13 内閣	15. 4.18 修正 附帯	15. 4.22 修正
			○15.4.23 参本会議趣旨説明　○15.3.13 衆本会議趣旨説明						
55	自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.14	5.22 可決 附帯	5.23 可決	4.17 内閣	4.25 可決 附帯	5. 6 可決
65	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案	衆	3. 4	5.22	5.27 可決 附帯	5.28 可決	5. 6 内閣	5. 9 可決 附帯	5.13 可決
103	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案	衆	3.14	5.28	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	4.22 青少年	5.15 可決 附帯	5.16 可決
113	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案	衆	3.18	5.26	5.29 可決 附帯	5.30 可決	5. 8 内閣	5.16 可決 附帯	5.22 可決

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎 トミ子君 外11名 (15. 1.31)	15. 2. 4		15. 7.23	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151回53	少子化社会対策基本法案	中山　太郎君 外８名 (13. 6.19)		15. 6.12	15. 6.30	15. 7.22 可決 附帯	15. 7.23 可決	15. 1.20 内閣	15. 6.11 修正 附帯	15. 6.12 修正
154回41	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	長勢　甚遠君 外２名 (14. 7.17)		7.17	7.23	継続審査		1.20 内閣	7.16 修正	7.17 修正

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

【 総 務 委 員 会 】

(1) 審 議 概 観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議３件)、衆議院総務委員会提出２件及び承認案件１件の合計15件であり、そのうち内閣提出12件（うち本院先議３件）及び衆議院総務委員会提出２件が可決され、承認案件１件が承認された。

また、本委員会付託の請願15種類90件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成14年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額するほか、地方税の減収により、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合、地方債を起こすことができることとする等の措置を同年度に限り講じようとするものである。

委員会においては、地方税財政改革の在り方、補てん措置の趣旨と地方団体への影響等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、平成14年における消費者物価の動向等にかんがみ、本年４月分から普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行うものである。

委員会においては、寡婦加算引下げの理由、恩給制度の在り方、平和祈念事業の在り方等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、民間における退職金の実情にかんがみ、国家公務員の長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等の役員として在職した後、引き続き国家公務員となった者に対する退職手当に係る特例を設けようとするものである。

委員会においては、民間企業の退職金の実態調査の在り方、国家公務員を独立行政法人等へ役員として出向させる理由等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対し２項目の附帯決議が付されている。

地方税法等の一部を改正する法律案は、地方における現下の経済・財政状況等を踏まえ、経済社会の持続的活性化実現のため、あるべき税制の構築に向けて、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新増設に係る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の税率の引上げ等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方税財源の拡充と税源移譲、法人事業税への外形標準課税導入の

趣旨及び妥当性、固定資産税の安定性確保の必要性、税制改正による自動車税のグリーン化への影響等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対し４項目の附帯決議が付されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成15年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等、地方交付税の算定方法及び単位費用を改めるほか、国庫補助負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行おうとするものである。

委員会においては、地方交付税の財政調整機能の在り方、三位一体改革における国庫補助負担金の検討方針、地方単独事業の実態等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

電波法の一部を改正する法律案は、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするとともに、無線設備の技術基準適合性を製造事業者等が自ら確認する制度を新設するほか、電波利用共益費用の負担における無線局免許人間の公平性を確保するため、特定周波数変更対策業務に関し電波利用料の料額の特例を定めようとするものである。

委員会においては、電波利用料の在り方、地上放送デジタル化に伴う地方放送局等の負担と対策等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案は、日本郵政公社の経営の健全性の確保に資するため、郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法にコール資金の貸付け及び投資顧問業者との投資一任契約の締結による信託会社への信託を加えるとともに、郵便振替資金及び業務上の余裕金の運用方法にコール資金の貸付けを加えようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、日本郵政公社総裁の経営ビジョン、郵便貯金及び簡易生命保険資金の運用体制や人材育成方針等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、その編成、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備するものであり、あわせて、本法律案は、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定の整備等を行うものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、緊急消防援助隊に関する国の役割分担の在り方、自主防災組織の教育訓練の内容、指定検定機関制度から登録検定機関制度に移行する理由等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して５項目の附帯決議が付されている。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止すると

ともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、地方公共団体の自主組織権の尊重と地方行革の推進、指定管理者制度導入と住民福祉の向上、公の施設の管理代行と公共性の確保等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、同事業の第一種及び第二種の区分を廃止する等、規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて、東・西ＮＴＴの電話の接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするものであり、本院先議として提出された。

委員会においては、電気通信事業の第一種、第二種の区分を廃止することの意義、事業者への規制見直しの必要性、新たに設けられる利用者保護制度の効果、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方、ユニバーサルサービス基金の在り方等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対し８項目の附帯決議が付されている。

地方独立行政法人法案は、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあると認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものである。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方独立行政法人制度に関し、その創設趣旨、公立大学法制の在り方、公営企業等の地方独立行政法人への移行上の課題等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、地方独立行政法人法案に対し６項目の附帯決議が付されている。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進するため、合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件として人口３万以上を有することとする特例の適用期間を１年延長しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、討論を行い、本法律案は多数をもって可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長遠藤武彦君より趣旨説明を聴取した後、本法律案は全会一致をもって可決された。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成15年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、イラク問題に対するＮＨＫの報道の在り方、過去の放送番組の活用策、地上波デジタル放送の将来像、デジタル時代の受信料確保方策等の質疑が行われた。質疑終局後、全会一致をもって承認された。なお、本件に対し９項目の附帯決議が付されている。

〔国政調査等〕

３月14日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山総務大臣から所信を聴取し、平成15年度総務省関係予算について若松総務副大臣から、並びに平成15年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴取し、18日に片山総務大臣の所信及び平成15年度人事院業務概況について質疑を行った。

３月20日、平成15年度地方財政計画について片山総務大臣から概要説明、及び若松総務副大臣から補足説明を聴取した。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、郵政公社発足によるメリットと新商品サービスの内容、公社化後のユニバーサルサービスへの懸念、市町村合併特例法の期限後に向けた対処方針、ＩＴを支える事業者のすそ野を広げる必要性、外国人ＩＴ技術者へのビザ発給の在り方、良質なコンテンツ開発の必要性、テレビ番組の二次利用上の問題点、住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログ（接続記録）の開示システム導入の理由、政党支部に対する政治献金と政治資金規正法改正の在り方、郵便投票に関する制度改善の必要性、地方公共団体の会計制度改革の推進状況、国家公務員の天下り見直しの必要性、国家公務員の民間企業への人材紹介システムの現状、臨時財政対策債及び交付税特別会計借入金の償還見通し、国家公務員試験の企画・立案を内閣が行うことの是非等の質疑が行われた。

３月25日、**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

５月29日、**地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議**を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年１月28日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年１月30日（木）（第２回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第１号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成15年３月14日（金）（第３回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。

○平成15年度総務省関係予算に関する件について若松総務副大臣から説明を聴いた。

○平成15年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。

○平成15年３月18日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成15年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、若松総務副大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月20日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派　自保、公明、国連の一部

反対会派　民主、共産、国連の一部、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成15年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、若松総務副大臣から補足説明を聴いた。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について片山

総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第21号）賛成会派　自保、公明、国連の一部
反対会派　民主、共産、国連の一部、社民

○**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

○**恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月26日（水）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣所管（人事院）、総務省所管（日本学術会議及び公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について片山総務大臣、加藤総務副大臣、若松総務副大臣、伊藤内閣府副大臣、根本内閣府副大臣、岸総務大臣政務官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第６号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連、社民

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、加藤総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事板谷駿一君、同協会専務理事・技師長吉野武彦君、同協会理事安岡裕幸君、同協会理事笠井鉄夫君、同協会理事山村裕義君及び同協会理事山田勝美君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第２号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（閣法第107号）**について片山総務大

臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月１日（火）（第９回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（閣法第107号）**について片山総務大臣、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第107号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月15日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**日本郵政公社法の一部を改正する法律案（閣法第81号）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月17日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本郵政公社法の一部を改正する法律案（閣法第81号）**について片山総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君、同公社副総裁團宏明君及び同公社理事伊藤高夫君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第81号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民

反対会派　共産

○平成15年５月８日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第111号）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月22日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第111号）**について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第111号）賛成会派　自保、民主、公明、国連

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月27日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）**につ

いて片山総務大臣、若松総務副大臣、根本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第19号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**電波法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月29日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電波法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第37号）賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、社民

○**地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議**を行った。

○平成15年６月３日（火）（第16回）

○**地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月５日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第108号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第108号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

○平成15年６月10日（火）（第18回）

○**地方独立行政法人法案（閣法第116号）（衆議院送付）**
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第117号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年７月１日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方独立行政法人法案（閣法第116号）（衆議院送付）**
地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第117号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣、若松総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第116号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

（閣法第117号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

なお、地方独立行政法人法案（閣法第116号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）（衆議院提出）**について提出者衆議院総務委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第30号）　賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

○平成15年７月22日（火）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○**行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）（衆議院提出）**について提出者衆議院総務委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第36号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○平成15年７月24日（木）（第21回）

○請願第21号外89件を審査した。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

(1)　地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成14年度分の総額の特例として、3,195億円を加算するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を5,324億6,700万円増額する。

(2)　(1)の借入金のうち、1,064億8,350万円については、その償還金に相当する額を平成20年度から平成29年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。

(3)　平成15年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例について所要の改正を行う。

2　地方財政法の一部改正

(1)　地方公共団体が国に準じて給与改定を実施する場合に見込まれる財政需要の減少を反映させるため、平成13年度から平成15年度までの間における地方債の特例について平成14年度に限り減額するため所要の改正を行う。

(2)　平成14年度に限り、地方税の減収により、地方財政法第５条の地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生じると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができるものとする。

3　施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第６号）

【要旨】

本法律案は、平成14年における消費者物価の動向等にかんがみ、普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　普通扶助料に係る寡婦加算の年額の引下げ

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成15年４月分以降、扶養遺族である子を２人以上有する妻にあっては26万7,500円（現行26万9,900円）に、扶養遺族である子を１人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万2,800円（現行15万4,200円）にそれぞれ引き下げる。

2　施行期日

本法律は、平成15年４月１日から施行する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、民間における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うとともに、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　長期勤続者に対する退職手当の支給水準の引下げ

長期勤続者に対する退職手当について、退職手当法本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の110から100分の104に引き下げる。

2　定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置の見直し

退職の日における俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表９号俸相当額以上である者を特例措置の対象から除くとともに、定年と退職年齢との差１年当たりの俸給月額の割増率を俸給月額に応じて100分の２を超えない範囲内で政令で定める割合とする。

3　独立行政法人等役員として在職した後再び職員となった者に対する退職手当の特例規定の整備

任命権者の要請に応じ、引き続いて独立行政法人等で政令で定めるものの役員となるため退職をした場合には、退職手当を支給しないこととし、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて再び職員となった場合には、在職期間の通算を行うこと等所要の規定を整備する。

4　施行期日及び経過措置

(1)　この法律は、平成15年10月１日から施行する。ただし、２及び３は公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　平成15年10月１日から平成16年９月30日までの間における調整率を100分の107とする経過措置を定めること等所要の規定を整備する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　退職手当制度及び支給水準の見直しに関しては、退職手当の水準は官民の均衡が基本であるとの認識の下、その検討を行うとともに、関係職員団体等と交渉・協議し理解を得るよう最大限努力すること。

2　退職手当の官民比較における調査の重要性にかんがみ、その法令上の位置付け、調査の方法等について必要な検討を行うこと。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新増設に係る事業所

税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の税率の引上げ等、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　道府県民税及び市町村民税

(1)　一定の上場株式等の配当等及び株式等譲渡所得に係る課税方式について、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割を創設し、平成16年１月１日から、特別徴収方式を実施することにより申告を不要とする。

(2)　平成17年度分以後、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。

2　法人事業税

平成15年度に、資本金１億円超の法人を対象として、外形基準の割合を４分の１とする外形標準課税制度を創設し、平成16年度から適用する。

3　不動産取得税

平成15年４月１日から平成18年３月31日までの３年間に限り、税率を一律３％に引き下げる。

4　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

平成15年７月１日から、税率を1,000本当たり410円引き上げる。

5　自動車税

(1)　平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね50%を軽減する特例措置を、平成16年度について講ずる。

(2)　平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（ＬＰＧ車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね10%を重課する特例措置を、平成16年度以後について講ずる。

6　固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税の宅地等に係る負担調整措置については、引き続き負担水準の均衡化を図るため、現行措置を延長する。

7　特別土地保有税

平成15年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は行わないものとする。

8　事業所税

事業所税のうち新増設に係るものを、平成15年３月31日をもって廃止する。

9　その他の事項

(1)　自動車重量譲与税の市町村に対する譲与割合を４分の１から３分の１に引き上げる。

(2)　非課税等特別措置の整理合理化等を行う。

10　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成15年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1　地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

2　法人事業税について、外形標準課税導入の趣旨にかんがみ、現在収入金額を課税標準としている業種に関しては、個々の地方団体に与える影響等を考慮しつつ、今後その課税の在り方の見直しに向けて、検討を行うこと。

3　固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を一層推進すること。

4　税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成15年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成16年度から平成30年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成15年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税特別会計法の一部改正

(1)　地方交付税の総額の特例

イ　平成15年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額（法定５税に係る地方交付税額等）に、平成15年度における法定加算額2,369億円、臨時財政対策のための特例加算額５兆5,416億円、交付税特別会計借入金１兆9,515億2,800万円及び同特別会計における剰余金4,200億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額6,150億円及び同特別会計借入金償還額798億7,500万円を控除した額とする。

ロ　平成15年度の交付税特別会計借入金のうち、6,724億4,100万円については、その償還金に相当する額を、平成21年度から平成30年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

ハ　平成15年度の交付税特別会計借入金のうち、879億円については、その償還金に相当する額を、平成21年度から平成30年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

ニ　平成16年度から平成30年度までの地方交付税の総額について、3,243億円を加算する。

(2)　基準財政需要額の算定方法の改正

平成15年度分の地方交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、平成15年度に限り、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。

(3)　基準財政収入額の算定方法の改正

道府県の基準税率を80%から75%へ引き下げるとともに、平成15年度における道府県税及び市町村税の減税等による減収額として総務省令で定める額の75%の額を加算する特例を設ける。

2　地方財政法の一部改正

臨時財政対策債の発行可能額について、所要の規定の整備を図る。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

(1)　地方特例交付金の拡充

イ　趣旨

平成15年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金（以下「第二種交付金」という。）を交付する。

ロ　第二種交付金の総額

毎年度分として交付すべき第二種交付金の総額は、当該年度における平成15年度において見直しが行われた国の補助金及び負担金でその交付又は支出の対象とされていた事務又は事業が引き続き地方公共団体において実施されることが必要であるものとして政令で定めるものの当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額の２分の１に相当する額に返還金等の額を加算した額として予算で定める額とする。

ハ　第二種交付金の算定方法

毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における都道府県の第二種交付金総額及び市町村の第二種交付金総額を、総務省令で定めるところにより、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県及び各市町村の人口であん分した額とする。

ニ　第二種交付金の算定手続等は従前の地方特例交付金（「第一種交付金」という。）と同様とする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとする。

2　小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、技術基準に適合していることの証明の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとする。

3　特定無線設備のうち総務省令で定めるもの（以下「特別特定無線設備」という。）の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、技術基準に適合するものとして、その工事設計について自ら確認することができることとする。

4　特定周波数変更対策業務に係る既開設局の免許人に適用される電波利用料の料額は、当該業務が実施される期間内の各年度においては、通常の電波利用料の金額に、当該業務に要する費用の総額の一定割合を勘案し、既開設局が使用する周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額とする。

5　この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用料額の改定に関する改正規定は公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本郵政公社法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　日本郵政公社の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の運用方法にコール資金の貸付け及び投資顧問業者との投資一任契約の締結による信託会社への信託を加える。

2　日本郵政公社の郵便振替資金及び業務上の余裕金の運用方法にコール資金の貸付けを加える。

3　この法律は、公布の日から施行する。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案（閣法第107号）（先議）

【要旨】

本法律案は、大規模又は特殊な災害に対処するため、緊急消防援助隊について、その編成、消防庁長官による出動の指示、国の財政措置等に係る規定を整備するとともに、都道府県の航空消防隊による市町村の消防の支援、国による主体的な火災原因調査の実施その他の消防に関する体制を整備し、あわせて、消防用設備等に係る技術基準に性能規定を導入するための所要の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　消防組織法の一部改正に関する事項

(1)　消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を政令で定める制度の廃止

(2) 都道府県による市町村の消防の支援

都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができるものとする。

(3) 緊急消防援助隊の出動

イ 消防庁長官は、大規模な災害で２以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示することができるものとする。

ロ 緊急消防援助隊は、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいうものとする。

ハ 総務大臣は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。

ニ 消防庁長官は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとし、この登録について、消防庁長官は、都道府県知事又は市町村長に対し、協力を求めることができるものとする。

ホ 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

ヘ 消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち政令で定める経費は、国が負担するものとする。

ト 緊急消防援助隊に係るハの計画に基づいて整備される施設であって政令で定めるものに要する経費は、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

(4) 自主的な防災組織

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 消防法の一部改正に関する事項

(1) 消防用設備等に係る技術基準への性能規定の導入

イ 消防用設備等の技術基準について性能規定の導入のための規定整備を図るとともに、一定の性能を有する特殊消防用設備等の認定制度を設けるものとする。

ロ 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に改めるものとする。

(2) 国による主体的な火災原因調査の実施

消防庁長官は、消防長又は都道府県知事から要請がなくとも、特に必要があると認めた場合には、火災原因調査を行うことができるものとする。

(3) 救急業務を行わなければならない市町村を政令で定める制度の廃止

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

(1) １の(2)並びに(3)のイ、ヘ及びト 平成16年４月１日

(2)　２の(1)　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護という消防目的を達成する観点から、左記の事項について措置すべきである。

1　緊急消防援助隊の運用に当たっては、大規模災害等の発生時における人命救助活動等の重要性を踏まえ、市町村消防の原則を尊重しつつ、隊員の技術向上・部隊間の連携強化等が図られるよう、地方公共団体に対し助言及び支援を行うとともに、合同訓練の充実を図るほか、出動経費に対する国庫負担金の確保、資機材整備等のための国庫補助金の拡充強化など、国として万全の措置を講ずること。

2　大規模災害等の発生時における消防の応援等に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政措置を充実し情報通信システムの整備を早期に進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう、今後とも配意すること。

3　大規模災害等の発生時において、消防団・自主防災組織等の果たす役割が重要であることにかんがみ、その活動の活性化、充実・強化が図られるよう、消防団員の処遇改善、拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援、環境整備等を推進すること。

4　救急業務の実施に当たっては、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺憾なきよう万全を期するとともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。

5　消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能の審査については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援、学術的な教育等を行うための体制を構築すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第108号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方分権改革推進会議の意見にのっとり、都道府県の局部数の法定制等を廃止するとともに、公の施設の管理の委託に関する制度を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方公共団体の内部組織に関する事項

(1)　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

(2)　普通地方公共団体の長は、内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の

事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものとする。

(3) 普通地方公共団体の長は、(1)の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあっては総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2 公の施設の管理に関する事項

(1) 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができるものとする。

(2) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないものとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。

(3) (1)の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(4) 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

(5) 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないものとする。

(6) 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないものとする。

(7) 普通地方公共団体は、公の施設の管理の適正を期するために行われる指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) この法律の施行の際現に改正前の地方自治法の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して３年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例によるものとする。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第111号）（先議）

【要旨】

本法律案は、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活

用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　電気通信事業法の一部改正関係

(1)　端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行うものは、総務大臣の登録を受けることができることとする。

(2)　端末機器のうち総務省令で定めるもの（以下「特定端末機器」という。）の製造業者又は輸入業者は、特定端末機器の設計について、技術基準に適合しているものとして自ら確認できることとする。

2　電気通信事業法の一部改正関係

(1)　第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止することとする。

(2)　第一種電気通信事業の許可制を廃止し、その設置する区域の範囲及び規模が一定の水準を超える電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業は登録制とし、その他の電気通信事業は届出のみで足りることとする。

(3)　第一種電気通信事業の休廃止の許可制を廃止し、全ての電気通信事業の休廃止について遅滞なく届け出るのみで足りることとするとともに、利用者保護の観点から、電気通信事業者は事業を休廃止しようとするときは、あらかじめその旨を利用者に周知させなければならないこととする。

(4)　第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る料金及び契約約款についての総務大臣への事前届出義務については、総務省令で定める基礎的電気通信役務に係る契約約款又は指定電気通信役務に係る保障契約約款を除き、これを廃止することとする。

(5)　電気通信事業者等は、国民の日常生活に係る電気通信役務の提供に関する契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要を説明しなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、その業務の方法等についての苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理しなければならないこととする。

(6)　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者以外の第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が任意で作成した接続約款の総務大臣への事前届出義務並びに他の電気通信事業者と締結する接続協定の総務大臣への事前届出義務及び第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が認可接続約款又は届出接続約款により他の電気通信事業者との間で締結した接続協定の総務大臣への届出義務を廃止することとする。

(7)　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備のうち、利用者に及ぼす影響が軽微なものを除いたものを、また、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を、それぞれ技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

(8)　電気通信事業者は、その電気通信事業の全部又は一部について総務大臣の認定を受

けることができることとし、当該認定を受けた電気通信事業者について線路敷設のための土地の使用の特例規定を適用することとする。

(9) 電気通信事業者は、重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならないこととする。

3　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

東日本電信電話株式会社は、総務省令で定める期間における東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、西日本電信電話株式会社に対し、総務省令で定める方法により算定された額の金額を交付することとする。

4　施行期日

本法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から、３については公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

1　ブロードバンド・インターネット・サービスやＩＰ電話等に関する利用者の苦情や問合せが急増している中で、契約約款に関する規制が緩和されるに際し、事業者や代理店が利用者の苦情や問合せに対して適切な対応を行うよう、より一層の利用者保護の充実に努めること。

2　光ファイバー網の構築が複数の事業者による競争環境下でなされている現状を踏まえ、事業者間の競争条件の対等化及び投資インセンティブの促進、更には地方都市における光ファイバー網の整備促進のために、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方について競争状況の進展を踏まえながら検討を行うこと。

3　ボトルネック設備のオープン化により、ユーザーサービスの提供に関してはいずれの事業者も対等な立場にあることを踏まえ、ユーザーサービスに対する非対称規制についてはより一層の規制緩和を進めること。特にブロードバンド・インターネット・サービスなど、今後自由な競争の下で発展が期待される分野のサービスについては、より迅速で多様なサービスが提供されるよう、指定電気通信役務規制等の在り方について競争状況の変化に応じた適時適切な見直しを行うこと。

4　料金に対するプライスキャップ規制については、競争が十分に進展していることや、市場構造の変化により電話加入数等が減少している状況に適合しなくなっていることを踏まえて、早急に見直しを行うこと。

5　ブロードバンド・インターネット・サービスが急速に普及する中で、過疎地等におけるサービス展開を一層促進し、いわゆるデジタル・ディバイドの解消を始め緊急通報・重要通信の確保等の観点から、ユニバーサルサービス基金の運用方法の見直しを行うこと。

6　ブロードバンド・インターネット・サービスについては、電話サービスと異なり県

内・県間の区分が馴染まない分野であることを踏まえ、柔軟かつ迅速にサービス提供が可能となるよう、地域会社の業務範囲拡大について一層の手続の簡素化及び迅速化を図ること。

7　長期増分費用方式は事業者が現実に投下した資本を回収できないという構造的な問題を有しているとともに、長期増分費用方式の前提そのものが固定電話の減少及びＩＰ通信の進展という現実の事業環境に対応したものとする観点から、実際費用を十分に配慮した算定方式への見直しを行うこと。また、利用者負担の軽減を図るため、施設設置負担金や基本料等の料金体系見直しについて検討を行うこと。

8　政府が保有するＮＴＴ株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤の高度化及びユニバーサルサービスの確保に必要な既存電話網の維持のために活用すること等を中心に、幅広い観点から検討を行うこと。

右決議する。

地方独立行政法人法案（閣法第116号）

【要旨】

本法律案は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　対象業務

地方独立行政法人の対象とする業務は、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営、社会福祉事業の経営、その他公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理とする。

2　設立

地方公共団体が地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　財産的基礎

(1)　地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

(2)　地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。

4　役職員の身分等

(1)　地方独立行政法人のうち、業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は業務における中立性及び公正性の確保を特に図る必要がある法人の役職員には、定款で定めるところにより、地方公務員の身分を付与する。

(2)　地方独立行政法人に、役員として、理事長１人、副理事長、理事及び監事を置く。

(3)　理事長及び監事は、設立団体（法人を設立する地方公共団体をいう。以下同じ。）

の長が任命する。

(4) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(5) 地方独立行政法人の職員は、理事長が任命する。

5 中期目標等

(1) 設立団体の長は、議会の議決を経て、３年以上５年以下の期間において中期目標を定め、地方独立行政法人に指示する。

(2) 地方独立行政法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(3) 地方独立行政法人は、中期計画に基づき年度計画を定め、設立団体の長に届け出なければならない。

(4) 地方独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、地方独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない。

(5) 地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、地方独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない。

(6) 設立団体の長は、中期目標の期間の終了時において、地方独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

6 財務及び会計

(1) 地方独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則による。

(2) 地方独立行政法人による財務諸表等の作成、その設立団体の長への提出等について所要の規定を設ける。

7 財源措置等

(1) 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(2) 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

8 特例

大学の設置・管理を行う地方独立行政法人については、役職員を非公務員とするほか、理事長と学長を別に選任することができることとする等の特例を設けるとともに、公営企業に相当する事業の経営を行う地方独立行政法人についても所要の特例を設ける。

9 施行期日

この法律は、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

1 地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主的判断を十分尊重すること。

2 地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

3 地方独立行政法人の情報公開に関しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。

4　地方独立行政法人の業績評価に当たっては、財務面のみならず、住民の意見を積極的に取り入れることにより、住民の視点に立った評価制度が確立されるよう、その体制整備に努めること。

5　第三セクター等の経営健全化に関しては、その手段として安易に地方独立行政法人への移行が選択されないようにするとともに、地方公共団体に対し、法的整理を含めその早期抜本処理を促し、経営責任の明確化、清算の可否、民営化の是非を精査検討できるよう、必要な対策を講ずること。

6　公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第117号）

【要旨】

本法律案は、地方独立行政法人法の施行に伴い、災害対策基本法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとするための整備

地方独立行政法人の公共性にかんがみ、施設等の設置主体として地方独立行政法人を地方公共団体と同様の位置付けとする等のため、必要な規定の整備を行う。

2　職員の福利厚生制度等に関する諸法律についての所要の規定の整備

地方公務員等共済組合法等地方独立行政法人の職員の福利厚生制度等に関する諸法律について、所要の規定の整備を行う。

3　国税及び地方税に関する法律の規定整備

地方独立行政法人に対する所要の措置を講ずる。

4　その他

その他個別の法律について所要の措置を講ずる。

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、地方独立行政法人法の施行の日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　市となるべき要件の特例の適用期間の延長

合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口３万以上を有することとする特例の適用期間を１年延長し、平成17年３月31日までに市町村の合併が行われる場合には、その適用があるものとする。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）

【要旨】

本法律案は、行政書士の業務について国民の利便性を一層高めるため、行政書士の業務を行うことを目的とする行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することにより、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　行政書士法人制度の創設

(1)　設立

行政書士は、行政書士法人（行政書士の業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができるものとする。

(2)　社員の資格

行政書士法人の社員は、行政書士でなければならないものとする。

(3)　業務の範囲

行政書士法人は、行政書士の業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち行政書士の業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができるものとする。

(4)　業務を執行する権限

行政書士法人の社員は、原則として、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負うものとする。

(5)　解散

行政書士法人は、社員が１人になり、そのなった日から引き続き６月間その社員が２人以上にならなかった場合等において、解散するものとする。

2　研修

行政書士は、行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。

3　懲戒に関する規定の整備

(1)　国民一般からの懲戒処分請求

何人も、行政書士又は行政書士法人について懲戒事由に該当する事実があると思料するときは、都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができるものとする。

(2)　懲戒処分の公告

都道府県知事は、行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県の公報をもって公告しなければならないものとする。

4　施行期日

この法律は、平成16年８月１日から施行するものとする。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第２号）

（平成15年度ＮＨＫ予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実現を図るべきである。

1　放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

2　協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、契約の確実な締結と収納の確保を図ること。

3　協会は、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めるとともに、子会社等の業務範囲等について、適正性、透明性を確保すること。また、視聴者に対する説明責任を果たし、事業運営の透明性を確保するため、情報公開を一層積極的に行うこと。

4　協会は、インターネットによる情報提供については、放送の補完利用として適正な運営を図ること。

5　地上デジタル放送の円滑な実施に向け、視聴者への周知を一層強化するとともに、デジタル化のメリットを視聴者が十分に享受できるよう努めること。特にアナログ周波数の変更対策については、対策方法を関係者と十分協議した上で、視聴者の理解と協力の下に実施すること。

6　障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。

7　我が国に対する理解と国際間の交流を促進するとともに、流動化する国際情勢にかんがみ、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。

8　協会は、非常災害時等の緊急報道体制の強化を図り、国民の安全に資する情報の的確で迅速な提供に努めること。また、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

9　情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、今後の放送制度の在り方について検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	15. 1.20	15. 1.28	15. 1.30 可決	15. 1.30 可決	15. 1.24 総務	15. 1.27 可決	15. 1.27 可決
※6	恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	1.31	3.24	3.27 可決	3.28 可決	3.12 総務	3.13 可決	3.18 可決
※19	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.22	5.27 可決 附帯	5.28 可決	4. 1 総務	4.15 可決	4.17 可決
※20	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3.14	3.20 可決 附帯	3.24 可決	2.18 総務	3. 6 可決 附帯	3. 7 可決
			○15.3.14 参本会議趣旨説明　○15.2.18 衆本会議趣旨説明						
※21	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3.14	3.25 可決	3.26 可決	2.18 総務	3. 3 可決	3. 4 可決
			○15.3.14 参本会議趣旨説明　○15.2.18 衆本会議趣旨説明						
※37	電波法の一部を改正する法律案	衆	2.10	5.26	5.29 可決	5.30 可決	4.30 総務	5. 8 可決	5. 9 可決
81	日本郵政公社法の一部を改正する法律案	参	3. 7	4.11	4.17 可決	4.18 可決	6.11 総務	6.26 可決	7. 4 可決
107	消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案	参	3.14	3.27	4. 1 可決 附帯	4. 2 可決	6. 4 総務	6.10 可決 附帯	6.12 可決
108	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	3.17	6. 2	6. 5 可決	6. 6 可決	5.21 総務	5.27 可決	5.29 可決
111	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.17	5. 7	5.22 可決 附帯	5.23 可決	7. 7 総務	7.10 可決	7.17 可決
116	地方独立行政法人法案	衆	4.25	6. 9	7. 1 可決 附帯	7. 2 可決	5.28 総務	6. 3 可決 附帯	6. 5 可決
117	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	4.25	6. 9	7. 1 可決	7. 2 可決	5.28 総務	6. 3 可決	6. 5 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者（提出月日）	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
30	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	総務委員長 遠藤　武彦君 (15. 6.12)	15. 6.12	15. 6.12	15. 6.30	15. 7. 1 可決	15. 7. 2 可決			15. 6.12 可決
36	行政書士法の一部を改正する法律案	総務委員長 遠藤　武彦君 (15. 7.10)	7.10	7.10	7.18	7.22 可決	7.23 可決			7.10 可決

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	15. 2.14	15. 3.26	15. 3.27 承認附帯	15. 3.28 承認	15. 3.18 総務	15. 3.19 承認附帯	15. 3.20 承認

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

地方公共団体の自己決定権を拡大するとともに、行財政基盤の安定と発展を図るため、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、国庫補助負担金、税源移譲を含めた税源配分の在り方、地方交付税の三位一体の改革を推進し、国の関与を縮小するとともに、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方財政の自立を目指すための明確な方針を早急に示すこと。

2　地方財政は引き続き財源不足が拡大し、平成８年度以降連続して地方交付税法第６条の３第２項の規定に該当するという非常事態にあることにかんがみ、今後とも、地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能が十分発揮されるよう、財源の中長期的な安定確保を図る見地から、抜本的な方策を講ずること。

3　交付税及び譲与税配付金特別会計においては、借入金残高が看過し得ない状況にあり、また、平成16年度から償還が再開されることにかんがみ、借入れ及び償還等の在り方について、早急に抜本的な検討を行うこと。

4　臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の措置を講ずるとともに、公債費負担に苦慮する地方公共団体の財政状況にかんがみ、今後とも適切な負担軽減措置を講ずること。

5　国庫補助負担金の廃止・縮減については、三位一体の改革を左右する重要な課題であることから、単に地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性を拡大し、その創意・工夫を活かせるよう、積極的に取り組むこと。

6　地方公営企業や地方公社等の経営が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、住民が、企業会計及びその他会計等の財政状況について、全体的な把握ができるよう検討すること。

右決議する。

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、「地方分権一括法」の国会審議に際し、地方税財源の充実確保策の検討を求める修正及び附帯決議が行われたことを踏まえ、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、次の諸点について特段の配慮を行うべきである。

1　歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面において税源移譲を実現することにより、地方税中心の歳入体系を構築すること。

2　税源移譲については、安定的な地方税体系を構築する方向で改革を進め、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小すること。

3　国庫補助負担金制度の見直しに当たっては、地方が引き続き主体的に実施する必要がある事業について、所要の財源を地方税として移譲すること。

右決議する。

【 法務委員会 】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議・継続１件及び本院継続１件)、本委員会提出１件、本院議員提出３件（いずれも本院継続)、衆議院議員提出２件の合計18件であり、内閣提出11件、衆議院議員提出２件を可決し、本委員会提出１件を決定し、本院先議の内閣提出１件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願22種類271件のうち、２種類84件を採択した。

〔法律案の審査〕

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって、不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を２年間延長しようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院議員塩崎恭久君より趣旨説明を聴取した後、期間再延長の理由、本制度の利用状況と評価、本制度の債務者へ及ぼす影響等について質疑が行われ、質疑終局後、討論において日本共産党から、取引の継続を願う中小企業などの債務者を、金融機関の一方的判断でＲＣＣなどの特定債権回収機関に売却でき、中小企業の整理・淘汰を一層促進する等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官のうち、判事の員数を30人、判事補の員数を15人、裁判官以外の裁判所職員の員数を９人、それぞれ増加しようとするものである。また、**下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案**は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものである。

なお、両法律案は、衆議院において、施行期日に関する修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審査を行い、司法制度改革に伴う裁判官増員の必要性、裁判員制度における速記制度の在り方、いわゆる判検交流の現状、裁判所に関する立法の在り方等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案は、法科大学院における教育が実務に必要な法律に関する理論的、実践的な能力を涵養すべきものであることにかんがみ、その教育の実効性の確保及び法曹養成の基本理念に則した教育の充実を図るため、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を教授、助教授その他の教員として法科大学院へ派遣することに関し、大学院設置者からの派遣要請、給与の支給等について所要の事項を定めようとするものである。

委員会においては、法科大学院に対する公的財政支援及び奨学金の拡充の必要性、法科大学院の全国適正配置と実務家教員の確保等について質疑を行い、また、３人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、実務家教員の安定的な供給を確保することを目的とす

る本法律案の意義についてはいずれも評価する旨の見解が示されたが、法科大学院の要請を尊重した人選が行われるべきこと、フルタイム教員の場合には、教員在職中、判検事、一般公務員の身分を失い、完全に法科大学院に雇用されるべきである等の指摘もあった。

質疑終局後、全会一致をもって可決した　。

なお、法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、教育者としてすぐれた資質及び能力を備えた者が要請に応じて派遣されるよう必要な人員の確保に努めるとともに、派遣される裁判官又は検察官等の自主性を尊重しつつ教育方法等についての研修の実施に配慮すること等を内容とする５項目の附帯決議を行った。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様行為の再発防止を図り、もってその者の社会復帰を促進しようとするものであり、第154回国会に提出され継続審査となった後、第155回国会においても、委員会審査を行うに至らず、継続審査とされていたものである。なお、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び対象者の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準向上の責務の明記、施行後５年経過した場合の見直し規定の付加等の修正が行われた。

また、本法律案は、従来から指摘されてきた検察段階での簡易鑑定の在り方、措置入院制度の運用上の問題点、精神医学的治療・援助体制の不備などの問題点への対応がないとして、民主党・新緑風会から、鑑定人の候補者の選定事務等を行う「司法精神鑑定支援センター」、措置入院、措置解除等に係る判定を行う「判定委員会」の新設等を内容とする精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案が第155回国会に提出された。

今国会の委員会においては、民主党案を加えた４法律案を一括して審査し、本法律案の立法に至る経緯、入院決定等の要件における政府案と修正案との相違点、指定医療機関における医療の内容と体制の充実策、精神保健福祉法による措置入院制度との関係、起訴前鑑定の問題点等について質疑が行われた。また、６人の参考人から意見を聴取し、参考人からは、本制度により刑事司法と精神医療の協働体制が図られることが期待できるという意見の一方で、再犯予測の困難性や起訴前鑑定の不十分さなどを理由に批判的な意見も述べられたほか、厚生労働委員会との連合審査会も２回開催された。

質疑を終局することに決定した後、公明党理事から、本法律案の法律番号を改める等の修正案が提出され、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決した。

性同一性障害者とは、生物学的には性別が明らかだが、心理的には他の性であるとの持続的確信を有する者をいい、患者数は推定で2,200～7,000人といわれている。現状では、就職や医療といった生活上の不便や家庭裁判所の審判による戸籍の性別訂正がほとんど認められないことから、立法による解決を求める声が高まっていた。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案は、以上のような性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別取扱いの特例について定めようとするものであり、委員会においては、提案者南野知惠子君より本法律案の草案の趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法案とすることに決定した。

裁判の迅速化に関する法律案は、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下で迅速に行われることが不可欠であること等にかんがみ、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務、裁判所及び当事者等の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、目的規定等について所要の修正が行われた。次に、**民事訴訟法等の一部を改正する法律案**は、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集手続の拡充、専門委員制度の創設、特許権等に関する訴えの専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講じようとするものである。**人事訴訟法案**は、人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審管轄の家庭裁判所への移管、離婚訴訟における親権者の指定等についての家庭裁判所調査官の専門的調査の活用、審理等への参与員の関与等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３法律案を一括して審査し、裁判の迅速化と当事者の正当な権利の保障との関係、最高裁判所による検証が裁判の独立に与える影響、専門委員の公平性・中立性の確保、特許権等に関する訴えの専属管轄と知的財産権訴訟への体制強化、家庭裁判所の充実強化のための具体策等について質疑が行われ、また、３人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、３法律案はいずれも国民の期待にこたえる司法の実現という司法制度改革の理念に沿い、裁判の充実・促進の課題にこたえるものであるとの見解が示される一方、最高裁判所による検証については、客観性の担保のため法曹三者と外部有識者の関与が必要であるとの意見、平均審理期間が年々短縮されている現状において、裁判の迅速化に関する法律案を必要とする立法事実はないとの指摘もあった。

質疑終局後、討論において日本共産党から、裁判長期化の克服のための具体的な方策を取ることなく審理期間の具体的数字目標を設定することになれば、裁判の公正、公平、適正を犠牲にしかねない等反対の意見が述べられた後、裁判の迅速化に関する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって、人事訴訟法案は全会一致をもって可決した。なお、裁判の迅速化に関する法律案に対しては、２年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう十分留意すること等を内容とする４項目の、また、民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案に対しては、審理の計画については、当事者双方が納得した上で実施されるよう努めるとともに、適正な審理の計画を定めることにより迅速かつ充実した裁判が行われるようその趣旨並びに要件及び手続について周知徹底を図ること、人事訴訟における当事者等の尋問の公開停止については、憲法の裁判公開原則の例外であることにかんがみ、適正な運用が図られるよう留意すること等を内容とする合わせて７項目の附帯決議を行った。

刑法の一部を改正する法律案は、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備しようとするものである。

委員会においては、改正案の提出に至る経緯及びその効果、双方可罰主義、軽い法の原則等との関係、捜査共助等との総合的対応、通訳制度の充実策等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権がある場合に、取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものである。

委員会においては、改正案の立法目的及び改正の効果、相場操縦、インサイダー取引等の防止策、情報開示の充実の必要性等について質疑を行った。

質疑終局後、討論において日本共産党から、自己株式取得方法の緩和が資本充実・維持の原則を一層形骸化するなど商法の原則を崩し、相場操縦、インサイダー取引のおそれを増大させるものであること等、社民から、ディスクロージャーが基本的に働かない取締役会決議による自己株式取得は、インサイダー取引、株価操作の危険性を増大させるものであること等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案は、司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行おうとするものである。

委員会においては、簡易裁判所の人的・物的体制の整備の必要性、弁護士任官制度の一層の促進、弁護士資格の特例付与の妥当性と研修の具体的内容等について質疑を行い、また３人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、非常勤裁判官制度が弁護士任官につながっていく環境づくりが必要であること、弁護士資格特例の拡充について、国会議員、特任検事について衆議院においていずれも研修が必要という形に修正されたことには賛成であること、簡裁事物管轄拡大の法改正の上限については120万円程度が妥当との意見が述べられた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、弁護士資格特例の拡充は、司法修習を形骸化し、法科大学院におけるプロセス重視の教育の理念に反する等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

なお、不動産に関する訴えを提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること等を内容とする８項目の附帯決議を行った。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権実行手続その他執行手続の実効性を向上させるため、短期賃貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、短期賃貸借制度の廃止の是非と善良な借り手の保護対策の必要性、労働債権の一層の保護の要否、養育費の履行確保の方策等について質疑を行い、また、３人の参考人から意見を聴取した。参考人からは、本法律案の改正内容にはおおむね賛成であること、短期賃貸借制度の廃止には反対であること、内覧制度及び財産開示手続の創設には賛成であるが、プライバシーに対する配慮等が必要であること、労働債権の保護に関する改正には賛成であるが、更なる保護が望まれること等の意見が述べられた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、善良な賃借人の住生活の安定を害する等反

対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。

なお、短期賃貸借制度が廃止されることに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡猶予制度及び抵当権者の同意による賃貸借に対抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようその内容を関係団体のほか広く国民に周知されるよう努めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと等を内容とする８項目の附帯決議を行った。

仲裁法案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化が求められている状況等にかんがみ、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、国際的な標準に則って定めようとするものである。

委員会においては、私的紛争処理における仲裁制度の位置付け、消費者仲裁及び労働仲裁の特例措置と今後の取扱い、仲裁制度活性化のための取組等について質疑が行われた。

質疑終局後、討論において日本共産党から、本法律案が国内の一般民事紛争すべてを対象としており、かつ将来において生ずる紛争すべてに仲裁合意を有効としているため、社会的に弱い立場の者に不利な仲裁合意がなされるおそれがあること等反対の意見が述べられた後、多数をもって可決した。なお、消費者に不利な仲裁合意がなされることがないよう、関係法令を含めて適切な措置を講ずること等を内容とする５項目の附帯決議を行った。

人権擁護法案は、我が国における人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発に関する施策を推進するため、新たに法務省の外局としての人権委員会を設置し、その組織、権限等について定めるとともに、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設し、その救済手続その他必要な事項を定めようとするものであるが、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

３月20日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。第155回国会閉会後に行われた委員派遣について、派遣委員から報告を聴いた。

３月27日、名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

４月17日、矯正行政に関する実情調査のため、府中刑務所の視察を行った。

４月22日、矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

５月13日、矯正施設の処遇に関する件について、参考人明治大学法学部教授菊田幸一君、東京都立松沢病院精神科医長黒田治君から説明を聴取した後、監獄法に基づく日本の行刑思想の問題点、基本的人権の尊重という視点から見た日本の刑務所の問題点、保護房収容時の精神科医の関与の在り方等について質疑を行った。

５月15日、矯正施設の処遇に関する件について質疑を行った。

７月１日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案の草案について提案者南野知惠子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

７月17日、行刑改革会議の論議と処遇改善に関する件、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の運用に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年３月20日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第５号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員杉浦正健君から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第５号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員山本幸三君、同杉浦正健君、同江崎洋一郎君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第５号）　賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
欠席会派　無

○平成15年３月26日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について増田法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○名古屋刑務所等矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成15年４月１日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第46号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第47号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成15年４月17日（木）（第６回）

○**法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣、増田法務副大臣、中野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、河村文部科学副大臣、森山財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年４月24日（木）（第８回）

○**法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について参考人日本弁護士連合会副会長尾崎純理君、早稲田大学法学部教授宮澤節生君及び龍谷大学法学部教授村井敏邦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、河村文部科学副大臣、森山財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第101号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年５月６日（火）（第９回）

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君から説明を聴き、

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上３案について発議者参議院議員朝日俊弘君から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月８日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、同漆原良夫君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月13日（火）（第11回）

○矯正施設の処遇に関する件について参考人明治大学法学部教授菊田幸一君及び東京都立松沢病院精神科医長黒田治君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について参考人弁護士・日本弁護士連合会心神喪失者等『医療』観察法案対策本部事務局次長伊賀興一君、専修大学法学部教授岩井宜子君及び国立精神・神経センター武蔵病院副院長浦田重治郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月15日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○矯正施設の処遇に関する件について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、同漆原良夫君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、４案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年５月20日（火）（第13回）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について参考人社団法人日本精神科看護技術協会会長藤丸成君、ウエノ診療所精神科医高木俊介君及び津軽保健生活協同組合藤代健生病院名誉院長蟻塚亮二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月26日（月）
法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について発議者参議院議員朝日俊弘君、同江田五月君、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月27日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）
裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）
検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参

第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月29日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、増田法務副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月２日（月）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第２回）

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、坂口厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月３日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）**

裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）

検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）

以上４案について修正案提出者衆議院議員塩崎恭久君、森山法務大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、厚生労働委員会との連合審査会を終了することを決定した後、

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）を修正議決した。

（第154回国会閣法第79号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
欠席会派　無

○平成15年６月26日（木）（第17回）

○本委員会の運営について委員長及び委員から発言があった。

○平成15年７月１日（火）（第18回）

○**性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案**の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○**裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**
民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）
人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上３案について森山法務大臣から趣旨説明を、裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴いた。

○平成15年７月３日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**
民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）
人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年７月８日（火）（第20回）

○**裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**
民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）
人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上３案について参考人駿河台大学学長・前法制審議会会長竹下守夫君、日本弁護士連合会副会長藤井克已君及び弁護士・自由法曹団事務局長中野直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）**
民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）
人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上３案について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第98号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民
欠席会派　無

（閣法第66号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
欠席会派　無
（閣法第67号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について、民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）及び人事訴訟法案（閣法第67号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○**刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君から説明を聴いた。

○平成15年７月10日（木）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について森山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第51号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員漆原良夫君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年７月15日（火）（第22回）

○**司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）**について参考人共同通信社論説委員土屋美明君、日本弁護士連合会副会長軍司育雄君及び日本司法書士会連合会会長中村邦夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月17日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第99号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連
欠席会派　社民、無

なお、附帯決議を行った。

○行刑改革会議の論議と処遇改善に関する件、司法制度改革の進捗状況に関する件、重国籍の在り方に関する件、報道と人権に関する件、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の運用に関する件、最近の凶悪事犯の原因に関する件、女性差別撤廃条約の実施状況等に関する件等について森山法務大臣、増田法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○**商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた後、同塩崎恭久君、同太田誠一君、同金子善次郎君、同石井啓一君及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年７月22日（火）（第24回）

○**商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）**について討論の後、可決した。

（衆第21号）　賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産、社民
欠席会派　無

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山花郁夫君から説明を聴き、同君、森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、参考人早稲田大学法学部教授山野目章夫君、日本弁護士連合会副会長内田武君及びＵＩゼンセン同盟政策局長逢見直人君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月24日（木）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（閣法第102号）（衆議院送付）**について森山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第102号）賛成会派　自保、民主、公明、社民
反対会派　共産、国連
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**仲裁法案（閣法第100号）（衆議院送付）**について森山法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第100号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
欠席会派　社民、無

なお、附帯決議を行った。

○請願第1844号外83件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査

決定し、第68号外186件を審査した。

○**人権擁護法案（第154回国会閣法第56号）**の継続審査要求書を提出することを決定した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　裁判官のうち、判事の員数を30人増加し1,450人に、判事補の員数を15人増加し829人に、それぞれ改める。

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を９人増加し、２万1,673人に改める。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　さいたま市の政令指定都市への移行に伴う行政区の設置に伴い、さいたま簡易裁判所及び大宮簡易裁判所の管轄区域を変更する。

2　山口県徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町が合併により周南市となることに伴い、徳山簡易裁判所の名称を周南簡易裁判所に変更する。

3　市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の管轄区域等の表示について、所要の整理を行う。

なお、施行期日に関し衆議院において修正がなされた。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、交通の発達により国際的な人の移動が日常化し、日本国外において日本国民が犯罪の被害に遭う機会が増加している状況等にかんがみ、日本国外における日本国民の保護の観点から、日本国民が殺人等の生命・身体等に対する一定の重大な犯罪の被害を受けた場合における国外犯の処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国民以外の者の国外犯処罰規定の新設

日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に刑法を適用する。

(1)　強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、これらの未遂並びに強制わいせつ等致死傷

(2)　殺人及びその未遂

(3)　傷害及び傷害致死

(4)　逮捕及び監禁並びに逮捕等致死傷

(5) 未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等並びにこれらの未遂

(6) 強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死並びにこれらの未遂

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、民事裁判の充実及び迅速化を図るため、民事訴訟における計画審理の推進、訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充、専門的な知見を要する事件への対応の強化のための専門委員制度の創設及び特許権等に関する訴え等の管轄の専属管轄化、少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 計画審理の推進

(1) 裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない。

(2) 裁判所は、事件が複雑である等の事情により、適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならない。

(3) 審理の計画には、争点及び証拠の整理を行う期間、判決の言渡しの予定時期等の事項を定めなければならない。

2 訴え提起前における証拠収集等の手続の拡充

(1) 訴えを提起しようとする者が相手方に対して訴えの提起を予告する通知を書面でした場合には、訴えの提起前に、主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について照会をすることができる。

(2) 予告通知を受けた者が書面で返答をしたときは、予告通知をした者に対し、(1)と同様に照会をすることができる。

(3) 裁判所は、予告通知をした者又は予告通知を受けた者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人が自ら収集することが困難であると認められるときは、相手方の意見を聴いて、訴えの提起前に、証拠収集に係る文書の送付の嘱託、専門的な知識経験に基づく意見の陳述の嘱託、執行官に対する物の現況についての調査の命令等の処分をすることができる。

3 専門委員制度の創設

(1) 裁判所は、争点又は証拠の整理等をするに当たり、訴訟関係を明瞭にするなどのため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

(2) 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、こ

れを取り消さなければならない。

(3) (1)により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について１人以上指定する。

4　特許権等に関する訴え等の専属管轄化

特許権等に関する訴えについて、地方裁判所の管轄に属する事件は東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の管轄に、控訴は東京高等裁判所の管轄に、それぞれ専属する。

5　少額訴訟の範囲の拡大

少額訴訟の訴額の上限額を30万円から60万円に引き上げる。

6　電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における和解等

電話会議システムを利用した弁論準備手続期日における手続が行われる場合、当該期日に出頭しないで手続に関与する当事者も、当該期日において訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【民事訴訟法等の一部を改正する法律案及び人事訴訟法案に対する附帯決議】

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　審理の計画については、当事者との協議により、当事者双方が納得した上で実施されるよう努めるとともに、適正な審理の計画を定めることにより迅速かつ充実した裁判が行われるよう、その趣旨並びに要件及び手続について周知徹底を図ること。

2　専門委員制度の導入については、専門委員の中立性・公平性の確保及び専門委員が関与する場合の手続の透明性の確保について十分配慮するとともに、その趣旨及び手続について周知徹底し、その適正な運用が図られるよう留意すること。

3　民事訴訟法改正後の鑑定人に対する質問については、当事者の鑑定人に対する質問権を制約するものではないことを周知徹底すること。

4　特許権等に関する訴えの専属管轄化については、専属管轄化に伴い地方在住者の裁判を受ける権利が不当に害されることがないよう十分配慮するとともに、今後知的財産訴訟への体制強化等の状況を踏まえ、必要な場合には見直しを行うこと。

5　人事訴訟における当事者等の尋問の公開停止については、憲法の裁判公開原則の例外であることにかんがみ、適正な運用が図られるよう留意すること。

6　離婚訴訟等における家庭裁判所調査官による調査結果については、透明性の確保及び当事者の権利の保障のため、当事者に開示されることが原則であり、閲覧等を制限することができる場合が限定されていることについて適正な運用が行われるよう、その趣旨を周知徹底すること。

7　人事訴訟の家庭裁判所への移管に伴い、その審理の充実に資するため、家庭裁判所の裁判官及び職員の増員など、人的・物的体制の拡充を図るとともに、家庭裁判所に移管する訴訟の範囲については、今後の法の運用の状況を見つつ、必要に応じ検討を行うこと。

右決議する。

人事訴訟法案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため、人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し、離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができることとするとともに、人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚、認知等の人事訴訟について、第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これに密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができる。

2　家庭裁判所調査官制度の拡充等

(1)　裁判所は、離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについての裁判をするに当たっては、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

(2)　裁判所は、当事者から訴訟記録中事実調査部分について閲覧等の許可の申立てがあったときは、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、閲覧等を行うことにより未成年の子の利益を害するおそれ等があると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

3　参与員制度の拡充

(1)　家庭裁判所は、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて、事件につき意見を聴くことができる。

(2)　参与員又は参与員であった者が正当な理由なくその職務上知り得た人の秘密を漏らしたときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4　人事訴訟手続の見直し

(1)　当事者尋問等の公開停止

人事訴訟における当事者等又は証人が自己の私生活上の重大な秘密に係る事項について尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、公開の法廷で陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

(2)　和解並びに請求の放棄及び認諾

離婚又は離縁の訴えに係る訴訟においては、和解により離婚又は離縁をすること並びに請求の放棄及び認諾をすることができる。ただし、離婚の訴えに係る訴訟における請求の認諾について、親権者の指定や養育費、財産分与等の裁判をすることを要しない場合に限る。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

【附帯決議】

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第66号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判の迅速化に関する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること等にかんがみ、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図るため、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務、最高裁判所による検証その他の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　裁判の迅速化

(1)　裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続について２年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させること等を目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

(2)　裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により行われるものとする。

(3)　裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

2　国の責務等

(1)　国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2)　政府は、(1)の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。

(3)　日本弁護士連合会は、裁判の迅速化に関し、国民の利用を容易にするなど弁護士の体制の整備に努める。

(4)　裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努める。

(5)　当事者等は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、誠実に手続上の権利を行使しなければならない。

3　最高裁判所による検証

(1)　最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、２年ごとに、国民に公表する。

(2)　(1)の検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、目的、当事者等の責務及び最高裁判所による検証について所要の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　裁判所における手続の迅速化については、その手続において当事者の正当な権利が保障され、また、当事者の納得の得られる適正・充実した審理が行われることが前提であり、2年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう、十分留意すること。

2　裁判所における手続の充実と迅速化を一体として実現するため、民事裁判における証拠収集手続の一層の拡充並びに刑事裁判における証人尋問中心の公判手続の実施、検察官手持証拠の事前開示の拡充に努めるとともに、取調べ状況の客観的信用性担保のための可視化等を含めた制度・運用について検討を進めること。

3　最高裁判所による検証については、裁判の独立及び関係者のプライバシーを十分尊重するとともに、総合的、客観的かつ多角的な検証を確保するため、法曹三者の協力による裁判手続の実状を踏まえた検証手続や外部有識者の関与した検証を実施するなど、必要な措置を講ずること。また、検証に当たっては、裁判官に対する人事評価等、検証の目的以外に流用されることのないよう、適正な配慮をすること。

4　裁判の迅速化に資するため、裁判官、検察官及び関係職員の増員並びに裁判所施設の拡充など、人的・物的体制の整備を図ること。

右決議する。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、司法制度改革の一環として、民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備、民事調停官及び家事調停官制度の創設並びに弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1　民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴訟費用に関する制度の整備

1　簡易裁判所の管轄の拡大

簡易裁判所の管轄に属する民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限額を90万円から140万円に引き上げる。

2　訴えの提起の手数料の見直し等

(1)　訴えの提起の手数料の額の引下げ

訴訟の目的の価額が200万円以上の訴訟について、手数料の額を引き下げる。

(2)　訴え提起の手数料の額の定め方の簡素化等

経済変動等を考慮し、訴えの提起等の手数料の額の算出方法を簡素化するとともに、額が一定とされている申立ての手数料については、一定の引上げを行う。

3　民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化

民事訴訟等の費用の額の算定方法については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、疎明資料を提出する必要がないものとなるようにする。

第２　民事調停官及び家事調停官制度の創設

1　趣旨

弁護士が、民事調停事件及び家事調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰することができる制度を創設する。

2　概要

(1)　民事調停官及び家事調停官は、５年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所が任命する。

(2)　民事調停官及び家事調停官は、非常勤とし、その任期は２年とする。

(3)　民事調停官及び家事調停官は、独立してその職権を行い、法定された解任事由に該当する場合を除いて、その意に反して解任されることはない。

(4)　民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理につき、裁判官が行うものとされている民事調停等に関する権限のほか、一定の受調停裁判所の権限を行うことができる。

(5)　家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理につき、家事審判官が行うものとされている調停に関する権限のほか、一定の受調停裁判所の権限を行うことができる。

第３　弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備

1　弁護士となる資格の特例の拡充

次の各号のいずれかに該当し、所定の研修を修了した者に弁護士資格を付与する。

(1)　司法試験合格後、５年以上国会議員の職に在った者

(2)　企業法務の担当者や地方議会議員を含む公務員等であって、司法試験合格後、裁判手続等所定の法律関係事務に７年以上従事した者

(3)　いわゆる特任検事を５年以上経験した者

2　弁護士法上の公務就任の制限の撤廃と弁護士の営利業務従事の制限の緩和

(1)　弁護士法上の公務就任の制限を撤廃する。

(2)　弁護士が営利業務に従事する場合につき、許可制から届出制に移行する。

3　弁護士の報酬規定の会則記載事項からの削除

弁護士の報酬規定を日本弁護士連合会及び弁護士会の会則の必要的記載事項から削除する。

4　弁護士の綱紀・懲戒手続の整備

(1)　弁護士会の綱紀委員会の委員

弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会の委員に弁護士以外の委員を加える。

(2)　日弁連の綱紀委員会

イ　日弁連に法律上の機関として綱紀委員会を設置し、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者である委員で組織する。

ロ　日弁連の綱紀委員会の機能

① 弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をした場合等において、懲戒請求者が異議の申出をしたときに、異議の審査を行う。

② 日弁連が懲戒の事由があると思料するときに、その求めにより、日弁連の懲戒委員会に審査を求めることが相当か否か、事案の調査を行い議決をする。

(3) 綱紀審査会

イ 日弁連に、学識経験者11人で組織する綱紀審査会を創設する。

ロ 綱紀審査会の機能

① 弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をし、懲戒請求者が異議の申出をしたが、日弁連の綱紀委員会の審査により、日弁連がこれを棄却・却下した場合に、綱紀審査会に更なる審査の申出ができる制度とする。

② 綱紀審査会が出席した委員の３分の２以上の多数をもって、弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、弁護士会の懲戒委員会の審査に付される。

5 弁護士法第72条の明確化

非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条の例外には同法以外の法律において定められるものがある旨を明確化する。

6 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進

(1) 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等

イ 外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止する規定を削除する。

ロ 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との共同事業及び収益分配を禁止する規定を削除し、特定共同事業制度を廃止する。

(2) 弁護士を雇用する外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置

イ 外国法事務弁護士が、当該外国法事務弁護士が行うことのできる業務の範囲を超える法律事務の取扱いにつき、被雇用弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすることを禁止する。

ロ 当該外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した被雇用弁護士は、雇用関係に基づく業務上の命令に従ったことを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

ハ 外国法事務弁護士が、被雇用弁護士が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いにつき、不当に関与することを禁止する。

(3) 弁護士等と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置

組合契約等により弁護士等と法律事務を行うことを目的とする共同事業を営む外国法事務弁護士が、相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いにつき、不当に関与することを禁止する。

(4) 外国法共同事業の表示

外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士については、その事務所名称に外国法共同事業を営む旨及び相手方である弁護士等の事務所名称を付加することを義務付ける。

第４　施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年４月１日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、弁護士資格の特例について所要の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び関係機関並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　不動産に関する訴えを提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること。

2　簡易裁判所の事物管轄引上げに伴い、簡易裁判所と地方裁判所の役割及び民事訴訟法第18条の簡易裁判所の裁量移送の趣旨が周知徹底されるよう努めること。

3　民事調停官及び家事調停官の制度については、その機能と成果を検証しつつ定着を図るとともに、着実な規模の拡大に努めること。

4　弁護士が裁判官と同等の立場で、調停事件以外の非訟事件に関与する制度の導入に関する研究を進めること。

5　弁護士資格の特例を拡充することとなる者に課する研修については、司法修習の理念に基づき、弁護士実務に必要な理論的かつ実践的な能力を涵養するために、十分な内容及び時間を確保するよう努めること。

6　法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が構築されることや、本法によって新たに特例措置を講ずる者に対しては研修を課することとしたことにかんがみ、５年以上一定範囲の大学の法律学の教授・助教授、衆参の法制局参事、内閣法制局の参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与する制度について、速やかに適切な見直しを行うこと。

7　弁護士の報酬に関する標準を示す規定が会則から削除されることに伴い、弁護士法第１条に明記された弁護士の職務に公共的性格があることにかんがみ、国民の弁護士へのアクセス拡充に支障が生じないよう、日本弁護士連合会が行う弁護士報酬の実態等の情報提供に協力すること。

8　外国法事務弁護士が、弁護士との共同事業や弁護士の雇用により日本法などの職務外法律事務を取り扱うことのないよう、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士に対して広報及び研修や監督の充実に努めることについて十分な配慮をするとともに、本法の施行後、外国法事務弁護士の法律事務取扱いの状況にかんがみ、必要があるときは適時適切な見直しを行うこと。

右決議する。

仲裁法案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化が求められている状況等にかんがみ、仲裁をより利用しやすく実効的な制度とする見地から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、国際的な標準に則って定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　仲裁合意関係

(1)　紛争を仲裁によって解決する旨の仲裁合意については、その対象を、当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）に限定する。

(2)　仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書等の書面（ファクシミリ装置で送信されたものを含む。）又は電磁的記録（電子メール等）によってしなければならない。

(3)　仲裁合意の対象となる民事上の紛争については訴えの提起ができず、これに反して訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。

2　仲裁手続関係

(1)　仲裁人の数、仲裁手続の準則、仲裁地等は、原則として当事者が合意により定めるところによる。

(2)　仲裁人の数について当事者の合意がない場合において、当事者の数が２人のときは仲裁人の数を３人とし、当事者の数が３人以上のときは、当事者の申立てにより裁判所が仲裁人の数を定める。

(3)　仲裁手続の準則について当事者の合意がないときは、仲裁廷が適当と認める方法により仲裁手続を実施することができる。

(4)　仲裁地について当事者の合意がないときは、仲裁廷が当事者の利便等を考慮して仲裁地を定める。

(5)　仲裁手続における請求により、時効中断の効力が生じる。

(6)　仲裁廷は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。

(7)　仲裁廷又は仲裁廷の同意を得た当事者は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、裁判所に対し、民事訴訟法の規定による証人尋問等の証拠調べの実施を求める申立てをすることができる。

3　仲裁判断関係

(1)　仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、仲裁人が署名しなければならない。仲裁判断書の裁判所への預置制度は廃止する。

(2)　仲裁判断の内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の所定の事由がある場合には、当事者は、裁判所に対し、仲裁判断取消しの申立てをすることができ、裁判所は、所定の事由のいずれかがあると認めるときは、仲裁判断を取り消すことができる。

(3)　仲裁判断は、その内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること等の所

定の事由がある場合を除き、確定判決と同一の効力を有する。

(4) 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、裁判所に対し、執行決定を求める申立てをすることができ、裁判所は、(3)に定める事由のいずれかがあると認める場合に限り、当該申立てを却下することができる。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例

消費者と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意であって、この法律の施行後に成立したものに関しては、当分の間、次に定めるところによる。

① 消費者は、仲裁申立人となった場合を除き、仲裁合意を解除することができる。

② 事業者が仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、口頭審理の実施の申立てをしなければならない。

③ 仲裁廷は、消費者である当事者に対し、口頭審理の日時及び場所、仲裁判断が確定判決と同一の効力を有すること、消費者の仲裁合意解除権及び口頭審理に出頭しない場合には仲裁合意を解除したものとみなされること等を記載した書面を送付する方法により、通知しなければならない。

(3) 個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に関する特例

将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意であって、この法律の施行後に成立したものに関しては、当分の間、無効とする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 仲裁制度が裁判外紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義、内容等について、事業者及び一般国民に十分周知するとともに、仲裁機関等へのアクセスの向上及び仲裁人の確保等体制の整備を図ること。

2 仲裁制度が国際的な民商事紛争への解決に資するよう、今後の国際的動向等を踏まえて必要に応じて所要の見直しを行うとともに、仲裁機関の充実や国際的・専門的知見を備えた仲裁人の育成等に努めること。

3 多様なＡＤＲの育成・充実を図るため、仲裁制度を含む総合的なＡＤＲの利用促進及び裁判手続との連携強化等を内容とする基本法の整備等を含めた施策について、早急に策定すること。

4 消費者仲裁においては、情報・交渉力等に格差がある中で消費者に不利な仲裁合意がなされることがないよう、関係法令を含めて適切な措置を講ずるとともに、仲裁廷による消費者への仲裁制度、解除その他の重要事項の説明に当たっては、消費者の十分な理解を得ることが必要であることを仲裁機関に周知徹底すること。

5 個別労働関係紛争を対象とする労働仲裁においては、労働者の権利保護の視点から関係法令を含めて所要の整備、見直しを行うこと。

右決議する。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（閣法第101号）

【要旨】

本法律案は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、法曹養成の基本理念に則した教育の充実に資するため、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　法科大学院設置者による派遣の要請

法科大学院設置者は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授等として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

第２　職務とともに教授等の業務を行うための派遣

１　法科大学院設置者との間の取決め等

最高裁判所又は任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官又は検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間（原則として３年以内）を定めて、裁判官又は検察官等が職務とともに法科大学院において教授等の業務を行うものとすることができる。

２　派遣期間中の裁判官の報酬及び国庫納付金の納付

(1)　裁判官については、法科大学院において報酬等の支払を受けないものとするが、裁判官としての給与は減額しない。

(2)　裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った場合、法科大学院設置者は、その教授等の業務の対償に相当するものとして政令で定める金額を国庫に納付しなければならない。

３　派遣期間中の検察官等の給与等

(1)　任命権者は、１の取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。

(2)　法科大学院において教授等の業務を行う検察官等については、本来の職務に従事しない時間につき給与を減額して支給する。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その減額された給与の減額分の100分の50以内を支給することができる。

第３　専ら教授等の業務を行うための派遣

1　法科大学院設置者との間の取決め等

任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間（原則として３年以内）を定めて、専ら法科大学院において教授等の業務を行うものとして検察官等を派遣することができる。

2　検察官等の身分・報酬等

(1)　検察官等は、派遣期間中、その身分を保有するが、本来の職務に従事しない。

(2)　任命権者は、１の取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。

(3)　派遣された検察官等に対しては、その派遣期間中、給与を支給しない。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、給与の100分の50以内を支給することができる。

第４　共済組合・退職手当等

共済組合、退職手当等の関係で、処遇面での不利益を防止するための必要な措置を講ずる。

第５　施行期日等

1　この法律は、一部を除き、平成16年４月１日から施行する。

2　最高裁判所又は任命権者は、この法律の施行の日前においても、法科大学院において裁判官又は検察官等が教授等の業務を行うための派遣に必要な準備行為をすることができる。

【附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性を備えた法曹を養成するという目標に照らし、教育者としてすぐれた資質及び能力を備えた者が要請に応じて派遣されるよう必要な人員の確保に努めるとともに、派遣される裁判官又は検察官等の自主性を尊重しつつ教育方法等についての研修の実施に配慮すること。

2　法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、透明で公平な手続により、法科大学院の教員構成やカリキュラム編成等の必要性に基づいた要請を極力尊重して人選すること。また、人材確保に地方格差が生じないように十分配慮するとともに、男女共同参画の趣旨を尊重すること。

3　法科大学院への裁判官又は検察官等の派遣については、派遣裁判官等が一方的な立場から実務教育内容への関与・画一化等により、法科大学院の自主的かつ多様な発展を阻害することにならないよう留意するとともに、管理・運営面に関与する場合には、法科大学院の自治を尊重し、教授の自由を損なわないよう十分な配慮をすること。

4　法科大学院へ派遣される検察官等に対する国からの給与の一部支給については、派遣

前の給与水準の維持自体が目的とされることなく、法科大学院の要請に応じた安定的・継続的な派遣と教育の実効性を確保するため特に必要があると認められる場合にのみ実施することとし、その報酬が法科大学院の他の教員と不公平が生じることがないよう配慮すること。

5　裁判官、検察官等の派遣が新しい制度であることにかんがみ、本法の施行後、早期に、法科大学院における派遣される裁判官又は検察官等の教育内容、教育効果等について検討し、必要があると認めるときは、適宜本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（閣法第102号）

【要旨】

本法律案は、抵当権等の担保物権の規定を整備し、かつ、担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため、短期賃貸借制度の廃止、民事執行法上の保全処分等の要件の緩和、扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　担保物権に関する改正

１　雇人給料の先取特権

民法第308条の雇人給料の先取特権の被担保債権の種類及び範囲を拡大し、雇用関係の先取特権は、債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在するものとする。

２　抵当権

(1)　不動産の収益に対する抵当権の効力

抵当権は、その被担保債権につき不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の天然果実及び法定果実にも及ぶものとする。

(2)　抵当権消滅請求

抵当不動産につき所有権を取得した第三者に限り、抵当権消滅請求をすることができる。

(3)　一括競売

土地の抵当権者は、抵当権設定後に抵当地に建物が築造された場合は、抵当権設定者以外の者がその建物を築造した場合であっても、建物を抵当地とともに競売することができる。ただし、建物所有者が抵当地の占有について抵当権者に対抗することができる権利を有するときは、この限りでない。

(4)　短期賃貸借

イ　抵当権に後れる賃貸借は、その期間の長短にかかわらず、抵当権者及び競売における買受人に対抗することができない。

ロ　登記した賃貸借は、これに優先するすべての抵当権者が同意をし、その同意について登記がされたときは、当該抵当権者及び競売における買受人に対抗することができる。

ハ　抵当権者に対抗することができない賃貸借により建物を占有する者に対しては、建物の競売によりその所有権が買受人に移転した時から６か月間の明渡猶予期間を与える。

(5)　根抵当権

根抵当権者は、元本確定期日の定めがある場合を除き、いつでも元本の確定を請求することができる。

第２　民事執行制度に関する改正

１　いわゆる占有屋等による不動産執行妨害への対策

(1)　民事執行法上の保全処分に関し、発令要件の緩和、相手方の特定、公示保全処分等について定める。

(2)　不動産の引渡し等の強制執行の実効性の向上のため、承継執行文における承継人等の特定、明渡しの催告等について定める。

２　強制執行の実効性の確保

(1)　間接強制の適用範囲の拡大

物の引渡債務についての強制執行及び代替執行の方法によって強制執行を行うことができる作為又は不作為債務についての強制執行は、間接強制の方法によっても行うことができる。

(2)　財産開示手続

債務者の財産開示の手続を創設し、申立権者、手続の開始要件、手続の概要等について定める。

(3)　少額定期給付債務の履行確保

扶養等の義務に係る定期金債権についての強制執行においては、弁済期の到来した定期金についての差押えと同時に、弁済期の到来していない定期金についての差押えをすることができる。

３　その他

(1)　不動産担保権の実行の方法として、不動産競売のほかに、担保不動産収益執行の手続を創設し、これについては、強制管理の規定を準用する。

(2)イ　差押えが禁止される金銭の範囲を、標準的な世帯の２か月間（現行１か月間）の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭に拡大する。

ロ　差押えが禁止される食糧及び燃料の範囲を、１か月間（現行２か月間）の生活に必要な食糧及び燃料に縮小する。

なお、本法律案は、衆議院において、建物賃借人に対する建物明渡猶予期間を「６か月」に延長する等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

１　短期賃貸借制度が廃止されることに伴い、賃借人保護制度として建物賃借人に対する明渡猶予制度及び抵当権者の同意による賃貸借に対抗力を与える制度が導入されたことについて、混乱が生じないようその内容を関係団体のほか広く国民に周知されるよう努

めるとともに、抵当権と賃借権の権利関係の調整については、本法施行後の状況を勘案し、必要な検討を行うこと。

2　労働債権に係る先取特権の実行手続については、労働者自らが「存在を証する文書」を提出することは困難である状況にかんがみ、労働者に過剰な証拠収集の負担をかけることなく迅速な権利実現が図られるよう、賃金台帳等一定の形式の文書を必要とするものではないことの周知に引き続き努めること。

3　改正後の民事執行手続が適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的体制の整備に配慮すること。

4　扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合における強制執行の特例が養育費等の履行確保のために創設されたものであることにかんがみ、その特例の内容及び強制執行の申立てに必要な手続について広く国民に周知されるよう努めるとともに、養育費の取立ての国による代行等諸外国の制度も勘案して、支払確保のためのより実効性のある制度について検討すること。

5　財産開示手続については、過酷な債権取立ての手段として濫用されることがないよう、その制度の内容について広く国民に周知されるよう努めること。

6　改正後の民事執行法上の保全処分について、労働組合運動その他正当な活動を阻害することのないよう十分配慮し、関係者への周知徹底を図ること。

7　競売不動産の内覧実施に当たっては、居住者・家族等のプライバシーが不当に侵害されることのないよう、制度の趣旨について周知徹底を図ること。

8　倒産時における労働債権と他の債権との調整について、労働者の生活の保持に労働債権の確保が不可欠であることを踏まえて検討し、所要の見直しを行うこと。

また、ＩＬＯ173号条約について早期に批准するよう努めること。

右決議する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備

(1)　検察官は、殺人、放火等の重大な他害行為を行い、心神喪失等を理由として不起訴処分をされ、又は無罪等の裁判が確定した対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかにないと認める場合を除き、地方裁判所に対し、当該対象者の処遇の要否等を決定することを申し立てなければならない。

(2) 申立てを受けた裁判所においては、１人の裁判官と精神科医である１人の精神保健審判員の合議体が、精神障害者の保健及び福祉に関する専門家である精神保健参与員の意見も聴いて、対象者の処遇についての審判を行う。

(3) 審判において対象者に弁護士である付添人がないときは、裁判所は付添人を付さなければならない。

(4) 裁判所は、精神科医に対して対象者の精神障害に関する鑑定を求め、その鑑定の結果を基礎とし、対象者の生活環境も考慮して、対象者の処遇の要否及び内容につき、次のいずれかの決定をしなければならない。

① 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定（入院決定）

② 入院によらない医療を受けさせる旨の決定（通院決定）

③ この法律による医療を行わない旨の決定

(5) 裁判所は、対象行為の被害者等から申出があるときは、審判の傍聴を許すことができる。

2 指定入院機関における医療の実施等

(1) 厚生労働大臣は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施する。

(2) 指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに裁判所に退院の許可の申立てをしなければならない。他方、入院継続の必要がある場合には、原則として６月ごとに、裁判所に入院継続確認の申立てをしなければならない。

(3) 入院決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることができる。

3 地域社会における処遇

(1) 通院決定を受けた者は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において通院治療を受けるとともに、保護観察所に置かれる社会復帰調整官による精神保健観察に付される。

(2) 通院治療を行う期間は、当該決定の日から起算して３年間とするが、裁判所は、通じて２年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

(3) 保護観察所長は、通院決定を受けた者について、必要に応じ、この法律による医療の終了、通院期間の延長又は入院の申立てをしなければならない。

(4) 通院決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、この法律による医療の終了の申立てをすることができる。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、対象となる精神障害者の社会復帰の促進を図るべく、本制度の目的及び入院等の要件の明確化、「精神保健観察官」を「社会復帰調整官」とする名称変更、精神医療及び精神保健福祉全般の水準の向上、施行後５年経過した場合の検討等の修正が行われた。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案委員会修正

【要旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成14年」を「平成15年」に改めるほか、所要の規定の整理を行うものである。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案（参第17号）

【要旨】

本法律案は、性同一性障害者が置かれている状況等にかんがみ、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　「性同一性障害者」の定義

「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する２人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

2　性別の取扱いの変更の審判

(1)　家庭裁判所は、性同一性障害者であって、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に子がいないこと、④生殖腺がない又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることのいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

(2)　(1)の請求をするには、(1)の性同一性障害者に係る診断結果並びに治療経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(3)　(1)の審判は、家事審判法における甲類に掲げる事項とみなす。

3　性別の変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすが、審判前に生じた身分関係及び権利義務には影響を及ぼさない。

4　検討

性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

5　戸籍法の一部改正

性別の取扱いの変更の審判があった場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を経過した日から施行する。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第５号）

【要旨】

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を２年間延長し、平成17年３月31日までとする。

2　この法律は、公布の日から施行する。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授権に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得

(1)　定款をもって、取締役会決議による自己株式取得を行う旨を定めた場合においては、当該定款の定めに基づき、取締役会の決議により自己株式を取得することができる。

(2)　(1)の決議により取得することができる株式は、市場取引又は証券取引法に規定する公開買付けの方法により取得する。

(3)　(1)の決議により取得することができる自己株式の取得価額の総額は、中間配当財源を限度とする。

(4)　(1)の決議により自己株式を取得した場合には、当該決議前に終結した最後の定時総会後に買い受けた自己株式の買受けを必要とした理由並びにその種類、数及び取得価額の総額を、当該決議による買受け後最初に招集された定時総会において報告しなければならない。

2　中間配当限度額の計算方法の見直し

(1)　最終の決算期後、資本又は法定準備金の減少を行った場合には、減少した資本又は法定準備金に相当する額（当該減少手続において株主に払戻しをした額等を除く。）は、中間配当限度額の計算に当たり、純資産額からの控除額には含めない。

(2)　１の(1)の決議により取得するものとした自己株式の取得価額の総額を中間配当限度

額から控除する。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）　　※[1]は予算関係法律案、※[2]は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※[1]46	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	15. 2.14	15. 3.27 法務	15. 4. 1 可決	15. 4. 2 可決	15. 3.18 法務	15. 3.26 修正	15. 3.27 修正
47	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.14	3.27 法務	4. 1 可決	4. 2 可決	3.18 法務	3.26 修正	3.27 修正
51	刑法の一部を改正する法律案	衆	2.21	7. 7	7.10 可決	7.11 可決	5. 8 法務	5.13 可決	5.15 可決
66	民事訴訟法等の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5.19	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 可決 附帯	5.13 可決
			○15.4.15 衆本会議趣旨説明						
67	人事訴訟法案	衆	3. 4	5.19	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 可決	5.13 可決
			○15.4.15 衆本会議趣旨説明						
98	裁判の迅速化に関する法律案	衆	3.14	5.19	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4.15 法務	5. 9 修正 附帯	5.13 修正
			○15.4.15 衆本会議趣旨説明						
99	司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案	衆	3.14	7. 8	7.17 可決 附帯	7.18 可決	5.13 法務	5.23 修正 附帯	5.27 修正
			○15.5.13 衆本会議趣旨説明						
100	仲裁法案	衆	3.14	7.23	7.24 可決 附帯	7.25 可決	5.13 法務	5.30 可決	6. 3 可決
101	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案	衆	3.14	4.17	4.24 可決 附帯	4.25 可決	4. 1 法務	4.15 可決 附帯	4.17 可決
102	担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案	衆	3.14	7.18	7.24 可決 附帯	7.25 可決	5.13 法務	6.13 修正 附帯	6.24 修正
			○15.5.13 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154回56	人権擁護法案	参	14. 3. 8	14. 4.24	継続審査				
			第154回国会 14.4.24 参本会議趣旨説明						
154回79	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案	※2衆	15. 3.18	15. 12.11	15. 6. 3 修正	15. 6. 6 修正	15. 7. 7 法務	15. 7. 8 可決	15. 7.10 可決
			第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明 参継続 第154回国会 14.5.28 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（４件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案	法務委員長 魚住 裕一郎君 (15. 7. 1)	15. 7. 1	15. 7. 2			15. 7. 2 可決	15. 7. 8 法務	15. 7. 9 可決	15. 7.10 可決
155回8	裁判所法の一部を改正する法律案	朝日　俊弘君 外３名 (14.12. 5)			14. 12.11	未了				
			○第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明							
155回9	検察庁法の一部を改正する法律案	朝日　俊弘君 外３名 (14.12. 5)			12.11	未了				
			○第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明							
155回10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案	朝日　俊弘君 外３名 (14.12. 5)			12.11	未了				
			○第155回国会 14.12.11 参本会議趣旨説明							

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	杉浦　正健君 外４名 (15. 3.14)	15. 3.14	15. 3.20	15. 3.20	15. 3.25 可決	15. 3.26 可決	15. 3.17 法務	15. 3.19 可決	15. 3.20 可決
21	商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	塩崎　恭久君 外４名 (15. 5.19)	5.20	7. 4	7.17	7.22 可決	7.23 可決	6.24 法務	7. 1 可決	7. 4 可決

【外交防衛委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された案件は、条約９件及び内閣提出法律案３件であり、条約９件を承認し、法律案３件を可決した。

また、本委員会付託の請願16種類191件のうち、３種類73件を採択した。

〔条約及び法律案等の審査〕

2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約は、海洋環境及び人の健康を保護するため、有機スズ化合物の船底防汚塗料への使用の禁止等、船舶の有害な防汚方法の規制について定めたものである。また、**国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約**は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続について定めたものである。さらに、**生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書**は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等について定めたものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、環境分野の国際条約作成への我が国の積極的な取組、便宜置籍国による船舶防汚方法規制条約の締結の見通し、有害化学物質の規制に関する諸条約の相互関係、遺伝子組換え農作物の安全性と表示制度等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書は、国際民間航空機関の加盟国数が増加したことに伴い、その理事会が加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、理事会の構成員の数を33から36に増加することを内容とするものである。委員会においては、議定書の国会提出が遅れた理由、航空保安分野における途上国への支援等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）は、この条約に基づき設置される委員会の委員の数を増加することを目的とするものである。委員会においては、条約の国内実施体制の整備、児童の権利委員会への日本からの委員の推薦等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）は、この条約に基づき設置される委員会の会合の期間について、一定の条件の下に締約国の会合において決定し得るようにすることを目的とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約は、国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等について定めるものである。委員会においては、条約の締結による国際組織犯罪対策の向上、条約の締結に伴う共謀罪の新設等国内法の整備の在り方等について質疑を行い、多数をもって承認した。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものである。委員会においては、条約の履行のための国内措置、高レベル放射性廃棄物の国際管理等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正は、この条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。委員会においては、条約の改正の途上国による締結の促進、クラスター爆弾や小型武器の規制に向けた取組等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在チェンマイ日本国総領事館を新設すること、在バンコック日本国総領事館及び在ラスパルマス日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改めること等について定めるものである。委員会においては、在チェンマイ総領事館の新設に要する経費、在ラスパルマス総領事館の廃止に伴う領事機能の維持、住居手当の支給額の改正等について質疑を行い、全会一致をもって、原案どおり可決した。なお、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革、財政状況等を踏まえた在勤手当全般の定期的な見直し等に関する５項目から成る附帯決議が行われた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化のための体制移行の一環として、第五師団を第五旅団に改めるとともに、特殊作戦隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、第五師団の旅団化と防衛能力の維持、情報本部の増員と情報収集分析体制の強化、特殊作戦群の新編の理由とその任務等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案は、イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、国連安保理決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものである。

その主な内容は、政府は対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うこと、この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、対応措置を実施する際には閣議の決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊の部隊等が対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、その対応措置の実施につき国会の承認を求めること、対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するために一定の要件に従って武器の使用ができること、この法律は施行の日から４年を経過した日に効力を失う

こと等である。

委員会においては、まず、内閣委員会との連合審査会を開会し、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し質疑を行った。次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、また、公聴会を開会して５名の公述人から意見を聴取し、さらに、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行った。

連合審査会及び委員会においては、イラクの復興を支援する理由とその取組方針、国連安保理決議第1483号と本法案に基づく対応措置との関係、憲法と本法案との関係、米国等による対イラク武力行使の正当性とイラクの大量破壊兵器をめぐる問題、連合暫定統治機構及び米英軍との関係、文民の職員やＮＧＯなどによる人道復興支援、イラクの治安状況、自衛隊派遣の必要性と想定される業務内容、戦闘行為の判断権者、「戦闘地域」と「非戦闘地域」との判別、武器使用の在り方、対応措置の実施に当たっての安全の確保、派遣自衛隊員の処遇と事前研修、派遣国における自衛隊の地位に関する取り決め、自衛隊の海外派遣を含む国際平和協力に係る恒久法の検討等について質疑を行った。

質疑を終局した後、討論を省略して採決に入ることの動議の可決により採決に入り、本法律案は多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

３月14日、川口外務大臣及び石破防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

３月20日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

３月25日、米国等の対イラク武力行使、イラク問題に伴う国内テロ対策等、イラクの復旧・復興支援、周辺地域への支援等、北朝鮮情勢、ミサイル防衛、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

４月15日、自衛隊の防衛能力、中東情勢、北朝鮮情勢、米国等の対イラク武力行使、イラクの復旧・復興支援、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

５月８日、イラク情勢、中東和平、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、北朝鮮情勢、陸上自衛隊の出張旅費不正使用問題、防衛装備品の調達、在日米軍の水中爆破訓練等の諸問題について質疑を行った。

５月15日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

なお、３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、ＮＧＯ支援無償や草の根無償等のＯＤＡ予算、平成13年度決算検査報告におけるＯＤＡ予算に関する指摘事項、我が国海域を守る防衛庁・自衛隊の役割、防衛庁の装備品調達、イラク問題の平和的解決、対イラク武力行使の根拠となる安保理決議、日朝関係、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応、北朝鮮への経済制裁、包括的な「テロ対策法」、警護出動と治安出動の関係、対イラク武力行使に伴う我が国の負担、自衛隊員倫理規程、情報収集衛星、ＯＤＡ大綱の見直し等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年３月14日（金）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。

○国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○米国等の対イラク武力行使に関する件、イラク問題に伴う国内テロ対策等に関する件、イラクの復旧・復興支援、周辺地域への支援等に関する件、北朝鮮情勢に関する件、ミサイル防衛に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び石破防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第38号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月15日（火）（第５回）

○**2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）**
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に

基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○自衛隊の防衛能力に関する件、中東情勢に関する件、北朝鮮情勢に関する件、米国等の対イラク武力行使に関する件、イラクの復旧・復興支援に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月17日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）**

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

以上３件について川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第４号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（閣条第５号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

（閣条第９号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官、森山財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第36号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

○**国際民間航空条約第50条（ａ）の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月24日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際民間航空条約第50条（ａ）の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）**について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第３号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　国連

○平成15年５月８日（木）（第９回）

○**児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○イラク情勢に関する件、中東和平に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する件、北朝鮮情勢に関する件、陸上自衛隊の出張旅費不正使用問題に関する件、防衛装備品の調達に関する件、在日米軍の水中爆破訓練に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月13日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

以上３件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第１号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第２号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣条第６号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　社民

○平成15年５月15日（木）（第11回）

○**使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、福田内閣官房長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第12回）

○**過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）**について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月10日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）**

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第７号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

（閣条第８号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
　　反対会派　なし

○平成15年７月８日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年７月９日（水）

外交防衛委員会、内閣委員会連合審査会（第１回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、河村文部科学副大臣、西川経済産業副大臣及び弘友環境副大臣に対し質疑を行った。

○本日の連合審査会は終了した。

○平成15年７月10日（木）（第15回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月15日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月17日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について川口外務大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月18日（金）（公聴会 第１回）

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

財団法人ディフェンスリサーチセンター
専務理事　上田　愛彦君
東京大学名誉教授　板垣　雄三君
国際政治・軍事アナリスト　小川　和久君
千葉大学文学部助教授　栗田　禎子君
東京造形大学造形学部教授　前田　朗君

○平成15年７月22日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月25日（金）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）**について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

可決した。

（閣法第120号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成15年７月28日（月）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第415号外72件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第169号外117件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要旨】

児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約が定める児童の権利の実現のために自国がとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の審査業務に遅延が生じたことから、1995年（平成７年）12月にジュネーブで開催された締約国の会議において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の委員の数を10人から18人に増加することを目的とするものである。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要旨】

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「条約」という。）は、「国際連合憲章」、「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において示されている男女平等原則を敷衍しつつ、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別の撤廃につき包括的かつ詳細に規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約の実施のために自国がとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の検討作業に遅延が生じたことから、1995年（平成７年）５月にニューヨークで開催された締約国の第８回会合において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の会合の期間について、一定の条件の下に締約国の会合で決定し得るようにすることを目的とするものである。

国際民間航空条約第50条(ａ)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（先議）

【要旨】

国際民間航空機関は、1944年（昭和19年）に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全なかつ整然たる発展を確保することを目的として設立された。同機関は、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。同機関の加盟国数の増加に伴って、1990年（平成２年）10月にモントリオールで開催された第28回総会において、理事会が加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、この議定書が作成された。

この議定書は、国際民間航空条約第50条(ａ)に定める理事会の構成員の数を33から36に増加することを定めるものである。

2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（先議）

【要旨】

船舶に貝・海藻等の汚れが付着すると推進抵抗が増加し燃費が悪化することから、これを防止するための措置（防汚方法）として、汚れの付着を防止する塗料（防汚塗料）を船底に塗布している。近年、この防汚塗料に含まれる有機スズ化合物による海洋生物及び人の健康に対する悪影響が国際的に懸念されるようになり、国際的規制を行う必要性が唱えられてきた。

こうした中で、我が国の主導により、有機スズ化合物の使用を規制するための法的拘束力のある国際的な枠組みを確立するための検討が国際海事機関（ＩＭＯ）において進められ、2001年（平成13年）10月にＩＭＯの主催によりロンドンで開催された国際会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文21箇条、末文及び４の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、防汚方法により生ずる海洋環境及び人の健康に対する悪影響を軽減し又は除去するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する。

2　この条約は、締約国を旗国とする船舶、締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているもの及び締約国の港、造船所又は沖合の係留施設に入る非締約国を旗国とする船舶に適用し、軍艦、国所有の非商業的業務に従事する船舶については、適用しない。

3　締約国は、附属書１の規定に従って、自国を旗国とする船舶、自国を旗国としない船舶のうち自国の権限の下で運航されているもの及び自国の港、造船所又は沖合の係留施設にある間の自国以外の国を旗国とする船舶について、有害な防汚方法の使用を禁止する。

4　締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶が附属書４に定める規則に従って検査され及び証明されることを確保する。

5　この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定す

るため、締約国の港、造船所又は沖合の係留施設において当該締約国から権限を与えられた職員による国際防汚方法証書又は防汚方法に関する宣言書の確認等の監督に服する。船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、監督を行う締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、退去させ又は自国の港から排除するための措置をとることができる。

6　締約国は、この条約の違反について、自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、自国以外の国を旗国とする船舶についてはその管轄権の範囲内で、禁止され、かつ、処罰されるようにする。

7　締約国は、船舶の防汚方法に使用される有機スズ化合物について、2003年（平成15年）１月１日以降船体への新たな塗装を禁止し、2008年（平成20年）１月１日以降船体に存在させないようにするか船体に残っている当該化合物が浸出することを防ぐような被覆を施すようにするかのいずれかを行う。

8　締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が400トン以上の国際航海に従事するものについて、船舶の防汚方法がこの条約に完全に適合することを確保するため、①船舶の就航前又は国際防汚方法証書が初めて発給される前及び②防汚方法が変更され又は取り替えられる場合に検査を受けさせ、検査完了後国際防汚方法証書を発給する。船舶の検査は、締約国から権限を与えられた職員により行われる。これに代えて、締約国は、この条約によって要求される検査をそのために締約国が認定する団体に委託して行うことができる。

9　締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が400トン未満で長さが24メートル以上の国際航海に従事する船舶について、船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人が署名した宣言書を備えることを要求する。

10　この条約は、25以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の25％に相当する商船船腹量以上となる国が批准等を条件とすることなく署名し又は批准書等を寄託した日の後12箇月で、効力を生ずる。

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（先議）

【要旨】

1992年（平成４年）６月にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ21は、有害な化学物質の適正な管理のため、事前のかつ情報に基づく同意の手続に関する法的文書の作成について検討すべきであるとした。これを受けた国際連合環境計画（ＵＮＥＰ）及び国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）共催の政府間交渉委員会による交渉を経て、1998年（平成10年）９月にロッテルダムで開催された外交会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文30箇条、末文及び５の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学

物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定し並びにその決定を締約国に周知させることにより、人の健康及び環境を潜在的な害から保護し並びに当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協同の努力を促進することを目的とする。

2　最終規制措置（特定の化学物質を禁止し又は厳しく規制するための国内措置）をとった締約国は、当該措置を事務局に通報する。事務局は、事前のかつ情報に基づく同意の手続に係る地域のうち２の地域から特定の化学物質に関する通報を受領し、かつ、当該通報が附属書Ⅰの要件を満たしていることを確認した場合には、当該通報を化学物質検討委員会に送付する。同委員会は、当該化学物質を附属書Ⅲに掲げるべきか否かについて締約国会議に勧告する。

3　事務局は、締約国会議が化学物質を附属書Ⅲに掲げることを決定した場合には、その情報をすべての締約国に送付する。

4　締約国は、事務局に対し、附属書Ⅲに掲げられた化学物質の将来の輸入に関する回答を送付し、当該回答を自国の関係者が入手することができるようにする。化学物質の輸入に同意しないこと又は特定の条件を満たす場合にのみ化学物質の輸入に同意することを決定するときは、①すべての者からの当該化学物質の輸入及び②国内における使用のための当該化学物質の国内生産について同時に禁止し又は同様の条件を付する。事務局は、受領した回答をすべての締約国に通報する。

5　締約国は、附属書Ⅲに掲げられた化学物質について、事務局から通報された各締約国の将来の輸入に関する回答を自国の関係者に通知し、自国の輸出者が当該回答の内容に従うことを確保するための適当な立法措置又は行政措置をとる。化学物質の輸入について回答しなかった輸入締約国等に対して、当該化学物質が自国から輸出されないことを一定の場合を除き確保する。

6　締約国は、自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が自国から輸出される場合には、輸入締約国に対して輸出の通報を行う。

7　締約国は、附属書Ⅲに掲げる化学物質及び自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が輸出される場合には、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を提供するようなラベル等による表示を義務付け、及び安全性に関する情報を記載した資料を輸入者に送付することを義務付ける。

8　締約国は、適当な場合には、この条約の対象とされている化学物質について、科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報を交換すること等を促進する。

9　締約国は、この条約の実施を可能にするため、特に開発途上国及び移行経済国のニーズを考慮して、化学物質の管理に必要な基盤の整備及び能力の開発のための技術援助の促進について協力する。

10　締約国会議を設置し、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。締約国会議は、化学物質検討委員会という名称の補助機関を設置する。

11　事務局を設置し、その任務は、ＵＮＥＰ事務局長とＦＡＯ事務局長とが共同で遂行する。

12　この条約は、50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）

【要旨】

この条約は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約を起草するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　適用範囲

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、２、３、５及び10の犯罪並びに重大な犯罪（長期４年以上の自由を剥奪する刑等を科することができる犯罪を構成する行為）であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

2　組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

(1)　締約国は、物質的利益を得ることに関連する目的のため重大な犯罪を行うことを１又は２以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の１人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するものを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(2)　締約国は、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3　犯罪収益の洗浄の犯罪化

(1)　締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、①犯罪収益の不正な起源を隠匿すること等の目的で犯罪収益である財産を転換し又は隠匿すること等、②犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること及び③犯罪収益の洗浄に関する犯罪に参加し、これを共謀すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(2)　締約国は、すべての重大な犯罪並びに２、５及び10の犯罪を前提犯罪に含める。

4　資金洗浄と戦うための措置

締約国は、資金洗浄の抑止及び探知のために金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

5　腐敗行為の犯罪化

締約国は、①公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動すること等を目的として、不当な利益を約束し、申し出又は供与すること及び②公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動すること等を目的として、不当な利益を要求し又は受領することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

6　没収及び押収

締約国は、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、この条約の対象犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約の対象犯罪において用いた財産等の没収を可能とするため、必要な措置をとる。

7　裁判権

(1)　締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び自国の船舶内又は航空機内で行

われる場合において、２、３、５及び10の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(2) 締約国は、自国の領域内に所在する容疑者が自国民であることのみを理由としてその引渡しを行わない場合においては、この条約の対象犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

8 犯罪人引渡し

(1) この条約に基づく犯罪人引渡しに関する規定は、この条約の対象犯罪並びに２、３、５及び10の犯罪並びに重大な犯罪であって、組織的な犯罪集団が関与し、かつ、引渡しの請求の対象となる者が被請求国の領域内に所在するものについて適用する。

(2) 締約国は、引渡対象犯罪につき容疑者が自国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、請求国からの要請により、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

9 法律上の相互援助

締約国は、この条約の対象犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施等に関し、最大限の法律上の援助を相互に与える。

10 司法妨害の犯罪化

締約国は、この条約の対象犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等の目的のために暴行を加え又は不当な利益を約束すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

11 法執行のための協力

締約国は、この条約の対象犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力し、特にこの条約の対象犯罪に関する情報の交換を促進すること等のための効果的な措置をとる。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）

【要旨】

1994年（平成６年）９月、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）第38回総会において、放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則を定めることを目的とする条約の検討を早期に開始することが決議され、専門家会合において議論が行われた結果、使用済燃料管理の安全も盛り込まれることとなり、1997年（平成９年）９月にウィーンで開催された外交会議において、この条約が採択された（2001年（平成13年）６月に発効）。この条約は、前文、本文44箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約は、国内措置及び国際協力の拡充を通じ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成すること等を目的とする。

2 この条約は、使用済燃料管理の安全、放射性廃棄物管理の安全等について適用する。

3 締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

4 締約国は、既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び安全性を

向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとる。

5　締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に関し、当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること等について手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。また、締約国は、使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響を制限するため及び、当該施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施されること等を確保するため、適当な措置をとる。

6　締約国は、使用済燃料管理施設の使用の許可が使用試験の完了を条件として与えられること等を確保するため、適当な措置をとる。

7　締約国は、使用済燃料を処分するものとして自国の法令上の枠組みに従って指定した場合には、放射性廃棄物の処分に関する義務に従うものとする。

8　締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険等から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。

9　締約国は、既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し及び安全性を向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること等のため、相当な期間内に適当な措置をとる。

10　締約国は、放射性廃棄物管理施設に関し、立地、設計及び建設、安全に関する評価並びに使用について、使用済燃料管理施設の場合と同様に、適当な措置をとる。

11　締約国は、処分施設の閉鎖後に、当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であって規制機関が要求するものが保存されること等を確保するため、適当な措置をとる。

12　締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる。

13　締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する。

14　締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための主要な責任は許可を受けた者が負うことを確保するため、適当な措置をとる。

15　締約国は、能力を有する職員及び適当な財源が、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中利用可能であることを確保するため、適当な措置をとる。

16　締約国は、作業員及び公衆が使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる。

17　締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要な場合には敷地外の緊急事態計画が準備されることを確保する。

18　締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、能力を有する職員等が利用可能であることを確保する等の適当な措置をとる。

19　国境を越える移動に関係している締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の国境を越える移動がこの条約の規定等に合致する方法で実施されることを確保するため、適当な措置をとる。

20　締約国は、検討会合を開催する。検討会合の間隔は、３年を超えてはならない。
21　締約国は、検討会合ごとに、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置を対象とする自国の報告を提出する。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第８号）

【要旨】

「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）は、条約本文及び３の附属議定書から成るものとして、1980年（昭和55年）にジュネーブで開催された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する国際連合会議」において採択され、1983年（昭和58年）に効力を生じた。

その後、1995年（平成７年）には、「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）」を追加する議定書がウィーンで開催された条約の運用検討会議において採択された。また、1996年（平成８年）には、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）」を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する等、地雷等に関する規制を強化するために同議定書を改正する議定書がジュネーブで開催された条約の運用検討会議において採択された。

さらに、地雷等以外の通常兵器で条約及び条約の附属議定書により禁止又は制限の対象となるものについても、国際的性質を有しない武力紛争においてその使用を禁止又は制限する必要性が認識されたことから、2001年（平成13年）12月にジュネーブで開催された条約の運用検討会議において、この改正が採択された。

この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（先議）

【要旨】

この議定書は、1999年（平成11年）２月にコロンビアのカルタヘナで、及び2000年（平成12年）１月にモントリオールで開催された生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）の締約国会議の特別会合において作成されたものである。

この議定書は、前文、本文40箇条、末文及び３の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この議定書は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの。以下同じ。）を及ぼさないように利用するため、その安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。

2　この議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての改変された生物の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用について適用する。ただし、他の関連する国際協定又は国際機関において取り扱われる人のための医薬品である改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。

3　事前の情報に基づく合意の手続は、改変された生物の通過及び拡散防止措置の下での利用を目的とする改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。

4　事前の情報に基づく合意の手続は、輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立って適用する。

5　環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸出締約国又は輸出者は、輸入締約国に対して書面により当該移動について通告する。その通告には、附属書Ⅰに定める情報を含める。

6　輸入締約国は、輸出締約国又は輸出者から通告のあった改変された生物（環境への意図的な導入を目的とするもの）の輸入の可否を危険性の評価（附属書Ⅰの情報に基づくものであって附属書Ⅲの規定に従うもの）を行った上で決定する。

7　締約国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る改変された生物の国内利用について最終的な決定を行う場合には、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じて当該決定を他の締約国に通報する。その通報には、附属書Ⅱに定める情報を含める。

8　危険性の評価は、附属書Ⅰの情報に基づき、附属書Ⅲの規定に従って科学的に適正な方法で実施する。

9　締約国は、危険性の評価によって特定された危険であって、改変された生物の利用、取扱い及び国境を越える移動に係るものを規制し、管理し及び制御するための適当な制度、措置及び戦略を定める。

10　締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼすおそれのある改変された生物の意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある放出をもたらす事態が自国の管轄下において生じたことを知った場合には、関係国等に通報するための適当な措置をとる。

11　締約国は、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物が安全な状況の下で取り扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるために必要な措置をとる。また、締約国は、改変された生物の分類に応じて、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物に添付する文書において、改変された生物であること等を明確に表示する。

12　改変された生物に関する情報交換を促進し及び締約国がこの議定書を実施することを支援するために、バイオセーフティに関する情報交換センターを設置する。

13　締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、改変された生物の安全性のために必要な範囲内で、人的資源及び制度的能力を開発し又は強化することに協力する。

14　締約国は、改変された生物の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にする。

15　締約国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる改変され

た生物の国境を越える移動を防止し及び適当な場合には処罰するための適当な国内措置をとる。

16　生物多様性条約の締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たすとともに、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びこの議定書の実施を促進するために必要な決定を行う。

17　この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化のための体制移行の一環として第５師団を第５旅団に改めるとともに、特殊作戦隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　自衛官の定数は、陸上自衛官15万9,921人（3,409人の減員）、海上自衛官４万5,839人（13人の増員）及び航空自衛官４万7,286人（６人の増員）に、統合幕僚会議に所属する自衛官（140人増員し1,994人）を加えた総計25万5,040人（3,250人の減員）とする。

2　書記官が充てられる職の範囲を拡大する。

3　即応予備自衛官の員数を7,668人（1,942人の増員）とする。

4　第５師団を改編し、その名称を第５旅団とする。

5　特殊作戦隊員手当を新設し、その額、支給方法等に関し必要な事項は政令で定める。

6　本法律は、平成16年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、書記官が充てられる職の範囲の拡大に関する規定は、公布の日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　兼勤手当を廃止する。

2　子女教育手当の支給開始年齢を改める。

3　住居手当の支給額を改める。

4　館長代理手当の支給額及び支給要件を改める。

5　在ヴィエトナム日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改める。

6　在チェンマイ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

7　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

8　研修員手当の支給額を改定する。

9　在バンコック及び在ラスパルマスの各日本国総領事館を廃止する。

10　この法律は、平成15年４月１日から施行する。ただし、在チェンマイ日本国総領事館の新設に関する部分、在ラスパルマス日本国総領事館の廃止に関する部分等一部の規定は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

米国等によるイラクに対する武力行使が開始されるなど、我が国を取り巻く国際環境が大きく変動し、外交を担う外務省の真価が問われている今日、外交実施体制、外務省における危機管理体制の強化は喫緊の課題であり、そのためにも機構改革を含む外務省改革の早期実現が必要不可欠である。また、長引くデフレ不況の下、多くの国民が失業に苦しみ、構造改革の痛みにさらされる中で、外務省においても手当や休暇の見直しにおいて引き続きこうした事実を重く受け止めていく必要がある。これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

1　外務省においては、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革の早期実現に向け全力で取り組むこと。

2　在外職員の在勤基本手当を始めとする在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、定期的に在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

3　在勤諸手当についてはその算出根拠を明確にするとともに、手当の改正に際しては各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準を参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準等に配慮した適切な水準・内容となるよう努めること。

4　現下の国際情勢にかんがみ、在外公館においては、緊急事態における邦人の救援保護を含む在外邦人安全対策についてより一層の機能強化を図ること。

5　以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会に対し、定期的並びに当委員会の要請に応じて報告を行うこと。

右決議する。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）

【要旨】

本法律案は、イラク特別事態（国際連合安全保障理事会決議第678号、第687号及び第1441号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。）を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

1　基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うこと等を定める。

2　この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。

3　人道復興支援活動として実施される業務は、医療、被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、行政事務に関する助言又は指導、人道的精神に基づいて被災民を救援する等のために我が国が実施する輸送、保管、通信、建設、補給等とする。

4　安全確保支援活動として実施される業務は、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、保管、通信、建設、補給等とする。

5　基本計画には、対応措置に関する基本方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定める。

6　内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

7　内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、原則として当該対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

8　防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、実施区域の変更又は活動の中断の命令を待つものとする。

9　内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

10　対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

11　この法律は、公布の日から施行し、施行の日から４年を経過した日に効力を失う。また、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、４年以内の期間を定めて効力を延長することができる。

(4) 付託議案審議表

・条約（９件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	衆	15. 2.21	15. 5. 7	15. 5.13 承認	15. 5.14 承認	15. 4.15 外務	15. 4.23 承認	15. 4.24 承認
2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	衆	2.21	5. 7	5.13 承認	5.14 承認	4.15 外務	4.23 承認	4.24 承認
3	国際民間航空条約第50条（ａ）の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	参	2.21	4.21	4.24 承認	4.25 承認	5. 6 外務	5. 9 承認	5.13 承認
4	2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	参	2.21	4.11	4.17 承認	4.18 承認	5.13 外務	5.16 承認	5.22 承認
5	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件	参	2.21	4.11	4.17 承認	4.18 承認	5.13 外務	5.16 承認	5.22 承認
6	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.14	5. 7	5.13 承認	5.14 承認	4.17 外務	4.23 承認	4.24 承認
7	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.14	5.14	6.10 承認	6.11 承認	5. 6 外務	5. 9 承認	5.13 承認
8	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	3.14	6. 3	6.10 承認	6.11 承認	5. 6 外務	5.14 承認	5.15 承認
9	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件	参	3.14	4.11	4.17 承認	4.18 承認	5.13 外務	5.16 承認	5.22 承認

・内閣提出法律案（３件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※36	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	15. 2.10	15. 4.16	15. 4.22 可決	15. 4.23 可決	15. 3.18 安全保障	15. 4. 1 可決	15. 4. 3 可決
※38	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.10	3.24	3.26 可決 附帯	3.28 可決	3. 6 外務	3.19 可決 附帯	3.20 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
120	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案	衆	15. 6.13	15. 7. 7	15. 7.25 可決	15. 7.26 可決	15. 6.24 イラク支援	15. 7. 3 可決	15. 7. 4 可決
			○15.7.7 参本会議趣旨説明 ○15.6.24 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件、衆議院議員提出４件の合計13件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願33種類430件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、平成14年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税負担の軽減措置を講じようとするものであり、例年どおり衆議院財務金融委員長により提出され、全会一致で可決された。

平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成15年度における公債発行に関する特例措置を定めようとするものである。

所得税法等の一部を改正する法律案は、研究開発減税・設備投資減税の集中と重点化、相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せされる部分の廃止、消費税の事業者免税点制度等の適用上限の引下げ、酒税及びたばこ税の見直し、その他、所要の措置を一体として講じようとするものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、プライマリー・バランスの黒字化の見通し、大量の国債消化の見通しと今後の対応、抜本的な税制改革の目指す方向、事業者免税点制度の適用上限の引下げの影響等について質疑が行われた。

質疑終局の後、所得税法等改正案に対し、民主党・新緑風会から、消費税総額表示の義務規定並びに酒税及びたばこ税の増税規定を削除すること等を内容とする修正案が提出された。これに伴い、国会法第57条の３の規定に基づき、内閣の意見を聴取したところ、修正案に反対である旨の意見が開陳された。討論の後、修正案は否決され、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

なお、所得税法等改正案に対し、４項目の附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、特恵関税制度等の改正を行うとともに、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等、所要の措置を講じようとするものである。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加しようとするものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、知的財産権侵害物品等の水際取締体制を強化する必要性、牛肉に係る関税の緊急措置発動の見通しと国民生活への影響、国際開発協会の無償資金供与に対する政府の認識等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

なお、関税定率法等改正案に対し、４項目の附帯決議が付された。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、

酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等、所要の措置を講じようとするものである。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案は、第154回国会に衆議院議員より提出され、同国会及び第155回国会で衆議院において継続審議となっていたものである。その内容は、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限し、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置等を講じるとともに、国税局長等による公正取引委員会への措置請求の規定を設ける等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、未成年者飲酒防止のための酒類販売管理の必要性、緊急調整地域を指定するに当たっての運用の在り方、酒類小売業者への支援措置の内容等について質疑が行われた。

質疑終局の後、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、酒類小売業者経営改善緊急措置法案に対し、２項目の附帯決議が付された。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第104号）は、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、生命保険業界の現状と将来の展望、生命保険契約者保護機構に対する政府補助を行う際の考え方、生命保険の予定利率引き下げ問題等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

証券取引法等の一部を改正する法律案は、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社等についても主要株主に関する制度の整備を行うほか、証券取引所等について持株会社制度及び外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、証券仲介業制度の導入が証券市場の活性化に及ぼす効果、証券取引所等の提携・再編の可能性、証券市場の公正性及び透明性確保に向けた監視体制の強化の必要性等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行った。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

公認会計士法の一部を改正する法律案は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、公認会計士及び監査法人の独立性の強化、公認会計士試験制度の見直し等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、公認会計士の使命規定に「会社等の公正な事業活動」を盛り込むことの是非、継続的監査に関する制限期間の妥当性、法改正が中小監査法人に与える影響等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会から、公認会計士の使命に関する規定から「会社等の公正な事業活動」の文言を削除すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）は、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行おうとするものである。

委員会においては、予定利率引下げという破綻予防措置が必要な理由、保険業の継続が困難となる蓋然性の判断基準、予定利率引下げに対する国民的認知や情報開示の必要性、金融庁局長（当時）と東京海上副社長との会談記録等について質疑が行われた。また、参考人からの意見聴取を行い、公聴会を開催したほか、小泉内閣総理大臣に対する質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等の株式保有制限の実施の延期、売却時拠出金制度の廃止、事業会社からの株式の買取価額制限の緩和及び銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期等の措置を講じようとするものであり、衆議院議員により提出されたものである。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の登録要件の強化、取立て及び広告等に関する規制の強化、貸金業務取扱主任者の制度の創設、違法な高金利契約の無効化、罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、衆議院財務金融委員長により提出されたものである。

委員会においては、以上２法律案は一括して審議され、売却時拠出金の廃止により国民負担が拡大するおそれ、機構の株式取得と日銀の株式買入の関係、ヤミ金融根絶に向けた関係当局の連携強化の必要性、金融機関から暴力団等への資金供給を絶つための具体的方策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、銀行等株式保有制限法改正案に対する討論の後、同法律案は多数をもって原案どおり可決された。また、貸金業規制法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、貸金業規制法等改正案に対し、２項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月18日、財政政策等の基本施策について塩川財務大臣より、金融行政について竹中金融担当大臣より、それぞれ所信を聴取した。

３月20日、塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣の所信に対する質疑を行い、政府や与党による資本市場対策の有効性、株価下落がもたらす金融機関や年金運用への影響、イラク攻撃の日本経済への影響とこれに対する政府の取組、不良債権比率を不良債権処理の政策目標とすることの是非等について議論が交わされた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度金融庁及び財務省関係予算等を審査し、財務省所管予算の執行の効率性、在外公館における派遣員及び専門調査員の予算上の位置付けと定員内職員との関係、医療費関係の予算要求に対する財務省の査定状況、大臣の海外出張におけるチャーター機の利用の在り方、金融庁によるオフサイト・モニタリングシステムの導入に伴う効果、中小企業の借入金に対する経営者の個人保証問題とその改

善策、日本政策投資銀行による企業再建ファンド等への出資に係る情報開示の必要性、不良債権問題の解決の進捗状況、経済財政政策担当大臣と金融担当大臣の兼務に対する大臣の認識、ＯＤＡ大綱の見直しに至った背景等について質疑を行った。

４月17日、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」について、金融審議会部会報告に金融アセスメント法の趣旨が盛り込まれた経緯、公的金融機関による無担保融資の積極化の必要性、リレーションシップバンキング機能を踏まえた地域金融機関の経営の在り方、地域金融機関の不良債権処理の基準、コミュニティ・クレジットの普及を図る必要性等について質疑を行った。その後、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（平成14年12月６日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した。

４月22日、上記報告について、日銀がインフレターゲティング導入に慎重な理由、平成10年の日銀法改正に対する評価、政府紙幣の発行に関する日銀の見解、ゼロ金利状況下での量的緩和策の効果、為替レートについての日銀総裁の見解等について質疑を行った。

５月22日、竹中金融担当大臣より、**金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告**（５月20日提出）について説明を聴取した後、りそな銀行のガバナンスについて金融庁の監視を強化する必要性、りそな銀行への公的資金注入が決定されるまでの経緯、過去の公的資金の注入に関する行政の責任、減資による株主責任の明確化の必要性、公的資金注入行からの今後の具体的な資金回収方法等について質疑を行った。

６月13日、りそな銀行について、参考人に対し、りそな銀行の監査に対する金融庁からの圧力の有無、りそな銀行による公的資金返済の見通し、りそな銀行が多額の繰延税金資産を積み上げるに至った理由、大和銀行やあさひ銀行等がりそなＨＤとして統合を行った目的、朝日監査法人がりそな銀行の監査担当から外れた経緯等について質疑を行った。

７月24日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**（６月６日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した後、デフレ克服にむけた日銀の確信と展望、長期金利の上昇の要因と影響、ゼロ金利政策の継続が日本経済に与える影響、大手行の自己資本の現状、日銀の業務範囲と資産担保証券の市場育成に取り組む理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年２月13日（木）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○**平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第１号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長小坂憲次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第１号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派　なし

○平成15年３月18日（火）（第２回）

○財政政策等の基本施策に関する件について塩川財務大臣から所信を聴いた。

○金融行政に関する件について竹中金融担当大臣から所信を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について塩川財務大臣、竹中国務大臣、中馬国土交通副大臣、伊藤内閣府副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○**平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第２号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、無
（閣法第９号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、無

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、塩川財務大臣、竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、新藤外務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

以上両案について塩川財務大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第22号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産
（閣法第23号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成15年４月17日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」に関する件について竹中金融担当大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人中央大学総合政策学部教授堀内昭義君に対し質疑を行った。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○**酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）**について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（第154回国会衆第45号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員谷津義男君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員七条明君から説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）**
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（第154回国会衆第45号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員谷津義男君、同滝実君、同赤羽一嘉君、同佐藤剛男君、修正案提出者衆議院議員七条明君、同江崎洋一郎君、塩川財務大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第76号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

（第154回国会衆第45号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（第154回国会衆第45号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事白川方明君及び同銀行副総裁岩田一政君に対し質疑を行った。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月24日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第104号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第104号）賛成会派　自保、民主、公明、無
反対会派　共産、国連

○平成15年５月15日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年５月22日（木）（第11回）

○**証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）**について参考人日本証券業協会会長奥本英一朗君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕君及び株式会社大阪証券取引所代表取締役社長巽悟朗君に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第105号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、りそな銀行に対する預金保険法第102条第１項第１号に基づく資本増強に関する件、ゼロ金利政策の影響に関する件等について竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○**公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月27日（火）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）**について参考人日本公認会計士協会会長奥山章雄君、新日本製鐵株式会社取締役関哲夫君及び青山学院大学経営学部教授八田進二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月29日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）**について竹中国務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第106号）賛成会派　自保、公明、共産、国連、無
反対会派　民主

○平成15年６月13日（金）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○りそな銀行に関する件について参考人株式会社りそな銀行前頭取勝田泰久君、新日本監査法人理事長竹山健二君及び朝日監査法人理事長岩本繁君に対し質疑を行った。

○平成15年６月26日（木）（第15回）

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年７月１日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年７月３日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君に対し質疑を行った。

○平成15年７月８日（火）（第18回）

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について参考人社団法人生命保険協会会長横山進一君、東京大学大学院法学政治学研究科教授山下友信君、埼玉大学経済学部非常勤講師原早苗君及び株式会社格付投資情報センター格付本部シニアアナリスト植村信保君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣に対し質疑を行った。

○平成15年７月10日（木）（公聴会 第１回）

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

京都大学大学院法学研究科客員教授　村田　　敏一君
日興シティグループ証券会社
株式調査部ディレクター　前川　　弘之君
保険評論家
保険アナリスト　山野井　良民君
融資一体型変額保険被害者の会事務局長　田﨑　アイ子君

○平成15年７月10日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人金融庁前顧問森昭治君に対し質疑を行った。

○平成15年７月15日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について小泉内閣総

理大臣、竹中金融担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年７月17日（木）（第21回）

○**保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第119号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、無

○**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴いた。

○平成15年７月22日（火）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第41号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長小坂憲次君から趣旨説明を聴き、

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第41号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同上田勇君、同江崎洋一郎君、竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、参考人銀行等保有株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

○平成15年７月24日（木）（第23回）

○**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）**

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第41号）（衆議院提出）

以上両案について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同上田勇君、竹中金融担当大臣及び伊藤内閣府副大臣に対し質疑を行った。

○**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）（衆議院提出）**について討論の後、可決した。

（衆第28号）　賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、無

○**貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第41号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第41号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた後、竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行理事白川方明君及び同銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。
○請願第234号外429件を審査した。
○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第２号）

【要旨】

本法律案は、平成15年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特例公債の発行等

(1)　財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成15年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（当初予算において30兆250億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2)　(1)による特例公債の発行は、平成16年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成15年度所属の歳入とする。

(3)　政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4)　政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を一体として講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　法人関連税制

(1)　研究開発減税として、現行の増加試験研究費の税額控除制度を３年延長した上で、この制度との選択制で、試験研究費総額の８％から10％の税額控除（３年間の措置として10％から12％）を認めるほか、中小企業に対しては試験研究費総額の12％（３年間の措置として15％）の税額控除を認める。

(2)　設備投資減税として、平成15年１月１日から平成18年３月31日までの間に、情報通信機器等（ＩＴ関連設備）の取得等をした場合に、50％の特別償却又は10％の税額控除を認める。

(3)　中小企業等支援税制として、同族会社の留保金課税制度を自己資本比率が50％以下の中小法人に対しては、適用しない措置を講ずるほか、特定中小会社（ベンチャー企業）の特定株式を取得した場合に、その金額を同一年分の株式譲渡益から控除することができる措置を講ずる。

2　相続税・贈与税

(1)　平成15年１月１日から、現行の制度（暦年課税）との選択制で、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与について、累積で2,500万円まで非課税とした上で、非課

税額を超える部分について20%の贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度（相続時精算課税制度）を創設するとともに、３年間の措置として、親の年齢に関係なく非課税枠を3,500万円に拡大した住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例を設ける。

(2) 相続税について、最高税率を50%（現行70%）に引き下げるとともに、税率の刻み数を６段階（現行９段階）に簡素化する。また、贈与税（暦年課税）についても、相続税に準じて見直す。

3 金融・証券税制

上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、15%（５年間は７%）の源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要制度）を導入するとともに、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とする。

4 住宅・土地税制

不動産の登記に係る登録免許税について、土地の登記に係る課税標準を３分の１に減額する措置を廃止した上で、各登記間の税率格差の是正を図るとともに、３年間の措置として税率を２分の１に軽減する。

5 所得課税

平成16年分の所得税から、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分（最高38万円）を廃止する。

6 消費税

平成16年４月１日以降開始される課税期間から、事業者免税点制度の適用上限を1,000万円（現行3,000万円）に、簡易課税制度の適用上限を5,000万円（現行２億円）にそれぞれ引き下げるとともに、平成16年４月１日から、消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合に、消費税額を含めた価格を表示することを義務付ける。

7 酒税・たばこ税

酒税について、平成15年５月１日から、発泡酒、果実酒、合成清酒、甘味果実酒等の税率を引き上げるほか、たばこ税について、平成15年７月１日から、税率をたばこ１本当たり0.41円引き上げる。

8 その他

(1) 認定ＮＰＯ法人について、みなし寄附金制度を導入する。

(2) 天然ガス等に係る石油税の税率を引き上げるとともに、新たに石炭に課税する。また、電源開発促進税の税率を引き下げる。

(3) 租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合に、当該情報提供のために税務当局が質問検査を行うことができる制度を創設する。

(4) プログラム等準備金制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、揮発油及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

9 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成15年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成15年度の租税減収見込額は、約１兆5,423億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、今後の検討に当たっても、その実態等を十分踏まえること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度等について所要の改正を行うとともに、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特恵関税制度の改正

開発途上国、特にＬＤＣ（後発開発途上国）への一層の支援を図る等の観点から、農水産品を中心とした特恵対象品目の拡大等を行う。

2　個別品目の関税率等の改正

(1)　アルコール飲料の原料アルコール製造用のエチルアルコール等について、関税割当制度を廃止するとともに、基本関税率を無税とする。

(2)　加工再輸入減税制度の対象に革製履物の甲（足の甲部を覆う部分）を追加する。

3　暫定関税率等の適用期限の延長

平成15年３月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を１年延長する。

4　輸入禁制品の追加等

(1)　育成者権を侵害する物品を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立て制度の対象とする。

(2)　特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立て制度の対象とするとともに、特許庁長官に意見照会することを求める制度の導入等関連規定を整備する。

5　通関の一層の効率化のための対応

(1) 納付申告前の貨物の引取りを可能とする簡易申告制度に係る担保提供額の見直しを行う。

(2) 新たな物流形態に対応するため、非居住者が税関手続を行う場合に、その事務処理を行うための税関事務管理人の規定を設けるとともに、税関が発する書類の送達に係る規定の整備を行う。

6 施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成15年度一般会計の関税増収見込額は約１億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、平成13年９月のＢＳＥ発生以降牛肉消費が不安定に推移していることにかんがみ、その発動の影響に配慮すること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

特に、港湾の24時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

1 国際開発協会の第13次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後３年間にわたって2,478億4,440万円の範囲内において、追加出資することができる。

2 この法律は、公布の日から施行する。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　酒税法の一部改正

税務署長が酒類販売業等の免許を与えないことができる要件として、免許の申請者が未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から３年を経過するまでの者である場合を加える。

2　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正

(1)　財務大臣は、未成年者の飲酒防止に関する表示基準等の酒類の表示基準の遵守を確保するため、これに違反している酒類販売業者等に対し、個別に遵守命令を発することを可能とする。

(2)　酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせなければならないこととするほか、酒類販売管理者に対する研修、財務大臣がする酒類販売管理者の解任の勧告等の規定を設ける。

3　施行期日

この法律は、平成15年９月１日から施行する。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第104号）

【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備

生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては、平成15年３月末までの破綻に対応した政府補助の特例措置が設けられていたが、平成15年４月以降３年間の破綻に対応するため、改めて、政府補助の特例措置を整備する。

2　保険会社の経営手段の多様化のための措置等

(1)　委員会等設置相互会社制度等の導入

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定を準用すること等により、相互会社が委員会等設置相互会社制度又は重要財産委員会制度を選択することを

可能とする。

(2) 相互会社の株式会社化に関する制度の整備

相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、組織変更に際して増資を行う場合に、基金の現物出資を可能とし、基金の償却は必要としない等の規定を設ける。

(3) 保険会社の業務範囲の拡大

保険会社の付随業務として、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行のうち、内閣府令で定めるものを行うことができる。

(4) その他

中間業務報告書の作成・提出の義務付け、生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項の見直し等を行う。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第105号）

【要旨】

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社等についてその信頼性の向上の観点から株主に関する制度の整備を行うほか、証券取引所等について国際競争力の強化と取引の流動性の向上を図る観点から持株会社制度及び外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引法の一部改正

(1) 銀行等の金融機関以外の者は、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業（証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等を行う業務）を営むことができる。また、証券仲介業者の登録、業務及び監督等について所要の規定を整備する。

(2) 協同組織金融機関による有価証券の売買等に係る書面取次ぎ（顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等を行うこと）を解禁する。

(3) 証券会社の主要株主（原則、総株主の議決権の100分の20以上を保有している者）は、議決権保有割合等を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。また、内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が欠格事由に該当することとなったときは、当該主要株主に対し主要株主でなくなるための措置等をとることを命ずることができる。

(4) 株式会社証券取引所の総株主の議決権の100分の50を超える議決権の取得を原則として禁止する等、証券取引所の株主に関する制度を整備する。

(5) 証券取引所を子会社とする証券取引所持株会社について、その設立等は内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、証券取引所持株会社の株主に関する制度について(4)と同様の規定を整備する。

(6) 外国有価証券市場を開設する者は、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と証券会社等の使用に係る入出力装置とを接続することにより、当該証券会社等に有価証券の売買等の取引を行わせることができる。

2 外国証券業者に関する法律の一部改正

外国証券業者（外国証券会社を除く。）は、内閣総理大臣の許可を受けて、取引所取引（国内の取引所有価証券市場における有価証券の売買等）を業として営むことができる。

3 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

投資信託委託業者の主要株主について、1(3)と同様の規定を整備する。

4 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正

(1) 認可投資顧問業者の主要株主について、1(3)と同様の規定を整備する。

(2) 資産管理及び運用サービスの円滑な提供を可能とするため、認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営む場合について、所要の規定を整備する。

5 金融先物取引法の一部改正

金融先物取引所の株主に関する制度及び外国金融先物取引所による国内への端末設置等について、証券取引法における規定と同様の規定を整備する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年４月１日から施行する。

公認会計士法の一部を改正する法律案（閣法第106号）

【要旨】

本法律案は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、監査証明業務と非監査証明業務の同時提供及び公認会計士の継続的監査の制限等公認会計士及び監査法人の独立性の強化等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公認会計士の使命及び職責の明確化

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨の使命・職責規定を設ける。

2 公認会計士試験制度の見直し等

(1) 公認会計士試験を短答式試験と論文式試験による１段階２回の試験とする。

(2) 学校教育法に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令に定めるものを授与された者等に対して短答式試験の科目を一部免除する。

(3) 論文式試験において、科目合格制を採用し、受験した科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、当該科目の試験を合格発表の日から２年間免除する。

(4) 公認会計士試験に合格した者等であって、業務補助等の期間が２年以上であり、かつ、実務補習が修了し内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。

(5) 内閣総理大臣の認定を受けた実務補習団体等は、その受講者がすべての実務補習の

課程を終えたときは、遅滞なく当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、報告に基づき、受講者について、実務補習の修了の確認を行う。

(6) 新試験制度の導入に伴い、会計士補の資格を廃止する。

3 公認会計士及び監査法人の被監査会社等からの独立性の強化

(1) 公認会計士が、大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行うことを禁止する。

(2) 公認会計士が、７会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った場合には、政令で定める会計期間、当該大会社等に対して監査関連業務を行うことを禁止する。

(3) 監査法人に関しても、(1)及び(2)と同様の大会社等に係る業務の制限の特例を設ける。

(4) 公認会計士は、会社等に対して監査証明業務を行った会計期間の翌会計期間終了までの間は、当該会社等の役員等に就いてはならない。

(5) 監査法人の関与社員に関しても、(4)と同様の就職の制限を設ける。

4 監査法人の社員の責任の限定等

(1) 特定の証明について、業務を担当する社員を指定する指定社員制度を導入し、指定された証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負う。

(2) 監査法人の設立、解散、合併及び定款変更の手続を認可制から届出制へ変更する。

5 公認会計士・監査審査会への改組

(1) 公認会計士審査会の名称を「公認会計士・監査審査会」に改める。同審査会は会長及び委員９名以内で組織され、会長を常勤とし、委員のうち１名を常勤とすることができる。また、同審査会に事務局を設置する。

(2) 公認会計士・監査審査会は、公認会計士等、監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査の結果に基づき、これらの者の監査証明業務又は事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分等を内閣総理大臣に勧告できる。

6 公認会計士及び監査法人に対する監視監督機能の充実・強化

(1) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査証明業務に関し、公認会計士、監査法人等に対し立入検査ができる。

(2) 日本公認会計士協会は、会員が行う監査証明業務の状況の調査を行うとともに、その調査の結果を定期的に、又は必要に応じて内閣総理大臣に報告する。

7 施行期日

この法律は、平成16年４月１日から施行する。ただし、２については、平成18年１月１日から施行する。

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第119号）

【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　契約条件の変更手続の整備

(1)　保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社は、契約条件の変更の申出を行うことができる。その手続として、株主総会等の特別決議、変更対象契約者（契約条件の変更対象となる保険契約者）による異議申立て等の制度を整備する。なお、変更対象契約者総数のうち10分の１を超える者が異議を申し立て、かつ、当該異議申立て者の保険契約債権に相当する金額が、変更対象契約者の当該金額の総額の10分の１を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

(2)　契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならない。

(3)　契約条件の変更は、契約条件の変更の基準日までに積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならない。また、変更後の予定利率は、政令で定める水準を下回ってはならない。

(4)　内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出に対する承認を行い、当該保険会社に対し、期限を付して保険契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる。また、必要に応じて保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させることができる。内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であって、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更の承認をしてはならない。

2　基金及び基金償却積立金の取扱いの見直し

基金に係る債務の免除を受けたときは、免除を受けた相当額を基金償却積立金として積み立てなければならない。また、相互会社は、社員総会の特別決議により基金償却積立金を取り崩すことができる。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第１号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成14年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容

は次のとおりである。

1　個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

2　農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度における租税の減収見込額は、約６億円である。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第28号）

【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を課する期限を延期するほか、売却時拠出金を廃止し、銀行等以外の会社からの株式の買取りの価額の制限を緩和し、及び銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成29年３月31日までとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　株式等の保有制限の実施の延期

銀行等の株式等の保有額を制限する規定の施行期日を、平成16年９月30日から平成18年９月30日に改める。

2　売却時拠出金の制度の廃止

銀行等保有株式取得機構が銀行等から特別株式買取りを行う際に銀行等が納付する売却時拠出金（株式売却額の８％）の制度を廃止する。

3　銀行等以外の会社からの株式の買取価額制限の緩和

銀行等以外の会社からの株式の買取価額の限度額を、特別株式買取りの価額の２分の１から特別株式買取りの価額の同額まで緩和する。

4　銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期

銀行等保有株式取得機構の存続期限を、機構の設立日（平成14年１月30日）後10年以内で定款で定める日から平成29年３月31日に改める。

5　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　その他所要の規定を整備する。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第41号）

【要旨】

本法律案は、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業の登録要件の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　貸金業の登録要件の強化等

(1)　過去における登録取消者等の登録拒否期間を５年（現行３年）に延長するほか、現行の登録拒否事由に、暴力団員、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者及び一定の財産的基礎を有しない者等を追加する。

(2)　登録時の本人確認等を強化するため、登録申請書の添付書類として、運転免許証、旅券等の写し及び営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写しを追加する。

2　取立て、広告等に関する規制の強化

(1)　貸金業者以外の者（無登録業者）には、貸金業を営む旨の表示、貸金業を営む目的での広告又は勧誘を禁止するとともに、白紙委任状の取得の制限、取立て行為の規制等に関する規定を適用する。

(2)　無登録業者を含む貸金業を営む者等の取立てに当たっての禁止行為について、正当な理由がなく、勤務先等に電話をかけ又は訪問すること、債務者以外の者に対し債務を弁済することをみだりに要求すること等、具体的な行為類型を挙げて明確化する。

(3)　貸金業者は、貸付条件について広告等をするときは、貸付利率等を表示しなければならず、また、勧誘するときは、貸付条件について、著しく事実に相違する表示等をしてはならない。

(4)　貸金業者が、暴力団員をその業務に従事させたり、暴力団員に債権譲渡等をすることを禁止する。

(5)　取立て、広告等に関する禁止行為について、所要の罰則を設ける。

3　貸金業務取扱主任者の制度の創設

(1)　貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、貸金業者の欠格事由に該当しない者から貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、貸金業の業務に従事する使用人等に対し、業務を適正に実施するために必要な助言等を行わせなければならない。

(2)　貸金業務取扱主任者は、都道府県知事が行う研修を受けなければならない。

4　一定以上の違法な高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効

貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、年109.5%を超える割合による利息の契約をしたときは、当該契約は、無効とする（利息の返済を要しない）。

5　罰則の強化

出資法違反の高金利の契約等及び貸金業規制法違反の無登録営業等に対する法定刑を５年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（現行３年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に引き上げる。また、法人についての罰金を高金利の契約等に関しては3,000万円以下、無登録営業等に関しては１億円以下にそれぞれ引き上げる（現行いずれも300万円以下の罰金）。

6　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、４、５等については、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

(2)　政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化等資金需要者の保護のために必要な措置について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方及び出資法第５条第２項につ

いては、この法律の施行後３年を目途として、検討を加え、必要な見直しを行う。

(3) 複数の都道府県にまたがる貸金業者の登録免許税を15万円（現行９万円）に改める。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 ヤミ金融の撲滅を実現していくため、国及び都道府県の関係当局において、体制及び連携を強化・充実して関係法令に基づく徹底した取締りを行い、厳正かつ的確な法令の適用を期すること。また、関係機関及び民間団体において、被害者のための相談体制を整備・拡充し、相互の連携を一層強化することができるよう努めること。

一 今後、貸金業に関する制度のあり方について、実態に即したより的確な規制体系の構築及び適切な金利規制のあり方につき検討すること。

右決議する。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（第154回国会衆第45号）

【要旨】

本法律案は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、規制緩和の円滑な推進に資するため、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等

(1) 税務署長は、次の要件に該当する地域を、市町村の区域を超えない範囲で、緊急調整地域として指定することができる。なお、その指定の有効期間は１年とする。

① 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場（酒類小売業者が免許を受けて酒類販売業を営む場所）のうち、酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高いこと

② 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、所定の経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること

(2) 税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならない。

(3) 税務署長は、緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合には、市町村長の意見を聴かなければならない。また、必要と認めるときは、酒類小売業者に対し必要な報告を求めること等ができる。

(4) 国は、酒類小売業者による経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な措置を講ずる。

2 公正取引委員会への措置請求等

(1) 国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に関し、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置を求めることができる。

(2) 酒類製造業者及び酒類卸売業者は、販売数量に応じた金銭の供与等の取引条件につ

いて基準を定めるとともに、これを取引関係のある酒類販売業者等に対し提示するよう努めなければならない。

3　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成17年８月31日限り、その効力を失う。

(2)　政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3)　その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　緊急調整地域の指定要件については、当該地域における酒類の小売販売数量や小売販売場数の推移等の需給動向及び酒類小売販売業に係る経営状況等を適正に反映するものとなるよう十分に配意するとともに、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用を図ること。

一　酒類小売販売業者の経営の改善については、酒類小売販売業者において自主的な経営の改善のための取組みが円滑に行われるよう、積極的な助言・啓発に努めること。

また、経営の改善のための計画の実施及び転廃業の円滑化に関し、酒類小売業者の自主的な取組みを促進していくため、適切な支援のための措置をとること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（９件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※2	平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	15. 1.24	15. 3.14	15. 3.26 可決	15. 3.28 可決	15. 2.14 財務金融	15. 3. 3 可決	15. 3. 4 可決
			○15.3.14 参本会議趣旨説明　○15.2.14 衆本会議趣旨説明						
※9	所得税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 4	3.14	3.26 可決 附帯	3.28 可決	2.14 財務金融	3. 3 可決 附帯	3. 4 可決
			○15.3.14 参本会議趣旨説明　○15.2.14 衆本会議趣旨説明						
※22	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3.25	3.27 可決 附帯	3.28 可決	3.18 財務金融	3.18 可決 附帯	3.20 可決
※23	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3.25	3.27 可決	3.28 可決	3.18 財務金融	3.18 可決	3.20 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
76	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	15. 3. 7	15. 4.16	15. 4.22 可決	15. 4.23 可決	15. 3.27 財務金融	15. 4. 2 可決	15. 4. 3 可決
104	保険業法の一部を改正する法律案	衆	3.14	4.18	4.24 可決	4.25 可決	4. 1 財務金融	4.15 可決	4.15 可決
			○15.4.18 参本会議趣旨説明 ○15.4.1 衆本会議趣旨説明						
105	証券取引法等の一部を改正する法律案	衆	3.14	5.14	5.22 可決	5.23 可決	5. 6 財務金融	5. 9 可決	5.13 可決
106	公認会計士法の一部を改正する法律案	衆	3.14	5.22	5.29 可決	5.30 可決	5.15 財務金融	5.16 可決 附帯	5.22 可決
119	保険業法の一部を改正する法律案	衆	5.23	6.13	7.17 可決	7.18 可決	5.30 財務金融	6.10 可決	6.12 可決
			○15.6.13 参本会議趣旨説明 ○15.5.30 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（４件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	財務金融委員長 小坂 憲次君 (15. 2. 4)	15. 2. 5	15. 2. 7	15. 2.12	15. 2.13 可決	15. 2.14 可決			15. 2. 7 可決
28	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外3名 (15. 5.30)	6. 2	7.10	7.16	7.24 可決	7.25 可決	6.12 財務金融	7. 4 可決	7.10 可決
41	貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案	財務金融委員長 小坂 憲次君 (15. 7.16)	7.17	7.17	7.17 (予備)	7.24 可決	7.25 可決			7.17 可決
154回45	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案	谷津 義男君 外7名 (14. 7.19)		4. 3	4.16	4.22 可決 附帯	4.23 可決	1.20 財務金融	4. 2 修正 附帯	4. 3 修正

(注) 修正 修正議決　附帯 附帯決議

【文教科学委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議３件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願25種類96件のうち、１種類１件を採択した。

〔法律案の審査〕

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を、その性質にかんがみ、国庫負担の対象外としようとするものである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、本法律案の提出に至る経緯、義務教育に対する国の責務、一般財源化に伴う財源措置等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、東京商船大学と東京水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、神戸商船大学を神戸大学に統合する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国立大学の再編・統合のもたらす効果、単科大学の再編・統合の方針等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって可決された。

参議院先議として提出された**独立行政法人日本学生支援機構法案**は、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構を設立するとともに、奨学事業及び留学生交流推進事業を同機構に行わせる等の措置を講じようとするものである。同じく参議院先議とされた**独立行政法人海洋研究開発機構法案**は、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、独立行政法人海洋研究開発機構における船舶の運用等の業務の概要、新たな奨学金の返還免除制度の内容、高校奨学金の地方移管後の財源措置、保証機関が行う事業の概要、留学生に対する支援施策の一層の充実の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、独立行政法人日本学生支援機構法案に対しては８項目、独立行政法人海洋研究開発機構法案に対しては、５項目の附帯決議がそれぞれ付された。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、映画の著作物の著作権の存続期間を公表後50年から公表後70年に延長するとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作物等の公正な利用を図るため、いわゆる拡大教科書の作成や遠隔授業等をより円滑に行えるようにするための措置等を講じようとするものである。

委員会においては、著作権教育の充実、拡大教科書の作成・使用に係る支援等について

質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、３項目の附帯決議が付された。

国立大学法人法案は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を設立するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものである。**独立行政法人国立高等専門学校機構法案**は、国立高等専門学校を設置する独立行政法人を設立しようとするものである。**独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案**及び**独立行政法人メディア教育開発センター法案**は、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター及びメディア教育開発センターをそれぞれ独立行政法人化しようとするものである。また、**国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、国立学校設置法及び国立学校特別会計法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行おうとするものである。

これらの６法律案については、本会議において一括して議題とされ、趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、６法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、国立大学法人と独立行政法人の相違点、中期目標への大学の意向の反映方法、業績評価における公正性・透明性の確保、学長等役員の人選の在り方、法人化後の授業料、法人化に伴う準備行為の在り方等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、国立大学法人法案に対し、民主党・新緑風会を代表して佐藤理事より、中期目標は国立大学法人等が作成し、文部科学大臣への届出とすること等を内容とする修正案が提出され、これに対し質疑が行われた。

６法律案及び修正案を一括して討論を行った後、順次採決の結果、国立大学法人法案に対する修正案は、賛成少数をもって否決され、６法律案は、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、６法律案に対して、23項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第155回国会閉会後の平成15年１月14日から15日までの２日間、地方における初等中等教育、高等教育及び科学技術等に関する実情を調査するため愛知県及び岐阜県に委員派遣を行い、３月18日、派遣委員から報告を聴取した。また同日、遠山文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、河村文部科学副大臣より平成15年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。

３月20日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、民間人校長の登用、構造改革特区における学校経営、我が国の教育力の改善、外国人学校卒業者の大学入学、教育基本法に関する中教審答申、文部科学省の責務と位置付け等の問題が取り上げられた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、日本学術会議関係予算に関して、若松総務副大臣より説明を聴取するとともに、学校教育におけるイラクに対する武力行使についての説明の在り方、不登校児童生徒への精神的サポート、小中学校におけるボランティア活動の扱い、学校評議員制度の在り方、育英奨学制度の見直し、英語教育の改善、学校教育への株式会社の参入、特色ある大学教育支援プログラムの選定方法、我が国の宇宙開発の方向性、メタンハイドレート等海洋資源開発への取組、高等学校中途退学問題への対応、学校施設

の耐震化、キャリア教育の推進、公立夜間中学校の整備、聴覚障害児に対する文科省の対応、地方分権改革推進会議等における教育に関する議論の在り方、義務教育費国庫負担制度の見直しの経緯等について質疑を行った。

７月22日、東京農工大学及び愛光女子学園を視察した。

７月24日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、ゆとり教育の成果及び反省点、児童虐待問題への学校の取組、広島県尾道市の教育行政、義務教育費国庫負担制度の堅持等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成15年３月18日（火）（第１回）

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。

○平成15年度文部科学省関係予算に関する件について河村文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（日本学術会議））について若松総務副大臣から説明を聴いた後、
（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第39号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月１日（火）（第６回）

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月15日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連

反対会派　なし

○平成15年４月17日（木）（第８回）

○**独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）**

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）

以上両案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）**

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）

以上両案について遠山文部科学大臣、渡海文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月８日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）**

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）

以上両案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月13日（火）（第11回）

○**独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）**

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）

以上両案について参考人新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議座長・早稲田大学学事顧問奥島孝康君、日本育英会評議員・法政大学総長清成忠男君及び全国都道府県教育長協議会会長・東京都教育委員会教育長横山洋吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月15日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）**

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）

以上両案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第93号）賛成会派　自保、民主、公明、国連の一部

反対会派　共産、国連の一部

（閣法第94号）賛成会派　自保、民主、公明、国連の一部
反対会派　共産、国連の一部

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年５月20日（火）（第13回）

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第118号）**について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月22日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法の一部を改正する法律案（閣法第118号）**について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第118号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年５月27日（火）（第15回）

○**国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）**
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月29日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）**
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月３日（火）（第17回）

○**国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）**
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について参考人東京大学総長佐々木毅君、大阪大学社会経済研究所教授小野善康君、お茶の水女子大学長本田和子君、東京大学社会科学研究所教授田端博邦君、名古屋大学総長松尾稔君及び元大阪大学事務局長・住友生命保険相互会社顧問糟谷正彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月10日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月26日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質

疑を行った。

○平成15年７月１日（火）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月８日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国立大学法人法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）（衆議院送付）
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上６案について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第56号）賛成会派　自保、公明
　　反対会派　民主、共産、国連
（閣法第57号）賛成会派　自保、公明
　　反対会派　民主、共産、国連
（閣法第58号）賛成会派　自保、民主、公明
　　反対会派　共産、国連
（閣法第59号）賛成会派　自保、民主、公明
　　反対会派　共産、国連
（閣法第60号）賛成会派　自保、民主、公明
　　反対会派　共産、国連
（閣法第61号）賛成会派　自保、公明
　　反対会派　民主、共産、国連

なお、６案について附帯決議を行った。

○平成15年７月24日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ゆとり教育の成果及び反省点に関する件、児童虐待問題への学校の取組に関する件、広島県尾道市の教育行政に関する件、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件等について遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
○請願第402号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第142号外94件を審査した。
○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

2　公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

3　施行期日等

(1)　この法律は、平成15年４月１日から施行すること。

(2)　この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成15年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成14年度以前の年度に係る経費につき平成15年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

【附帯決議】

政府は、義務教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　義務教育は、憲法の要請により、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、今後とも、国の責任において、その水準の維持向上を図るとともに、教育の機会均等を損なうことのないようにすること。

2　義務教育について国はその責任を適切に果たすため、地方の自主性の拡大という視点に配慮しつつ、義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方の財政運営に支障を生じることのないよう適切な措置を講ずること。

3　本法律案に係る地方への財源措置は、平成15年度の暫定措置となっているが、次年度以降も地方財政を圧迫しないように適切な措置を講ずるよう配慮すること。

4　学校栄養職員、事務職員の学校教育において果たす役割の重要性にかんがみ、これらの職員に係る経費についても国庫負担の仕組みを堅持すること。

5　未来への先行投資としての教育の性格にかんがみ、教育予算の充実、確保に努めること。

右決議する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　東京商船大学と東京水産大学、福井大学と福井医科大学、島根大学と島根医科大学、香川大学と香川医科大学、高知大学と高知医科大学、佐賀大学と佐賀医科大学、大分大学と大分医科大学、宮崎大学と宮崎医科大学とを統合し、それぞれ新しい大学を設置するとともに、神戸商船大学を神戸大学に、九州芸術工科大学を九州大学に統合すること。

2　北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を廃止すること。

3　この法律中東京商船大学と東京水産大学との統合による東京海洋大学の新設等及び神戸商船大学の神戸大学への統合等に関する規定は平成15年10月１日から、北海道大学医療技術短期大学部等の廃止に関する規定は平成19年４月１日から施行すること。

4　その他所要の規定の整備を行うこと。

国立大学法人法案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、大学改革の一環として、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を設立するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　教育研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならないものとすること。

2　法人格

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、法人とすること。

3　国立大学法人評価委員会

(1)　文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置くものとすること。

(2)　評価委員会は、国立大学法人等の業務の実績に関する評価等の事務をつかさどるものとすること。

4　国立大学法人

(1)　役員

①　各国立大学法人に、役員として、学長１人、監事２人を置くとともに、それぞれ定数以内の理事を置くものとすること。

②　学長は、学校教育法第58条第３項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理するものとすること。

③　学長は、中期計画や予算の作成等について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（役員会）の議を経なければならないものとすること。

④　学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うものとする

こと。

(2) 経営協議会

国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置くものとすること。

(3) 教育研究評議会

国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置くものとすること。

(4) 業務の範囲等

① 国立大学法人の行う業務の範囲を定めること。

② 国立大学及びその附属学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとすること。

5 大学共同利用機関法人の組織及び業務等について所要の規定を設けること。

6 中期目標

(1) 文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならないものとすること。

(2) 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならないものとすること。

7 中期計画

(1) 国立大学法人等は、6(1)の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないものとすること。

(2) 文部科学大臣は、(1)の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないものとすること。

8 国立大学法人等の積立金の処分、長期借入金及び債券の発行について所要の規定を設けること。

9 国立大学法人等について、評価に関する規定、財務及び会計に関する規定その他独立行政法人通則法の規定を準用すること。

10 この法律は、平成15年10月1日から施行するものとすること。

11 国立大学法人等は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定の施行の時（平成16年4月1日）に成立するものとすること。

【国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。

2　国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。

3　役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。

4　学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

5　中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

6　法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。

7　国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。

8　国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第３条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

9　国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。

10　独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

11　独立行政法人通則法第35条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第３条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

12　運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、

公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。

13　学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。

14　国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の１つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。

15　法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。

16　国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。

17　学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。

18　国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。

19　国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公私立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。

20　職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配意し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。

21　法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。

22　公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。

23　高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（閣法第57号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人国立高等専門学校機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　機構の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とすること。

2　役員及び職員

(1)　機構に、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くとともに、役員として、理事６人以内を置くことができるものとすること。

(2)　理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とすること。

(3)　機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

3　業務の範囲等

(1)　機構は、１の目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

①　国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。

②　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。

③　機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

④　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

⑤　①から④までの業務に附帯する業務を行うこと。

(2)　国立高等専門学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとすること。

4　附則

(1)　この法律は、平成15年10月１日から施行するものとすること。

(2)　機構は、独立行政法人通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条の規定の施行の時（平成16年４月１日）に成立するものとすること。

(3)　現在の国立高等専門学校に関する経過措置

現在の国立高等専門学校は、機構の成立の時において、それぞれ機構が設置する国立高等専門学校となるものとすること。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　機構の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とすること。

2　役員及び職員

(1)　機構に、役員として、その長である機構長及び監事２人を置くとともに、役員として、理事２人以内を置くことができるものとすること。

(2)　機構長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とすること。

(3)　文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第１項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、３(1)の評議員会の意見を聴かなければならないものとすること。

(4)　機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

3　評議員会

(1)　評議員会

機構に、評議員会を置くものとするとともに、評議員会は、20人以内の評議員で組織するものとし、機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議し、２(3)の機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、機構の業務運営につき、機構長に対して意見を述べることができるものとすること。

(2)　評議員

評議員は、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命するものとし、その任期は、２年とするとともに、通則法第21条第１項ただし書及び第２項並びに第23条第２項の規定は、評議員について準用すること。

4　業務の範囲等

(1)　機構は、１の機構の目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

①　大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

②　学校教育法の規定により、学位を授与すること。

③　大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与

を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

④　大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

⑤　①から④までの業務に附帯する業務を行うこと。

(2)　機構は、国立大学法人法の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から(1)①の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとすること。

(3)　(1)①の評価の実施の手続その他評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとすること。

5　附則

(1)　この法律は、平成15年10月１日から施行するものとすること。

(2)　機構は、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条の規定の施行の時（平成16年４月１日）に成立するものとすること。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人国立大学財務・経営センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　センターの目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校（以下「国立大学等」という。）における教育研究の振興に資することを目的とすること。

2　役員

(1)　センターに、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くとともに、役員として、理事１人を置くことができるものとすること。

(2)　役員の任期は、３年とすること。

(3)　文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第１項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、国立大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとすること。

3　業務の範囲

センターは、１の目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

(1)　国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。

(2)　国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。

(3)　国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

(4)　国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。

(5)　高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。

(6)　国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。

(7)　(1)から(6)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4　附則

(1)　この法律は、平成15年10月１日から施行するものとすること。

(2)　センターは、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条の規定の施行の時（平成16年４月１日）に成立するものとすること。

(3)　権利義務の承継等

センターの成立の際、センターの業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、次に掲げるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計に相当する金額は、政府から出資されたものとすること。

①　廃止前の国立学校設置法第９条の５第１号に規定する特定学校財産に係るもの

②　廃止前の国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの

(4)　センターの業務に関する特例

センターは、当分の間、３の業務のほか、次の業務を行うものとすること。

①　国立大学法人法附則第12条第１項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、(3)②の規定により承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（②において「承継債務償還」という。）を行うこと。

②　承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために(3)①の規定により承継される財産の管理及び処分を行うこと。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人メディア教育開発センター法案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、高等教育改革の一環として、独立行政法人メディア教育開発センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　センターの目的

独立行政法人メディア教育開発センター（以下「センター」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）における多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的とすること。

2　役員及び職員

(1)　センターに、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くとともに、役員として、理事２人以内を置くことができるものとすること。

(2)　理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とすること。

(3)　文部科学大臣は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第20条第１項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、大学等の教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとすること。

(4)　センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

3　業務の範囲

センターは、１の目的を達成するため、次の業務を行うものとすること。

(1)　大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと。

(2)　(1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(3)　大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

(4)　(1)から(3)までの業務に附帯する業務を行うこと。

4　放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力

センターは、３の(1)及び(2)の業務を円滑に遂行するため、放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との緊密な連携協力に努めなければならないものとすること。

5　附則

(1)　この法律は、平成15年10月１日から施行するものとすること。

(2)　センターは、通則法第17条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第２条の規定の施行の時（平成16年４月１日）に成立するものとすること。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国立学校設置法（昭和24年法律第150号）及び国立学校特別会計法（昭和39年法律第55号）を廃止すること。

2　国立大学法人法等の施行に伴い、学校教育法外47の関係法律について、所要の改正を行うこと。

3　本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

【附帯決議】

国立大学法人法案（閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人日本学生支援機構法案（閣法第93号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公益法人に対する行政の関与の在り方についての改革を行うため、留学生交流の推進を図るための事業を機構に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　機構の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とすること。

2　役員

機構の役員の人数、職務及び権限並びに任期等について所要の規定を設けること。

3　業務

(1)　機構は、１の目的を達成するため、次の業務を行うとともに、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、③の施設を一般の利用に供する業務を行うことができるものとすること。

①　経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

②　外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

③　外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

④　我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

⑤　外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。

⑥　外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

⑦　留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。

⑧　大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

⑨　学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

⑩　①から⑨までの業務に附帯する業務を行うこと。

(2)　学資の貸与及び返還の条件等について、所要の規定を設けること。

4　財務及び会計

(1)　機構は、３の(1)の①の学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるものとするとともに、長期借入金及び日本学生支援債券に関する所要の規定を設けるものとすること。

(2)　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、３の(1)の①の学資の貸与に係る業務（無利息の学資金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができるものとすること。

(3)　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、３の(1)の①の学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるものとすること。

5　その他

(1)　機構に係る独立行政法人通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

(2)　この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、この法律の一部の規定については、平成16年４月１日から施行するものとすること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

2　独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学事業について、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、無利子奨学金を基本としつつ、奨学事業全体の一層の拡充に努めること。

3　在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる大学院生に対する奨学金の返還免除については、対象となる学生の選考基準を明確にするとともに、学生の選考に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。

4　機関保証制度の運用に当たっては、奨学生の経済的な負担等に対する教育的配慮を行い、適正な運用に努めること。

5　返還金の回収については、返還金が奨学事業の主な原資となっていることにかんがみ、積極的な広報活動等による回収率の向上に努めること。

6　高校奨学金の地方移管に当たっては、奨学事業の縮小を招かないよう、適切な財源措置を行うとともに、その事務の遂行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

7　留学生を対象とする奨学金の拡充や宿舎の確保等学習環境の整備充実に努めること。

8　独立行政法人日本学生支援機構への移行等に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。

右決議する。

独立行政法人海洋研究開発機構法案（閣法第94号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）とすること。

2　機構の目的

機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とすること。

3　資本金

(1)　機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計

額とするとともに、機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、その際政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができるものとすること。

(2) 政府は、土地、建物その他の土地の定着物又は船舶を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

4 役員及び職員

(1) 機構に、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くこととするとともに、理事３人以内を置くことができるものとすること。

(2) 役員の任期

① 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

② 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

③ 監事の任期は、２年とすること。

(3) 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とすること。

(4) 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

5 業務の範囲

機構は、２の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

(1) 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。

(2) (1)の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(3) 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。

(4) 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。

(5) 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(6) 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

(7) (1)から(6)までの業務に附帯する業務を行うこと。

6 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

7 その他

(1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

(2) 所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとすること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。

2　業績評価等を行うに当たっては、独立行政法人海洋研究開発機構の行う研究開発の特性を踏まえ、適切な評価が実施されるよう十分配慮するとともに、その評価体制・手法について継続的に見直し、改善を行うこと。

3　海洋科学技術の研究開発を行うに当たっては、産学官の連携を一層推進し、成果の有効活用に努めること。

4　船舶の効果的かつ効率的な活用を図ることにより、運航日数の増加、観測海域の拡大等、研究機会の提供拡大を含めた研究環境の充実に努めること。

5　独立行政法人海洋研究開発機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に十分配慮すること。特に、現に船舶の運航に係る業務に従事する職員については、その業務の特性にかんがみ、雇用の維持について特段の配慮をすること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第118号）（先議）

【要旨】

本法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、映画の著作物の著作権の存続期間を延長するとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作物等の公正な利用を図るため、教科用拡大図書の作成、遠隔授業等をより円滑に行えるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　映画の著作物の著作権の存続期間を公表後50年から公表後70年に延長すること。

2　教科用図書に掲載された著作物は、弱視の児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等を拡大して複製することができることとすること。

3　学校その他の教育機関において授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、公表された著作物を複製することができることとすること。

4　教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して公表された著作物を提供又は提示して利用等する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して当該著作物を公衆送信することができることとすること。

5　入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として公表された著作物を公衆送信することができることとすること。

6　著作権等を侵害した者が譲渡した物の数量等に基づき損害額を算定できることとすること。

7　被告が侵害の行為に係る物について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないこととすること。

8　その他関係規定の整備を行うこと。

9　この法律は、平成16年１月１日から施行すること。

10　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展等に対応し、著作権の保護と著作物の利用の円滑化を図るため、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　教育機関における複製等に係る権利制限の拡大に当たっては、著作権者の利益を不当に害することのないよう、著作権教育の一層の充実を図ること。

2　障害者が著作物等を享受する機会が十分に確保されるよう、制度の見直しを含め積極的に取り組むとともに、学校教育において、障害の状態等に応じた適切な教科書及び教材を利用できるよう、必要な諸条件の整備・充実に努めること。

3　著作物等の利用に関する技術が急速に発展していることを踏まえ、著作権等の保護の実効性を確保するため、損害賠償制度の見直し等、司法救済制度の改善・充実について引き続き検討を進めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※39	義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	衆	15. 2.10	15. 3.19	15. 3.27 可決 附帯	15. 3.28 可決	15. 3. 7 文部科学	15. 3.14 可決 附帯	15. 3.18 可決
			○15.3.19 参本会議趣旨説明　○15.3.7 衆本会議趣旨説明						
※40	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	2.10	3.28	4.15 可決	4.16 可決	3.14 文部科学	3.19 可決	3.20 可決
56	国立大学法人法案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
57	独立行政法人国立高等専門学校機構法案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
58	独立行政法人大学評価・学位授与機構法案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
59	独立行政法人国立大学財務・経営センター法案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
60	独立行政法人メディア教育開発センター法案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
61	国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	2.28	5.23	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	4. 3 文部科学	5.16 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.3 衆本会議趣旨説明						
93	独立行政法人日本学生支援機構法案	参	3.11	4.16	5.15 可決 附帯	5.16 可決	5.27 文部科学	6. 6 可決 附帯	6.10 可決
94	独立行政法人海洋研究開発機構法案	参	3.11	4.16	5.15 可決 附帯	5.16 可決	5.27 文部科学	6. 6 可決 附帯	6.10 可決
118	著作権法の一部を改正する法律案	参	5.13	5.19	5.22 可決 附帯	5.23 可決	6. 5 文部科学	6.11 可決 附帯	6.12 可決

(注) 附帯 附帯決議

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願76種類1,595件のうち、４種類121件を採択した。

〔法律案の審査〕

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に対応し、雇用保険制度の安定的運営を図るため、求職者給付の見直し、就業促進手当の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引上げ等を行おうとするものである。

委員会においては、給付の見直しの影響とその財政効果、就業促進手当の意義、施行期日の妥当性、若年者雇用の現状と対策強化の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会を代表して今泉委員より反対、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して沢理事より賛成、日本共産党を代表して小池委員より反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の森委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して田委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻及び父母等に対して、特別給付金を平成15年度以降も継続して支給しようとするものである。

平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、平成15年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成14年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、特別給付金を一時金として支給する理由、妻に対する特別給付金のみを増額することの是非、物価スライドの特例措置を行う根拠、次期年金制度改革の課題等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、平成15年度の公的年金等の額を平成14年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出された。本修正案は予算を伴うものであったため、内閣の意見を聴取したところ、坂口厚生労働大臣より政府としては反対である旨の発言があった。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の原案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案については全会一致をもって、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

案については多数をもってそれぞれ原案どおり可決された。なお、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、１項目の附帯決議が付された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ５年延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、駐留軍関係離職者等に対して特別措置を講じる必要性、離職者の現状と今後の発生見通し等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

食品衛生法等の一部を改正する法律案は、近年における国民の食生活を取り巻く環境の変化等にかんがみ、食品の安全性の確保のため、国、地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、食品に係る規制の見直し、監視指導の強化、食中毒等への対応の強化等の措置を講じようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案は、いわゆる健康食品の増加にかんがみ、これらの食品の虚偽又は誇大な広告を禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、食品の安全に関する情報公開と消費者参加の重要性、新設される食品安全委員会と厚生労働省の役割分担、輸入食品等に対する監視指導体制の強化、健康食品の規制の在り方等について質疑を行ったほか、東京都築地市場及び市場衛生検査所の実情を調査し、また参考人から意見を聴取した。両法律案に対する質疑を終局した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、９項目にわたる附帯決議が付された。

労働基準法の一部を改正する法律案は、労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争の未然防止等に資するため、有期労働契約期間の上限の延長、解雇に係る規定の整備、裁量労働制に係る手続及び要件の緩和等の措置を講じようとするものであるが、衆議院において、解雇に係る規定の整備等について、修正が行われた。

委員会においては、解雇ルールの法制化の意義、契約期間の上限延長が常用雇用に与える影響、非正規労働者の処遇の在り方、裁量労働を行う労働者の健康確保対策の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力需給のミスマッチを解消し、多様なニーズに応えていくため、職業紹介事業の許可等の手続の簡素化、労働者派遣事業の対象業務の拡大及び派遣期間の延長等を行おうとするものである。

委員会においては、派遣労働者の保護の現状と今後の対応、労働者派遣制度が常用雇用

に与える影響、製造業への派遣を認めることの問題点、職業紹介事業に対する規制緩和の在り方等について、質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、11項目にわたる附帯決議が付された。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、厚生労働省が所管する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の６法律に基づき実施されている研修等について、厚生労働大臣等の指定する者による実施から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者による実施へと改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、公益法人制度の抜本改革の方向性、登録制度化した理由とその効果、公益法人に対する補助金の在り方等について質疑が行われた。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決された。なお、５項目にわたる附帯決議が付された。

次世代育成支援対策推進法案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、国の行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進しようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案は、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、少子化対策のこれまでの評価と今後の取組、事業主等の行動計画の実効性を確保するための方策、地域の実情に応じた子育て支援の必要性等について質疑が行われたほか、内閣委員会との連合審査会を開会し、審査を行った。両法律案に対する質疑の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、12項目にわたる附帯決議が付された。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案は、経済情勢が厳しい中で、就業が一層困難となっている母子家庭の母に対する就業支援を行うため、特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、委員長より草案の趣旨説明が行われた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案とすることに決定した。

〔国政調査等〕

３月18日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、坂口厚生労働大臣から所信を、木村厚生労働副大臣から平成15年度厚生労働省関係予算の概要説明を聴取した。次いで、第155回国会閉会後に実施した秋田県及び宮城県への委員派遣（社会保障及び労働問題等に関する実情調査）について、派遣委員から報告を聴取した。

３月20日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、厚生労働行政の基本施策について、看護師養成に関する今後の方向性、訪問看護が果たす今後の役割、少子化対策の在り方、平成15年度から実施される介護報酬改定の考え方、雇用対策における国と地方の連携の在り方、生活保護水準と生活保護基準の在り方、健康保険被保険者証のカード化に向けた政府の取組とその在り方、介護保険制度見直しに向けた課題等について質疑が行われた。

３月25日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、厚生労働行政の基本施策について、「雇用重視型社会」の考え方とその実現のために必要な施策の在り方、サービス残業の撲滅に向けた厚労省の取組方針、自閉症患者の雇用の在り方、若年労働者に対するメンタルヘルスケアの重要性、支援費制度実施に向けての準備状況とその課題、障害者福祉サービスの質を確保するための施策の在り方、新型抗ガン剤「イレッサ」の承認審査過程の問題点、特定疾患治療研究事業の今後の在り方、社会福祉施設への医療従事者の派遣労働を認めることの是非、介護保険における小規模多機能型ケア体制の整備方針、介護保険の実施状況と今後の方向性、雇用失業情勢悪化の要因、ワークシェアリングに関する政労使合意後の厚労省の具体的取組等について質疑が行われた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度厚生労働省関係予算を審査し、高齢者医療制度改革についての検討状況、支援費制度の施行準備状況と障害者基本計画に明記された「施設から在宅へ」という基本方針の平成15年度予算における措置、高齢者等の移送サービスにおける介護保険給付の対象範囲、在宅ＡＬＳ患者の家族介護者やヘルパーによるたんの吸引問題、国立試験研究機関等の知的成果物の民間移転推進事業の概要、企業組織の再編等に伴う労働者保護の在り方、子育て支援関係予算の割合が低い理由、帰国した中国残留邦人の生活保障のための施策の在り方、高次脳機能障害者への支援策等について質疑が行われた。

４月１日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、医療制度改革に関する件を議題とし、基本方針に基づく医療制度改革の工程表を示す必要性、基本方針に基づき医療制度改革を行った場合の財政影響、医療制度の抜本改革における基本方針の位置づけ、医療制度改革を巡る利害対立の調整方法、医療保険制度改革において保険者の再編・統合や制度の一元化が必要な理由、保険者の再編・統合を都道府県単位とする理由、保険者を都道府県単位に再編・統合することに対する都道府県知事の意向、国保組合の再編・統合の方向性、新たな高齢者医療制度での保険者の考え方、新たな高齢者医療制度での財源構成の考え方及び被扶養者の取扱い、新たな高齢者医療制度が当初の各案を折衷する形となった経緯、前期高齢者に対する費用負担の考え方、診療報酬における医療技術の評価の在り方、医療提供体制の改革方針を早期に示す必要性等について質疑が行われた。

５月27日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）への対応に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から報告を聴いた後、国の支援の在り方、感染地域からの入国者に対する検疫を強化する必要性、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）が経済産業政策に与える影響、感染症対策の今後の在り方等について質疑が行われた。

６月10日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、精神保健福祉の在り方に関する件を議題とし、精神障害者の早期社会復帰のための施策の在り方、精神障害者に対する

偏見・差別の解消に向けた施策の在り方、精神障害者の社会復帰施設整備関係予算が大幅減となった理由、全国市町村における精神障害者社会復帰施設の整備状況、精神障害者に対する雇用の在り方、精神障害者からの処遇改善請求の審査の在り方、医療刑務所における精神医療の在り方、精神科救急医療体制の整備の在り方、診療報酬体系の在り方等について質疑が行われた。

６月26日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、委員長から説明を聴いた後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

７月15日、精神医療の実情調査のため、八王子医療刑務所及び東京都松沢病院を視察した。

７月17日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、臓器移植に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

また、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、健康保険組合の財務状況の公表の在り方、疫学的調査を実施するに当たっての個人情報保護の在り方、公務員制度改革において公務員の労働基本権を確保していく必要性、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げ実施に向けた厚労大臣の所見、生活保護制度の改革に向けた政府の取組方針、公的年金の世代間格差の是正に向けた制度改革の必要性、ＨＩＶ感染者及びエイズ患者の発生動向と今後の感染防止対策の在り方、生活保護制度において国民健康保険の適用除外を認めることの妥当性、ホームレス対策基本方針の策定の方向性、精神身体医学を精神保健福祉改革に反映させる必要性、厚生年金の適用拡大を行うに当たっての課題、国民健康保険証の返還請求に関する厚労省の自治体への指導の趣旨、女性家族従業者の出産・育児休業取得の実態と改善に向けた政府の取組、精神障害者社会復帰施設の施設整備費が不足した原因と今後の対応の在り方、児童養護施設の整備と人員配置を増強する必要性、若年者への職業能力開発の在り方、労使の取組による深夜労働規制の現状、児童自立支援施設での児童の処遇の在り方、心身障害者扶養共済制度の現状と今後の制度の在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年３月18日（火）（第１回）

○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成15年度厚生労働省関係予算に関する件について木村厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**
平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第24号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

（閣法第25号）賛成会派　自保、民主、公明、無
反対会派　共産、国連、社民

なお、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

案（閣法第25号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成15年４月１日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○医療制度改革に関する件について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月15日（火）（第７回）

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月17日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無

反対会派　なし

○平成15年４月22日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、矢野外務副大臣、伊藤内閣府副大臣、若松総務副大臣、根本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年４月24日（木）（第10回）

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について参考人日本商工会議所理事・事務局長中島芳昭君、日本労働組合総連合会総合労働局長龍井葉二君及び全日本建設交運一般労働組合北海道本部委員長佐藤陵一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第８号）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年５月８日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣**

法第84号）について鴨下厚生労働副大臣から趣旨説明を聴いた。

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成15年５月13日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第84号）**について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人ジャーナリスト北沢栄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第84号）賛成会派　自保、民主、公明、社民、無

反対会派　共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○**食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月14日（水）

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会（第１回）

（内閣委員会を参照）

○平成15年５月15日（木）（第13回）

○**心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案（第154回国会閣法第79号）、裁判所法の一部を改正する法律案（第155回国会参第８号）、検察庁法の一部を改正する法律案（第155回国会参第９号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（第155回国会参第10号）**について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年５月21日（水）（第14回）

○**食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について参考人順天堂大学医学部教授丸井英二君、社団法人日本食品衛生協会ＨＡＣＣＰ普及推進部部長丸山務君、弁護士神山美智子君及び農民運動全国連合会食品分析センター所長石黒昌孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月22日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**
健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺農林水産大臣政務官、日出外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第28号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

（閣法第29号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成15年５月26日（月）
法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

（法務委員会を参照）

○平成15年５月27日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○**職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）への対応に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた後、同件、柔道整復師の施術に係る療養費の適正化に関する件、精神障害者保健福祉の在り方に関する件、生殖補助医療に対する費用助成に関する件、いわゆる介護タクシーの道路運送法上の取扱いに関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月29日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年６月２日（月）
法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第２回）

（法務委員会を参照）

○平成15年６月３日（火）（第18回）

○**職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本人材紹介事業協会専務理事今井房三郎君、日本労働組合総連合会雇用労働局長中村善雄君、名古屋大学大学院法学研究科教授和田肇君、神奈川県立高等学校進路指導協議会会長小島喜與徳君、社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、弁護士・ＮＰＯ派遣労働ネットワーク理事長中野麻美君、大阪経済大学経済学部教授大橋範雄君及び首都圏青年ユニオン委員長名取学君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、川村参議院事務総長、鴨下厚生労働副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第78号）賛成会派　自保、公明、無

反対会派　民主、共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成15年６月９日（月）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○**労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員城島正光君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年６月10日（火）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○精神保健福祉の在り方に関する件について坂口厚生労働大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君、同城島正光君、坂口厚生労働大臣、米田内閣府副大臣、矢野外務副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月11日（水）（第22回）

○**労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、弁護士古川景一君、弁護士坂本修君、東京学芸大学教育学部助教授山田昌弘君及び弁護士・日本労働弁護団会長宮里邦雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月12日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員城島正光君、坂口厚生労働大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月26日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社常務理事稲村公望君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第77号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成15年７月１日（火）（第25回）

○**次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）**
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年７月３日（木）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）**
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○**次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）**
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年７月８日（火）
内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

○**少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）**
次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案について発議者衆議院議員福島豊君、同五島正規君、同中山太郎君、同西川京子君、同近藤基彦君、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年７月８日（火）（第27回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）**
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、上野内閣官房副長官、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第109号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

（閣法第110号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派　なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成15年７月17日（木）（第28回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた後、健康保険組合の財務状況の公表の在り方に関する件、公務員制度改革と労働基本権の在り方に関する件、年金制度改革に関する件、生活保護制度の見直しに関する件、ＨＩＶ感染防止対策に関する件、ホームレス対策基本方針の策定に関する件、精神保健福祉改革に関する件、国民健康保険の在り方に関する件、児童養護施設の機能充実に関する件、深夜労働の規制に向けた取組に関する件、児童の自立支援施策の在り方に関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月24日（木）（第29回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1367号外120件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外1,473件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要旨】

本法律案は、厳しい財政状況や雇用就業形態の多様化の進展等雇用保険制度をめぐる諸情勢に対応し、失業者の生活の安定及び再就職の促進を図るとともに、将来にわたり制度の安定的な運営を確保するため、給付の見直し等を図るほか、保険料率の引上げ等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　雇用保険法の一部改正

(1)　受給者の再就職時賃金の実情等にかんがみ、基本手当日額の算定に係る賃金日額の上限額を引き下げるとともに、賃金日額の高い層を中心に基本手当の給付率を引き下げる。

(2)　基本手当の所定給付日数について、通常労働者と短時間労働者ごとに定めている現行の体系を見直し、倒産、解雇等による離職者については現行の通常労働者の日数に、それ以外の離職者については現行の短時間労働者の日数に一本化するとともに、35歳以上45歳未満の倒産、解雇等による離職者については日数の延長を行う。

(3)　就業促進手当を創設し、支給残日数が所定給付日数の３分の１以上ある場合には、常用雇用以外の就業にも基本手当の一定割合を支給する。

(4)　教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付について、失業者の給付への重点化等を図るため、給付率等の見直しを行う。

2　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、賃金総額の1,000分の16とし、平成16年度末までの間は暫定的に1,000分の14とする。

3　船員保険法の一部改正

船員保険についても、雇用保険法の改正に準じて所要の改正を行う。

4　施行期日

この法律は、平成15年５月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　雇用保険が今後とも雇用のセーフティネットとして、その機能を十分発揮することができるよう制度の安定的運営の確保に努めること。また、雇用の安定確保に向け経済対策に万全を期すとともに、受給者の早期再就職の実現等雇用対策の効果的な実施に努めること。

2　雇用保険制度の本来の趣旨に沿った運営がなされるように、ハローワークにおいて、適切な職業相談・職業紹介等再就職支援機能の一層の強化に努めること。

3　35歳以上60歳未満の雇用保険受給者であって、倒産、解雇等による離職者について、雇用保険の加入期間が３年以上を要件として、一定期間、受講手当の充実を図ること。

4　公共職業訓練等の複数回受講指示の特例について、これが一層有効に活用され、失業者の再就職促進に資することとなるよう取組を進めること。また、訓練内容については、

求職・求人双方のニーズを十分反映したものとなるよう一層の見直しに取り組むこと。

5　私立大学をはじめ未適用の事業所に対する適用促進を強力に進めるとともに、パートタイム労働者の適用等雇用保険制度の適用範囲についての検討に努めること。

6　被保険者資格取得の本人通知の仕組みの改善のほか、被保険者資格の確認手続の周知広報等有効な方策についての検討に努めること。

7　雇用保険３事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと。

8　改正雇用保険法等の実施に当たっては、その周知徹底について遺漏なきよう努めること。

9　雇用保険制度の将来的な在り方について早急に検討に着手することとし、検討に当たっては十分な時間をかけて行うとともに、基本手当及び高年齢雇用継続給付の給付水準等に十分留意すること。

10　高年齢者の65歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。

11　パートタイム労働者等の雇用保険の加入を促進するため、その適用基準の周知徹底を図るとともに、事業主に対し指導を行うこと。また、パートタイム労働者が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、パートタイム労働対策の進展状況、雇用システムの変化等の動きを見つつ、法的整備を含む検討を行うこと。

12　再就職が困難な状況が続いていることにかんがみ、解雇等によりやむを得ず中途払出しを行う場合について、特別な配慮を行うことができるようにするなど、勤労者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討に努めること。

右決議する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を平成15年度以降も継続して支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

(1)　前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

(2)　平成５年４月１日以後に死亡した者の妻として、平成15年４月１日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面20万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

(3)　平成15年４月１日において、戦傷病者等が平成５年４月１日から平成８年９月30日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面60万円、120万円又は180万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

2　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

(1)　前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、５年償還の無利子の国債を支給する。

(2)　平成５年４月１日以後に死亡した者の父母等として、平成15年４月１日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面10万円、５年償還の無利子の国債を支給する。

3　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。ただし、１の(2)及び(3)並びに２の(2)については、同年10月１日から施行する。

平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成15年度の公的年金等の額の改定について、特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成15年度において特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成14年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することとする。

2　この法律は、平成15年４月１日から施行する。ただし、児童扶養手当については、平成15年10月から額の改定を行うこととし、それまでの間は額を据え置くこととする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

公的年金、特に基礎年金の給付水準については、高齢者の生活や収入の状況が多様であり、疾病や要介護状態等のリスクにも大きく左右されることにかんがみ、年金だけでなく、高齢者の医療保険、介護保険の給付と負担、税制の在り方や、現役世代の社会保険料、租税等の負担の在り方を総合的に勘案し、国民の給付と負担の全体像を明確にする中で、高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成15年５月16日まで）を５年延長し、平成20年５月16日までとする。

なお、近年の利用実績等を踏まえ、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合の資金の借入れに係る雇用・能力開発機構の債務保証等の援護業務は廃止する。

2　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成15年６月30日まで）を５年延長し、平成20年６月30日までとする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、援護業務の廃止については、平成16年３月１日から施行する。

食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、近年ＢＳＥの発生や食品中の残留農薬など食品に関する様々な問題が生じていることから、食品の安全性を確保することにより国民の健康の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　食品衛生法等の一部改正

1　法の目的の見直し及び国等の責務の明確化

(1)　食品衛生法の目的に「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、食品の安全性の確保をはじめとする食品衛生についての国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を明確化する。

(2)　国及び地方公共団体が食品衛生に関する施策を実施するに当たっては、国民等へ必要事項を公表し、広くその意見を求めなければならない。

2　食品の規格・基準等に関する規制の見直し

(1)　残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流通等を禁止する。

(2)　既存添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、その使用を禁止できる。

(3)　特殊な方法により摂取する食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該食品の販売を禁止できる。

3　食品等の監視・検査体制の強化

(1)　国が定める指針に基づき、都道府県等は食品衛生監視指導計画を、国は輸入食品の監視指導計画を定め、これらの計画で定めるところにより食品等の監視指導を行う。

(2)　命令検査を実施する検査機関について、現行の厚生労働大臣による指定制度を登録制度に改め、公益法人以外の法人も検査機関として登録を受けられるようにするとともに、輸入食品等に関し国等が行う検査を登録検査機関に委託できるようにする。

(3)　厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定を創設する。

(4)　総合衛生管理製造過程の承認について更新制を導入する。

4　食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

大規模・広域な食中毒に関して、緊急を要するときは、厚生労働大臣は都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因の調査及び調査結果の報告を要請できる。

5　罰則の見直し

表示義務違反等について罰金の額及び懲役刑を引き上げるとともに、法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行う。

第２　と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正

１　法の目的の見直し及び国等の責務の明確化

(1)　食品衛生法と同様に、各法の目的に「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、国及び地方公共団体の責務を明確化する。

(2)　国がと畜検査及び食鳥検査の対象疾病等を定めるに当たっては、国民に必要事項を公表し、広くその意見を求める。

(3)　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、各法の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

２　と畜場及び食鳥処理場における衛生管理体制等の充実

(1)　現在厚生労働省令により規定されているとと畜場の衛生管理責任者等の設置を法律に規定する。

(2)　と畜検査中の獣畜の肉等のと畜場外への持ち出しに係る例外規定を整備する。

(3)　と畜検査及び食鳥検査において、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病等が対象疾病となることを明記する。

(4)　都道府県知事は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査及び食鳥検査を行う。

(5)　第１の４の場合等において、厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、と畜検査及び食鳥検査の実施等を要請できる。

３　罰則の見直し

各法において法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行う。

第３　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

１　と畜検査中の獣畜の肉等のと畜場外への持ち出しに係る例外規定　公布の日

２　命令検査を実施する検査機関に係る登録制度の導入等　公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日

３　都道府県等食品衛生監視指導計画による監視指導の実施等　平成16年４月１日

４　残留農薬等に係る規制の強化　公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

【食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１　食品の安全性の確保のため、リスクコミュニケーションを通じて消費者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、政策立案過程において、消費者が意見を表明し討議する場を確保するなど、消費者である国民の意見が十分に反映できる政策決定過程の確保を図ること。

2　食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある場合は、予防の観点から、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最優先されるよう、食品の安全性の確保のために必要な措置を機動的に発動するとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。

3　食品の安全性の確保の観点から、農畜水産物の生産段階におけるリスク管理を強化すること。また輸入食品については、食品輸入の現状に対応した食品衛生監視員の増員等、検疫所の体制強化及び登録検査機関の検査精度の確保を図り、水際の食品安全監視に万全を期すとともに、輸出国における生産段階から安全性の確保が図られるよう、国際的な協力を推進すること。

4　都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施に当たっては、都道府県等の監視指導体制強化のため必要な支援を行い、監視指導水準の一層の向上を図ること。なお、食品衛生に係る諸規制については、適宜その必要性について検証を行い、過剰な事前規制については速やかな見直しが図られるよう努めること。

5　食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。

6　食品の表示制度については、消費者等の意見を十分に聴きながら、厚生労働省及び農林水産省等の緊密な連携の下、表示項目、監視体制等についての見直しを行い、その結果に基づき消費者の参加の仕組みを含めた組織体制の整備に努めること。

7　食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び地方自治体関係部局など食品の安全性の確保を担う各行政機関の所有するデータ・情報の共有化を図る等の措置を講ずることにより、各機関相互の連携・協力が的確に働くよう努めること。

8　食品安全委員会設置後も、厚生労働省が迅速かつ的確なリスク管理機能を発揮できるように努めること。

9　いわゆる健康食品の安全性の確保方策や表示の在り方についての検討を早急に行うこと。また、その検討の際には、保健機能食品制度等の現行制度についても、その必要性を含め、幅広く見直しを行うこと。

右決議する。

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、健康の保持増進に役立つものとして販売される食品等の増加にかんがみ、その表示に係る規制等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽又は誇大な広告等の表示を禁止する。

2　特別用途表示の許可の迅速化を図るため、許可に必要な試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所以外の機関にも認める。

3　この法律は、１については、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から、２については、公布の日から起算して９月を超えない範囲内におい

て政令で定める日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、労働者の就業意識の変化に対応して労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争を未然に防止しその解決に資するため、有期労働契約の見直し、解雇に係る規定の整備等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　有期労働契約の見直し

(1)　有期労働契約の契約期間の上限を１年から３年に延長する。なお、高度な専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、契約期間の上限を３年から５年に延長する。

(2)　厚生労働大臣は、有期労働契約の期間満了時等における労使紛争を未然に防止するため、使用者が行う労働契約の期間満了に係る通知に関する事項等についての基準を定めることができるものとする。

2　解雇に係る規定の整備

(1)　解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

(2)　就業規則の必要記載事項に、解雇の事由を含めることとする。

3　裁量労働制の見直し

(1)　専門業務型裁量労働制の導入に当たって、労使協定で定めなければならない事項として、対象労働者の健康・福祉確保のための措置及び苦情処理に関する措置を追加する。

(2)　企画業務型裁量労働制について、対象となる事業場の範囲の拡大を行うほか、制度の導入に当たって必要とされる労使委員会が行う決議の要件等を緩和する。

4　有期労働契約の特例等

(1)　契約期間の上限が３年とされる労働者は、１年を超える有期労働契約を締結した場合、次項の措置が講じられるまでの間、契約期間の初日から１年を経過した日以後、いつでも退職することができるものとする。

(2)　政府は、本法施行後３年を経過した場合において、契約期間等を定めている第14条の規定について、施行状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、解雇に係る規定の整備、有期労働契約の特例等に関する部分について修正が行われた。

【附帯決議】

1　政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(1)　本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に則して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではないとの立法者の意思及び本法の精神の周知徹底に努めること。また、使用者に対し、東洋酸素事件（東京高裁昭和54年10月29日判決）等整理解雇４要件に関するものを含む裁判例の内容の周知を図ること。

(2)　労働契約期間の上限の延長に当たっては、常用雇用の代替化を加速させないように配慮するとともに、有期雇用の無限定な拡大につながらないよう十分な配慮を行うこと。

(3)　有期上限５年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるに当たり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること。

(4)　有期上限５年の対象労働者の退職の自由、雇止め予告の在り方を含めた有期雇用の反復更新問題、「期間の定めのない」契約とするみなし規定の制定、有期雇用とするべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇、育児・介護休業の適用など、有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

(5)　就業規則への解雇事由の記載や退職理由の明示について、モデル就業規則や退職証明書の文例を作成し、普及に努めること。特に、労働基準監督署による相談の際、改正の趣旨を踏まえ、就業規則のチェック等の指導を徹底すること。併せて個別労使紛争解決制度との連携に努めること。

(6)　労働条件の変更、出向、転籍など、労働契約について包括的な法律を策定するため、専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。

(7)　裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官による臨検指導を徹底し、過労死を防止するための措置を講ずること。

(8)　今回の裁量労働制の適用事業場の拡大、手続緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、適用対象事業場についての基準を設けるとともに、対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとすること。また、この基準等の周知徹底を図ること。

(9)　企画業務型裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。専門業務型裁量労働制の本人同意については、引き続き検討すること。

(10) 労働基準監督署への届出が簡素化されること等に伴い、裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官の監督指導を徹底するなど制度の適正な運用確保に努めること。

(11) 改正の趣旨、内容等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知するよう努めること。

2 本法における解雇ルールは、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を何ら変更することなく最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理を法律上明定したものであることから、本法による改正後の第18条の２の施行に当たっては、裁判所は、その趣旨を踏まえて適正かつ迅速な裁判の実現に努められるよう期待する。

右決議する。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力需給の迅速かつ的確な結合を促進することができるよう、職業紹介事業及び労働者派遣事業に係る制度の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職業安定法の一部改正

(1) 職業紹介事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化する。

(2) 有料職業紹介事業者に係る保証金を廃止する。

(3) 特別の法律により設立された一定の法人が、その構成員を対象として行う無料職業紹介事業を厚生労働大臣への届出制により実施できることとする。

(4) 地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯する業務として行う無料職業紹介事業を厚生労働大臣への届出制により実施できることとする。

(5) 料理店業等と職業紹介事業との兼業を禁止する規定を削除する。

(6) 募集従事者に報酬を与えることなく行う委託募集を厚生労働大臣への届出制とする。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

(1) 紹介予定派遣について、その定義規定を設けるとともに、当該派遣労働者の就業条件の整備等を行う。

(2) 労働者派遣事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化する。

(3) 派遣元事業主の責務に、派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日を派遣労働者に明示すること等を追加する。

(4) 派遣期間に制限がない業務として、１箇月間の派遣日数が派遣先の通常の労働者の所定労働日数より相当程度少ない業務及び介護休業等をする労働者の業務を追加する。

(5) 派遣期間について、その上限を１年から３年に延長し、１年を超える派遣期間とする場合には、派遣先はその事業所の過半数を代表する労働者等に通知し、意見を聴くものとする。

(6) 派遣元責任者及び派遣先責任者の職務に、派遣労働者の安全及び衛生に関する連絡調整を行うことを追加する。

(7) 派遣先が派遣期間の制限を超えて派遣労働者を使用しようとし、かつ、当該派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望する場合には、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならないこととする。

(8) 派遣期間に制限がない業務に３年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先が、その業務に労働者を雇い入れようとする場合には、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならないこととする。

(9) 物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができることとし、この法律の施行後３年間は、派遣期間の上限を１年とする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　１年を超え３年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合には、派遣先において労働者の過半数で組織する労働組合等からの意見聴取が確実に行われ、意見が尊重されるよう派遣先に対する指導に努めること。

2　いわゆる「リストラ」等の雇用調整を実施中及び実施直後に、当該雇用調整で解雇した労働者が就いていたポストに労働者派遣を受け入れる場合には、派遣先は受入れ期間の設定など適切な措置を講じ、労働者の理解を得られるよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。

3　派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、その雇用期間に関し、当該労働者の希望及び当該労働者に係る労働者派遣契約の労働者派遣の期間を勘案して、当該労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。

4　派遣先は、３年までの間で派遣可能期間を定めることが可能となったことを勘案し、労働者派遣契約の労働者派遣の期間に関し、派遣元事業主と協力しつつ、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。

5　物の製造の業務等への労働者派遣事業の拡大に当たっては、請負等を偽装した労働者派遣事業に対し、その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処するとともに、派遣労働者に対する安全衛生対策に万全を期すること。また、請負に係る労働者の保護のため、請負により行われる事業に対し、労働基準法等労働諸法令が遵守される取組を強力に進めること。

6　派遣労働者を含む短期雇用労働者が、労働条件や待遇において、不合理な差別を受けることがないよう、必要な措置を講ずること。

7　派遣労働者の保護の実効性については、使用者責任の遵守の観点から、都道府県労働局において、職業安定行政と労働基準行政との連携を基に、指導・監督体制の強化に努めること。

8　紹介予定派遣について事前面接等労働者を特定することを目的とする行為に係る規定を適用しないこととするに当たっては、濫用防止を図るための措置を指針で定め、適正な運用の確保に努めること。

9　労働者派遣事業適正運営協力員制度については、制度の趣旨がいかされるよう、国民への周知と必要な体制整備を図ること。

10　地域における雇用の確保を図り、国、地方公共団体、民間職業紹介事業者、学校及び商工会議所等が連携して職業紹介できるよう、その体制整備の在り方について、早急に検討を行うこと。

11　職業紹介事業の兼業禁止規定を撤廃するに当たっては、事実上の強制労働や中間搾取等が発生することがないよう、許可基準において厳正な対応を図ること。

右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第84号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、法人が国から委託等を受けて行っている事務及び事業について、平成14年３月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に沿った措置が講じられるよう厚生労働省の所管する法律の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　登録機関による実施

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「労働安全衛生法」、「作業環境測定法」及び「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」の６法律に基づき実施される研修等について、厚生労働大臣等の指定する者による実施から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者による実施へと改めることとする。

2　登録

(1)　厚生労働大臣等は、登録を申請した者が、前記の各法律に規定する登録基準に適合しているときは、登録をしなければならないこととする。

(2)　登録については、一定期間ごとに更新を受けなければならないこととする。

3　登録機関に係る規定の整備

厚生労働大臣等の登録を受けた者について、前記の各法律において、研修等の実施義務、業務規程等の届出、財務諸表等の備付け、登録基準への適合命令、研修等の実施義務違反に係る改善命令、登録の取消し、業務停止命令等の規定を整備することとする。

4　施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の一部改正規定は、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　公益法人が国から委託、推薦等を受けて実施している検査・認定・資格付与等の事務・事業を、登録機関による実施に改める際には、その登録要件を広く国民に明らかにするとともに、登録手続がスムーズに行われるよう体制の整備を図ること。

2　登録機関による実施に移行した後も、検査・認定・資格付与等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については廃止すること。

3　平成14年３月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づいて講じられた具体的措置内容を逐次公表するとともに、同計画の対象となっていない事務・事業等についても検証を行い、必要な見直しを行うこと。

4　すべての公益法人において、役員名簿への公務員出身者の最終官職の付記が行われるよう指導を強化するとともに、財務諸表を含め所管する法人に係る情報を簡易な方法で入手できるよう努めること。

5　公益法人制度の抜本的改革については、できるだけ速やかに、制度の基本的枠組み、改革スケジュール、税制の在り方等の取りまとめを行い、これに従って改革の具体化を図ること。

右決議する。

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　定義

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

第２　基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

第３　関係者の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。また、事業主は、自ら次世代育成支援対策を

実施するよう努めるとともに、事業主及び国民は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第４　行動計画

１　行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を定めなければならない。

２　地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、地域における子育て支援、母子の健康の確保及び増進、教育環境の整備、子育て家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定する。

３　一般事業主行動計画

(1)　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(2)　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。

(3)　厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、適切な行動計画を策定し、当該行動計画に定めた目標を達成したことなどの基準に適合した事業主について、基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

４　特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する特定事業主行動計画を策定し、これを公表しなければならない。

第５　次世代育成支援対策推進センター

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、雇用環境の整備に関する相談等を行うことができると認める一般事業主の団体等を次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

第６　次世代育成支援対策地域協議会

次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。

第７　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第４の１については公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から、第４の２から４までは平成17年４月１日から施行する。

２　この法律は、平成27年３月31日限り、その効力を失う。

【次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　行動計画策定指針を定めるに当たっては、地方自治体及び事業主が行動計画を策定しやすいよう配慮すること。また、地方自治体及び事業主が策定する行動計画については、できる限り具体的な目標が設定され、実効ある次世代育成支援対策が行われるよう支援・指導を行うとともに、行動計画の内容の把握に努めること。

2　行動計画の策定が努力義務とされている従業員が300人以下の中小事業主についても、できる限り行動計画が策定されるよう支援を行うこと。

3　新エンゼルプランが平成16年度に終了することを踏まえ、各地域における行動計画の内容を十分反映させた新たなプランの策定を検討すること。

4　子育てと仕事の両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。また、各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する相談・指導・援助に努めること。

5　地域における小児科医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を一層強化すること。

6　男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組や子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。

7　子育てと仕事の両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間1,800時間の実現に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。

8　労働者が男女を問わず、ともに家庭生活と職業生活を両立できるようにするため、労使双方に対し、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた努力を促すこと。また、ＩＬＯ第156号条約の趣旨を踏まえ、家族的責任を有する労働者が、差別を受けることなく、できる限り家族的責任と職業上の責任を両立できるよう必要な措置を講ずること。

9　今回の児童福祉法の改正において子育て支援事業が法定化されたことに伴い、市町村における子育て支援サービスをより充実させるため、必要な予算の確保に努めること。

10　現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに対して必要なサービスを提供できるよう努めること。

11　子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

12　保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブ等の少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに掲げられた各事業を着実に推進すること。

右決議する。

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　市町村における子育て支援事業の実施等

(1)　市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業のほか、居宅において児童の養育を支援する事業、保育所等において児童の養育を支援する事業及び児童の養育に関する保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

(2)　市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言等を行う。

2　市町村保育計画及び都道府県保育計画の作成

(1)　保育の実施への需要が増大している市町村は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する市町村保育計画を定めるものとする。

(2)　保育の実施への需要が増大している都道府県は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業等の供給体制の確保に資するため、都道府県保育計画を定めるものとする。

3　その他

(1)　都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の調査審議については任意とする。

(2)　児童養護施設等の長は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない。

4　施行期日

この法律は、平成17年４月１日から施行する。ただし、３の(1)に関する事項は、平成16年４月１日から施行する。

【附帯決議】

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）と同一内容の附帯決議が行われている。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案（参第15号）

【要旨】

本法律案は、経済情勢が厳しい中で、就業が一層困難となっている母子家庭の母に対する就業支援を行うため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　母子家庭の母の就業支援策の充実

(1)　厚生労働大臣は、平成20年３月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮が

なされたものとしなければならない。

(2) 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、母子家庭の母の就業支援に関する施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(3) 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

2 国会に対する報告等

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業支援施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。

3 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮

政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならない。

4 民間事業者に対する協力の要請

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める。

5 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

国は、母子福祉団体等の受注の機会の増大が図られるように配慮する。

6 地方公共団体の施策

地方公共団体は、民間事業者に対する協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について、国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努める。

7 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成20年３月31日限りで効力を失う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※8	雇用保険法等の一部を改正する法律案	衆	15. 1.31	15. 4.18	15. 4.24 可決 附帯	15. 4.25 可決	15. 3.25 厚生労働	15. 4.15 可決 附帯	15. 4.15 可決
			○15.4.18 参本会議趣旨説明　○15.3.25 衆本会議趣旨説明						
※24	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3.26	3.27 可決	3.28 可決	3.18 厚生労働	3.19 可決	3.20 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※25	平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	衆	15. 2. 7	15. 3.26	15. 3.27 可決 附帯	15. 3.28 可決	15. 3.18 厚生労働	15. 3.19 可決 附帯	15. 3.20 可決
※26	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 7	4.11	4.17 可決	4.18 可決	3.20 厚生労働	4. 1 可決	4. 3 可決
28	食品衛生法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.13	5.22 可決 附帯	5.23 可決	4.11 厚生労働	5. 7 可決 附帯	5. 8 可決
29	健康増進法の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.13	5.22 可決 附帯	5.23 可決	4.11 厚生労働	5. 7 可決 附帯	5. 8 可決
77	労働基準法の一部を改正する法律案	衆	3. 7	6. 9	6.26 可決 附帯	6.27 可決	5. 6 厚生労働	6. 4 修正 附帯	6. 5 修正
			○15.6.9 参本会議趣旨説明　○15.5.6 衆本会議趣旨説明						
78	職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 7	5.23	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	4.22 厚生労働	5.21 可決 附帯	5.22 可決
			○15.5.23 参本会議趣旨説明　○15.4.22 衆本会議趣旨説明						
84	公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案	参	3. 7	4.11	5.13 可決 附帯	5.14 可決	6.10 厚生労働	6.13 可決 附帯	6.24 可決
109	次世代育成支援対策推進法案	衆	3.17	6.27	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	6. 3 厚生労働	6.11 可決 附帯	6.12 可決
			○15.6.27 参本会議趣旨説明						
110	児童福祉法の一部を改正する法律案	衆	3.17	6.27	7. 8 可決 附帯	7. 9 可決	6. 3 厚生労働	6.11 可決 附帯	6.12 可決
			○15.6.27 参本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案	厚生労働委員長 金田　勝年君 (15. 6.26)	15. 6.26	15. 6.27			15. 6.27 可決	15. 7. 1 厚生労働	15. 7.16 可決	15. 7.17 可決

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された議案は、法律案13件（内閣提出12件（うち本院先議３件）、衆議院提出１件）、及び承認案件１件の合計14件であり、法律案についてはいずれも可決すべきものと、承認案件については承認すべきものとそれぞれ決定した。

また、本委員会付託の請願４種類31件は、いずれも保留とした。

なお、**ＷＴＯ農業交渉に関する決議、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議**及び**米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議**を行った。

〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金臨時措置法の一部を改正する法律案は、我が国周辺水域における水産加工原材料の供給事情の悪化及び水産加工品の輸入増加に対処するため、法律の有効期限を平成20年３月31日まで５年間延長し、引き続き農林漁業金融公庫が水産加工施設の改良等に対し、長期低利の融資を行うことができるようにするものである。

委員会においては、水産加工業の基盤強化対策、水産物の安全・安心の確保と水産用医薬品の使用の適正化、水産加工業と漁業との連携促進による国産原料の安定供給等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合が資源管理の推進、担い手の育成等に積極的な役割を果たすためには、漁業協同組合の経営基盤の安定強化が不可欠であるため、「合併及び事業計画」の都道府県知事への提出期限を平成20年３月31日まで５年間延長し、引き続き漁業協同組合の合併促進措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、日本共産党より反対の討論があり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

種苗法の一部を改正する法律案は、最近における植物新品種の侵害状況及び我が国の知的財産立国の方向性にかんがみ、種苗の育成者権の保護の強化を図るため、種苗のほか、収穫物によって権利を侵害した者も罰則の対象に追加するとともに、法人による権利の侵害に対する罰金額を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、個人育種家の権利行使に対する支援、ＤＮＡ等品種識別技術の開発状況、加工品を罰則の対象とするための対策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農業生産法人による多様な経営展開の促進、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用集積の促進のための措置を講じようとするものである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案は、農業経営の実態に応じた補償の選択や農業

共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、農業生産法人の農外資本割合の要件緩和と耕作者主義との関係、特定農業団体となり得る集落営農の要件、多様な担い手の育成と農業共済の役割等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」に対し、日本共産党より反対の討論があり、採決の結果、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」は多数をもって、「農業災害補償法の一部を改正する法律案」は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定された。なお、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」に対し、４項目にわたる附帯決議が行われた。

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案は、林業と木材産業の一体的な構造改革を図るため、林業及び木材産業が経営改善等に必要な資金の融通を円滑に受けられる仕組みを構築するため、関係資金制度を見直し、拡充しようとするものである。

森林法の一部を改正する法律案は、森林の整備と保全を一体的に推進するため、森林計画制度を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地球温暖化防止と森林整備、森林整備保全事業計画のあり方、国産材、地域材の利用拡大等について質疑が行われた。

質疑を終局し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、両法律案に対し、それぞれ４項目にわたる附帯決議が行われた。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する所掌事務の明確化、食糧庁及び食糧事務所の廃止、地方農政事務所の設置等の措置を講じようとするものである。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、食品の製造及び加工をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、ＨＡＣＣＰ手法（危害分析重要管理点方式）の導入を更に促進するため、本法の適用期限を５年間延長する等の措置を講じようとするものである。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案は、ＢＳＥのまん延を防止するとともに、消費者に対し牛の個体情報を積極的に提供するため、牛個体識別番号により一元的に管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築しようとするものである。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案は、肥料、動物用医薬品、農薬等の生産資材の安全性の確保及び使用の適正化の徹底、事故発生時における対応措置の拡充、厚生労働省との連携強化等の措置を講じようとするものである。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料及び飼料添加物の安全性の確保強化及び飼料の検定機関への行政の関与の適正化等の措置を講じようとするものである。

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件は、地方農政事務所の設置について国会の承認を求めようとするものである。

これら６案件は、食品安全行政に関する関係閣僚会議で決定された「今後の食品行政のあり方について」（平成14年６月11日）を受けて、食品安全基本法案等とともに提出されたものである。

なお、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」について、非農耕地用除草剤の販売者に対し、その容器、包装等に農薬として使用できない旨の表示を義務付けるほか、同法及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」それぞれについて、農林水産大臣は、生産資材の製造から使用までの各段階において、国の内外におけるその安全性が確保されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加する修正が衆議院において行われた。

委員会においては、まず、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」の４法案を一括して議題とし、ＨＡＣＣＰ手法を導入しやすい環境整備、輸入牛肉の安全性確保、生産資材に係る各種規制の十分な周知等について質疑が行われた。その後、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」の２案件を一括して議題とし、農林水産省のリスク管理体制のあり方等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）、各派に属しない議員中村敦夫君から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」について、輸入牛肉を本法の対象とする旨の修正案が提出された。次いで、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」に対し、日本共産党より反対の討論があった。

討論を終局し、採決の結果、「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」は多数をもって、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」は修正案を否決した後、多数をもって、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」、「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定された。また、「地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件」は、多数をもって承認すべきものと決定された。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案は、近年の米の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進する観点から、生産者の自主的な努力を支援するため、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設けるとともに、米の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招致し、その意見を聴取するとともに、米づくりの本来あるべき姿とその実現のための条件、米政策改革大綱の周知徹底と円滑な実施のための予算

の確保、地域の自主性を尊重した産地づくり対策、農業経営所得の確保と安定化対策等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会及び各派に属しない議員中村敦夫君より、主要食糧の生産者に対する所得補償制度の創設等を内容とする修正案が提出された。次いで、日本共産党より原案に反対、修正案に賛成の討論があり、採決の結果、修正案を否決した後、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔決議〕

３月25日、政府に対し、ＷＴＯ農業委員会特別会合議長からＷＴＯ農業交渉に関するモダリティ一次案及び一次案改訂版が提示されたことを受け、モダリティの確立に向けた農業交渉において、関係府省一体となって、各国の自然条件や歴史的背景の相違を認め合う多様な農業の共存を基本とする我が国の提案が実現するよう不退転の決意で取り組むことを求める旨の**ＷＴＯ農業交渉に関する決議**を行った。

６月３日、政府に対し、輸入農林水産物や生産資材の安全性が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること、食品安全行政を総合的に推進するためリスク管理を的確に実施できる体制を整備すること、国産牛肉のトレーサビリティシステムの円滑な実施のため、関係者への周知徹底と生産者等への必要な支援措置を講ずること、輸入牛肉の安全性に対する消費者の懸念を払拭するための所要の措置を検討することなど、７項目にわたる**食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議**を行った。

６月26日、政府に対し、望ましい米の生産構造の確立に向け、米政策改革大綱の早急な具体化とその周知徹底を図ること、農産物価格の著しい変動による経営所得への影響緩和のための本格的な農業経営所得安定対策を早急に検討すること、国際的な食糧の危機管理体制の構築への積極的な参画、政府備蓄米を国内の需給及び価格安定に資するよう適切に運営すること、今回の米政策改革が円滑に進むよう、ＷＴＯ農業交渉や自由貿易協定交渉に当たって我が国の国益が十分に反映されるよう最大限の努力を行うことなど、11項目にわたる**米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月18日、平成15年度の農林水産行政の基本施策について大島農林水産大臣から所信を聴取し、同月25日、これに対する質疑を行った。

この中で、今後のＷＴＯ農業交渉に臨む我が国の基本姿勢、食料自給率についての我が国の基本理念、農業再生に向けた農業者の自助努力及び国による支援のあり方、ＢＳＥ問題に関して残された課題、家畜ふん尿処理施設整備の進捗状況と整備目標達成の見通し、ＪＡＳ法に基づく表示義務違反の実態と違反に対する検査体制・罰則の強化の必要性、農家民宿等グリーンツーリズムの推進のための規制緩和等が取り上げられた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受け、平成15年度農林水産省関係予算の審査を行い、ＷＴＯ農業交渉のモダリティ確立に向けた交渉の状況と我が国の戦略、モダリティ一次案改訂版を採用した場合の我が国農業に及ぼす影響、生産者側の経営安定に配慮した食の安全確保に関する施策の推進、消費者にとって分かりにくい食品表示や用語の改善の必要性、ＢＳＥの感染原因究明の状況と疑似患畜の範囲見直しに向けた検討状況、違法伐採についての実態把握及び違法伐採木材の輸入防止対策、全国一律の森林環境税創設の必要性、公

共事業中心の農業予算から直接支払い中心の農業予算への転換、農業予算の地方へのシフトによる効率的・効果的な予算執行の確保等が取り上げられた。

亀井農林水産大臣が就任したことを受けて、４月15日及び17日、農林水産に関する調査を議題として質疑を行った。

この中で、５月末のＷＴＯ非農産品交渉における林水産物モダリティの確立に向けた現状認識と取組状況、ＷＴＯ農業交渉において関税削減のＥＵ提案の支持表明の妥当性とＥＵ提案が我が国農業に及ぼす影響、攻めの農政のため輸出振興予算の拡充の必要性、加工品の原産地表示のあり方、牛肉在庫緊急保管対策事業対象肉の全箱検査の結果と公表のあり方、森林整備活動交付金制度の拡充、国民の食料確保に向けた中長期戦略、中山間地域が果たす役割に対する都市住民の社会的負担のあり方等が取り上げられた。

７月15日、農林水産に関する調査を議題として質疑を行った

この中で、我が国森林の荒廃状況の実態把握の必要性と今後の対応、ＷＴＯ非農産品交渉議長のモダリティ要素案に水産物が関税撤廃セクターとされたことに対する政府の見解と今後の対応、米政策改革における早期米の扱い、輸入牛肉の原産地証明の義務付けについて米国の延期要請を受け入れた理由と義務付けの実現可能性等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成15年３月18日（火）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成15年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大島農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年度の農林水産行政の基本施策に関する件について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**ＷＴＯ農業交渉に関する決議**を行った。

○**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について大島農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について大島農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について大島農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

○**漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆第６号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長小平忠正君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第６号）　賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、無

○平成15年４月15日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○21世紀の「農」の役割に関する件、ＷＴＯ農水産物交渉に関する件、国産農産物の輸出振興に関する件、体細胞クローン牛に関する件、食品表示に関する件等について亀

井農林水産大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月17日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料の安定供給に関する件、農村の振興に関する件、ＷＴＯ農業交渉に関する件、中山間地域の役割に関する件、有明海ノリ被害と諫早湾干拓事業に関する件等について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第52号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

○**農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）**
農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月24日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）**
農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

以上両案について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第53号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産
（閣法第54号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）について附帯決議を行った。

○平成15年５月８日（木）（第10回）

○**食品安全基本法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○**林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**
森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上両案について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月14日（水）

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会（第１回）

（内閣委員会を参照）

○平成15年５月22日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**

森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上両案について亀井農林水産大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第41号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

（閣法第42号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）

以上６案件について亀井農林水産大臣から趣旨説明を、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員稲葉大和君から説明を聴いた。

○平成15年５月27日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）
以上４案について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月29日（木）（第13回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**
食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）
以上４案について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成15年６月３日（火）（第14回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**
地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）
以上両案件について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。
○**農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。
（閣法第30号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産
○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）**
食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）（衆議院送付）
以上４案をいずれも可決した。
（閣法第31号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし

（閣法第33号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし
（閣法第34号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派　なし
（閣法第32号）賛成会派　自保、公明、共産
反対会派　民主、国連、無

○**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第１号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、無
反対会派　共産

○**食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議**を行った。

○平成15年６月９日（月）（第15回）

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年６月10日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月12日（木）（第17回）

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について参考人東京大学大学院農学生命科学研究科教授生源寺眞一君、那須野農業協同組合理事高根沢市夫君、東京農工大学大学院農学研究科助教授矢口芳生君及び農民運動全国連合会副会長白石淳一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣、太田農林水産副大臣、渡辺農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月26日（木）（第18回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）**について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第80号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、無

○**米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議**を行った。

○平成15年７月15日（火）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○森林・林業の再生に関する件、ＷＴＯ非農産品交渉に関する件、米政策改革に関する件、食品安全行政に関する件等について亀井農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月24日（木）（第20回）

○請願第535号外30件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に加え、我が国の排他的経済水域等における水産資源の著しい減少に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が更に悪化するとともに、水産加工品の輸入も一層増加する傾向にあることにかんがみ、引き続き、農林漁業金融公庫が水産加工施設の改良や新製品・新技術の開発・導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとする措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成15年３月31日までとなっている法律の有効期限を５年間延長し、平成20年３月31日までとすること。

2　法律の背景事情に、「排他的経済水域等における水産資源の減少」を加えること。

3　融資対象として、「水産加工施設の改良、造成又は取得に伴う施設の利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得」を追加すること。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめに基づき、内閣府における食品安全委員会の設置と併せて、農林水産省におけるリスク管理体制の強化を図るとともに、食糧庁組織の廃止等既存組織の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　本省組織の変更

(1)　農林水産物の食品安全対策の強化

農林水産省が担う食品のリスク管理に関する役割を明らかにするため、所掌事務に農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する事務を追加する。

(2)　食糧庁の廃止

食品安全委員会の設置、食品リスク管理部門の強化等に伴って、行政組織の肥大化を防止する観点から、食糧庁を廃止する。

2　地方組織の変更

(1)　地方農政事務所の設置

生産段階における食品のリスク管理業務を強化するため、現在の食糧事務所を廃止し、リスク管理業務と主要食糧業務を担う地方農政事務所を地方農政局の下に設置する。

地方農政局の置かれていない北海道においては、北海道農政事務所を本省の下に設置する。

(2)　統計情報事務所及びその出張所の統計・情報センターへの改組

地方農政局の統計情報事務所とその出張所を、地域における情報発信の役割をも担う統計・情報センターに改組する。

地方農政局の置かれていない北海道においては、北海道統計・情報事務所を本省の下に設置する。

(3) 地方農政事務所と統計・情報センターの統合

平成18年度から、統計・情報センターについては、地方農政事務所と統合し、その下の統計・情報センターとして位置付ける。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、近年の景気動向の中で、新たにＨＡＣＣＰ手法（危害分析重要管理点方式）を導入するに際し設備投資の面で課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらには牛海綿状脳症の発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まっていることにかんがみ、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、農林漁業金融公庫がＨＡＣＣＰ手法の導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人（指定認定機関）が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準には、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容に関する基準を記載しなければならない。

2　食品の製造又は加工の事業を行う者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画（高度化計画）には、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期を記載しなければならない。

3　指定認定機関は、高度化計画の認定を受けた事業者が高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、高度化計画の認定を取り消すことができる。

4　法律の廃止期限を５年間延長し、平成20年６月30日までとする。

5　この法律は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）のまん延防止措置を的確に実施するためには、牛１頭ごとにその飼養履歴等に係る情報を一元的に管理し、ＢＳＥが発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要であること、また、牛肉に対する信頼を回復し、安心できる食生活を確保するためには、消費者に対し牛の個体情報を積極的に提供し、牛肉がどの牛から得られたかを確認できるようにすることが必要であることから、牛の個体の識別のための情報の適切な管理及び伝達に関する特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに個体識別番号、出生又は輸入年月日、移動履歴等を記録するとともに、その情報を原則として、インターネットの利用その他の方法により公表する。

2　牛の管理者又は輸入者は、牛が出生したとき又は牛を輸入したときは、遅滞なく、出生又は輸入の年月日等を農林水産大臣に届け出なければならないとするとともに、牛の両耳に、国から通知を受けた個体識別番号を表示した耳標を装着しなければならない。

3　と畜者は、牛をとさつした後、特定牛肉（食用に供される牛の肉）を他の者に引き渡すときは、個体識別番号を表示しなければならない。

4　販売業者は、特定牛肉を販売するときは、特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又は店舗の見やすい場所に、個体識別番号を表示しなければならない。

5　特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする料理を提供するときは、当該料理又は店舗の見やすい場所に、牛の個体識別番号を表示しなければならない。

6　と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、帳簿の備付け等をしなければならない。

7　農林水産大臣は、と畜者、販売業者又は特定料理提供業者が届出義務、耳標装着義務又は個体識別番号の表示義務を遵守していないと認めるときは、是正勧告をすることができるとするとともに、是正勧告に従わなかった場合には、改善命令をすることができる。

8　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、最近、食品の安全性を脅かす様々な問題が発生していることにかんがみ、人畜に被害を生ずるおそれのある農畜水産物の生産を防止するため、生産資材の適正な使用の確保等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　肥料取締法の一部改正

(1)　農林水産大臣は、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産される肥料（特定普通肥料）について、施用者が遵守すべき基準を定めなければならない。

(2)　農林水産大臣は、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められる肥料の譲渡又は施用を制限又は禁止するとともに、これに違反して当該肥料を譲渡した者に対し、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(3)　農林水産大臣は、特定普通肥料の登録等に際しては、厚生労働大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

2　薬事法の一部改正

(1)　医薬品の製造業又は輸入販売業の許可を受けた者でなければ、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的の医薬品）の製造又は輸入をしてはならない。

(2)　何人も、原則として、直接の容器又は被包に製造業者の名称等が記載されていない医薬品を対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物）に使用してはならない。

(3) 農林水産大臣は、動物用医薬品以外の医薬品のうち、対象動物に使用される蓋然性が高いと認められる医薬品であって、適正に使用されなければ人の健康を損なう畜産物等が生産されるおそれがあるものについて、使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

(4) 農林水産大臣は、動物用医薬品等の使用者が遵守すべき基準の設定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 農薬取締法の一部改正

(1) 農林水産大臣は、販売が制限され又は禁止されている農薬が違法に販売された場合においては、当該農薬の販売者に対し、回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の使用者が遵守すべき基準の設定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

4 家畜伝染病予防法の一部改正

(1) 農林水産大臣は、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病について、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表する。

(2) 農林水産大臣は、特定の種類の家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、飼養衛生管理基準（家畜の所有者が遵守すべき基準）を定めなければならない。

(3) 農林水産大臣は、届出伝染病の指定等に際しては、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

5 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、次の２点の修正が行われている。

1 農薬取締法について、除草剤（農薬以外の薬剤であって、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤）を販売する者は、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用できない旨の表示をするほか、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所にその旨の表示をしなければならないとする修正を行う。

2 農林水産大臣は、肥料、動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器並びに農薬（生産資材）の生産又は製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、これらの生産資材の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加する。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、牛海綿状脳症の発生を契機に国民の食の安全に対する信頼が損なわれている事態にかんがみ、人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、飼料及び飼料添加物の安全性を確保する等の措置を講じるとともに、公益法人に対する行政の関与を適正化

する観点から、飼料の検定制度を見直すものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定飼料等の製造業者に対する登録制度の導入

人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、適正な品質管理が必要な飼料及び飼料添加物（特定飼料等）を製造する者は、事業場ごとに農林水産大臣の登録を受けて、これを販売することができる。

2　有害な物質を含む飼料及び飼料添加物の製造、輸入又は使用の禁止

農林水産大臣は、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、人の健康に有害な畜産物の生産等が行われることを防止するため、販売の禁止に加えて、製造、輸入又は使用を禁止することができる。

3　公益法人改革による飼料の検定制度の見直し

安全性に関する特定飼料等の検定を独立行政法人肥飼料検査所が行う一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改め、公益法人以外の者も検定を実施できるようにする。

4　厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、飼料等の基準及び規格等の設定等について、食品衛生法上の残留基準との整合性を確保するため、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加する修正が行われた。

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、近年の木材価格の低迷等による林業・木材産業の経営環境の悪化にかんがみ、林業・木材産業の一体的な構造改革を推進し、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の事業基盤の強化を図るため、関係制度資金の見直し・拡充を行い、経営改善等に必要な資金の融通を円滑に受けられるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　林業改善資金の貸付対象の拡大

(1)　林業改善資金の貸付対象を木材産業に拡大し、経営改善等を目的として行う先駆的な取組みを実施するための「林業・木材産業改善資金」に改める。

(2)　林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適当であ

る旨の認定を受けなければならないものとする。

(3) 都道府県からの直接貸付方式に加え、新たに銀行等の融資機関が都道府県から原資を借り受けて貸し付ける方式を導入する。

2 木材産業等高度化推進資金の貸付対象の拡大

木材産業等高度化推進資金の貸付対象を林業経営改善計画の認定を受けた者に拡大し、経営の改善に必要な措置を行うための運転資金として、貸し付けることができるようにする。

3 農林漁業信用基金の業務の拡大

融資機関からの林業・木材産業改善資金の融通が円滑に行われるよう、農林漁業信用基金が債務保証を行えるようにする。

4 施行期日

この法律は、平成15年７月１日から施行する。

【附帯決議】

我が国森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、林業の持続的かつ健全な発展と木材産業の事業基盤の強化、連携の推進が重要な課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、林業・木材産業の経営改善を図るため、次の事項の実現に努めるべきである。

1 各種制度資金の見直しに当たっては、融資実務面においても地域や林業・木材産業の実情等に応じ、より使いやすいものとなるよう最大限の工夫を行うとともに、融資枠については、資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。

また、農林漁業信用基金の保証対象の拡大にかんがみ、その適切な運用に努めること。

2 林業及び木材産業の一体的な構造改革を推進するため、経営基盤の強化と連携に向けた関連施策の充実に努め、持続可能な林業とこれを支える木材産業を実現すること。

3 国産材の積極的な利用を推進するため、制度資金の融資対象の拡充について検討するとともに、品質・性能が明確な木材生産や、地域材の利用促進など関連施策の充実を図ること。

4 公共事業における間伐材等の利用、公共施設の木造化等を率先して行うとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等木材の新規需要の開拓を一層推進すること。

右決議する。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、適正な管理が行われず、公益的機能が低下した森林が増加している状況等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を図るため、きめ細やかな森林の整備及び保全を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 森林計画制度の見直し

(1) 森林の整備及び保全の一体的かつ総合的な実施を図るため、森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項を全国森林計画等の計画事項に位置づける。

(2) 全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の達成に資するための計画として、「森林整備保全事業計画」を創設する。

2 保安林における択伐による立木の伐採の手続の簡素化

保安林における複層林施業の実施を推進するため、森林所有者等が保安林において択伐による立木の伐採を行う場合に係る伐採の許可を事前届出に改める。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（森林計画制度の見直しに関する規定は、平成16年4月1日）から施行する。

(2) 治山緊急措置法は、廃止する。

【附帯決議】

木材価格の低迷等により林業生産活動が停滞し、適切な管理が行われていない森林が増加する中、森林の整備及び保全の一体的推進と複層林施業等の促進を図ることは、地球温暖化防止対策の観点からも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、森林の有する公益的機能が一層発揮されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

1 森林計画の見直しに当たっては、流域ごとの森林の現況を的確に把握した上で、森林・林業関係者はもとより広く地域住民の意見を十分踏まえ策定するとともに、森林計画が林業・木材産業の指針としても適切に機能するよう努めること。

2 全国森林計画に新たに位置付けられる森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項については、治山事業をはじめとする森林の保全に係る施策の指標としての役割が発揮されるよう適切に定めること。

また、森林整備保全事業計画の策定に当たっては、関係する公共事業計画との十分な調整を行い、その整合性を確保し、分かりやすい成果目標として明示するとともに、効率的な事業実施に努めること。

3 複層林施業の着実な推進を図るため、高性能林業機械の導入や技術開発、環境に配慮した効率的な路網の整備等に努めること。併せて、森林組合の体制整備、「緑の雇用」等の雇用対策を通じた林業就業者の育成・確保や、ＮＰＯ等を活用することによって、零細林家も含めた間伐などの森林整備が着実に実施されるよう努めること。

4 国有林野事業については、森林の整備及び保全における民有林との連携を深めるとともに、財務状況の健全化に向けた取組を一層強化すること。

右決議する。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、登録された新品種が国の内外で権利者に無断で利用され、その収穫物が市場に出回ることにより、育成者権が侵害される事態が増加し、特色ある品種による産地づくりへの取組みにも深刻な影響を与えるケースが顕在化する状況にあること、及び我が国の知的財産立国の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　現在、種苗について育成者権を侵害した者を罰則の対象としているが、これに加え、種苗を用いることにより得られる収穫物についても育成者権を侵害した者を罰則の対象にする。

2　法人による育成者権の侵害に対する罰則を、300万円以下から１億円以下の罰金に引き上げる。

3　指定種苗制度の違反行為に対する罰金についても所要の見直しを行う。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（先議）

【要旨】

本法律案は、食料・農業・農村基本法が目指す望ましい農業構造の実現のため、農業生産法人による多様な経営展開、集落営農組織の担い手としての育成及び遊休農地の解消とその利用の集積を一層促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農業生産法人による多様な経営展開の促進

認定農業者たる農業生産法人に対する出資を通じ、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等多様な経営展開が一層容易となるよう、農業生産法人の出資者たる構成員の要件について、現行の議決権制限を認定期間中は適用しない農地法の特例措置を設ける。

2　集落営農組織の担い手としての育成

政令で定める一定の要件を満たす地域の集落営農組織を、当該地域の地権者等が作成する農用地利用規程に定めることができることとし、これを特定農業団体として農業の制度上の担い手に位置付ける。

3　遊休農地の解消及びその利用集積の促進

(1)　遊休農地の利用増進を図るため、一定の要件に該当するものを特定遊休農地として、その所有者等に当該農地の利用に関する計画の市町村長への届出を義務付ける。

(2)　届出のあった遊休農地の利用計画に当該農地の利用権の設定等について「あっせん」を受けたい旨が定められている場合には、認定農業者への集積を促進するため、農業委員会による「あっせん」を通じた利用関係の調整及び農地保有合理化法人による買入協議の対象とする。

【附帯決議】

我が国農業、農村は、輸入農産物の増大、担い手の不足等、従来にも増して厳しい状態に直面している。こうした状況の中で、将来にわたり食料の安定供給と農業の持続的な発展を図っていくためには、担い手の育成、遊休農地・耕作放棄地の解消と農地利用の増進等が喫緊の課題となっている。

よって、政府は本法施行に当たっては、農業経営の安定化に必要な諸施策を充実していくことと併せて、地域の関係者が十分な話合いと合意形成の下に、一体となってこれらの課題に取り組める環境の整備に努め、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　認定農業者たる農業生産法人の構成員要件の特例措置については、分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等、制度改正の趣旨に沿った多様な経営

展開が一層容易となるよう、農業経営改善計画の認定を行う市町村に対し適切な助言、指導を行うほか、経営相談事業の充実等ソフト面での支援に努めること。

また、農外資本による不適切な経営支配や農地取得等が招来されないよう、農業委員会によるチェック体制の整備等に努めること。

2　特定農業団体については、これを農業の制度上の担い手に位置付けることから、集落機能の活性化や農地の流動化、生産の合理化など、地域の実情に応じた担い手として育成されるよう、その条件整備に努めること。

なお、特定農業団体と米政策改革大綱における「担い手経営安定対策」の対象となる集落型経営体については、両者の整合性に留意し、現場段階で混乱を招かないよう十分配慮すること。

3　特定遊休農地に対する利用計画の届出制度の運用に当たっては、改正後のシステムが有効に機能し、遊休農地の解消と認定農業者への集積等が効果的に行われるよう、市町村、農業委員会への周知徹底に努めること。

4　本法の運用に当たって、農業委員会の果たす役割が重要であることにかんがみ、農業委員会制度の見直しについては、農地をめぐる担い手の育成など地域の課題に的確に対応する機能が十分発揮されるよう、関係者の意見を踏まえつつ、広範かつ具体的な検討を行うこと。

右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（先議）

【要旨】

本法律案は、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、担い手となる農業者の経営感覚の醸成等に資する観点から、農業経営の実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農業経営の実態に応じた補償の選択

(1)　農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式について、農業共済組合等が複数の引受方式を共済規程等で定めることができるようにすること。

(2)　乳牛の子牛及び胎児について、家畜共済の共済目的とすることができるようにすること。

(3)　果樹共済（収穫共済）の共済目的のうち政令で定めるものについて、樹園地単位方式を導入すること。

(4)　畑作物共済の共済目的の種類のうち政令で定める農作物について、１筆単位方式を導入すること。

2　農業生産の実態に即した合理的な補償

(1)　農作物共済のうち麦に係る災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入すること。

(2)　家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に、支払限度を設けること。

3　農業共済団体の運営の合理化

(1)　農業共済団体の組合員は、書面又は代理人をもって選挙権を行うことができるものとすること。

(2)　農業共済団体が定款で規定すべきこととされている事項のうち、共済掛金又は保険料その他の事項については、新たに設ける共済規程又は保険規程で規定できるものとすること。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、近年の米穀の生産及び流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ、需要に応じた多様な米づくりを推進するために必要な措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産大臣は、現在の基本計画に代えて、米穀の需給及び価格の安定を図るため、需給の見通し、備蓄運営の方針等を内容とする基本指針を策定する。

2　米穀の生産関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産を確保する観点から、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じてこれを行うよう努めなければならない。

また、生産出荷団体等が作成する生産調整方針を国が認定する制度を設け、国及び地方公共団体は必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

3　米の流通関係者の主体性を重視しつつ適正かつ円滑な流通を確保する観点から、現行の計画流通制度を廃止するとともに、米穀の安定供給の確保を支援するため、生産者の過剰米処理に係る無利子資金の貸付け、安定供給の確保に資する売買取引に係る債務保証等の業務を行う米穀安定供給確保支援機構を設ける。

4　自主流通米価格形成センターを米穀価格形成センターに改称し、売買取引の対象を米穀一般に拡大するとともに、複数のセンターの設置を認める。

5　米穀の出荷・販売業者は、あらかじめ、主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出なければならない。

6　これらの見直しに関連して、計画流通米に課せられていた農産物検査の義務検査制を廃止する。

7　施行期日等

(1)　この法律は、平成16年４月１日から施行するものとする。

(2)　この法律の施行後、２年を超え４年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、国は地域別の生産目標数量の配分を行う。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案（衆第６号）

【要旨】

本法律案は、未だ脆弱な小規模漁業協同組合が全国に多数存在しており、また、近年の水産業をめぐる厳しい状況の中で、組合員ニーズに的確に対応した健全な事業運営を図るとともに、資源管理の推進、担い手の育成等に一層積極的な役割を果たすには、その経営基盤の安定強化が不可欠であることにかんがみ、引き続き漁業協同組合の合併を促進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　平成15年３月31日をもって期限切れとなる「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を５年間延長し、平成20年３月31日までとすること。

２　１による提出期限の延長に伴い、共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止の手続についての漁業法の特例措置を延長すること。

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第１号）

【要旨】

本承認案件は、消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るとする、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめの趣旨を受けて、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧事務等の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、地方農政局所在府県以外の各都府県に、地方農政局の分掌機関として地方農政事務所を設置し、その位置は各都府県庁所在地とするとともに、地方農政局の置かれていない北海道については、本省直轄の北海道農政事務所を設置し、その位置は札幌市とするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	15. 2. 4	15. 3.24	15. 3.27 可決	15. 3.28 可決	15. 3.18 農林水産	15. 3.20 可決	15. 3.20 可決
※30	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.21	6. 3 可決	6. 4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
			○15.5.21 参本会議趣旨説明						
31	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.21	6. 3 可決	6. 4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
32	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案	衆	2. 7	5.21	6. 3 可決	6. 4 可決	4.16 農林水産	5.15 可決	5.16 可決
33	食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案	衆	2. 7	5.21	6. 3 可決	6. 4 可決	4.16 農林水産	5.15 修正	5.16 修正
34	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 7	5.21	6. 3 可決	6. 4 可決	4.16 農林水産	5.15 修正	5.16 修正
※41	林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案	衆	2.10	5. 7	5.22 可決 附帯	5.23 可決	3.27 農林水産	4.17 可決 附帯	4.17 可決
42	森林法の一部を改正する法律案	衆	2.10	5. 7	5.22 可決 附帯	5.23 可決	3.27 農林水産	4.17 可決 附帯	4.17 可決
52	種苗法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.16	4.22 可決	4.23 可決	6. 3 農林水産	6. 5 可決	6.10 可決
53	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.21	4.24 可決 附帯	4.25 可決	6. 4 農林水産	6.12 可決 附帯	6.12 可決
54	農業災害補償法の一部を改正する法律案	参	2.21	4.21	4.24 可決	4.25 可決	6. 4 農林水産	6.12 可決	6.12 可決
80	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	3. 7	6. 9	6.26 可決	6.27 可決	5.20 農林水産	6. 4 可決	6. 5 可決
			○15.6.9 参本会議趣旨説明　○15.5.20 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（提出月日）	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 小平　忠正君 （15. 3.20）	15. 3.20	15. 3.20	15. 3.24	15. 3.27 可決	15. 3.28 可決			15. 3.20 可決

・国会の承認を求めるの件（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件	衆	15. 2. 7	15. 5.21	15. 6. 3 承認	15. 6. 4 承認	15. 4.16 農林水産	15. 5.15 承認	15. 5.16 承認

(5) 委員会決議

―― ＷＴＯ農業交渉に関する決議 ――

我が国は、輸入農産物の増大やデフレの進行により農産物価格が大幅に下落する厳しい局面の中で、食料の安定供給、食料自給率の向上、食品の安全確保をめざし、現在、懸命に取り組んでいる。

このような中で、ＷＴＯ農業委員会特別会合議長から、２月にＷＴＯ農業交渉に関するモダリティ一次案が、さらに今般一次案改訂版が提示された。

その内容は、一部の輸出国の主張に偏重した極めてバランスを欠くものであり、ドーハ閣僚宣言にある非貿易的関心事項等が反映されておらず、非現実的な提案と言わざるを得ない。この提案はウルグァイ・ラウンド合意に基づき我が国をはじめ各国が鋭意取り組んでいる農政改革の努力を阻害するのみならず、我が国農業に壊滅的な打撃を与えるおそれがあり、到底受け入れることはできない。

農産物の貿易ルールは、食料が人類の生存に不可欠な基礎的物質であり、かつ、今後世界の食料需給が中長期的にひっ迫することが懸念されていることにかんがみ、多様な農業の持続的な発展に寄与するとともに、その持続的な生産活動を通じて農業の多面的な機能が適切に発揮されるものでなければならない。

よって、政府は、関係府省一体となって、モダリティの確立に向けた農業交渉において、各国の自然条件や歴史的背景の相違を認め合う多様な農業の共存を基本とする我が国の提案が実現するよう、不退転の決意で取り組むことを強く求める。

右決議する。

―― 食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議 ――

我が国においては、経済社会の発展に伴い国民の食生活が豊かになる一方、食品流通の広域化・国際化や科学技術の進展などを背景として、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生を始め、食品の安全に関わる問題が相次いで発生している。

このため、今国会で食品安全基本法が制定され、国民の健康の保護を最優先に、リスク分析手法を導入し、国の内外における一連の食品供給行程における安全性の確保を図ることを基本理念とし、関係府省が一体となって、食品安全行政を総合的に推進することとされたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に努め、「食」の安全と安心に万全を期すべきである。

1　国の内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、輸出国におけるリスク分析の状況や食品関連の事故に関する情報収集等に努め、輸入農林水産物や生産資材についてその安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。

2　食品安全行政を総合的に推進するため、国の関係機関の有機的連携を確保するとともに、国と地方の適切な役割分担の下、生産者・事業者に対する指導・監視、情報の共有化等リスク管理を的確に実施できる体制を整備すること。

3　国産牛肉の生産履歴管理（トレーサビリティ）システムについては、円滑かつ確実に実施するため、関係者に対し周知徹底を図るとともに、生産者・事業者に過度の負担が生じないよう必要な支援措置を講ずること。

また、先般、未発生国といわれたカナダにおいてＢＳＥが発生したこと等にかんがみ、今後、未発生国でＢＳＥが発生した場合の当該発生国及びその輸出相手国からの輸入牛肉の安全確保のため、

(1)　発生国等による迅速な情報提供がなされ、汚染のおそれのある家畜・畜産物が輸出されることのないよう、早急に所要の措置を講ずること。

(2)　未発生国についても、発生のリスクに応じた侵入防止措置を講ずる必要があるため、我が国独自のＢＳＥステータス評価を速やかに行うこと。

(3)　輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の強い要請を踏まえ、輸入業者や販売業者に対し、トレーサビリティＪＡＳ制度に取り組むなどにより、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供する努力を行うよう、指導すること。

(4)　現在、我が国の消費量の６割を超えている輸入牛肉について、その安全性に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

4　生産資材の安全性及びその使用の適正化を確保するため、生産者等に対し周知徹底を図るとともに、使用実態等の調査体制を強化すること。

5　食品の安全性に関する不測の事態に的確に対処できるよう、情報の収集・分析・提供体制を強化するとともに、危機が発生した場合の関係機関の連携・対応等に関するマニュアルを整備し、販売禁止措置や回収命令などが迅速かつ適切に行われるよう努めること。

また、人畜共通感染症に関する調査研究及び輸入検疫を強化すること。

6　ＨＡＣＣＰ手法の導入に当たっては、中小零細企業が大宗を占める我が国食品製造業の実情に十分配慮し、関係事業者が取り組みやすいよう、その啓発、人材の育成、施設の整備等につき支援措置を講ずること。

また、「農場から食卓まで」のフードチェーンの各段階における食品の衛生・品質管理の促進に努めること。

7　「食」の安全と安心が将来にわたって確保されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度や体制について消費者の視点に立って適切な運営に努めるとともに、必要に応じて所要の見直しを行うこと。

右決議する。

―― 米政策の改革と水田農業の再構築に関する決議 ――

今般、政府は、米消費の減少、生産調整の限界感・強制感の高まり、担い手の高齢化などを背景に、米政策の抜本的な見直しを行うべく、米政策改革大綱を定め、その一環として今国会に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出された。

その内容は、消費者重視の視点に立って、農業者・農業者団体や流通業者の創意工夫を引き出し、主体的な取組の下、需要に即応した多様な米づくりなど地域の特性を活かした

農業生産と米流通の改革を推進し、閉塞状況に陥っている水田農業の再構築を図ろうとするものである。

しかしながら、その推進に当たっては、食料・農業・農村基本法の精神に則り、温暖多雨な自然条件の下で、我が国水田農業の有する多面的機能が十全に発揮されるとともに、水田農業の担い手が意欲と希望を持って取り組み、その経営所得が安定することによって農業の再生産が確保され、米の安定供給と農産物の自給率の向上に資するものとしなければならない。

よって政府は、米政策の改革を進めるに当たっては、地方公共団体と一体となって農業者・農業団体等の主体的な取組を強力に支援するとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　望ましい米の生産構造の確立に向けて、農業者を始め関係者の衆知を結集し、十分な話合いと合意形成の下に地域水田農業ビジョンの作成が行われ、農業者が余裕を持って営農準備に取り組めるよう、米政策改革大綱の具体化を早急に図り、その内容を関係者に周知徹底すること。

2　新たな需給調整システムへの移行が円滑に進むよう、地方公共団体と協力して、迅速かつ的確な需給情報の提供や指導体制の整備に努めること。

3　産地づくり推進交付金については、関係者の創意工夫が最大限活かされ、地域の特性に応じた売れる米づくりや麦・大豆の本作化、耕畜連携等の取組が促進されるよう、その安定的・効果的な支援に必要な財源と水準を確保すること。

4　米価下落影響緩和対策及び担い手経営安定対策については、米価下落の影響を緩和する安全網（セーフティネット）として有効に機能するものとなるよう、制度設計には十分な検討を行うとともに、実施後も不断の評価・検証に努めること。

また、条件不利地域や担い手不足地域などの小規模農業者については、農業の多面的機能の維持等に果たす役割に配慮し、小規模農業者を含めた集落営農の育成に努めるとともに、担い手経営安定対策の対象要件について地域の実情に配慮して設定するなど、効果的な支援に努めること。

5　今後、農業の担い手を育成し、その経営の安定を図る上で、農産物価格の著しい変動による経営所得への影響を緩和するための本格的な農業経営所得安定対策について、早急に検討すること。

6　豊作による過剰米の処理に当たっては、主食用米の価格の低下による稲作経営への影響を防ぐことができるよう、短期融資制度の適切な運用その他必要な措置を講ずること。

7　公正・中立で開かれた取引の場の育成、安定供給のための自主的な取組に対する支援などにより、需要に応じた多様な取引を促進するとともに、米の安定供給の確保を図ること。

8　米の需給改善に当たっては、米の消費拡大が重要であることにかんがみ、日本型食生活の普及、食育の充実、粉体利用や新形質米、機能性食品の開発・普及など、強力に推進すること。

9　消費者の食の安全・安心に対する関心に適切に応えていくため、わかりやすい表示に努めるほか、不当表示の取締りと再発防止策の強化、品種におけるＤＮＡ分析、米の安全性確認のための体制整備、生産履歴管理（トレーサビリティ）システムの構築等を推

進すること。

10　東アジア米備蓄システムへの協力を一層強化するなど国際的な食糧の危機管理体制の構築に積極的に参画するとともに、政府備蓄米は、国内の需給及び価格安定に資するよう適切に運用すること。

11　今回の米政策改革が円滑に進むよう、ＷＴＯ農業交渉に当たっては、我が国提案の実現に向けて、不退転の決意で取り組むとともに、自由貿易協定（ＦＴＡ）交渉に当たっては、我が国の国益が十分反映されるよう、最大限の努力を行うこと。

右決議する。

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出16件（うち本院先議６件）であり、このうち内閣提出15件（うち本院先議５件）を可決し、内閣提出１件（本院先議）を修正議決した。なお、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出１件は撤回した。

また、本委員会付託の請願７種類113件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

株式会社産業再生機構法案は、金融面における不良債権問題の解決を図る一方、産業面における過剰債務企業の経営資源を再生し、過剰供給構造を解消するための産業再編を促進するため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対して、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援し、産業再生と金融再生とを一体的に取り組むことが必要とされたことにかんがみ、平成14年10月に経済財政諮問会議で決定された「改革加速のための総合対応策」の中で「産業再生機構（仮称）」の創設が明記され、また、同年12月に「産業再生・雇用対策戦略本部」で決定された「企業・産業再生に関する基本指針」の中では、預金保険機構の出資を得て株式会社産業再生機構を創設すること、産業再生機構の運営の基本的考え方、産業再生機構が債権を買い取る基準などが具体的に示されたこと等を受けて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、①産業再生機構は主務大臣の認可により設立する株式会社とし、産業再生機構に、再生支援の決定、債権買取り及び債権処分の決定等の権限を有する産業再生委員会を設置する、②産業再生機構は過大な債務を負っている事業者とその債権者である金融機関等の連名による申込みを受け、支援基準に従って再生支援をするかどうかを決定し、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、産業再生機構に対する債権買取り等の申込み又は事業再生計画への同意の回答を求める、また、回答に係る債権額が対象事業者の再生支援に必要な額に達したときは、対象事業者に対して金融機関等の有する債権の買取り等を行う、③産業再生機構の債権の買取り等は平成16年度末まで行い、買取決定から３年以内に買い取った債権等の処分を行うよう努める等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、①産業再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るものとする、②産業再生機構は、再生支援の決定に当たっては、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画について労働者との協議状況等に配慮しなければならない等の修正が行われた。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、預金保険機構が整理回収機構に委託して行っている健全金融機関からの資産買取りの申込み期間を１年間延長するとともに、中小企業信用保険法を改正し、産業再生機構に貸付債権が譲渡され、借入れが減少している中小企業者のうち、事業再生が可能な者をセーフティネット保証の対象に追加する等の規定を整備するものであ

る。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案は、同法施行後、我が国経済の生産性は一旦回復基調にあったものの、近年、産業における過剰供給構造、過剰債務問題が深刻化し、設備投資の低迷、生産性の再度低下が生じていることにかんがみ、「改革加速のための総合対応策」の中で、平成14年度末に期限が切れる産業活力再生特別措置法の抜本的拡充・強化の必要性が明記されたことを受けて、今国会に提出されたものである。本法律案の主な内容は、現行の事業再構築計画に加えて、過剰供給構造の解消を目指した共同事業再編計画に基づく事業活動の支援、経営資源再活用計画に基づく生産性向上の取組に対する支援、計画の認定を受けた事業者が行う組織再編等に対する商法上の手続き及び課税の特例、中小企業再生支援協議会の設置等による中小企業の再生への取組に対する指導及び助言等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成15年４月１日から公布の日に改める等の修正が行われた。

委員会においては、以上の３法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、産業再生機構創設の必要性、債権買取価格の在り方、事業再生計画における雇用への配慮、中小企業の事業再生支援の強化策等について質疑が行われ、３法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、３法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、株式会社産業再生機構法案に対して７項目、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対して２項目の附帯決議がそれぞれ付された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス業、運輸・通信業等サービス分野の取引が増加し、役務の委託に係る下請取引が拡大する中で、支払遅延、やり直しの要求、代金値引き、商品の購入要請等の行為が指摘され、このため、公正取引委員会の企業取引研究会は役務の委託取引の公正化、経済環境の変化に即応した優越的地位の濫用規制等に係る下請代金支払遅延等防止法の在り方を中心に検討を行い、平成14年11月に取りまとめられた報告書を踏まえて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、①委託取引の対象として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型製造委託を追加すること、②親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加すること、③公正取引委員会が勧告した場合、必要に応じて公表できるよう関係規定を整備すること、④書面の交付義務違反に対する罰金の上限額を３万円から50万円に引き上げること等の措置を講じようとするものである。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、委託を受けて情報成果物作成、役務提供等を業として行う中小企業者を下請中小企業振興の対象として追加すること、振興事業計画の業種指定を廃止し、組合以外の任意グループも親事業者と振興事業計画を作成できること、振興事業計画の承認を受けた下請中小企業に対して、売掛金債権担保保険の特例を導入すること等の措置を講じようとするものである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、小規模企業共済制度の長期的な安定を図るため、資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額等を政令で定めるように改めるとともに、資産運用責任の明確化を図るため、運用責任者に対して忠実な職務の遂行義務を課す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、下請代金支払遅延等防止法の適用対象業種拡大に対する考え方、親事業者と下請事業者を画する資本金基準細分化の必要性、下請中小企業振興対策の在り方、共済資産の運用改善に対する取組等について質疑が行われた。質疑終局後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して木俣理事より、発注書面の交付時期に関する改正規定を削除することのほか、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付内容を変更させることなどによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないとする規定を親事業者の遵守事項に追加すること等を内容とする修正案が提出された。次いで討論に入り、小規模企業共済法の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって修正議決された。なお、５項目の附帯決議が付された。下請中小企業振興法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決された。小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案は、中央省庁等再編後の状況の変化等を踏まえ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を内閣府の外局に移行させようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成15年４月１日から公布の日に改める修正が行われた。委員会においては、公正取引委員会を内閣府に移行させる理由、公正取引委員会の機能強化等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、２項目の附帯決議が付された。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案は、歳出・歳入構造の見直しを含めたエネルギー政策の見直しが進められる中、地球温暖化対策及び廃棄物・リサイクル問題に対応するため、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の支援対象として、海外におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制事業、使用済物品等の発生抑制及び再生部品の利用促進に関する事業を追加するとともに、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正し、経済産業大臣及び環境大臣が行う施策に対し必要な財政上の措置等を講じようとするものである。

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案は、長期的な電力の安定供給及び地球温暖化問題に対応するため、発電用施設周辺地域整備法の支援対象である発電用施設を、長期固定電源である原子力、水力等に重点化し、従来の公共用施設に加えて、周辺地域における住民の生活の利便性向上や産業振興を図る事業に対して支援するとともに、電源開発促進対策特別会計法の支出対象を原子力、水力等に重点化し、原子力発電施設等の立地の進展に伴う将来的な財政需要増に備えるため、周辺地域整備資金を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、石油特会を環境省と共管にした理由、

電源三法交付金の在り方、石炭課税と環境税との関係等について質疑が行われ、両法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案に対して６項目、発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案に対して５項目の附帯決議がそれぞれ付された。

特許法等の一部を改正する法律案は、出願者間の費用負担の不均衡を是正するため、特許関係料金の改定等を行うとともに、迅速かつ的確な紛争処理を実現するため、異議申立制度と無効審判制度とを一本化する等の措置を講じようとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、営業上の利益侵害によって生じた損害額の立証を容易化する規定を導入するとともに、営業秘密を不正に取得・使用・開示した者に対する処罰規定を設ける等の措置を講じようとするものである。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、公正な競争の確保による一般消費者の利益の一層の保護を図るため、商品又は役務の性能、効果等について合理的な根拠がない表示を不当表示として規制する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、特許関係料金制度の在り方、特許審査体制の充実、営業秘密保護の実効性の確保、不当表示規制強化の必要性等について質疑が行われ、特許法等の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、順次採決の結果、特許法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、８項目の附帯決議が付された。不正競争防止法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、２項目の附帯決議が付された。不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案は、電気事業及びガス事業について、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの下での電力・ガス供給に関する需要家選択肢の拡大を図るため、ネットワーク部門における託送供給に係る情報の目的外利用の禁止等の措置を講ずるとともに、特殊法人等の改革を推進するため、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化しようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、電気事業及びガス事業の自由化範囲拡大に対する考え方、原子力発電についての今後の投資環境整備の在り方、電源開発株式会社の民営化に当たっての財務基盤強化の取組等について質疑が行われ、日本共産党の反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、９項目の附帯決議が付された。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、化学物質の管理の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、化学物質の人への健康被害の防止を目的とした規制に加え、新たに動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、高蓄積性のない新規化学物質が一定数量以下の製造・輸入である場合、審査の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた「高濃度アルコール含有燃料」を自動車用燃料として使用する

ことに伴う事故が発生している状況を踏まえ、混合燃料についても安全規制の対象とするための措置を講じようとするものである。

委員会においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案について環境委員会との連合審査を行うとともに、両法律案を一括して議題とし、生態系への影響に着目した審査・規制の在り方、既存化学物質の安全性点検の取組、バイオマス・アルコール等新燃料への対応等について質疑が行われ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する日本共産党の反対討論の後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、経済産業省が所管する消費生活用製品安全法等の９法律に基づく検査、登録等の事務・事業について、指定・認定制度を登録制度に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、営利法人の参入促進と製品等の安全性の確保、公益法人に対する優遇措置の是正等について質疑が行われ、日本共産党の反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

３月20日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、イラク攻撃の国内経済への影響と政府のエネルギーを含む諸対応策、原子力発電のバックエンド対策についての政府の姿勢、中小企業に対する特許料等の減免措置適用要件の緩和、ＦＡＺ法の実績と総務省の行政評価を踏まえた今後の経済産業省の取組、東武ガスのガス漏れ事故の現状と対応、資金繰り円滑化借換保証の活用状況、女性起業者に対する支援充実の必要性、消費税の事業者免税点制度の適用上限の引下げが中小小売業に与える影響等について質疑が行われた。

３月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、資金繰り円滑化借換保証制度の保証実績及び同制度のＰＲの必要性、産業競争力の将来見通しと今後の産業育成策、イラク紛争が我が国経済に及ぼす影響、原子力発電所の運転再開に向けた見通し、高速増殖炉「もんじゅ」の高裁判決と今後のプルサーマル計画への取組、シックハウスに対する関係各省庁の取組、地下室マンションの建築に対する国の指導の必要性、国連の内部文書によるイラク攻撃での主な被害予測に対する大臣の所見、イラク戦争の中長期化による我が国エネルギーへの影響、産業の空洞化に関する現状認識と対策、中国に対するＯＤＡの在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年３月18日（火）（第１回）

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。

○平成14年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、矢野外務副大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月24日（月）（第３回）

○**株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）**

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣から趣旨説明を、株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴き、

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）**

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上３案について平沼経済産業大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、伊藤内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君に対し質疑を行った。

○平成15年３月26日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成15年度特別会計予算（衆議院送付）

平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、矢野外務副

大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年３月27日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）**

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、平沼経済産業大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、根本内閣府副大臣、中馬国土交通副大臣、森山財務大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

○**公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）**について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月28日（金）（第７回）

○**株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）**

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上３案について参考人プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザリー・サービス株式会社取締役パートナー田作朋雄君、日本労働組合総連合会総合政策局長成川秀明君及び元野村證券株式会社副社長・元住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長斉藤惇君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月１日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）**

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上３案について谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、平沼経済産業大臣、根本内閣府副大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第３号）賛成会派　自保、民主、公明

反対会派　共産、国連

（閣法第４号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連
（閣法第５号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連

なお、株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）（衆議院送付）及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）**について福田内閣官房長官、吉田総務大臣政務官及び竹島公正取引委員会委員長に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第７号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月15日（火）（第９回）

○**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）**
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）**について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年４月16日（水）
経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第１回）

○**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）**について鈴木環境大臣、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、弘友環境副大臣、太田農林水産副大臣、桜田経済産業大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年４月17日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）**
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）

以上両案について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、若松総務副大臣、西川経済産業大臣政務官、森山財務大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第82号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
（閣法第83号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）について附帯決議を行った。

○平成15年４月22日（火）（第11回）

○エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月24日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、弘友環境副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第11号）賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産
（閣法第12号）賛成会派　自保、公明、国連
反対会派　民主、共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月８日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、増田法務副大臣、森山財務大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第112号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連

○平成15年５月13日（火）（第14回）

○**特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）**
不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴き、
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）
について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月15日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）**
不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）
以上３案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣、小林財務副大臣、西川経済産業大臣政務官、渡辺農林水産大臣政務官、森田厚生労働大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第62号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
（閣法第63号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
（閣法第64号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）及び不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年５月20日（火）（第16回）

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）**について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴き、
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月22日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）**
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）
以上３案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、伊藤内閣府副大臣、森

田厚生労働大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月27日（火）（第18回）

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）**について参考人早稲田大学商学部教授鵜飼信一君、社団法人日本金型工業会会長・大垣精工株式会社代表取締役社長上田勝弘君及び全国ソフトウェア協同組合連合会専務理事・首都圏コンピュータ技術者協同組合理事長横尾良明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）**
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）
以上３案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、岩城国土交通大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第154回国会参第５号）**の撤回を許可した。

○**小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）**について討論の後、
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）を修正議決し、
下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）
以上両案をいずれも可決した。

（閣法第90号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
（閣法第91号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
（閣法第92号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　国連

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年５月29日（木）（第19回）

○**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月３日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**

について平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、西川経済産業大臣政務官、森山財務大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官、岸総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第21回）

○**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について参考人社団法人日本経済団体連合会副会長・新日本製鐵株式会社代表取締役会長千速晃君、作家・慶應義塾大学文学部教授荻野アンナ君及び東洋大学経済学部教授植草益君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月10日（火）（第22回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）（衆議院送付）**について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第79号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成15年７月24日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第323号外112件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

株式会社産業再生機構法案（閣法第３号）

【要旨】

本法律案は、我が国の産業の再生と信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社産業再生機構を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　設立等

(1)　株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）は、主務大臣の認可により、一を限って設立される。

(2)　預金保険機構は、産業再生機構の発行済株式の２分の１以上を保有しなければならない。

2　産業再生委員会

(1)　産業再生機構に、産業再生委員会を置く。

(2)　産業再生委員会は、産業再生機構の取締役の中から、３人以上７人以内の委員を選定して組織する。

(3)　産業再生委員会は、再生支援の決定、債権の買取り等（債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け）の決定、債権又は持分の処分の決定等、産業再生機構の業務運営に関する重要な事項を決定する。

3　支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、産業再生機構が再生支援の決定又は債権の買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定める。

4　産業再生機構の業務

(1)　産業再生機構は、過大な債務を負っている事業者とその債権者である１以上の金融機関等との連名による事業再生計画を添付した申込みを受けたときは、あらかじめ主務大臣及び事業所管大臣の意見を聴いて、支援基準に従って、再生支援をするかどうかを決定する。

(2)　産業再生機構は、支援決定を行ったときは、対象事業者の債権者である関係金融機関等に対し、債権の買取りの申込み又は事業再生計画への同意の回答（買取申込み等）をするよう求めなければならない。

(3)　産業再生機構は、回答期間が満了し、又はすべての関係金融機関等から回答があったときは、あらかじめ主務大臣の意見を聴いて、債権の買取り等をするかどうかを決定しなければならない。

(4)　産業再生機構は、買取申込み等期間の末日を、平成17年３月31日以前の日としなければならない。

(5)　産業再生機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(6)　産業再生機構は、債権又は持分の処分を行おうとするときは、あらかじめ主務大臣の意見を聴かなければならない。また、買取決定の日から３年以内に、すべての債権

又は持分の処分を行うよう努めなければならない。

5　その他

(1)　政府保証及び損失補助

イ　政府は、産業再生機構の資金調達（借入れ又は社債の発行）に対して保証を行うことができる。

ロ　政府は、産業再生機構が解散時に債務超過となった場合、損失補助を行うことができる。

(2)　預金保険機構の業務の特例等

イ　預金保険機構は、産業再生機構の設立の発起人となり、及び産業再生機構に対し出資を行う。

ロ　政府は、イの業務のため、預金保険機構の資金調達（借入れ又は預金保険機構債券の発行）に対して保証を行うことができる。

(3)　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

(4)　関係施策及び関係機関との協力

イ　産業再生機構は、再生支援に当たっては、産業活力再生特別措置法による支援措置との連携をとるよう努めなければならない。

ロ　産業再生機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のために必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

ハ　産業再生機構は、預金保険機構及び特定協定銀行（整理回収機構）との協力の充実を図りつつ、適正かつ効率的に業務を実施するよう努めなければならない。

ニ　政府関係金融機関等は、対象事業者に対する債務の免除等に協力するよう努める。

(5)　この法律は、一部を除き、公布の日から２月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

(6)　政府は、施行後２年以内に、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、産業再生機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

なお、本法律案については、衆議院において、産業再生機構は、①雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図ること、②再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならないこと、③再生支援の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならないことを追加する修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　事業の再生については、市場における企業の自主的な取組を尊重することを原則とし、産業再生機構（以下「機構」という。）が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、過度の介入により安易な企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から

判断を行うものとすること。

2　機構は、事業者が、労働者の理解と協力を得て、事業再生計画を策定及び実施しているか等、関係労働組合との協議の状況について、十分な確認を行うものとすること。

3　機構は、支援基準を運用し、事業の再生支援を行うに当たっては、中小企業者の事業の実態等を勘案し、支援基準の運用に当たっても、機構による再生支援を中小企業者が十分活用し得るよう努めるものとすること。

4　事業所管大臣は、事業分野別支援基準を作成する際、及び個別事業の支援決定において機構に意見を述べる際には、機構の中立的立場を阻害することのないよう配慮しつつ、対象事業者の属する関係事業者の意見等を踏まえて実施するものとすること。

5　産業再生委員会の運営に当たっては、経営者を代表する者及び労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとすること。

6　機構は、事業の再生支援を行うに当たり、過去に金融機関等から債務の免除等の支援を受けたことがある事業者については、基準に基づき厳正に判断する等、事業者のモラルハザードを招かないように努め、あわせて、機構の損失拡大の防止に十分配慮するものとすること。

7　政府は、業務の運営の透明性を確保するため、支援基準について可能な限り具体的に定めるよう努力するとともに、機構は、企業秘密に配慮しつつ、債権の買取り及び処分について、積極的に情報の公開に努めるものとすること。

右決議する。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）

【要旨】

本法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を１年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律について、規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業信用保険法の一部改正

株式会社産業再生機構（以下「産業再生機構」という。）に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業者のうち、経済産業大臣の定める基準に適合することにより事業の再生が可能であると認められる者を経営安定関連保証（セーフティネット保証）の対象に加える。

2　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正

(1)　預金保険機構は、次の場合、産業再生機構から資産を買い取ることができる。

イ　産業再生機構から資産の買取りの申込みがなされた場合

ロ　産業再生機構から資産の買取りに係る入札の実施の広告又は申出がなされた場合

(2)　預金保険機構は、(1)のイ又はロの場合、特定協定銀行（以下「整理回収機構」という。）に委託して産業再生機構から資産を買い取ることができる。

(3)　預金保険機構が行っている破綻金融機関等以外の金融機関からの資産の買取り（整

理回収機構に委託する場合を含む）につき、その申込みの期間を１年間延長し、平成17年３月31日までとする。

3　施行期日

この法律は、一部を除き、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。

4　検討

政府は、施行後５年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、１による改正後の中小企業信用保険法第２条第３項第８号（セーフティネット保証の拡充）の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第５号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編、経営資源の再活用、事業革新設備の導入その他の事業活動を促進するとともに中小企業の活力の再生を支援しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　基本指針及び事業分野別指針

(1)　経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

(2)　主務大臣は、基本指針に基づき、所管する事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であって当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野における産業の活力の再生に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2　共同事業再編計画、経営資源再活用計画及び事業革新設備導入計画の創設等

(1)　現行の事業再構築計画に加え、新たに共同事業再編計画（過剰供給構造にある同一の事業分野に属する２以上の事業者が共同で事業再編を実施する計画）、経営資源再活用計画（合併、営業の譲受け等により他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る経営資源を有効活用して当該事業の生産性の向上を目指した計画）及び事業革新設備導入計画（事業者が事業革新に必要な設備を導入する計画）を創設し、支援措置を講ずる。

(2)　事業者は、平成20年３月31日までに主務大臣に各計画を提出し、認定を受けることができる。

(3)　主務大臣は、認定の申請があった場合において、各計画が基本指針及び事業分野別指針に照らし適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をする。

(4)　認定事業者に対する商法等の特例

イ　現物出資、財産引受、事後設立及び新株発行等に係る現物出資を行う場合において、裁判所が選任する検査役の調査を要しない。

ロ　株主総会の特別決議を必要としない簡易組織再編の範囲を純資産額等の20分の１以内から５分の１以内に拡大する。

ハ　中間配当として、株主に子会社株式を交付することができる。

ニ　株式交換、吸収分割又は吸収合併を行う際に、新株の発行に代えて、金銭又は親会社株式等を交付することができる。

ホ　会社分割を行う際に、社債権者に対する催告手続を緩和し、社債管理会社に催告を行うことにより社債権者は催告を受けたものとみなす。

ヘ　減資と同時にそれを上回る増資を行う場合に、株主総会の特別決議を不要とし、取締役会の決議で足りることとする。

(5)　認定事業者に対する課税の特例

共同出資会社を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。また、施設の撤去又は設備の廃棄について、租税特別措置法の定めるところにより、法人税の欠損金の繰越し又は法人税の還付についての特別措置を講ずる。

(6)　産業基盤整備基金の業務の特例

産業基盤整備基金は、認定事業者又はその関係事業者が事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証等を行う。

(7)　中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、経営資源再活用関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化し、てん補率を引き上げるとともに、保険料率を引き下げる。

(8)　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を拡大し、認定事業者、一定の要件を満たす事業者（財務内容が悪化している事業者）及びこれらの事業者の関係事業者を加える。

3　中小企業の再生支援

(1)　経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な指針（以下「中小企業再生支援指針」という。）を定めなければならない。

(2)　中小企業再生支援指針に基づき、経済産業大臣の認定を受けた商工会議所等（認定支援機関）に中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生への取組に対する指導及び助言等の業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）を行う体制を整備する。

(3)　中小企業再生支援協議会の決定を経た中小企業再生支援業務に係る事業の実施に必要な資金の確保に当たっては、信用保証協会の債務保証を受けることができる。

(4)　中小企業総合事業団の業務に、中小企業の再生を支援する中小企業等投資事業有限責任組合に対する出資を追加する。

4　その他

(1)　この法律は、平成15年４月１日から施行する。

(2)　政府は、平成20年３月31日までの間に、廃止を含めて見直しを行う。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を公布の日に改めること、事業再構築計画に関する経過措置等を設けること、施行期日の修正に伴い租税特別措置法について所要の規定の整備を行うことを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。

2　不良債権処理の加速化により、企業の倒産・整理が高水準で推移することが予想されることから、労働債権が労働者のセーフティネットとなり得るよう、その対応の在り方について検討すること。

右決議する。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（閣法第７号）

【要旨】

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとするために、独占禁止法、国家行政組織法、内閣府設置法、総務省設置法等関係法律の規定を整備するものである。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日を「平成15年４月１日」から「公布の日」に改める修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。

2　独占禁止法について、違反行為に対する措置体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

右決議する。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の期限を延長し、海外の工場又は事業場におけるエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制に係る事業活動並びに使用済物品等の発生の抑制及

び再生部品の利用に係る事業活動についての支援策を講ずるとともに、エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するために経済産業大臣又は環境大臣が行う施策に対し必要な財政上の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正

(1)　題名の変更

題名をエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に改める。

(2)　特定事業活動の追加

特定事業活動に次に掲げる措置の実施を加える。

イ　海外において事業者が行うエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置又は改善によりエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するために必要な措置の実施

ロ　使用済物品等及び副産物の発生の抑制（リデュース）並びに再生部品の利用（リユース）に関する事業活動の促進のために必要な措置の実施

(3)　支援機関の変更

政策支援のための業務（債務保証及び利子補給等）を行う機関を、産業基盤整備基金から独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に変更する。

(4)　法の廃止期限の延長

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法が廃止するものとされる期限を平成25年３月31日まで延長する。

2　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

(1)　石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、内外における石油代替エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの使用の合理化によりエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のためにとられる施策であって経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置を加える。

(2)　出資等の規定の整備

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構への出資金に、工場・事業場におけるエネルギー使用合理化設備の設置等に必要な資金の借入れに対する債務保証に係る出資を加え、産業基盤整備基金に係る出資規定を削除する。

3　施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる地球規模の問題であり、すべての国・地域の参加なくして解決は望めないため、米国や途上国を含めた真に望ましい国際的ルールができるよう最大限の努力を行うこと。

2　京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、産業・民生・運輸部

門における省エネルギーに対する支援策を一層推進し、新エネルギー等環境負荷の少ないエネルギーの普及・技術開発を促進すること。

3　原子力は、エネルギーの安定供給の確保と京都議定書における二酸化炭素削減目標の達成の観点から不可欠な電源であることにかんがみ、増加するエネルギー需要を満たしつつ、地球温暖化防止のため必要となる原子力発電所の新増設計画を、安全確保を前提として、着実に実行するよう努めること。

4　省エネ・リサイクル支援法の助成対象となる特定事業活動及び特定設備について、施行状況等を勘案して、必要に応じ対象の見直し、助成措置の充実・強化を図ること。

5　地球温暖化問題の解決と経済発展の同時達成に向けた取組が不可欠であることにかんがみ、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用の促進に当たっては、実用化のための技術研究開発に対する支援策を積極的に行うとともに、中小企業等の環境関連産業の育成を図り、新たな需要や雇用の創出に努めること。

6　省資源・循環型社会形成に向け、エネルギーの多消費につながるライフスタイルを見直し、意識の改革を図るため、国民に対する啓発活動、広報体制の充実に努めること。

右決議する。

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、長期間にわたり安定的でありかつ二酸化炭素の排出の低減にも資する電力の供給源である原子力発電施設等の発電用施設につき、その周辺地域における住民の生活の利便性の向上等に寄与する事業を促進するとともに、その利用の促進及び安全の確保を図るために必要な財政上の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　発電用施設周辺地域整備法の一部改正

(1)　目的の改正

法律の目的を、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することに改める。

(2)　発電用施設の定義の整備

「発電用施設」の定義を、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものに改める。

(3)　公共用施設整備計画の名称変更及び利便性向上等事業計画の創設

イ　整備計画を公共用施設整備計画に改める。

ロ　都道府県知事は、周辺地域について住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に

寄与する事業（公共用の施設の整備を除く。）で政令で定めるものに関する計画（以下「利便性向上等事業計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

ハ　利便性向上等事業計画は、周辺地域の住民の福祉の向上を図るため特に必要があると認められる住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業の概要、経費の概算等について定める。

ニ　主務大臣は、利便性向上等事業計画が適当なものであると認められるときは、協議により、これに同意する。国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、主務大臣が同意した利便性向上等事業計画に基づく事業に係る費用に充てるため、交付金を交付することができる。

(4)　中小企業信用保険法の特例の創設

主務大臣が同意した利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として都道府県知事の認定を受けた中小企業者が当該事業を行うのに必要な資金に係る債務の保証について、中小企業信用保険法の特例を適用することができる。

2　電源開発促進対策特別会計法の一部改正

(1)　電源利用対策の設置等

イ　電源立地対策として、発電用に供する施設の設置に係る措置に加えて、運転の円滑化に資するための財政上の措置を新たに講ずる。

ロ　「電源多様化対策」を「電源利用対策」に改め、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための措置をいう。

(2)　電源利用勘定の設置

「電源多様化勘定」を「電源利用勘定」に改める。

(3)　周辺地域整備資金の設置及び関連規定の整備

イ　電源立地勘定に周辺地域整備資金を置き、予算で定めるところにより、同勘定からの繰入金等をもってこれに充てる。

ロ　周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び政令で定める財政上の措置に要する費用を支弁するため必要があるときは、予算で定めるところにより、電源立地勘定の歳入に繰り入れることができる。

ハ　周辺地域整備資金の受払は、電源立地勘定の歳入歳出外として経理する。

ニ　電源立地勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金のうち、政令で定める金額は、周辺地域整備資金に組み入れ、なお残余があるときは、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れる。

3　施行期日

この法律は、平成15年10月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　電力の安定供給の確保にいささかの支障も来すことのないよう、現在、運転が停止している原子力発電施設について、徹底した安全確保を大前提とした上で、立地地域の住民等に対する積極的な情報提供等により、早期の運転再開に向けた理解促進に努めること。

2　利便性向上等事業計画に基づく事業については、歳出対象が無限に拡大し、制度の趣旨に照らして必要性が疑われることのないよう、事業計画の厳正な審査を行うこと。

3　周辺地域整備資金に関しては、電源立地の推進に向けた理解促進活動により、過剰な資金が滞留することのないよう一層努めるとともに、電源開発計画の進捗状況や周辺地域整備資金の資金規模の推移等に応じ、電源立地勘定の歳出・歳入構造の見直しを含め、引き続き検討を行うこと。

4　電源開発促進税の実質的な納税者が国民であることにかんがみ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、電源三法交付金の厳正な執行に努めるとともに、事業の成果を適切に評価し、情報公開に努めること。

5　エネルギー政策基本法の規定に基づくエネルギー基本計画を定めるに当たり、我が国のエネルギー政策における原子力の位置付けとともに、国、地方公共団体及び事業者の役割を明確化すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、知的財産の迅速かつ的確な保護の要請に対応し、特許法等の産業財産権関係法律について、特許権の取得等に係る費用負担の適正化、迅速かつ的確な紛争処理の実現、特許制度の国際的調和を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特許関連料金制度の見直し

(1)　特許料及び特許出願料を引き下げ、出願審査請求料を引き上げる。

(2)　特許庁への出願審査請求後において、拒絶理由の通知（審査の結果、特許を受ける発明の条件を満たしていない旨あらかじめ出願人に通知）があるまでの間に、特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、出願人からの請求により出願審査請求料の一部を返還する制度を導入する。

(3)　特許料等の減免措置の見直し

イ　特許料及び出願審査請求料の減免措置の対象に、地方公共団体の試験研究機関等を追加する。

ロ　特許料及び出願審査請求料の減免措置の対象者が権利を共有する場合は、その持分に応じて各自が減免措置の適用を受けられるよう規定を整備する。

2　特許に関する紛争処理制度の見直し

(1)　特許の有効性を争う制度として併設されている異議申立制度と無効審判制度とを新たな無効審判制度に統合し、新無効審判制度を請求できる者の範囲を「利害関係人」から「何人も」に拡大する。

(2)　訂正審判を請求できる期間の制限

裁判所における特許無効審判の審決取消訴訟中に、特許権者が特許庁に対して特許の訂正審判を請求することにより、特許庁と裁判所間で事件が行き来する状況を回避し、紛争の迅速な解決を図るため、特許権者が訂正審判を請求できる期間について、

特許庁の特許無効審判の審決に対する特許権者からの訴えがあった日から90日間に制限する。

(3) 審決取消し決定制度の導入

裁判所における特許無効審判の審決取消訴訟中に、特許権者から特許庁に対して、特許の訂正審判請求があった場合に、その訂正が認められる前であっても、裁判所は特許庁の特許無効審判をさらに審理させることが相当と認めるときは、事件を特許庁の審判官に差し戻すことができる。

3 特許制度の国際的調和

(1) ２以上の発明が、発明の単一性要件（複数の発明を１通の願書にまとめて出願できる要件）を満たすときは、１通の願書で特許出願することができる。

(2) 特許協力条約に基づく国際出願について、全締約国に出願したとみなす制度を導入する。

4 その他

(1) この法律は、一部を除き、平成16年１月１日から施行する。

(2) 実用新案法、意匠法及び商標法について、特許法の改正に準ずる所要の改正を行う。

【附帯決議】

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許審査官の大幅な増員、外部人材の活用や先行技術調査におけるアウトソーシング機関の一層の活用など、更なる審査体制の整備強化に努めること。

2 我が国産業の基盤である中小企業者やベンチャー企業を支援する観点から、海外の減免措置制度の状況なども勘案し、個人を含めた中小企業に対する特許関係料金の使いやすい減免措置等、支援体制の強化及び支援措置の周知徹底に努めること。

3 特許審査請求料を含めた特許関係料金体系は、我が国産業の国際競争力にかかわる問題であるため、出願人のトータルとしての実質的な経済的負担を軽減するとの観点から、附則の見直し期間にかかわらず、欧米における料金の動向等を踏まえて適宜見直し、検討を行うこと。

4 出願人が出願後審査請求前に調査報告書を入手できてそれにより自発的に審査請求の要否を判断できる制度や、十分な先行技術調査を伴っている場合には審査請求料を減額する制度等も含めた所要の対策について、審査負担軽減への効果、出願人の意見等を十分に勘案しつつ、検討すること。

5 審査請求期間の３年への短縮による審査請求件数の一時的急増に対処するため、審査待ち期間の長期化を防止することを可能とする対策を十分に検討すること。

6 実用新案制度について、存続期間の延長、保護対象の拡大等を含めた見直しを早急に検討すること。

7 電子政府の推進の観点から、特許に関しても、インターネット上での特許関連手続や特許関係料金の電子納付を早期に可能とするなど、出願人の利便性の向上に努めること。

8　職務発明規定の見直しに際しては、我が国の産業競争力の強化という基本的視点に立って、発明者の研究開発意欲の一層の増進と、相当の対価の確定性の向上による使用者の経営安定等の観点から、発明者と使用者のバランスに配慮して検討を行うこと。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定義の見直し

(1)　他人の商品・営業の表示（商品の出所又は営業の主体を示す表示をいい、具体的には、人の業務に係る氏名、商号、商標等をいう。）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用した商品を電気通信回線（ネットワーク）を通じて提供して、他人の商品・営業と混同を生じさせる行為等が「不正競争」に含まれることを明確にする。

(2)　この法律にいう「物」には、プログラムが含まれることを明確にする。

2　不正競争による営業上の利益の侵害に対する民事的救済措置の整備

(1)　損害賠償額の算定に当たり、営業上の利益を侵害した者が譲渡した物の数量に基づき妥当な損害額を算定する方式を導入し、損害額の立証を容易化する。

(2)　使用料相当額の損害の賠償額の認定について、事件の具体的事情を考慮できるようにする。

(3)　被告が侵害行為に関する物又は方法について否認するときは、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。

(4)　侵害行為を立証するために必要な書類の提出命令に関して手続を整備する。

(5)　損害の計算を行うための計算鑑定人制度を設け、当事者は計算鑑定人に対して必要な事項を説明しなければならない。

(6)　損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所が相当な損害額を認定することができる。

3　営業秘密に係る不正競争行為に対する刑事罰の導入

(1)　次のいずれかに該当する者は、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

イ　詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の競争の目的で、使用し、又は開示した者

ロ　イの使用又は開示の目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為により、記録媒体等を取得し、又は複製を作成して、営業秘密を取得した者

ハ　営業秘密を保有者から示された後、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為又は営業秘密の記録媒体等の管理に係る任務に背く行為により、記録媒体等を領得し、又は複製を作成して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

ニ　営業秘密を保有者から示された役員又は従業者であって、不正の競争の目的で、

営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者

(2) (1)のイからニまでの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

4　施行期日

この法律は、公布の日から１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　知的財産関係訴訟の手続における営業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。

2　営業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、営業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めないということがないよう、捜査当局においては、的確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。

右決議する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要旨】

本法律案は、近年の食品等における虚偽表示の続発により、表示に対する消費者の不信感が根強いことにかんがみ、表示に対して迅速かつ厳正に対処し、その適正化を図ることによって消費者の信頼を回復するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　商品又は役務の内容に関する合理的根拠のない表示の規制

公正取引委員会は、商品又は役務の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示等に該当するか否かを判断するため、必要があると認めるときは、表示をした事業者に対し、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的根拠を示す資料の提出を求め、資料の提出がないときは、不当表示として規制する。

2　排除命令に係る手続の改善

不当表示等の禁止規定に違反する行為に対する、公正取引委員会の排除命令の告示手続を廃止し、排除命令は排除命令書の謄本の送達により行う。

3　都道府県知事による指示規定の見直し

不当表示等に対して都道府県知事が指示できる対象として、違反行為の再発防止に必要な事項等を追加するとともに、違反行為が既になくなっている場合においても指示することができる。

4　罰金の上限額の引上げ

都道府県知事による事業者等に対する報告徴収、立入検査等に関し、妨害等を行った者に対する罰金の上限額を３万円から50万円に引き上げる。

5　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業について、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの下での電力・ガス供給に関する需要家の選択肢の拡大を図るため、ネットワーク部門（送配電及びガス導管）における託送供給に係る情報の目的外利用の禁止等の措置を講ずるとともに、電源開発促進法を廃止し、電源開発株式会社を民営化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　電気事業法の一部改正

(1)　電気事業

イ　特定規模電気事業者（特定規模の需要家に対し電気の小売を行う事業者）は、自らが維持・運用する電線路を介して特定規模電気事業を行おうとするときは、一定事項を経済産業大臣に届け出なければならない。なお、経済産業大臣は、その届出がその電線路を介して電気を供給する場所を供給区域に含む一般電気事業者（いわゆる電力会社）の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

ロ　一般電気事業者は、託送供給（いわゆる電力会社の送電ネットワークを利用した電気の供給）に係る料金その他の供給条件について託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出、公表しなければならないほか、託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理し、その結果を公表しなければならない。また、託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外に利用する行為、並びにその託送供給の業務について特定の電気供給事業者に対し不当に利益を与え又は不利益を与える等の行為をしてはならない。

(2)　送配電等業務支援機関

イ　経済産業大臣は、送配電等業務の円滑な実施を支援することを目的として設立された法人であって、一定の基準に適合すると認められるものを、申請により、全国に一を限って、送配電等業務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

ロ　支援機関は、送配電等業務の実施に関する基本的な指針の策定、同業務の円滑な実施の確保に必要な電気事業者に対する指導、勧告等、同業務に関する情報提供及び連絡調整等の業務を行う。

2　ガス事業法の一部改正

(1)　一般ガス事業

一般ガス事業者（いわゆる都市ガス会社）は、託送供給に係る料金その他の供給条件について託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出、公表しなければならないほか、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理し、その結果を公表しなければならない。また、託送供給の業務に関して知り得た情報を目的外に利用する行為、並びにその託送供給の業務について特定のガス供給事業者に対し不当に利益を与え又は不利益を与える等の行為をしてはならない。

(2)　ガス導管事業

イ　「ガス導管事業」とは、自らが維持・運用する特定導管（一定規模以上の供給能力を有する導管）によりガスの供給を行う事業をいう。

ロ　一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、特定導管の設置場所等を経済産業大臣に届け出なければならない。なお、その特定導管が一般ガス事業者の供給区域で設置される場合において、経済産業大臣は、その届出が当該一般ガス事業者のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

(3)　大口供給

一般ガス事業者等による大口供給（一定数量以上の需要に応じて行う導管によるガス供給）に係る許可制を届出制に改める一方、経済産業大臣は、その届出に係る大口供給を行うことにより、一般ガス事業者の供給区域におけるガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認める場合等には、届出の内容の変更又は中止を命ずることができる。

3　電源開発促進法の廃止

電源開発促進法を廃止する。

4　附則

(1)　この法律は、一部を除き平成17年４月１日から施行する。

(2)　財務大臣及び経済産業大臣は、一定の要件を備えていると認められる株式会社を、電源開発株式会社の株式の取得、管理及び売却を行う指定会社として指定することができる。

(3)　政府は、産業投資特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に所属する電源開発株式会社の株式を出資の目的として指定会社に出資することができる。

【附帯決議】

国民生活と経済活動の基盤となる電気事業及びガス事業の制度改革については、エネルギーの安定供給の確保や環境への適合を図りつつ、エネルギー需要者の利益を十分確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　我が国のエネルギーセキュリティと環境保全等の両立の観点から、原子力発電を中核的な電源と位置付け、原子力発電の開発・利用を推進するため、優先給電指令制度の整備など電力供給システムの一層の整備を図ること。

特に、原子力発電のバックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、平成16年末までに必要な措置を講ずること。

2　電力・ガス事業の将来の小売自由化範囲の拡大については、ユニバーサル・サービスや最終保障の在り方等の観点を踏まえ、今後、十分慎重に検討すること。

3　電力・ガスの安定的かつ効率的供給を確保するため、川上から川下まで一貫した体制で確実に電力・ガスの供給を行う「責任ある供給主体」が必要であることにかんがみ、一般電気事業者制度及び一般ガス事業者制度を存続させるとともに、本法施行後３年経

過時に予定される本改正の検証の際も、当該制度を存続した趣旨を十分尊重すること。

4　卸電力取引所の整備、託送制度の見直しなど本制度改正の具体的制度設計に当たっては、安定供給と環境適合を大前提に、公正かつ公平なルールに基づく市場環境の整備を行うこと。

また、振替供給料金の廃止に当たっては、送電線建設等に要するコストの公平・確実な回収、送電費用の負担に関する適切な精算、遠隔地電源立地の抑制の確保に留意して制度設計を行うとともに、消費者の理解が得られるような仕組みとすること。

なお、振替供給料金の廃止後の状況の推移を見て、これらについて不具合が生じるような場合には、直ちに振替供給料金の廃止の見直しを含めた振替供給制度の見直しを図ること。

5　送配電等業務支援機関については、いわゆる中立機関として送配電部門の公平性・透明性を確保するための機関であることにかんがみ、基本的な指針の策定等の支援業務の実施に当たっては、公平・透明な運用と安定供給の確保の観点に留意すること。

6　地球環境問題への対応等の観点から、分散型電源の導入が、地球環境負荷を高める電源に偏ることのないように配慮するとともに、燃料電池や太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの開発・利用を推進すること。

7　エネルギーセキュリティの確保や地球環境保全等に配慮したベストミックスの観点から、天然ガス利用の拡大を図るとともに、ガス体エネルギー確保のための積極的な資源外交に努めること。

8　電源開発基本計画の廃止に当たっては、電源立地の停滞や困難化を招来することのないよう、電源開発の円滑化のため引き続き必要となる地元合意形成の促進や関係省庁における許認可の円滑化など、これまで電源開発基本計画が有してきた意義や機能を承継する代替措置を講ずること。

9　電源開発株式会社については、民間会社としての自立的な経営基盤を早期に確立して同社を効果的かつ積極的に活用するため、指定会社による財務基盤の強化のための措置を確実に達成するとともに、完全民営化の趣旨にかんがみ、資本、人事の面において一層自主的かつ責任ある経営体制の確立が図られるように努めること。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要旨】

本法律案は、化学物質の管理の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、新規化学物質の審査及び規制をより効果的かつ効率的に行い、化学物質による環境の汚染をより確実に防止するための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的の改正

難分解性（自然的作用では化学的変化を生じにくい）の性状を有し、かつ、動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質を規制対象として追加する。

2　定義規定の改正

(1)　第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の追加

難分解性及び高蓄積性の性状を有し、かつ、継続的に摂取される場合には高次捕食動物（食物連鎖を通じて化学物質を最も体内に蓄積しやすい生活環境動物）の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質を「第一種特定化学物質」に、また、難分解性の性状を有し、継続的に摂取される場合には生活環境動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある物質であって、広範な地域での相当程度の残留等から被害を生ずるおそれのある化学物質を「第二種特定化学物質」に追加する。

(2)　第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質の新設並びに指定化学物質の名称変更

難分解性及び高蓄積性の性状を有するが、継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれ又は高次捕食動物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうか明らかでない化学物質を「第一種監視化学物質」に、また、難分解性の性状を有し、動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質を「第三種監視化学物質」として新たに定義するとともに、従来の「指定化学物質」を「第二種監視化学物質」に名称を変更する。

3　新規化学物質に関する事前審査制度の見直し

(1)　新規化学物質の製造・輸入開始前の届出について、次に該当する場合はこれを要しない。

イ　取扱い方法（閉鎖系用途等）からみて環境汚染のおそれがないものとして経済産業大臣等の確認（以下「事前確認」という。）を受けた場合

ロ　新規化学物質の年間の製造等予定数量が政令で定める数量（１トン）以下である場合で、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれがないこと等の事前確認を受けた場合

(2)　新規化学物質の年間の製造等予定数量が政令で定める数量（10トン）以下である場合の審査の特例

新規化学物質が、難分解性の性状を有するものの高蓄積性の性状は有さず、人の健康又は生活環境動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれがないこと等の事前確認を受けた場合、第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質に該当するかどうか明らかでない段階でも、確認に係る数量まで製造・輸入できる。

(3)　経済産業大臣等は、製造等の届出に係る新規化学物質が第一種特定化学物質、第二種監視化学物質又は第三種監視化学物質に該当するか否かの判定を行う。

4　第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質に関する措置

(1)　第一種監視化学物質及び第三種監視化学物質の製造者等は、毎年度、前年度の製造数量等を経済産業大臣に届け出なければならないものとし、経済産業大臣は、毎年度、前年度の各物質ごとの製造等の合計数量を公表する。

(2)　(1)の化学物質が第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質に該当するかどうか判定する必要があると認めるに至った場合、経済産業大臣等は当該物質の製造者等に対し、有害性調査及びその結果報告を指示することができる。

5　有害性情報の報告等

化学物質の製造者等は、報告対象物質の性状に関する試験を行った等の場合に、難分

解性等の性状を有するとの知見が得られたときは、その内容を経済産業大臣等に報告しなければならない。

6　その他

主務大臣は、1の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合、当該製品の回収等必要な措置を命ずることができるほか、規制に違反した行為者及び法人の罰則について所要の見直しを行う。

7　施行期日

一部を除いて、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。

2　リオ宣言第15原則に規定する予防的な取組方法を踏まえ、化学物質のリスク低減のための総合的管理方策の検討を進めること。

また、化学物質の妊婦・子供等への影響について検討すること。

3　土壌生態系を含め生態系全体への影響を客観的に評価・把握するための研究を推進し、知見の集積を図るとともに、生態毒性試験及び審査の実施のための体制の整備を急ぐこと。

4　内分泌攪乱作用が疑われる化学物質についての科学的知見の集積を促進するとともに、いわゆる化学物質過敏症に関する知見の集積を図り、その対応の在り方を検討すること。

なお、良分解性化学物質のリスク評価を推進し、必要な対策を講ずること。

5　化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図ること。

6　事前確認により製造輸入が認められる新規化学物質について、事後監視の徹底を図ること。

右決議する。

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）

（先議）

【要旨】

本法律案は、揮発油と炭化水素以外の物との混合物が自動車用燃料として使用されることによる事故が発生している状況を踏まえ、揮発油等の炭化水素油とその他の物との混合物であって揮発油等と同等の性状を有するものについて、その品質を確保するために必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義規定の拡充等

(1)　この法律において「炭化水素油」とは、炭化水素とその他の物との混合物又は単一

の炭化水素を含むものをいう。

(2) この法律において「揮発油」とは、炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による減失量加算90%留出温度（蒸留して留出した揮発油に常温で蒸発する揮発油分を加算したものが90%となるのに必要な温度）が180度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のものをいう。

(3) この法律において「軽油」とは、炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による90%留出温度が360度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下で、かつ、温度15度における比重が0.8757以下のもの（温度15度における比重が0.83以上で経済産業省令で定める試験方法による10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が経済産業省令で定める割合以上のもの、(2)に規定する揮発油及び(4)に規定する灯油を除く。）をいう。

(4) この法律において「灯油」とは、炭化水素油であって、経済産業省令で定める蒸留性状の試験方法による95%留出温度が270度を超えない範囲内で経済産業省令で定める温度以下のもの（(2)に規定する揮発油を除く。）をいう。

2 規格に適合しない、揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品の販売の禁止

揮発油販売業者が揮発油として消費者に販売してはならない自動車の燃料用揮発油には、揮発油と同じ用途に用いることができる石油製品であって経済産業省令で定めるものを含む。

3 揮発油輸入業者の届出義務に関する規定の整備

揮発油輸入業者は、自動車の燃料として販売又は消費するために揮発油を輸入したときは、遅滞なく、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。また、自動車の燃料以外のものとして揮発油を輸入した場合において、輸入後に当該揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、あらかじめ、同様の事項を届け出なければならない。

4 罰金額の引き上げ

揮発油輸入業者における届出義務違反等の罰金である20万円以下を30万円以下に引き上げる。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請代金支払遅延等防止法の対象として追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象となる委託取引の追加

(1) 金型の製造委託の追加

物品及びその半製品等の製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することを製

造委託に追加する。

(2) 情報成果物作成委託の追加

事業者が業として提供する若しくは請け負う情報成果物（コンピュータのプログラム、映画及び放送番組等のコンテンツ等をいう。以下同じ。）の作成を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成を他の事業者に委託することを情報成果物作成委託として対象に追加する。

(3) 役務提供委託の追加

事業者が業として提供する運送、ビルメンテナンス等の役務（建設業を営む者が業として請け負う建設工事を他の建設業者に請け負わせることを除く。）を他の事業者に委託することを役務提供委託として対象に追加する。

2 情報成果物作成委託及び役務提供委託における親事業者と下請事業者とを画する基準の追加

情報成果物及び役務（政令で定めるものを除く。）の作成委託等において、親事業者の資本の額又は出資の総額（以下「資本金等」という。）が5,000万円超の場合は、資本金等が5,000万円以下の事業者を下請事業者という。

また、親事業者の資本金等が1,000万円超5,000万円以下の場合は、資本金等が1,000万円以下の事業者を下請事業者という。

3 親事業者の遵守事項の追加

親事業者が行ってはならない行為として、下請事業者に自己の指定する役務を強制して利用させること及び自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることを追加する。

4 公表規定の削除による勧告の改正

公正取引委員会による勧告に対して親事業者が従わなかったときは、その旨を公表するとの規定を削除し、必要に応じて公正取引委員会が勧告を公表できるようにする。

5 罰金の上限額の引上げ

書面の交付義務違反、書類等の作成及び保存義務違反、検査忌避等についての罰金の上限額を３万円から50万円に引き上げる。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

1 書面の交付に関する改正規定の削除等

親事業者が下請事業者に交付すべき書面について、製造委託等をした場合は「直ちに」交付しなければならないこととされている規定を「遅滞なく」交付しなければならないことに改める改正規定を削除する。ただし、当該書面に記載すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を

記載した書面を下請事業者に交付しなければならないものとする。

2　親事業者の遵守事項の追加

親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、状況に合わせ検討すること。

2　プログラム制御機器のプログラムの作成委託が情報成果物作成委託に含まれることを、公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等において明確にすること。

3　物品の製造のために使用され、製造する物品と密接不可分な関連性があり、転用可能性がない特殊工具等の製造委託については、その実態の把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には下請代金支払遅延等防止法の対象とすることについて検討すること。

4　下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護をより一層促進する観点から、５年以内に情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

5　本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官等、執行体制の強化を図ること。

右決議する。

下請中小企業振興法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近におけるサービス産業の発展等にかんがみ、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請中小企業振興法の対象として追加するとともに、振興事業計画に基づく事業を実施する下請事業者に対して中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　下請事業者の範囲の拡大

下請事業者の定義に、自己より資本の額若しくは出資の総額又は従業員数が大きい事業者（親事業者）から委託を受けて、情報成果物（プログラム、放送番組等）の作成、役務（運送、ビルメンテナンス等）の提供、物品の修理を業として行う中小企業者を加える。

2　振興事業計画の作成主体の拡大

親事業者及び事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であってその構成員の大部分が当該親事業者の下請事業者で

あるものを、振興事業計画の作成主体とする。

3　中小企業信用保険法の特例

振興事業計画の承認を受けた下請事業者が、同計画に従って行う振興事業に必要な資金を調達するため、同事業を行う親事業者に対する売掛金債権を担保に借入れを行う場合、その借入れについて信用保証協会が保証した保証債務を対象とする売掛金債権担保保険の保険限度額を倍額にするとともに、保険料率を引き下げる。

4　罰金の上限額の引上げ

振興事業計画の実施状況についての主務大臣への報告の忌避、虚偽報告に係る罰金の上限額を３万円から50万円に引き上げる。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（先議）

【要旨】

本法律案は、金利水準の低下や株価の低迷等により、資産運用の利回りが低下するなど小規模企業共済制度を取り巻く資産運用環境が厳しさを増している状況を踏まえ、本制度の長期的な安定を確保するため、共済金額の見直し等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　共済金額及び解約手当金額規定等の政令事項化

(1)　共済契約者（加入者）に支給する共済金及び解約手当金の額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに共済事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して、掛金区分に係る掛金納付月数及び共済事由等に応じ政令で定める。

(2)　(1)の政令を制定し、又は改正する場合における経過措置について政令で定めることができる。

(3)　共済金を分割払の方法により支給する場合に、共済金の額に乗ずる分割支給率は、政令で定める。

2　資産運用責任の明確化

(1)　中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、小規模企業共済勘定余裕金（以下「余裕金」という。）の運用に関して、運用の目的その他経済産業省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

(2)　事業団は、余裕金を運用する場合、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき余裕金の運用に関する基本方針に沿って運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

(3)　事業団の理事長、副理事長及び理事は、余裕金の運用の業務について、法令等を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(4)　事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもって、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、余裕金の運用に関する

契約を事業団に締結させること等の行為を行ってはならない。

3　その他

(1)　この法律は、一部を除き、平成16年４月１日から施行する。

(2)　共済契約のうち、この法律の施行前に共済事由が生じたものに係る共済金の額の算定については、なお従前の例による。

(3)　共済契約のうち、この法律の施行前に共済事由が生じたものに係る共済金を分割支給する場合の分割共済金の額等については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

(4)　この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうち、この法律の施行後に共済事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　小規模企業共済制度が小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を担っていることにかんがみ、その資産運用等制度運営に係る厳格な責任を明確化するとともに、外部評価システムの導入など事業運営の一層の透明化に努めること。

2　加入者が共済制度の運営状況を的確に把握できるよう、徹底した情報公開を進めること。また、新たな共済契約者の勧誘においては、予定利率の変遷や法改正に伴い予定利率が政令に委ねられていることなどを十分説明するとともに、予定利率変更の可能性があることを周知徹底すること。

3　小規模企業共済制度の運営に当たっては、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

4　中小企業総合事業団における小規模企業共済制度の運用に当たっては、同事業団の独立行政法人化関連法案に対する附帯決議の趣旨を踏まえ、その適正な執行に努めること。

右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（先議）

【要旨】

本法律案は、平成14年３月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を実施する一環として、経済産業省関係の９法律に基づく検査、登録等の事務・事業について、経済産業大臣がこれを行わせる者を指定・認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　計量法の一部改正

計量器の校正等を行う事業者について、経済産業大臣の認定を受けることができる制度を、経済産業大臣の登録を受けることができる制度に改める等所要の改正を行う。

2　半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正

回路配置利用権（回路配置の創作者によるその回路配置の排他的利用権）等の登録に

関する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定登録機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

3　消費生活用製品安全法の一部改正

特別特定製品（乳幼児ベッド等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、主務大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、主務大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

4　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

特定液化石油ガス（プロパンガス）器具等の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

5　ガス事業法の一部改正

(1)　ガス工作物（ガス精製設備等）の使用前検査（技術基準への適合性を担保する検査）に関する事務について、経済産業大臣が認定した者（認定ガス工作物検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

(2)　特定ガス用品（ガスストーブ等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

6　電気用品安全法の一部改正

特定電気用品（電気温水器等）の技術基準への適合性検査に関する事務について、経済産業大臣の認定・承認を受けた者（第三者検査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

7　揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正

揮発油、灯油、軽油に関する品質の分析を生産業者等から受託し、規格に対する適合性検査を実施する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定分析機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

8　電気事業法の一部改正

(1)　安全管理審査に関する事務（発電所等の設置者が行う自主検査の検査方法等その実施体制を審査する事務）について、経済産業大臣が指定した者（指定安全管理審査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

(2)　一般用電気工作物の技術基準への適合性に係る調査業務（一般家庭の屋内配電設備等の適合性調査等）に関する事務について、経済産業大臣が指定した者（指定調査機関）が実施する制度を、経済産業大臣の登録を受けた者が実施する制度に改める等所要の改正を行う。

9　火薬類取締法の一部改正

火薬類取締法に定める火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の交付事務を、指定試験機関へ委託することができることを法律に明記する。

10　施行期日

一部を除いて、この法律は、平成16年３月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（16件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※3	株式会社産業再生機構法案	衆	15. 1.28	15. 3.24	15. 4. 1 可決 附帯	15. 4. 2 可決	15. 2.26 経済産業	15. 3.19 修正 附帯	15. 3.20 修正
			○15.3.24 参本会議趣旨説明　○15.2.20 衆本会議趣旨説明						
4	株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	1.28	3.24	4. 1 可決	4. 2 可決	2.26 経済産業	3.19 可決	3.20 可決
			○15.3.24 参本会議趣旨説明　○15.2.20 衆本会議趣旨説明						
5	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案	衆	1.28	3.24	4. 1 可決 附帯	4. 2 可決	2.26 経済産業	3.19 修正	3.20 修正
			○15.3.24 参本会議趣旨説明　○15.2.20 衆本会議趣旨説明						
※7	公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案	衆	1.31	3.27	4. 1 可決 附帯	4. 2 可決	3.18 経済産業	3.26 修正 附帯	3.27 修正
※11	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 経済産業	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決
			○15.4.16 参本会議趣旨説明　○15.3.18 衆本会議趣旨説明						
※12	発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 経済産業	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決
62	特許法等の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	4.14 経済産業	4.23 可決 附帯	4.24 可決
63	不正競争防止法の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	4.14 経済産業	4.23 可決 附帯	4.24 可決
64	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案	衆	2.28	5.12	5.15 可決	5.16 可決	4.15 経済産業	4.23 可決	4.24 可決
79	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案	衆	3. 7	5.27	6.10 可決 附帯	6.11 可決	5. 6 経済産業	5.14 可決 附帯	5.15 可決
82	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 7	4.11	4.17 可決 附帯	4.18 可決	5.13 経済産業	5.21 可決 附帯	5.22 可決
83	揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 7	4.11	4.17 可決	4.18 可決	5.13 経済産業	5.21 可決 附帯	5.22 可決
90	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	参	3.11	5.19	5.27 修正 附帯	5.28 修正	5.29 経済産業	6.11 可決 附帯	6.12 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
91	下請中小企業振興法の一部を改正する法律案	参	15. 3.11	15. 5.19	15. 5.27 可決	15. 5.28 可決	15. 5.29 経済産業	15. 6.11 可決	15. 6.12 可決
92	小規模企業共済法の一部を改正する法律案	参	3.11	5.19	5.27 可決 附帯	5.28 可決	5.29 経済産業	6.11 可決	6.12 可決
112	公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案	参	3.17	4.24	5. 8 可決	5. 9 可決	5.20 経済産業	5.30 可決 附帯	6. 3 可決

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154回5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣　佳丈君 外３名 (14. 3. 6)			14. 7.19					
			○15.5.27 撤回申出　○15.5.27 撤回（委員会許可）							

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち本院先議５件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願10種類242件のうち、２種類69件を採択した。

〔法律案の審査〕

これまで、社会資本整備に関する事業分野別の長期計画は、事業の計画的な推進等を図る上で一定の役割を果たしてきた。しかし、社会資本整備については、地域住民等の理解と協力を確保しつつ、より低コストで質の高い事業を実現するといった時代の要請に応えて、事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進するために、横断的な取組や事業間連携の更なる強化が求められている。このような趣旨を踏まえ、従来の道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸の９分野の各長期計画の在り方を見直し、これらを一本化した社会資本整備重点計画の策定等を図るため、次の２法律案が内閣から提出された。

社会資本整備重点計画法案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、その実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要等を定める社会資本整備重点計画の策定等の措置を講じようとするものである。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、道路整備費の財源等の特例措置を引き続き平成15年度以降５箇年間講じることとするとともに、港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止するなど、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備を行おうとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、２法律案提出の背景とその目的、縦割り行政の是正と長期計画の一本化、重点計画で定める事項の具体的内容とその実績評価の在り方、計画策定に当たっての国民の意見の反映並びに社会資本整備事業に対する地域住民等の理解と協力の確保方策、計画における国と地方の役割分担、国会の関与の在り方、道路特定財源制度の在り方、等について質疑を行い、２法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、「1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約50%引き上げる措置を講じようとするものである。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、近年のタンカー事故の特徴、我が国及び世界におけるタンカー事故の防止対策、国際油濁補償基金が補償する損害等の範囲、欧州独自の油濁補償基金設立の動きと追加基金制度の構想、「座礁・放置船舶等に関する検討会」の取組状況、号鐘を備えることを要しない船舶の範囲拡大の理由、表面効果翼船

実用化の可能性、等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって可決した。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案は、本州四国連絡橋公団の危機的な財務状況にかんがみ、同公団の債務の負担の軽減を図るため、平成15年度において緊急に講ずべき措置として、当該債務の一部を国の一般会計において承継する措置を講じようとするものである。

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、その新設、改築、維持、修繕等に要する費用について、国がその４分の３以上で政令で定める割合を負担するとともに、都道府県等がその余の割合を負担する等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、本州四国連絡橋の整備効果とその管理技術水準の向上、本州四国連絡橋公団の財務状況の悪化の原因とその責任の所在、同公団の財務状況の改善のための経営努力の内容、一般会計が承継した債務の償還に自動車重量税の収入を充てることの是非、一般旅客定期航路事業に与える影響及びその緩和のための国の支援措置、高速自動車国道ネットワークの早期完成に対する国の責任、道路関係四公団民営化推進委員会の意見書に対する対処方針、高速自動車国道を民間会社に帰属させることの是非など道路関係四公団の民営化にあたっての注意事項、新直轄方式による高速自動車国道の採択基準と事業費の算定根拠、同方式導入に伴う地方負担に対する財政措置、日本道路公団の経営合理化と関連企業への発注及び天下りの是正、等について質疑を行い、２法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、２法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

港湾法等の一部を改正する法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、電子情報処理組織の使用により、入港届等の手続を迅速かつ的確に処理することができるようにするとともに、民間事業者による港湾施設の整備の促進により臨海部における円滑かつ着実な土地利用の転換を進める等の措置を講じようとするものである。

空港整備法の一部を改正する法律案は、最近における航空輸送に対する国民の需要の高度化に的確に対応する必要性にかんがみ、航空機の運航の確実性を一層向上させるため、照明施設等を空港の基本的な施設に位置付けることにより、その新設又は改良等の工事を促進しようとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、輸出入・港湾関連手続における電子システムの導入による利用者利便の向上と手続の簡素化、今後の港湾活性化と国際競争力の向上、地方空港の活性化と羽田空港の再拡張、最近における航空事業分野の経営環境の変化と航空行政の対応、航空機の運航の安全確保対策、等について質疑を行い、２法律案について、それぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。

特定都市河川浸水被害対策法案は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の浸透を著しく妨げる行為の許可等の措置を講ずることにより、総合的な浸水被害対策を推進しようとするものである。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、

防災性能を備えた建築物への建替え及び防災上重要な公共施設等の整備を促進することにより、密集市街地の防災機能の向上等を図ろうとするものである。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、特定都市河川の指定基準と大都市に限定する理由、市街地の開発と都市型水害との因果関係、地下街等における水害対策、道路の透水性舗装等の推進、防災街区整備事業の施行要件と事業の利点、事業施行に当たっての地区外転出者、高齢者等への対応、借家人等の関係権利者の合意形成、等について質疑を行い、特定都市河川浸水被害対策法案は、全会一致をもって、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって、いずれも可決した。なお、２法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が銀行その他一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、証券化支援業務の導入と今後の展開の見通し、住宅金融公庫の果たしてきた役割と今後の住宅政策における位置付け、公庫が中・低所得者向けの長期・固定の住宅ローンを継続的に供給することの必要性、住宅の質・まちづくりの支援等に係る政策誘導に対する公庫の関わり方、中古住宅の評価システムの確立と流通市場の育成、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通省が所管する法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、実施する者の指定制度を登録制度に改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、指定制度から登録制度に移行する理由、検査等の事務事業への新規参入の見通し、公益法人の改革と指導監督体制の充実、退職公務員の再就職の在り方、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

独立行政法人都市再生機構法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が果たしてきた役割、密集市街地整備等の都市再生に対する機構の取り組み方、新規賃貸住宅建設からの撤退及びこれに代わる民間賃貸住宅建設の見通し、賃貸住宅家賃の設定及び改定の在り方並びに低所得の高齢者等の居住安定方策、若年入居者の拡充、子会社・関連会社の業務の内容とその見直し、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

成田国際空港株式会社法案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立することとし、その名称、目的、事業の範囲等に関する事項を定めよう

とするものである。

航空法の一部を改正する法律案は、近年、航空機内において喫煙その他の安全阻害行為等が急増していることから、このような行為を禁止し、処罰すること、また、昨年、我が国で初めて航空運送事業者による持株会社が設立されたことから、持株会社に対する外資規制を行うこと等、所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、乗務員の職務執行を妨げる行為を加えるとともに、法律施行後３年を経過した場合における検討についての規定を追加する等の修正が行われた。

委員会においては、２法律案を一括して議題とし、国際拠点空港である成田空港民営化後の将来展望、非航空系収入の増加策と航空利用者への利益還元、民営化後の空港周辺地域における環境対策・共生策の在り方、成田空港のアクセス機能の向上策、改正航空法の内容の周知徹底方策、省令で定める安全阻害行為等の内容と今後の見直し、等について質疑を行い、成田国際空港株式会社法案は、討論の後、多数をもって、航空法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、いずれも可決した。なお、航空法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月14日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴取した後、平成15年１月14日及び15日の２日間にわたり行われた埼玉県及び栃木県における国土の整備、交通政策の推進等の実情調査に関し、派遣委員から報告を聴取した。

３月20日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、国土交通省のテロ等への警戒態勢、３月１日に発生した航空管制のシステムダウン、大臣所信の具体化の検証、交通関係の睡眠時無呼吸症候群の現状と今後の検討課題、ＥＴＣの普及の推進、第３回世界水フォーラム開催に当たっての世界の水問題への貢献策、公団賃貸住宅家賃の値上げ問題、公共事業に関する他省庁との密接な連携、地方バス運行事業に対する補助策、等が取り上げられた。

同月26日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、扇国土交通大臣から説明を聴いた後、国土交通省予算に対する大臣の所感、不穏な国際情勢下での海上保安庁の果たす役割、道路特定財源の一般財源化及び使途の拡大、日本の高い高速道路料金の無料化の検討、我が国の観光振興策、民間住宅の耐震性確保に対する国の取組、少子高齢化の進行する中での社会資本整備の進め方、等について質疑を行った。

７月17日、日本道路公団の財務諸表及び民営化、道路整備の在り方、ハイヤー・タクシー事業の規制緩和、ＥＴＣの普及促進策、高速道路料金の別納割引制度、ディーゼル車排ガス規制対策、尼崎公害訴訟の和解条項履行に係るあっせん項目への対応、公共事業の在り方、中国高速鉄道計画への新幹線技術の供与、等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年３月14日（金）（第１回）

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団総裁伴襄君に対し質疑を行った。

○**社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）**
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）**
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、岩城国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第５回）

○**社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）**
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京工業大学教授屋井鉄雄君、高崎経済大学経済学部教授加藤一郎君及び愛知大学経済学部教授宮入興一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）（衆議院送付）**
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第13号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連
欠席会派　社民

（閣法第14号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連
欠席会派　社民

○平成15年４月15日（火）（第６回）

○**油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）**
海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月17日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）**
海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第69号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　社民

（閣法第70号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　社民

○**本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**
高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年４月22日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**
高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆

議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、吉村国土交通副大臣、中馬国土交通副大臣、若松総務副大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君及び日本道路公団理事奥山裕司君に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年４月23日（水）（第９回）

○本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について参考人筑波大学社会工学系教授石田東生君、社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）理事・公益事業部長林広敏君及びジャーナリスト・前特殊法人労連事務局長堤和馬君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月24日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人及び参考人本州四国連絡橋公団総裁藤川寛之君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第17号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連
欠席会派　社民

（閣法第18号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連
欠席会派　社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月８日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第15号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
（閣法第16号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産

○平成15年５月13日（火）（第12回）

○**特定都市河川浸水被害対策法案（閣法第95号）**
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第96号）
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月15日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**特定都市河川浸水被害対策法案（閣法第95号）**
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第96号）
以上両案について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第96号）について討論の後、いずれも可決した。
（閣法第95号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし
（閣法第96号）賛成会派　自保、民主、公明、国連、社民
反対会派　共産
なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年５月20日（火）（第14回）

○**住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月22日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、岩城国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人住宅金融公庫総裁望月薫雄君、同公庫理事吉井一弥君、同公庫理事井上順君、同公庫理事松田広光君及び全国銀行協会副会長・専務理事鵜飼克君に対し質疑を行った。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年５月29日（木）（第16回）

○**住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について参考人社団法人住宅生産団体連合会副会長赤井士郎君、経済アナリスト森永卓郎君及び京都府立大学人間環境学部助教授竹山清明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月３日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君、住宅金融公庫理事吉井一弥君及び同公庫理事井上順君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連、社民

なお、附帯決議を行った。

○**公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月５日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）**について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第97号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○**独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月10日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団総裁伴襄君、同公団理事古屋雅弘君、同公団理事那珂正君、同公団理事中田雅資君、同公団理事中臣敬治郎君、地域振興整備公団総裁藤井威君及び同公団理事林桂一君に対し質疑を行った。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年６月11日（水）（第20回）

○**独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）**について参考人早稲田大学教授伊藤滋君、東京都港区長原田敬美君及び全国公団住宅自治会協議会住宅環境部長片岡規子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月12日（木）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人、参考人都市基盤整備公団理事古屋雅弘君、同公団理事田中正章君、同公団理事中田雅資君及び同公団理事那珂正君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第45号）賛成会派　自保、民主、公明
反対会派　共産、国連
欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○平成15年６月26日（木）（第22回）

○**成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）**について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、

航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成15年７月３日（木）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）**
航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人新東京国際空港公団総裁黒野匡彦君に対し質疑を行った。

○平成15年７月10日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）**
航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第86号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産
欠席会派　社民

（閣法第87号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし
欠席会派　社民

なお、航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成15年７月17日（木）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本道路公団の財務諸表及び民営化に関する件、道路整備の在り方に関する件、ハイヤー・タクシー事業の規制緩和に関する件、ＥＴＣの普及促進策に関する件、高速道

路料金の別納割引制度に関する件、ディーゼル車排ガス規制対策に関する件、尼崎公害訴訟の和解条項履行に係るあっせん項目への対応に関する件、公共事業の在り方に関する件、中国高速鉄道計画への新幹線技術の供与に関する件等について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成15年７月24日（木）（第26回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第2474号外68件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第515号外172件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

社会資本整備重点計画法案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずることにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の安定と向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　社会資本整備事業とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、都市公園・緑地、下水道、河川、砂防設備、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、海岸等に関する事業をいう。

2　社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施により、国際競争力の強化等による経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

3　重点計画は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分に果たされることとなるよう定めるものとする。また、民間事業者の能力の活用及び財政資金の効率的使用に配慮しつつ、地域の特性に応じた社会資本整備事業が実施されるよう定めるものとする。

4　国家公安委員会、農林水産大臣及び国土交通大臣（以下「主務大臣等」という。）は重点計画の案を作成し、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣はこの重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

5　重点計画には、社会資本整備事業の実施に関する重点目標、その達成のために実施すべき事業の概要、事業を効果的かつ効率的に実施するための措置等を定める。

6　主務大臣等は、重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。

7　主務大臣等は、社会経済情勢の変化に的確に対応するために重点計画を変更する必要があると認めるときは、速やかに、その変更の案を作成しなければならない。

8　重点計画は、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国の計画並びに環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

9　主務大臣等は、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき政策評価に関する基本計画を定めるときは、事後評価の対象として、その概要が重点計画に定められた社会資本整備事業を定めなければならない。また、同法に基づき事後評価の実施計画を定めるときは、重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定めなければならない。

10　この法律は、平成15年４月１日から施行する。

11　政府は、重点計画の計画期間の最終年度において、社会経済情勢の変化、当該計画期間内における社会資本の整備状況等を勘案して、重点計画に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、社会資本整備重点計画法の施行に伴い、関係法律の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止する。

2　道路整備緊急措置法の一部を次のように改正する。

(1)　法律の題名を「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改めるとともに、道路整備５箇年計画に関する規定を削除する。

(2)　道路整備費とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。）の実施に要する国が支弁する経費をいうものとする。

(3)　平成15年度以降５箇年間の道路整備費の財源として、揮発油税等の充当等の措置を講じる。

(4)　国土交通大臣は、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、(3)による措置を講じて平成15年度以降５箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(5)　平成15年度以降５箇年間における国の負担金の割合等の特例について規定する。

3　治山治水緊急措置法の題名を「治山緊急措置法」に改めるとともに、治水事業に係る規定を削除する。

4　交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を次のように改正する。

(1)　法律の題名を「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改めるとともに、特定交通安全施設等整備事業７箇年計画等に関する規定を削除する。

(2)　国家公安委員会及び国土交通大臣は、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聴いて、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

(3)　都道府県公安委員会及び道路管理者は、重点計画に即して、特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成しなければならない。

(4)　特定交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助の特例を定める。

5　道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、災害対策基本法、国有林野事業特別会計法その他の関係法律について所要の改正を行う。

6　この法律は、平成15年４月１日から施行する。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、港湾法の一部改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　港湾法の一部を次のように改正する。

(1)　入港届等の港湾管理者に対して行われる申請等を迅速かつ的確に処理させるため、国土交通大臣は、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

(2)　港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、使用料を負担しなければならない。

2　都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

(1)　民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備に対して民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの対象施設に港湾施設を加える。

(2)　政府が民間都市開発推進機構に対して行うことができる無利子貸付けの対象に港湾施設の整備に係る資金を加える。

3　港湾整備特別会計法、その他関係法律について所要の改正を行う。

4　この法律は、公布の日から施行する。

空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、国民の航空輸送に対する信頼性の確保に向け、航空機の運航の確実性の向上に資する照明施設等を空港の基本的な施設として位置付け、その新設又は改良等の工事を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　第二種空港、第三種空港又は共用飛行場において、国及び地方公共団体がその費用を負担すべき工事として、照明施設の新設若しくは改良又は一定の空港用地の造成若しくは整備の工事等を追加する。

2　地方公共団体は、当分の間、その管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、航空機の運航の確実性を高度に確保するため、一定の照明施設に改良する工事及びこれと併せて施行される一定の空港用地の造成又は整備の工事を施行することができることとする。

3　この法律は、公布の日から施行する。

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の危機的な財政状況にかんがみ、公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　政府は、この法律の施行の時において、その時における次に掲げる公団の債務で政令で定めるものを、一般会計において承継する。

(1)　長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（施行日以前に発生している利息のうち、施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

(2)　本州四国連絡橋債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2　1の政令で定める債務は、公団が、当該債務の負担の軽減により、その余の債務を着実に減少させることができるように定める。

3　その他債務の承継に関する所要の規定の整備を行う。

4　この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の点について、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　本州四国連絡道路の完成によって、一般旅客定期航路事業の経営に重大な影響が懸念されていることに鑑み、関係する地方公共団体の協力を得て必要に応じ適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

(1)　国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（指定都市の区域内にあっては、当該指定都市）の意見を聴かなければならないこととする。

(2)　高速自動車国道の管理に要する費用は、国がその4分の3以上で政令で定める割合を、都道府県（指定都市の区域内にあっては、当該指定都市）がその余の割合を負担することとする。

2　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

沖縄における高速自動車国道の管理に要する費用の国の負担割合の特例を設ける。

3　道路整備特別会計法の一部を次のように改正する。

道路整備特別会計の経理に関し、所要の改正を行う。

4　この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

1　高速自動車国道について、真に必要なものは有料道路方式及び新直轄方式の２つの整備スキームを活用することにより、早期に整備を進めること。

2　有料道路方式を活用した建設スキームについて制度設計を行うに当たっては、債務の確実な返済を確保した上で、道路料金収入を適切に活用することにより、真に必要な高速道路がより少ない財政負担で早期かつ確実に整備されるよう配慮すること。

3　国民共有の財産である高速道路ネットワークについては、他の道路と一体となって機能するものであり、適切に計画・整備・管理すること。

右決議する。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫（以下「公庫」という。）について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

(1)　公庫の目的に、銀行その他一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことを位置付けることとする。

(2)　公庫の業務として、住宅の建設等に必要な資金に係る金融機関の貸付債権について、当該貸付債権の譲受け及び当該貸付債権（２の債務保証特定保険関係が成立したものに限り、その信託の受益権を含む。）を担保とする債券等に係る債務の保証（以下「債務保証」という。）の業務を行うこととする。

2　住宅融資保険法の一部を次のように改正する。

(1)　債務保証特定保険関係（公庫が債務保証を行うことを予定して住宅融資保険法により承認した貸付けに係る保険関係をいう。）については、貸付金のほか、利息その他の附帯の債権で政令で定めるものについても保険金の支払の対象とする。

(2)　債務保証特定保険関係に基づく保険金については、保険事故発生後直ちに保険金の支払請求ができることとする。

3　この法律は、公布の日から施行する。

4　政府は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、公庫の貸付けを段階的に縮小させるとともに、平成19年３月31日までに、別に法律で定めるところにより、公庫を廃止し、公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置を講ずるとともに、当該独立行政法人には、１の(2)に相当する業務のほか、当該業務の実施状況、一般の金融機関の住宅資金の貸付けの状況等を勘案し、必要な業務を行わせるものとする。

【附帯決議】

住宅政策の目的は国民の居住水準の向上にあり、政策融資もこの一翼を担うものである。住宅金融公庫の改革に当たっては、この目的が達成されるよう充分な配慮が求められる。

以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措

置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　証券化支援業務の実施に伴い、公庫の直接融資商品、民間金融機関独自の商品に加え、新たに買取型商品等が市場に供給されることを踏まえ、各商品に関する正確な情報提供がなされるよう配慮すること。

2　公庫は証券化支援業務の制度設計に当たって、民間金融機関との充分な協議を行い、職業、性別、地域等による融資選別が発生しないようにすること。

3　証券化支援業務の対象となる住宅ローンについても、返済困難者対策が講じられるよう配慮すること。

4　中古住宅の評価システムの普及、市況情報の提供等による市場の育成により、良質な中古住宅の流通の円滑化を図り、中古住宅についても証券化支援業務の対象とするよう検討すること。

5　高齢者等社会的弱者の居住の安定、ファミリー世帯への賃貸住宅供給、住宅の耐久性・省エネルギー・バリアフリー性能の向上、シックハウス問題への対応、市街地再開発、密集市街地の再生等のまちづくり、マンションの再生、定期借地権付住宅の建設、災害復興等の施策が推進されるよう、公庫の政策誘導機能の維持・拡充に努めること。

6　公庫から権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民、特に中・低所得者の住宅取得並びに住宅政策推進の観点から支障がないように留意して決定すること。

右決議する。

独立行政法人都市再生機構法案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、特殊法人である都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)とする。

2　機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

3　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

4　機構の資本金は、政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額

とする。政府及び地方公共団体は、必要があるときは、機構に追加して出資することができる。

5　機構に、役員として、理事長及び監事３人を置くとともに、副理事長１人及び理事８人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とする。

6　機構は、２の目的を達成するため、既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図る事業、民間事業者による賃貸住宅供給に資するための敷地の整備等、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等の業務を行うほか、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の建設、被災市街地及び密集市街地の整備等を行うものとする。

7　機構は、業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならないものとする。

8　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

9　特定公共施設工事、賃貸住宅の管理等、長期借入金及び都市再生債券、利益及び損失の処理の特例等に関して、所要の規定を設ける。

10　所要の罰則規定を設ける。

11　この法律は、一部を除き、平成16年７月１日から施行する。

12　機構の成立の時において現に地域振興整備公団が有する権利及び義務のうち地方都市開発整備等業務に係るものは、国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継するものとする。

13　都市基盤整備公団は、機構の成立の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は機構が承継するものとする。

【附帯決議】

都市再生機構は、自主的、自律的な運営を行う独立行政法人として、所期の成果を挙げるためには、業務運営の効率化と財務内容の改善を図るとともに、中期目標に基づく中期計画の適正かつ確実な実施を図るべきである。

以上のような観点に立って、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　都市再生機構は、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門が統合され設立されることから、効率的な業務運営が行われるよう組織の簡素化等を図ること。また、機構設立後においても、事務・事業や組織の見直しを行うこと。

2　機構は、経費の削減、譲渡用資産及び未利用地の早期処分並びに支払利息の低減等による財務体質の強化を図るとともに、財務内容等の情報公開を積極的に進めること。

3　機構は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、関係権利者の意思が反映されるよう努め、地方公共団体、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図るとともに、コーディネート業務等のノウハウが積極的に活用されるよう努めること。

4　機構は、民間事業者では実施することが困難でリスクの高い事業を行うに当たっては、創意工夫等により、事業リスクの軽減に努めるとともに、リスク管理の徹底を図ること。

5　機構の保有する建替余剰地の処分に当たっては、公的資産として活用し、公園・福祉施設・公営住宅等公的な利用を図るよう努めること。

6　機構は、民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案しつつ、その供給支援に努めるとともに、良質な賃貸住宅供給が確保されるよう、その補完的役割を適切に果たすよう努めること。

7　機構は、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅について、居住者との信頼関係を尊重し、居住者の居住の安定を図り、住宅や利便施設等の適切な維持管理を行うとともに、家賃が低所得の高齢者等の居住者に対して過大な負担とならないよう配慮すること。

8　機構は、老朽化した賃貸住宅の建替えに当たっては、低所得の高齢者等への建替家賃減額制度に配慮するなど居住者の居住の安定を図るとともに、良好なまちづくりとコミュニティの維持に努めること。

9　機構の理事長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

10　機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

11　機構の子会社、関連会社等については、整理・合理化を図るとともに、財務内容等に関する情報公開を推進すること。また、機構関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とし、中小企業への発注機会の拡大のための分離分割方式の活用を含め一般の民間事業者の業務機会の拡大に努めること。

右決議する。

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」の改正に伴い、油濁損害に係る船舶所有者の賠償責任の限度額を約50%引き上げる措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　船舶所有者の責任の限度額を、次に掲げる金額に引き上げる。

(1)　5,000トン以下の船舶においては、１単位の451万倍の金額

(2)　5,000トンを超える船舶においては、１単位の451万倍の金額に5,000トンを超える部分について１トンにつき１単位の631倍を乗じて得た金額を加えた金額（その金額が１単位の8,977万倍の金額を超えるときは、１単位の8,977万倍の金額）

2　この法律は、平成15年11月１日から施行する。

なお、１の「１単位」とは、国際通貨基金協定に定める特別引出権による１特別引出権に相当する金額で、平成15年４月１日現在においては、日本円で約162円である。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、船舶が備えるべき音響信号設備のうち号鐘の備付けに関する規制を緩和する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　小型船の号鐘の備付け等に関する規制の緩和

(1)　号鐘を備えることを要しない船舶の範囲を、長さ12メートル未満の船舶から長さ20メートル未満の船舶に拡大する。

(2)　長さ12メートル以上20メートル未満の船舶が、視界制限状態にある水域又はその付近において、びょう泊中又は乗り揚げ中に鳴らすべき信号について、号鐘による信号の義務づけを廃止し、他の手段を講じて有効な音響による信号で足りることとする。

2　特殊高速船の航法等

(1)　その有する速力が著しく高速であるものとして国土交通省令で定める動力船として特殊高速船を定義する。

(2)　特殊高速船は、できる限り、すべての船舶から十分に遠ざかり、かつ、これらの船舶の通航を妨げないようにしなければならないこととする。

3　この法律は、平成15年11月29日から施行する。

成田国際空港株式会社法案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発展に資するとともに、我が国の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。

2　成田国際空港は、会社が新東京国際空港公団から承継した公共用飛行場をいうこととするとともに、その設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならないものとする。

3　会社は、次の事業を営むものとする。

(1)　成田国際空港の設置及び管理

(2)　成田国際空港における航空保安施設の設置及び管理

(3)　成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客の取扱施設等及び同空港を利用する者の利便に資するために敷地内に建設することが適当と認められる事務所等の建設及び管理

(4)　成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業

(5)　成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

4　政府は、会社に対し、3の(1)及び(2)の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し

付けることができるものとする。

5　会社は、新株の発行、社債の募集又は長期借入金の借入れ、代表取締役等の選定の決議等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督について所要の規定を設けるものとする。

6　国土交通大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする。

7　所要の罰則規定を設ける。

8　この法律は、公布の日から施行する。ただし、新東京国際空港公団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置等に関する規定は、平成16年４月１日から施行する。

9　国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

10　会社は、平成16年４月１日に成立するものとする。

11　政府は、当分の間、会社に出資できるものとするとともに、３の(1)から(3)までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務について、保証契約をすることができるものとする。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　航空機内にある者は、安全阻害行為等をしてはならないこととするとともに、機長が行為者に対して中止命令をすることができることとし、命令に違反した者は50万円以下の罰金に処することとする。

2　航空運送事業の許可の要件として、申請者の持株会社等の議決権の３分の１以上を外国人等が占めないこと等の事由を追加する。

3　有視界飛行方式で飛行する際の飛行計画の事前通報について、あらかじめ通報することが困難な場合には飛行を開始した後でも、通報することができることとする。

4　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、２については、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、機長の中止命令の対象となる安全阻害行為等の例示として、「航空機に乗り組んでその職務を行う者の職務の執行を妨げる行為」を加えるとともに、政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法第73条の４第５項の規定（安全阻害行為等に対する機長の中止命令規定）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加する等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　機内安全阻害行為等の実態把握を引き続き行い、公表する等の措置を講じるとともに、

航空法及び同法施行規則を、社会情勢の変化に応じて適切に見直しを行うよう努めること。その際、航空機内のすべての場所においての喫煙及び他の旅客へのセクシャル・ハラスメント等の航空機内の秩序を著しく乱す行為に対する罰則の適用を含めて検討を加えること。

2　機内安全阻害行為等に関する規制強化の趣旨及びその内容について、広く国民・旅客に周知徹底を図り、啓発に努めること。

3　法改正の実効性を確保するとともに、旅客間、航空機間、航空会社間で異なる扱いが生ずることがないよう、運用基準等の作成及び訓練の実施等の必要な措置を講じること。

4　円滑で快適な旅行が行えるよう、多様化する旅客ニーズの把握に努めるとともに、機内設備の使用方法の案内等旅客利便の向上・増進が図られるようにすること。

5　航空機の安全運航の確保のため、危険物の持込みの事前チェックの徹底等航空保安対策の充実強化を図るとともに、旅客が持ち込む電子機器による航空機への影響について調査研究を進め、適切な対応方策の検討を行うこと。

6　航空運送事業者の持株会社の経営・財務状況の健全性を確保し、航空の安全と公共性の維持が図られるよう、持株会社に対する適切な指導監督に努めること。

7　飛行計画に係る事前通報義務の緩和については、通報義務を負っている者に対して適切な指導を行うよう努めるとともに、ヘリコプターの計器飛行方式による運航の拡大に向けた環境整備を図ること。

右決議する。

特定都市河川浸水被害対策法案（閣法第95号）（先議）

【要旨】

本法律案は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、所要の措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　国土交通大臣又は都道府県知事は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、区間を限ってこれを特定都市河川として指定できる。また、指定するときは、併せて当該特定都市河川の流域及び流域内において当該河川に雨水を放流する下水道（以下「特定都市下水道」という。）の排水区域を特定都市河川流域として指定しなければならない。

2　特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、関係都道府県知事及び関係市町村長並びに特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画（以下「流域水害対策計画」という。）を定める。

3　河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の都市洪水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。

4　流域水害対策計画に基づく事業であって特定都市下水道の整備又は雨水貯留浸透施設

の整備に関する事業を実施する地方公共団体は、当該事業により利益を受ける他の地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

5　特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を阻害するおそれのある行為で一定の規模以上のものをしようとする者は、原則、都道府県知事の許可を受けなければならない。

6　都道府県知事は、特定都市河川流域内に存する一定規模以上の防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が当該都市河川流域における浸水被害の防止を図るために有用であると認めるときは、当該防災調整池を保全調整池として指定することができる。

7　保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、原則、都道府県知事に届け出なければならない。また、都道府県知事は、当該保全調整池が有する機能の保全のため必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

8　国土交通大臣は特定都市河川のうち一級河川の直轄管理区間について、都道府県知事は特定都市河川のうちその他の区間について、それぞれ、流域水害対策計画において定められた都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定する。

9　特定都市河川流域内の市町村長、都道府県知事及び特定都市下水道の下水道管理者は、共同して、当該特定都市河川流域について、流域水害対策計画において都市浸水が想定される区域を、都市浸水想定区域として指定する。

10　都市洪水想定区域内又は都市浸水想定区域内の地下街等に設けられた施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

11　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

今後、都市化、市街化の一層の進展が予想される中で、都市水害対策は、治水政策に加え、都市政策、住宅政策、環境政策等の多面的視点を要する政策課題として検討されるべきである。

このような考え方の下で、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　都市河川流域における宅地造成等については、流域住民の安全性の確保を図るため、計画的な整備が行われるよう措置すること。

2　防災調整池等の雨水貯留浸透施設については、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ること。

3　都市部における適切な水循環を図る観点から、雨水の生活用水等への再利用を始め、その一層の有効利用を図るための方策を検討すること。

4　流域水害対策計画の策定に当たり、学識経験者及び住民の意見が十分反映されるよう努めること。

5　都市河川流域における住民に対する洪水等情報が的確に伝達され、周知徹底が図られるよう努めること。

6　雨水浸透阻害行為に係る許可、保全調整池に係る届出、必要な助言又は勧告に関して、

その実施状況等を踏まえ、適宜見直しを検討すること。

右決議する。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（先議）

【要旨】

本法律案は、密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備の一層の促進を図るため、防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、これに新たに防災公共施設等の整備に関する計画を定めることとし、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区を創設するとともに、申出により宅地から宅地への権利変換を認める多様な権利変換手法により防災施設建築物、防災公共施設等を整備する防災街区整備事業及び防災都市施設の整備のための施行予定者制度を創設する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の目的に、密集市街地について計画的な開発整備による防災街区の整備を促進することを追加する。

2　防災再開発方針を防災街区整備方針に改め、当該方針に定める事項として、密集市街地において特定防災機能（火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。以下同じ。）を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他の公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物その他の工作物の整備に関する計画の概要を追加する。

3　密集市街地内の土地の区域については、当該区域及びその周辺の密集市街地における特定防災機能の確保並びに当該区域における土地の合理的かつ健全な利用を図るため、都市計画に地域地区として、特定防災街区整備地区を定めることができるものとし、当該地区に関する都市計画には、建築物の敷地面積の最低限度、必要な場合に壁面の位置の制限等を定める。

4　密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って建築物及び建築物の敷地の整備並びに公共施設の整備等を行う防災街区整備事業を創設することとし、施行者、権利変換手続等に関し、所要の規定を設ける。

5　防災都市施設に関する都市計画については、国の機関又は地方公共団体のうちから、当該防災都市施設に関する都市計画事業の施行予定者を定めることができるとする等、防災都市施設の整備のための特別の措置を講ずる。

6　建築基準法、都市計画法、都市再開発法、都市基盤整備公団法、都市再生特別措置法及び独立行政法人都市再生機構法の一部を改正する等所要の改正を行う。

7　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　密集市街地の解消は長年の懸案であり、補助、融資、税制等の財政支援を含め、幅広く事業の支援策を検討すること。
2　防災街区整備事業の推進のためには、種地が重要であることにかんがみ、国公有地、遊休地等の活用を含め、その確保に十分な配慮をすること。
3　事業を円滑に遂行するため、関係権利者間、とりわけ借家権者の合意形成が図られるよう努めること。
4　事業執行に当たり、借家人及び高齢者等社会的弱者の意向・要望等に十分配慮し、その居住の安定の確保が図られるよう努めること。
5　防災街区整備事業等を円滑かつ積極的に推進するため、プランナー、コーディネーター等の人材を育成・活用するための支援策を講じること。
6　関係権利者、事業施行者、地方公共団体職員等の理解の促進に資するよう、防災街区整備事業等に関して、その分かりやすい解説書、事例集及び運用マニュアル等を作成すること。
　右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第97号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通省が所管する法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国土交通省が所管する船舶安全法等の12法律に基づく検査、検定、登録等の事務について、国土交通大臣が指定した公益法人等が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた法人が実施する制度等に改める。
2　国土交通大臣の登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人には財務諸表等の公開を義務付ける等登録制度の透明性の確保を図る。
3　この法律は、平成16年３月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　国から指定・認定された公益法人等が検査等の事務・事業を実施する制度から登録機関が実施する制度に移行する際には、新規参入が可能となるよう登録要件を具体的に広く国民に明らかにするとともに、登録手続が円滑に行われるよう体制整備を行うこと。
2　登録機関が実施する制度に移行した後も、検査等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について、定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については速やかに廃止すること。
3　平成14年３月の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の着実な実施を行い、その結果について逐次公表すること。また、同計画の対象となっていない国から委託・推薦等を受けた公益法人等による事務・事業についても、不必要な事務・事

業は廃止するとともに、必要な事務・事業は国又は登録機関において実施する等不断の見直しを行うこと。

4　退職公務員の公益法人への再就職に当たっては、所管官庁と公益法人の関係が適切に保たれるよう努力すること。

5　公益法人の役員については、平成13年12月の「公務員制度改革大綱」及び平成14年３月の「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を着実に実施し、退職公務員の役員就任状況等の情報公開が適切に行われるよう指導すること。

6　公益法人に対する国からの補助金・委託費等については、その必要性等を継続的に見直し、合理化等を進めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	社会資本整備重点計画法案	衆	15. 2. 4	15. 3.19	15. 3.27 可決	15. 3.28 可決	15. 2.28 国土交通	15. 3.14 可決	15. 3.18 可決
			○15.3.19 参本会議趣旨説明　○15.2.28 衆本会議趣旨説明						
※14	社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	2. 4	3.19	3.27 可決	3.28 可決	2.28 国土交通	3.14 可決	3.18 可決
			○15.3.19 参本会議趣旨説明　○15.2.28 衆本会議趣旨説明						
※15	港湾法等の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4.23	5. 8 可決	5. 9 可決	2.28 国土交通	4. 8 可決	4. 8 可決
※16	空港整備法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4.23	5. 8 可決	5. 9 可決	2.28 国土交通	4. 8 可決	4. 8 可決
※17	本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	衆	2. 4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 国土交通	4. 2 可決 附帯	4. 3 可決
			○15.4.16 参本会議趣旨説明　○15.3.18 衆本会議趣旨説明						
※18	高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	4.16	4.24 可決 附帯	4.25 可決	3.18 国土交通	4. 2 可決	4. 3 可決
			○15.4.16 参本会議趣旨説明　○15.3.18 衆本会議趣旨説明						
※44	住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案	衆	2.12	5.19	6. 3 可決 附帯	6. 4 可決	4. 3 国土交通	4.18 可決 附帯	4.22 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
45	独立行政法人都市再生機構法案	衆	15. 2.12	15. 6. 4	15. 6.12 可決 附帯	15. 6.13 可決	15. 4.16 国土交通	15. 5.14 可決 附帯	15. 5.15 可決
69	油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案	参	3. 4	4.11	4.17 可決	4.18 可決	5.26 国土交通	5.27 可決	5.29 可決
70	海上衝突予防法の一部を改正する法律案	参	3. 4	4.11	4.17 可決	4.18 可決	5.26 国土交通	5.27 可決	5.29 可決
86	成田国際空港株式会社法案	衆	3.11	6.11	7.10 可決	7.11 可決	5. 9 国土交通	5.21 可決	5.22 可決
			○15.6.11 参本会議趣旨説明 ○15.5.9 衆本会議趣旨説明						
87	航空法の一部を改正する法律案	衆	3.11	6.25	7.10 可決 附帯	7.11 可決	5.20 国土交通	5.27 修正 附帯	5.29 修正
95	特定都市河川浸水被害対策法案	参	3.11	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	5.26 国土交通	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決
96	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案	参	3.11	5.12	5.15 可決 附帯	5.16 可決	5.26 国土交通	6. 4 可決 附帯	6. 5 可決
97	公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案	参	3.12	6. 2	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	6. 9 国土交通	6.11 可決	6.12 可決

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

【環境委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出７件（うち本院先議１件）及び衆議院環境委員長提出１件の計８件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願３種類26件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収入からの引当措置を平成15年度から平成19年度まで、５年間延長しようとするものである。委員会においては、自動車排出ガスと健康被害との因果関係、未認定患者の実態と新たな救済制度の必要性等について質疑を行った。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律案は、本院先議に係るもので、生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、遺伝子組換え生物等を施設内等で使用する者に対し、適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講じようとするものである。委員会においては、生物多様性影響評価の方法、遺伝子組換え生物等に係る情報公開の在り方、予防的な取組方法の位置づけ等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より、遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報公開等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、８項目の附帯決議が付された。

独立行政法人環境再生保全機構法案は、環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。また、**日本環境安全事業株式会社法案**は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものである。委員会においては両案を一括して議題とし、新法人設立の意義、環境事業団の不良債権回収見通し、特殊会社にＰＣＢ廃棄物処理を行わせることの是非等について質疑を行った。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より両案に対し反対討論が行われ、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって可決された。なお、独立行政法人環境再生保全機構法案に対し９項目の、日本環境安全事業株式会社法案に対し５項目の附帯決議が、それぞれ付された。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するために、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障等除去事

業に関する記載の特例その他の措置を講じようとするものである。また、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案**は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に変わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、両案を一括して議題とし、青森・岩手県境不法投棄事案における行政の責任、排出事業者等の責任を徹底する必要性、拡大生産者責任が法案に盛り込まれなかった理由、産業廃棄物税導入の是非等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取し、青森・岩手県境の不法投棄現場における現地調査を行った。質疑を終了し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対して、日本共産党の岩佐委員より、産業廃棄物の不法投棄に係る土地の所有者等の責任の強化等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律案については多数をもって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ可決された。なお、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案に対して８項目の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案に対しては15項目の附帯決議が、それぞれ付された。

絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等、または適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものである。委員会においては、登録制度の移行に伴う公正・中立性の担保策、現行法の抜本的改正の必要性、国内希少野生動植物種の指定拡大と地域個体群への適用等について質疑を行った。質疑を終了し、日本共産党の岩佐委員より反対討論が行われ、採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、７項目の附帯決議が付された。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案は、衆議院環境委員長提出に係るもので、持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、これらについて、基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育に必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、環境教育の重要性と本案の果たすべき役割等について質疑を行った。採決の結果、本法律案は、多数をもって可決された。なお、本院議員による環境教育振興法案が提出されていたが（未付託）、本法案審査に先立って取り下げられた。

さらに、経済産業委員会に付託された**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案**について、経済産業委員会との連合審査を行った。主な質疑は、生態系への影響に着目した化学物質の審査・規制の取組が遅れた理由、環境ホルモンについての政府の取組の現状と化審法における扱い、既存化学物質の安全性点検の今後の取組、化学物質の審査・規制についての国際的取組状況と各国での動向、化学物質の排出量・移動量の調査結果に対する評価、化学物質に関するデータベースの整備と積極的な情報公開の推進の必要性、予防原則に関する環境省、経済産業省の認識、良分解性化学物質につい

てのリスク評価の必要性、化学物質関連の法体系において整合性を図ることの必要性などである。

〔国政調査等〕

３月18日、環境及び公害等に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策に関する件について鈴木環境大臣から所信を聴取するとともに、弘友環境副大臣から平成15年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について、加藤公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会業務に関する件について、それぞれ説明を聴取した。

同月20日、環境行政の基本方針に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について質疑を行った。主な質疑は、戦争による環境破壊、持続可能性からみた環境と経済の統合の在り方、地球温暖化対策税導入に向けた展望等、環境教育・学習の方向性と指針策定の必要性、歴史に学ぶライフスタイルの変更、食品の安全性確保と環境の重要性、経済性重視の養殖漁業と海洋汚染問題、特定フロンの回収状況と密輸入問題、海草等泡瀬干潟の希少種保全をめぐる問題等である。

同月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度総予算中、総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行った。主な質疑は、環境と経済の統合に向けた取組、景観に対する規制と観光資源としての保全の必要性、普天間基地移転、泡瀬干潟の環境問題、米軍等のイラク攻撃による環境破壊、地球温暖化によるモンゴルへの深刻な影響、水資源と包括的法制の必要性、こども環境リスク削減法制定の必要性、たばこの健康被害と包括法制定に向けた取組、環境保全に対する自治体、民間などの主体的取組への支援などである。

４月15日、環境及び公害等に関する調査を議題として質疑を行った。主な質疑は、循環型社会形成推進基本計画実施に当たっての今後の課題、ラムサール条約登録湿地の拡大に向けた課題、西表島、泡瀬干潟の開発と環境保全に対する認識、野生生物の保護とメジロ等の愛玩飼養制度見直しの必要性、廃棄物の不法投棄防止対策の現状と課題、環境と経済の統合に向けたエコ産業育成促進の必要性、沖縄辺野古沖に生息するジュゴン保護の必要性、圏央道のトンネル掘削による八王子城趾、高尾山への環境影響、イラク戦争による環境破壊についての調査実施の必要性についてなどである。

５月15日、遺伝子組み換え技術・環境ホルモン等の実験・研究に関する実情調査のため、独立行政法人環境研究所及び独立行政法人農業生物資源研究所を視察した。

７月15日、富士山の環境保全対策等に関する実情調査を行った。

７月17日、環境及び公害等に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑内容は、産業廃棄物の不法投棄対策、環境教育の重要性、家庭系生ゴミのリサイクル、ディーゼル自動車の排出ガス対策、遺伝子組換え作物同士の交配種の安全性、原子力発電依存のエネルギー政策転換の必要性、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の今後の在り方などである。

(2) 委員会経過

○平成15年３月18日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件について鈴木環境大臣から所信を聴いた。

○平成15年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について弘友環境副大臣から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成15年３月20日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○**公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）**について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、中野法務大臣政務官、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年３月27日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）**について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第43号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月15日（火）（第６回）

○**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第82号）**について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）**について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○循環型社会形成推進基本計画の策定内容に関する件、ラムサール条約登録湿地の拡大に向けた課題に関する件、西表島等の開発と環境保全に関する件、野生生物の保護とメジロ等の愛玩飼養制度に関する件、廃棄物の不法投棄防止対策に関する件、環境と経済の統合に向けた施策の充実に関する件、圏央道の建設工事による環境影響に関する件、京都議定書における森林の二酸化炭素の吸収量の算定方法に関する件等について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月16日（水）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第１回）

（経済産業委員会を参照）

○平成15年４月17日（木）（第７回）

○**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）**について参考人東京大学名誉教授岩槻邦男君、市民バイオテクノロジー情報室代表天笠啓祐君、株式会社三菱化学安全科学研究所リスク評価研究センター部長研究員加藤順子君及び東京大学大学院農学生命科学研究科教授鷲谷いづみ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月22日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）**について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第114号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年４月24日（木）（第９回）

○**独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）**

日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月８日（木）（第10回）

○Ｇ８環境大臣会合に関する件について鈴木環境大臣から報告を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）（衆議院送付）**

日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木環境大臣、望月環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を

行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第49号）賛成会派　自保、民主、公明、社民

反対会派　共産、国連

（閣法第50号）賛成会派　自保、民主、公明

反対会派　共産、国連、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年５月29日（木）（第11回）

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）（衆議院送付）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月３日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）（衆議院送付）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月４日（水）（第13回）

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）（衆議院送付）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について参考人社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長庄子幹雄君、廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局長大橋光雄君、慶應義塾大学経済学部長細田衛士君及び上智大学法学部教授北村喜宣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月10日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）（衆議院送付）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事河野善彦君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第48号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民
反対会派　国連
（閣法第89号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民
反対会派　国連

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について鈴木環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年６月12日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）**について鈴木環境大臣、弘友環境副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事森田嘉彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第88号）賛成会派　自保、民主、公明、社民
反対会派　共産、国連

なお、附帯決議を行った。

○平成15年７月17日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○産業廃棄物の不法投棄対策に関する件、環境教育の推進に関する件、家庭系食品廃棄物のリサイクルに関する件、ディーゼル自動車の排出ガス対策に関する件、遺伝子組換え作物間の交配種の安全性に関する件、原子力発電依存のエネルギー政策転換の必要性に関する件、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の今後の在り方に関する件等について鈴木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）**について提出者衆議院環境委員長松本龍君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院環境委員長代理鈴木恒夫君、同小林守君、鈴木環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第39号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、社民
反対会派　国連

○平成15年７月24日（木）（第17回）

○請願第559号外25件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の所在地を東京都から神奈川県に変更するとともに、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成15年度から平成19年度まで、５年間延長しようとするものである。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

2　補償給付額の改定に当たっては、被害者保護の本旨にもとることのないよう十分に配慮すること。

3　健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を十分に把握した上で、適切かつ効率的な実施に努めること。また、環境保健サーベイランスシステムについては、引き続き調査を実施し、その精度の向上に努め、必要に応じて適切な対策を講ずること。

4　近時の大気汚染訴訟の判決等を踏まえて、主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響に関する調査を早期に実施するとともに、必要な被害者救済のための措置を検討すること。

5　大都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質等による大気汚染は、自動車交通量の増加等により、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の普及促進に一層努めるとともに、交通量抑制策など自動車環境対策の総合的推進を図ること。

右決議する。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する起債の特例その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　環境大臣は、平成９年改正の廃棄物処理法の施行前に不適正な処分が行われた特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めることとする。

2　都道府県等は、基本方針に即して、その区域内における特定産業廃棄物に起因する支

障の除去等の実施に関する計画を定めることができることとする。

3　国は、産業廃棄物適正処理推進センターが、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し資金の出えんを行う場合には、予算の範囲内において、その業務に係る基金に充てる資金を補助することができることとする。

4　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の事業を行うに当たり都道府県等が必要とする経費について、地方債をもってその財源とすることができることとする。

5　この法律は、公布の日から施行し、平成25年３月31日限りでその効力を失う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不法投棄行為者や排出事業者等にモラルハザードが生じないよう原状回復の責任追及を徹底して行い、必要に応じて措置命令等の行政処分を遅滞なく行うよう都道府県等に求めるとともに、助言、技術的支援等を十分講じること。

2　都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不法投棄行為者、排出事業者等に対する措置について透明性及び客観性を確保しつつ検証を行うとともに、再発防止策を含め、当該都道府県等の責任を明確にするよう求めること。

また、支障の除去等の内容については、周辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を講じること。

3　特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう、安全性及び透明性を確保すること。

4　特定支障除去等事業については、全国的な観点から実施を優先すべきものの判断基準を環境大臣が策定する基本方針において明らかにすること。

5　廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査を徹底し、住民の不安解消に努めること。

6　全国の最終処分場の残存容量及び不適正処理廃棄物の実態等に関する正確な基本データを整備し、公表すること。

7　本法が10年間の限時法であることを踏まえ、対策の進捗状況と処理の見通しについて、適宜、公表するよう努めること。

8　本法が対象としない平成10年６月以降の不適正処分事案についても、措置命令等の行政処分により汚染者負担原則の貫徹を可能な限り図るよう都道府県等に求めるとともに、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成については、引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

右決議する。

独立行政法人環境再生保全機構法案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　本独立行政法人は、名称を「独立行政法人環境再生保全機構」とすることとし、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理等の業務を行うこととし、これらの業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

2　本独立行政法人の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金等の設置及び運用、本独立行政法人に係る主務大臣等、法人の財務及び運営に関する事項を定める。

3　公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の解散、本独立行政法人の設立に当たっての経過措置、本独立行政法人が行う業務の特例等につき所要の規定を置く。

4　本独立行政法人は、平成16年４月１日に設立する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の環境再生保全機構への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が十分発揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すこと。

2　環境再生保全機構への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、同機構に引き継がれる環境事業団の延滞債権については、透明性を確保しつつ、迅速な回収・処理に全力を挙げること。

3　環境再生保全機構の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、環境省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。

4　環境再生保全機構の理事長その他の役員の選任においては、当該分野に識見を有する適切な人材を広く内外から起用するよう十分配慮すること。

5　環境再生保全機構の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、環境大臣は、同機構の役員の報酬及び退職手当の水準を国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

6　環境再生保全機構への移行に当たっては、これまで維持されてきた特殊法人の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

7　公害健康被害予防事業については、地域のニーズ、被認定者の要望等を踏まえた上で、適切かつ効率的な実施に努めること。

8　地球環境基金事業については、環境ＮＧＯ等の極めて重要な活動基盤となっていることから、引き続き同基金の確保・拡充に努めること。また、環境再生保全機構による助成計画や事業の評価基準の策定においては、ＮＧＯ等の代表者の参加を得た第三者機関

を設置し、助成を受けるＮＧＯ等の意見を十分反映できるようなものとすること。

9　ＰＣＢ廃棄物の確実な処理に必要な費用を確保するため、ＰＣＢ廃棄物処理基金の着実な造成に向けて、ＰＣＢ製造業者等に対する出えん要請を引き続き行っていくこと。

右決議する。

日本環境安全事業株式会社法案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　本会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を経営することとし、本会社の名称は「日本環境安全事業株式会社」とする。

2　本会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、本会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を経営する間は政府が本会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、本会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定める。

3　その他本会社の設立の手続等に関し、所要の規定を置く。

4　本会社は、平成16年４月１日に設立する。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつつ、平成28年３月31日までの間に、本会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うこととする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　日本環境安全事業株式会社の経営に当たっては、環境事業団がこれまで行ってきた事業の内容やその効果について十分に検証を行い、国からの財政支援に頼らずとも健全経営が可能となるよう、将来の民営化をも見据えた事業の展開に努めること。

2　日本環境安全事業株式会社の役員については、業務内容に応じた適切な人材を配する観点から、民間人を積極的に登用するよう努めること。

3　日本環境安全事業株式会社に対する国の監督責任を明確にした上で、ＰＣＢ廃棄物の処理の必要性、安全性等について、広く啓発普及を行うとともに、処理施設の運転状況や周辺環境への影響等に関する情報の公開を徹底的に行うことにより、国民の信頼を確保するよう努めること。

4　ＰＣＢ廃棄物処理事業の実施に当たっては、安全性の確保に万全を期した上で、処理コストの低減に努めつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。

5　ＰＣＢ廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、関係機関が協力して輸送インフラの整備、周辺環境整備等の関連事業も一体的に行うよう努めること。

右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わって実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　指定登録機関制度の見直し

国際希少野生動植物種の個体等の登録等の事務を行う機関を、環境大臣の指定制から登録制に改める。

2　指定認定機関制度の見直し

適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を行う機関を、環境大臣及び特定国際種関係大臣の指定制から登録制に改める。

3　罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行う。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

【附帯決議】

現行法が施行されてから10年が経過したが、野生動植物の生息地の消失や生息環境の悪化等によって、絶滅のおそれのある野生動植物の種は更に増加している。政府は、かかる現状を厳しく認識し、本法の施行に当たり、生物多様性の確保の観点から、現行法の問題点を整理するとともに、特に次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　国際希少野生動植物種に係る登録・認定関係事務を行う機関を指定制から登録制に改めるに当たっては、政府責任の維持を明確にすべく、平成14年３月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨を踏まえ、機関登録申請をした法人等に対し、その業務運営の透明化及び効率化が図られるよう厳正な指導監督を行うこと。

2　中央環境審議会野生生物部会において、科学的な観点から国内希少野生動植物種の指定について一層の検討を行うこと。

また、国内希少野生動植物種の指定に加え、絶滅のおそれのある地域個体群を保護する方策について検討を行うこと。

3　国内希少野生動植物種については、失われつつある生息地や生息環境の悪化等を考慮して、更にその指定を進めていくこと。

4　国内希少野生動植物種の生息地等保護区については、関係府省及び関係地方公共団体等が相協力して、更にその指定を進めていくこと。また、そのためにも、失われた生息地の回復に向けた自然再生の取組の充実強化を図ること。

5　過去の附帯決議を踏まえ、ワシントン条約の効果的な実施に資するため、条約附属書に掲載されている種については、科学的根拠と資源状態に照らして国際希少野生動植物種に指定することを検討すること。

6　国際希少野生動植物種の密輸防止に向けて、関係省庁が連携して水際取締りの強化を図ること。また、不正輸入により、国庫に帰属した生きた個体については、原産国への返還を含め、必要な措置をとること。

7　生物多様性の確保に向けて、喫緊の課題となっている移入種対策の法制度化を急ぐとともに、本法を含め野生生物保護の法体系の見直しについて検討を行うこと。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に代わる認定制度を新設するほか、廃棄物の不法投棄に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　産業廃棄物の広域的な不適正処分の事案等に対処するため、国は、地方公共団体の責務が十分果たされるように必要とされる広域的な見地からの調整を行うよう努めることとするとともに、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、産業廃棄物に係る報告徴収及び立入検査を都道府県知事に加えて環境大臣も行えることとする。

2　廃棄物の処理施設の整備における課題に的確に対応するため、投資の重点化及び効率化に留意しつつ、５年ごとに、廃棄物処理施設整備計画を策定することとする。

3　悪質な廃棄物処理業者を排除し、廃棄物の適正な処理体制を一層確保するため、廃棄物処理業の許可を受けた者等について、欠格要件に該当するに至ったとき等の場合には、その許可を必ず取り消さなければならないこととする。

4　循環型社会の形成に向けた取組が効率的かつ円滑に実施されるよう、一定の廃棄物の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により、廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例制度を設けることとする。

5　廃棄物でないなどと偽り廃棄物の不適正処分を行う悪質な事例に的確に対処するため、都道府県知事等は、廃棄物であることの疑いのある物について報告徴収及び立入検査ができるようにすることとする。

6　廃棄物の不法投棄等の防止を一層図るため、廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂罪を新設するなど罰則の強化を行うこととする。

7　この法律は、一部を除き、平成15年12月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　「循環型社会」の実現に向けて、廃棄物の発生抑制、適正かつ効率的な廃棄物の処理の推進などの観点から、排出者責任・拡大生産者責任の在り方等、廃棄物・リサイクル制度の充実について、諸外国の先進事例も踏まえつつ、今後とも十分な検討を行うこと。

2　市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について実態を速やかに把握するとともに、回収・リサイクルの方法を含め、その適正な処理の在り方について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

3　医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、家庭から排出されるものを含め、その方策の検討に努めること。

4　事業系一般廃棄物について、その発生抑制の方策を検討すること。

また、事業者がその処理を委託する場合には、委託基準が遵守されるよう必要な措置を講ずること。

5　市町村が一般廃棄物処理計画に従って委託を行った一般廃棄物の処理に起因する環境汚染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。

6　産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。

7　排出事業者が信頼できる廃棄物処理業者を的確に選択することができるよう、廃棄物処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

8　産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、不法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討すること。

9　焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染問題については、既に廃止されたものを含め、その実態を早急に把握し、結果を公開するとともに、周辺住民が安心できるよう、環境回復措置に努めること。

10　広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すること。

11　廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺住民に対する配慮が行われるよう努めるとともに、公共関与を含め、その整備促進を図ること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内で可能な限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

12　廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進に効果が期待されるデポジット制度等の経済的手法について、製品ごとの特性や実態を踏まえながら、その活用の在り方について検討を行うこと。

13　産業廃棄物税等については、その目的、税収の使途等について、全国的な観点から検討を行い、法律としての整備も視野に入れ、地方公共団体等の意見を踏まえ、早急に結論を得ること。

14　不法投棄等の廃棄物の不適正処理については、行政処分による厳正な対処が行われるよう引き続き都道府県等に求めるとともに、不適正処理の防止策も含め、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員、警察との連携等、その体制整備に十分努めること。

15　廃棄物行政を進めるに当たっては、国と地方公共団体が連携を一層密にし、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省による報告徴収及び立入検査の権限行使に際しては、連携を十分に確保すること。

また、地方公共団体の施策のうち全国的に行うことが効果的なものについては、国において導入を検討すること。

右決議する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案（閣法第114号）（先議）

【要旨】

本法律案は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、環境中への拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、そのような拡散を防止しつつ遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者に対し適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　主務大臣は、生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する事項、遺伝子組換え生物等の使用等をする者が配慮しなければならない事項等を定めた基本的事項を公表することとする。

2　環境中への拡散を防止しないで遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者は、その使用等による生物多様性影響を評価した上で、その使用等に係る規程を提出して主務大臣の承認を受けなければならないこととする。

3　施設内での遺伝子組換え生物等の使用等をする者は、遺伝子組換え生物等が環境中に拡散することを防止するために主務大臣が定めた措置を執らなければならないこととするとともに、その措置が定められていない場合には、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならないこととする。

4　遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合等主務大臣が指定する場合に、輸入しようとする者は、主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、主務大臣は、その者が輸入する生物について、検査を受けることを命ずることができることとする。

5　遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、相手国に対し通告をしなければならないこととするとともに、その使用等の内容等を表示したものでなければ輸出してはならないこととする。

6　この法律は、一部を除き、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第15原則に規定する予防的な取組方法に従って、本法に基づく施策の実施に当たること。

2　遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

3　遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求め、その結果を十分に反映させるとともに、国民に分かりやすい内容のものとすること。また、「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進する

こと。

4　「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを十分に得るため、広く意見を求めること。また、評価後におけるモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようにすること。

5　遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に行うこと。

6　遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。

7　遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。

8　国際的な生物多様性の確保を図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよう積極的に働きかけること。

右決議する。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにかんがみ、これらについて、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように行われるものとすること、体験活動の重要性を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得るよう努めるとともに、透明性を確保しながら継続的に行われるものとすること等を定めるものとする。

2　国民、民間団体等、国及び地方公共団体について、基本理念にのっとった責務を定めるものとする。

3　政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を定めなければならないものとするとともに、都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた方針、計画等を作成し、公表するよう努めるものとする。

4　国、都道府県及び市町村は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとし、また、民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、職場における環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

5　環境保全に関する知識及び指導能力を有する者を育成し、又は認定する事業を行う国

民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができるものとする。

その他、人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集・提供、環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備、国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置、協働取組の在り方等の周知、国及び地方公共団体の財政上・税制上の措置、情報の積極的公表等について定めるものとする。

6　この法律に基づく措置を実施するに当たっては、国民、民間団体等の自立性を阻害することがないよう配慮するとともに、その措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7　政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（７件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※43	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	15. 2.10	15. 3.24	15. 3.27 可決 附帯	15. 3.28 可決	15. 3. 7 環境	15. 3.18 可決 附帯	15. 3.20 可決
※48	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案	衆	2.14	5.28	6.10 可決 附帯	6.11 可決	5. 7 環境	5.23 可決 附帯	5.27 可決
※49	独立行政法人環境再生保全機構法案	衆	2.14	4.23	5. 8 可決 附帯	5. 9 可決	3.20 環境	4.18 可決 附帯	4.22 可決
50	日本環境安全事業株式会社法案	衆	2.14	4.23	5. 8 可決 附帯	5. 9 可決	3.20 環境	4.18 可決 附帯	4.22 可決
88	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.11	6. 9	6.12 可決 附帯	6.13 可決	5.22 環境	5.30 可決 附帯	6. 3 可決
89	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.11	5.28	6.10 可決 附帯	6.11 可決	5. 7 環境	5.23 可決 附帯	5.27 可決
114	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案	参	3.18	4.11	4.22 可決 附帯	4.23 可決	5.29 環境	6. 6 可決 附帯	6.10 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
39	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案	環境委員長 松本　龍君 (15. 7.15)	15. 7.15	15. 7.15	15. 7.16	15. 7.17 可決	15. 7.18 可決			15. 7.15 可決

【 国家基本政策委員会 】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を５回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、５回開かれ、菅直人君、志位和夫君、小沢一郎君（第２回及び第４回のみ）、土井たか子君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。今国会開会中、３月20日から５月２日にかけて米国によるイラク攻撃が行われ、それをめぐる論議が各回における合同審査会の中心となった。

２月12日の合同審査会（第１回）では、瓦力衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、イラクにおける大量破壊兵器に関する査察延長問題、米国のイラク先制攻撃の是非、我が国の対北朝鮮政策、プライマリーバランス回復に向けた取組、医療費の３割負担による受診抑制等について討議が行われた。

３月19日の合同審査会（第２回）では、江田五月参議院国家基本政策委員長が会長を務め、米国によるイラク先制攻撃に対する日本政府の支持表明の是非、福田官房長官の「日朝平壌宣言の破棄もあり得る」発言、政治の大局判断に関する原則・価値基準等について討議が行われた。

４月23日の合同審査会（第３回）では、瓦力衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、暴力団との関係が取り沙汰される松浪健四郎議員の進退、小泉内閣の公約達成度、北朝鮮の核開発問題における中国との連携及び我が国の方策、改革派知事の閣僚への登用、米英軍の対イラク戦争の追認拒否、イラク復興支援の必要性、国連による大量破壊兵器の査察再開、イラク復興人道支援室に対する人員派遣等ついて討議が行われた。

６月11日の合同審査会（第４回）では、江田五月参議院国家基本政策委員長が会長を務め、イラクの大量破壊兵器が発見されなかった場合の総理の対応、国民との政権公約と言われるマニフェストの意義及び作成に対する所見、政策において内閣と与党が乖離している現状、イラクの大量破壊兵器保持に対する根拠、北東アジアの友好関係構築に対する提言、外国人の地方参政権付与、イラクへの自衛隊派遣等について討議が行われた。

７月23日の合同審査会（第５回）では、瓦力衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、犯罪被害者救済軽視の現状、イラクの大量破壊兵器存在の有無に関する情報操作疑惑、戦闘行為が続くイラクへの自衛隊派遣の是非、若年者雇用対策等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年２月４日（火）（第１回）

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成15年３月19日（水）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成15年７月23日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成15年２月12日（水）（合同審査会 第１回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成15年３月19日（水）（合同審査会 第２回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成15年４月23日（水）（合同審査会 第３回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成15年６月11日（水）（合同審査会 第４回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君、志位和夫君、小沢一郎君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成15年７月23日（水）（合同審査会 第５回）

○国家の基本政策に関する件について菅直人君、志位和夫君及び土井たか子君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

【予算委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会は平成14年度補正予算３案及び平成15年度総予算３案の審査を行った。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成14年度補正予算３案は、歳出面において、昨年12月に策定された①不良債権処理に伴う失業者増に備えた安全網の整備、②景気下支えの追加的な公共投資を柱とする「改革加速プログラム」に関連して、経済・社会構造変革セーフティネット充実対策費として１兆5,000億円、構造改革推進型公共投資の促進のための経費として１兆5,000億円、合計３兆円を計上しているほか、地方交付税交付金5,325億円を減額するとともに、義務的経費、災害対策費の追加、既定経費の削減等の措置を講じている。

歳入面では、租税収入について２兆5,400億円の減収等を見込んでおり、不足する歳入については、やむを得ず４兆9,680億円の公債の追加発行を行うこととしている。

これらの結果、一般会計の補正後の規模は83兆6,890億円となった。

平成14年度補正予算３案は、１月20日国会に提出され、１月30日成立した（平成14年度補正予算の概要については、Ⅲの２(1)「財政演説」を参照されたい。）。

予算委員会では、１月22日、財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、１月28日、29日及び30日、小泉内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、質疑を行い、30日、討論の後、可決した。

主な論点は以下のとおりである。まず、補正予算に関して、「今回の補正予算の性格と経済的効果を聞きたい。深刻化している雇用情勢や資金繰りの悪化している中小企業に、どのような措置を採るのか」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「財政秩序を維持しながら、経済を活性化していくとの観点から、セーフティネット対策、構造改革推進型公共投資などを盛り込み、補正予算を編成した。補正予算の経済効果は、年間ベースで、実質成長率を0.7%程度押し上げるとともに、９万人程度の雇用増加があると見込んでいる」、雇用対策については、「求人と求職者をいかにうまく適合させていくかが重要と考えている。そうした課題に応えるため、政府自身の対策とともに、政府、使用者、労働者が一体となって、雇用問題に取り組んでまいりたい」、また、中小企業対策については、「不良債権処理の加速化の影響を踏まえ、セーフティネット保証貸付の拡充を図るほか、特別保証、一般保証を受けた方々が返済をより円滑に行えるよう、新たな借換え制度を設けるなど、きめ細かい対応を行っていきたい」旨の答弁が行われた。

次に、景気問題について、「政府は、１月の月例経済報告で景気判断を下方修正したが、景気が後退局面に入っている可能性はないか。長引くデフレの克服策は何か」との質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「我が国経済は、様々な構造的要因を抱え厳しい状況にあるものの、循環的には、昨年来、かなりの成長を続けてきた。最近、景気を引っ張ってきた輸出、生産の動きに変化がみられ、景気は踊り場の状態にあ

るが、米国経済の底堅さ等を踏まえると、現状では、景気が腰折れすることはないと考えている。デフレ克服に即効薬はなく、金融、規制、税制、歳出改革など政策を総動員して、持続可能な成長につなげてまいりたい」旨の答弁が行われた。

このほか、イラク情勢、日朝関係への政府の対応、構造改革特区、インフレ・ターゲットの是非、不良債権問題への取組、消費税の見直し、義務的経費の補正計上の在り方、社会保障制度改革、遊休米軍施設の返還、政治資金問題などの質疑が行われた。

平成15年度総予算３案は、「官から民へ」、「国から地方へ」の観点に立ち、政策評価の結果を活用して歳出全体にわたる徹底した見直しを行うこととし、(1)一般歳出及び一般会計歳出全体について、実質的に14年度の水準以下に抑制するとともに、「国債発行30兆円以下」の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制する、(2)活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野に予算の重点的な配分を行う、(3)民間の潜在的な活力を顕在化させる効果及び雇用創出効果を重視するとともに、改革に伴う影響に対応し、雇用や中小企業のセーフティネットに万全を期す、(4)税制面においては、持続的な経済社会の活性化を実現するため、研究開発・設備投資減税の集中・重点化、相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ等につき所要の措置を一体として講ずること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及び印紙収入で41兆7,860億円の収入を見込むとともに、「財政法」第４条第１項ただし書の規定による公債６兆4,200億円及び「平成15年度における公債の発行の特例に関する法律」（仮称）の規定による公債30兆250億円の収入を予定するほか、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、財政の持続可能性に対する懸念の増大に鑑み、一層の効率化・質的改善を図ることとしている。これらの結果、平成15年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも81兆7,891億円、前年度当初比0.7%増となったが実質的には３年連続の緊縮型予算となった。

平成15年度総予算３案は、１月24日国会に提出され、３月28日成立した（平成15年度総予算の概要については、Ⅲの２(4)「財政演説」を参照されたい。）。

予算委員会では、２月５日、財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、３月５日及び６日の両日に基本的質疑を行った。３月11日には政治資金等に関する集中審議、24日には外交・経済に関する集中審議を、また、３月20日には公聴会を、さらに25日及び26日には委嘱審査を、３月28日には締めくくり質疑を行い、討論の後、可決した。

主な論点は以下のとおりである。まず、経済・財政・金融問題について「日本経済の現状をどう認識しているのか。円安誘導策を採る考えはあるか。多年度税収中立と言うが、企業減税は時限措置なのに増税分は恒久措置となっており、実質的な増税ではないか。国庫補助金等の改革は進んでいないのではないか。2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化をどう達成していくのか。日銀が買い取る資産についての基本的な考え方は何か」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行福井総裁より、「日本経済は厳しい状況にあり、経済活性化のために先行減税を行ったところである。不況下でも業績を上げている企業が出てきており、民間のやる気を引き出すような改革に取り組み平成17年度にはプラス成長にしていきたい。実勢レートが円安になれば好ましいと考えているが、一時的な為替の乱高下の場合を除き、政府として直接介入する考え

はない。減税する場合には、それに見合う財源を確保するのが原則で、財政規律の観点から、７年間での税収中立を示しており、先行き経済が良くなれば増収額を削減する考え方もあり得る。補助金については、交付税、税源移譲の問題とともに、三位一体の改革を行う方向で15年度予算では芽出しを行った。今後６月までに改革の工程表をとりまとめたい。プライマリーバランスについては国と地方を合わせた政府の規模をＧＤＰ比で見て大きくしないこと、経済活性化を通じて税収を確保しながら少しずつバランスを改善していくことを想定している。日銀としてはリスクの少ない資産を買い取るのが原則であるが、デフレ脱却等の厳しい局面では、日銀の資本基盤を十分点検しながら、ある程度危険資産に対しても踏み込んで政策効果を全うしていく必要がある」旨の答弁が行われた。

次に、中小企業・雇用問題について、「中小企業に対するセーフティネットの整備についてどう対応するのか。中小企業に対する施策の周知徹底が不十分であり、行政の相談窓口の充実が不可欠ではないか。有効求人倍率は若干の改善がみられるものの失業率は高止まりしており、ミスマッチへの対応が必要ではないか」等の質疑があり、これに対し、関係各大臣より、「不良債権の処理に伴い、中小企業は厳しい立場にあるが、セーフティネット貸付等を行い、平成14年度補正予算で10兆円の融資枠を設定している。借り換え制度や売掛債権担保融資制度等も含め全力を挙げて中小企業対策に取り組みたい。中小企業に対しての総合的な窓口として全国300カ所に中小企業支援センターを設置しているほか、商工会等に経営相談員約9,000名を配置している。今後は、中小企業の再生支援協議会をつくりワンストップ体制を整備していく予定である。雇用のミスマッチの原因にはいろいろあり、賃金や年齢が合わない場合、情報や能力の問題もあるが、情報については今年からインターネットに求人企業名を出すなど対応している」旨の答弁が行われた。

次に、医療・年金問題に関連して、「医療制度の抜本的な改革をどう進めていくのか。本年４月からの医療費自己負担の２割から３割への引上げを凍結すべきではないか。年金制度の改正へ向けての基本的な考え方は何か」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「医療制度の抜本改革については、保険の統合化、高齢者医療の問題、診療報酬の基本的見直し等について今月中にとりまとめを行い、スケジュールを明確にしていきたい。医療費の３割負担の問題はすでに決着しており、既定方針通り４月から実施していきたい。年金制度については、厚生労働省の案をたたき台としながら、年金・医療・介護を一体として国民各層の意見を聞きながら結論を出していきたい」旨の答弁が行われた。

次に、外交・防衛問題に関しては、イラク情勢が緊迫化する中で「イラク問題に取り組む我が国の基本的な姿勢を明確にすべきではないか。新たな国連決議なくして米国がイラクへの攻撃に踏み切ったが、我が国が米国の武力行使を支持するのは問題ではないか。また、北朝鮮問題についての現状をどう認識し、取り組むつもりなのか。北朝鮮の核開発に向けた動きに対してどのような対応をとるのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係大臣より、「日本はイラクに対し武装解除するよう説得し、米国に対しては、国際協調体制がとれるよう最後まで努力してほしいと要請している。国際協調及び日米同盟の重要性を両立させていくのが政府の明確な立場である。新たな国連決議が採択されなかったのは残念であるが、大量破壊兵器が独裁者やテロリストの手に渡れば何百万人、何十万人の生命がおびやかされかねない。イラクが国連決議を遵守しなかったことが

原因であり、米国を支持することとした。北朝鮮問題に対しては、日朝平壌宣言の誠実な実行なしには国交正常化がないことを繰り返し伝えている。国際社会から孤立するのではなく協調することが北朝鮮にとって最も利益になることを粘り強く働きかけたい。最近の北朝鮮の動きはいわゆる瀬戸際外交の一環ではないかと判断しており、その一線を越えないよう米国、韓国等関係国とも連携して対応したい」旨の答弁が行われた。

なお、いわゆる政治とカネの問題に関連して、小泉内閣総理大臣から「今まで国会で何回も議論され、襟を正さねばならない中で逮捕事件が起きたのは大変残念である。議員も秘書も心して政治とカネのあり方に対する認識を厳しく問い直す必要がある。今後は不正が起こらないような資金調達、使途の方法等について与野党が胸襟を開いて話し合い、改善措置を今国会中に成立させる努力が必要である」旨の発言があった。

このほか、消費税の引上げ問題、産業再生機構、名古屋刑務所問題、公務員制度改革、市町村合併、介護保険制度の見直し、構造改革特区、ＷＴＯ農業交渉、環境問題、教育基本法の改正、エネルギー問題などの質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として以下のとおり、予算委員会が開かれた。

５月29日、経済問題に関する集中審議が行われた。質疑では、りそな銀行への公的資金注入を受けて、自己資本比率査定の在り方、株価に与える影響、預金保険法第102条の解釈、公的資金注入の責任の所在、株主責任の在り方、繰延べ税金資産の考え方、公的資金の回収方法、公的資金の予防的注入の法制化問題、国有化銀行への行政の関与、不良債権処理の進め方等りそな問題が集中的に取り上げられたほか、デフレ問題への対応、ＳＡＲＳ対策等の質疑が行われた。

さらに、７月11日、経済・金融問題に関する集中審議が行われた。質疑では、最近の株価上昇及び長期金利上昇に対する評価、緊縮財政路線を取ることの是非、大陸棚調査の予算増額問題、住宅取得支援税制の必要性、平成14年度決算における税収不足の要因、りそな銀行問題における行政、株主、経営者責任の在り方、東京海上火災とＡ生命との統合交渉における金融庁の介入問題、中小企業にかかる不良債権処理の問題点、郵政・道路公団民営化に当たっての問題点、ヤミ金融への対応策、若年者の雇用対策、大阪証券取引所における仮装売買の問題点、補助金削減・税源移譲の進め方等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成15年１月22日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**平成14年度一般会計補正予算（第１号）（予）**
平成14年度特別会計補正予算（特第１号）（予）
平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）（予）
以上３案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年１月28日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成14年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、片山総務大臣、川口外務大臣、平沼経済産業大臣、谷垣国家公安委員会委員長、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、細田科学技術政策担当大臣、鴻池国務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本道路公団総裁藤井治芳君に対し質疑を行った。

○平成15年１月29日（水）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成14年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について扇国土交通大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、平沼経済産業大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、川口外務大臣、大島農林水産大臣、細田科学技術政策担当大臣、森山法務大臣、福田内閣官房長官、石原国務大臣、鈴木環境大臣、小林財務副大臣、木村厚生労働副大臣、弘友環境副大臣、中馬国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成15年１月30日（木）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成14年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成14年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官、大島農林水産大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、平沼経済産業大

臣、竹中国務大臣、細田沖縄及び北方対策担当大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、塩川財務大臣、片山総務大臣、扇国土交通大臣、赤城防衛庁副長官、木村厚生労働副大臣、秋山内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成14年度補正予算）賛成会派　自保、公明

反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成15年２月５日（水）（第５回）

○**平成15年度一般会計予算（予）**

平成15年度特別会計予算（予）

平成15年度政府関係機関予算（予）

以上３案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月５日（水）（第６回）― 基本的質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成15年度特別会計予算（衆議院送付）

平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、森山法務大臣、片山総務大臣、大島農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、石原国務大臣、福田内閣官房長官、扇国土交通大臣、河野参議院法制局長、小林財務副大臣、吉村国土交通副大臣、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成15年３月６日（木）（第７回）― 基本的質疑 ―

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成15年度特別会計予算（衆議院送付）

平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、谷垣産業再生機構（仮称）担当大臣、平沼経済産業大臣、扇国土交通大臣、大島農林水産大臣、川口外務大臣、坂口厚生労働大臣、竹中経済財政政策担当大臣、石原国務大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣、森山法務大臣、遠山文部科学大臣、上野内閣官房副長官、根本内閣府副大臣、吉村国土交通副大臣、小林財務副大臣、鴨下厚生労働副大臣、日出外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成15年３月７日（金）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成15年度特別会計予算（衆議院送付）

平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、坂口厚生労働大臣、鴻池国務大臣、大島農林水産大臣、平沼経済産業大臣、川口外務大臣、福田国務大臣、谷垣国家公

安委員会委員長、遠山文部科学大臣、石原国務大臣、森山法務大臣、片山総務大臣、石破防衛庁長官、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、吉村国土交通副大臣、伊藤内閣府副大臣、鶴保国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成15年３月11日（火）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、片山総務大臣、大島農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月13日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について大島農林水産大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣、鴻池国務大臣、片山総務大臣、平沼経済産業大臣、鈴木環境大臣、石原国務大臣、川口外務大臣、上野内閣官房副長官、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成15年３月14日（金）（第11回）

○平成15年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について川口外務大臣、石破防衛庁長官、竹中国務大臣、塩川財務大臣、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、大島農林水産大臣、片山総務大臣、伊藤内閣府副大臣、西川経済産業副大臣、小林財務副大臣、木村厚生労働副大臣、秋山内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成15年３月17日（月）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について川口外務大臣、平沼経済産業大臣、大島農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、鈴木環境大臣、遠山文部科学大臣、鴻池国務大臣、森山法務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、石原国務大臣、扇国土交通大臣、片山総務大臣、福田内閣官房長官、安倍内閣官房副長官、高市経済産業副大臣、太田農林水

産副大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、弘友環境副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った。

○平成15年３月18日（火）（第13回）

○平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について森山法務大臣、坂口厚生労働大臣、竹中国務大臣、塩川財務大臣、遠山文部科学大臣、大島農林水産大臣、鈴木環境大臣、扇国土交通大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、平沼経済産業大臣、福田内閣官房長官、小林財務副大臣、矢野外務副大臣、増田法務副大臣、吉村国土交通副大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月19日（水）（第14回）

○平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について福田内閣官房長官、大島農林水産大臣、森山法務大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、坂口厚生労働大臣、鴻池国務大臣、石原国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、遠山文部科学大臣、鈴木環境大臣、吉村国土交通副大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、若松総務副大臣、根本内閣府副大臣、西川経済産業副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月20日（木）（第15回）

○平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会については３月25日午前の半日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月26日の１日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成15年３月20日（木）（公聴会 第１回）

○平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

一橋大学大学院経済学研究科教授　岩本　康志君
株式会社リクルートワークス研究所所長　大久保　幸夫君
帝京大学法学部教授　志方　俊之君
松阪大学政策学部教授　浜谷　英博君

岩手県立大学社会福祉学部助教授　鈴木　眞理子君
専修大学名誉教授　熊野　　剛雄君

○平成15年３月24日（月）（第16回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、平沼経済産業大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、福田内閣官房長官、片山総務大臣、谷垣国務大臣、石破防衛庁長官、扇国土交通大臣、鴻池国務大臣、森山法務大臣、小林財務副大臣、矢野外務副大臣、秋山内閣法制局長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○平成15年３月28日（金）（第17回）― 締めくくり質疑 ―

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小泉内閣総理大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、遠山文部科学大臣、石原国務大臣、片山総務大臣、塩川財務大臣、森山法務大臣、大島農林水産大臣、谷垣国家公安委員会委員長、平沼経済産業大臣、竹中金融担当大臣、福田内閣官房長官、川村参議院事務総長、小林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成15年度総予算）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

○平成15年５月29日（木）（第18回）

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済問題に関する件について小泉内閣総理大臣、竹中金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、平沼経済産業大臣、細田科学技術政策担当大臣、片山総務大臣及び伊藤内閣府副大臣に対し質疑を行った。

○平成15年７月11日（金）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済・金融問題に関する件について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、塩川財務大臣、川口外務大臣、森山法務大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣、片山総務大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

○平成15年７月28日（月）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予 算（6件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成14年度一般会計補正予算（第1号）	15. 1.20	15. 1.20 (予備)	15. 1.30 可決	15. 1.30 可決	15. 1.20 予算	15. 1.27 可決	15. 1.27 可決
		○15.1.20 衆・参 財政演説						
2	平成14年度特別会計補正予算（特第1号）	1.20	1.20 (予備)	1.30 可決	1.30 可決	1.20 予算	1.27 可決	1.27 可決
3	平成14年度政府関係機関補正予算（機第1号）	1.20	1.20 (予備)	1.30 可決	1.30 可決	1.20 予算	1.27 可決	1.27 可決
4	平成15年度一般会計予算	1.24	1.24 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.24 予算	3. 3 可決	3. 4 可決
		○15.1.31 衆・参 財政演説						
5	平成15年度特別会計予算	1.24	1.24 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.24 予算	3. 3 可決	3. 4 可決
6	平成15年度政府関係機関予算	1.24	1.24 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.24 予算	3. 3 可決	3. 4 可決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成13年度決算外２件の審査〕

平成13年度決算及び国有財産関係２件は、第156回国会の召集日である平成15年１月20日に提出された。このうち13年度決算については、同年２月21日の本会議において、財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

平成13年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの３(1)【決算の概要】を参照）。

平成13年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は86兆9,030億円、歳出決算額は84兆8,111億円である。歳入決算額には、決算調整資金からの組入額５億円が含まれており、これにより同年度の歳入歳出の決算上の不足額（歳入欠陥）が補てんされている。13年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は４兆1,551億円、また、不用額は9,412億円である。

平成13年度特別会計歳入歳出決算における37の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は396兆2,235億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は363兆3,367億円である。

平成13年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆8,201億円であり、資金からの一般会計の歳入への組入額等は56兆1,073億円であるため、差引き7,128億円の残余を生じた。

平成13年度政府関係機関決算書における９機関の収入済額を合計した収入決算額は６兆5,836億円、支出済額を合計した支出決算額は６兆6,280億円である。

国有財産関係２件の概要は、次のとおりである。

平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書における13年度中の国有財産の差引純増加額は２兆円、13年度末現在額は109兆944億円である。

平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書における13年度中の国有財産の無償貸付の差引純増額は103億円、13年度末現在額は１兆560億円である。

委員会においては、15年２月24日、財務大臣から平成13年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成13年度決算検査報告及び平成13年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、同年３月10日、内閣総理大臣以下全大臣の出席を得て全般質疑を行った。その後、省庁別審査計６回、締めくくり総括的質疑計２回の質疑を行った後、内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

今国会行われた質疑の主な項目は、①決算の早期提出及び早期審査、②政策評価と決算審査、③地方行財政に係る「三位一体の改革」、④ＯＤＡの意義、⑤歳入欠陥、⑥予算執行調査、⑦特殊法人所有施設の処分、⑧特別会計改革、などである。

なお、平成11・12年度決算に関する参議院の議決について内閣が講じた措置については、５月23日、内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、同日の委員会において、財務大臣からその説明を聴取した。

平成11・12年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を警告議決と対比して示すと、次のとおりとなる。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
(1)航空自衛隊の新初等練習機の調達に関しては、平成12年８月に総合評価落札方式による入札が行われたが、同入札に関するスイス政府の問い合わせに対して、防衛庁が当該調達に関する会計検査院の検査報告及びその要約を付して回答を行った際、その要約において検査報告の内容等を適切に反映していなかったことは、遺憾である。 政府は、このような不適切な事態を招かないよう事務手続の適正化を図るとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処すべきである。	(1)防衛庁における総合評価落札方式については、会計検査院の検査結果をも踏まえ、入札参加企業から提出された提案書のうち１部を原本として封印し、また、提案された購入経費、維持経費等について落札者がどのように拘束されるかに関して、入札希望会社の共通認識を高めるための質問会等を入札説明会に加えて設定するとともに、提案内容を確実に履行する旨及び履行されない場合の損害賠償の責を負う旨の確認書等を求めるなどの改善を行うこととしたところである。 今後とも、事務手続きの適正化について一層努力するとともに、総合評価落札方式を採用する場合には、これらの改善方策も含め、入札及び契約事務の透明性、公正性をより一層高めるよう対処してまいる所存である。
(2)郵政官署に支給される渡切費の執行に当たり、一部の特定郵便局において不適正な経理が行われ、また、証拠書を亡失していた事態等もあったことが、郵政監察の調査により明らかになったことは、誠に遺憾である。 政府は、かかる事態が郵政官署における予算執行、ひいては郵政行政に対する国民の信頼を損ねたことを厳しく受け止め、平成14年度から渡切費の廃止に伴い採用された新たな会計手続を適正に行い、同種事案の再発防止に万全を期すとともに、平成15年度に発足する日本郵政公社においても、同様に適正な経理を期すべきである。	(2)郵政官署に支給される渡切費については、平成13年度をもって廃止し、平成14年度に厳正かつ透明性の高い会計手続を新たに導入し、この会計手続を適正に行い、不適正経理の再発防止に努めてきたところである。 また、平成15年４月に発足した日本郵政公社においても、この会計手続が踏襲されており、今後とも適正な経理を行うよう指導・監督に努めてまいる所存である。
(3)外務省が各種行事で使用したホテル等の取引先への支払の際に、本来の請求額を上回る金額を不適正に支払い、この差額を当該企業等の内部にいわゆる「プール金」として留保し、職員間の懇親等の	(3)外務省におけるいわゆる「プール金」問題の再発防止については、職員に対する会計研修の徹底、物品・役務の調達契約事務の会計課への一元化など契約事務実施体制の改善、監察査察官に現職検事

費用に充てていたことは、極めて遺憾である。 政府は、このような不適正な行為が長年外務省内で広く行われていたことを重く受け止め、同省の更なる綱紀粛正に努めるとともに、公金の使用及び管理に対する基本的認識を周知徹底させるなど、この種事案の再発防止に厳然として取り組むべきである。	を任用した上での本省各部局及び在外公館に対する集中的かつ広範囲にわたる監察及び査察の実施、職員の声を直接受け付ける監察査察意見提案窓口の設置といった所要の措置を講じたところである。 今後とも、綱紀粛正に努めるとともに、これらの措置の着実な実施により公金の適正かつ厳正な執行の徹底を図り、不適正な行為の再発防止及び国民の信頼回復に努めてまいる所存である。
(4)核燃料サイクル開発機構において、主務大臣の承認を得ない人件費の流用、認可予算に計上されていない地元協力金の支払、固定資産税や消費税の過大納付等の不適正経理が行われてきたことを、平成12年度決算検査報告で掲記されたことは、遺憾である。 政府は、平成10年10月の動力炉・核燃料開発事業団から同機構への改組後も、これらの不適正な経理が引き続き行われていたことを厳しく反省し、予算執行に係る内部統制及び指導監督の充実強化を図る等により、同種事案の再発防止に万全を期すべきである。	(4)核燃料サイクル開発機構における不適正経理については、その再発を防止し、経理の適正化を図るため、予算執行について、一般会計と特別会計間、出資金部門と補助金部門間の経理区分を明確化するとともに、外部監査制度の導入等、予算執行のチェック機能強化のための体制整備等を図ったところである。 また、定員管理・人員管理について、認可給与単価と実態給与単価の差及び認可人員と実員の差を解消するなどとともに、固定資産税等の過大納付についても改善を図ったところである。 今後とも、同機構の経理の適正化を図るよう、指導を徹底し再発防止に万全を期す所存である。
(5)健康保険及び厚生年金保険の保険料に関しては、毎年度決算検査報告において多額の徴収不足が指摘され、また、平成６年度決算に対する本院の警告決議でも両保険の適用の適正化を求めているにもかかわらず、平成11年度及び12年度の決算検査報告において、それぞれ59億円及び54億円の保険料の徴収不足を指摘されたことは、遺憾である。 政府は、社会保険の公平・適正な適用の重要性にかんがみ、社会保険事務所等における調査確認の強化及び事業主への説明会の実施等制度の周知徹底を図るなど、健康保険及び厚生年金保険の適用の	(5)健康保険及び厚生年金保険の適用については、毎年度の社会保険事業計画において重点事項として積極的に推進を図ることとしており、具体的には、適用事業所に対する実地調査等を通じて、被保険者資格の適正な把握に努めているところである。 また、短時間就労者の適用漏れが多いと指摘があることから、地方社会保険事務局等に対し、短時間就労者が多いと見込まれる業種に係る適用事業所については、平成15年度から重点的な調査に取り組むよう、会議等を通じて指導したところである。

適正化に、より一層尽力すべきである。	今後とも、事業主説明会等を通じて、被保険者資格取得届等の適正な届出に関する指導・啓発や制度の周知徹底を図るとともに、社会保険事務所が実施する適用事業所に対する重点的な調査により、適用の適正化に努めてまいる所存である。
(6)雇用保険三事業に係る助成金をめぐり、佐世保重工業株式会社及びその関連会社による虚偽の申請に対し、県及び雇用・能力開発機構における審査及び調査が不十分であったこと等により、結果として４億円を超える助成金の不正受給が行われ、また、制度上の不備により不適正な支給が行われていたことは、遺憾である。 政府は、雇用失業情勢の悪化に伴い雇用保険の重要性が増している中、このような多額の不正受給等が発生したことを重く受け止め、審査の厳格化、実地調査の充実、適切な制度設計等により雇用保険三事業の適正な実施に万全を期すべきである。	(6)雇用保険三事業については、対象労働者に対する聞き取り調査の強化による審査の厳格化、一定額以上の支給申請事業所及び支給済み事業所に対する実地調査の充実、厚生労働省及び助成金支給機関において十分な検討を行った上での支給要領の作成及び適切な制度設計、不正受給を行った事業所に対する罰則の強化等を行うことにより、その適正な実施を図っているところである。 また、都道府県及び雇用・能力開発機構に対しては、支給審査の厳格化の徹底、不正受給等の防止策の強化を図るよう指導したところである。 今後とも、雇用保険三事業の適正な実施に万全を期してまいる所存である。
(7)ＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題に関し、ＢＳＥ感染牛の国内発生を防げず、また、その後、行政対応等の不備から、消費者、畜産農家等に大きな混乱を招いたほか、ＢＳＥ関連対策予算の執行においても、買入れ基準等の事業要件の周知徹底が不十分だったことなどもあって、輸入牛肉を国産牛肉と偽装する等の事件が頻発したことは、極めて遺憾である。 政府は、ＢＳＥの感染源の究明に努めるとともに、検査体制等の充実を図るほか、食料・食品の安全確保に万全を図るための行政の体制整備及び施策を推進し、生産者の経営の安定の確保と国民の食の安全に対する信頼回復に全力で取り組むべきである。	(7)ＢＳＥの感染源の究明については、専門家の協力を得ながら取り組んでいるところであり、ＢＳＥの検査体制等については、「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づく死亡牛検査体制の整備等、その充実を図ってきたところである。 また、適切な行政対応と予算の執行を行うことにより、畜産農家の経営の安定に努めてまいる所存である。 さらに、食料・食品の安全確保に万全を図るため、リスク管理部門を産業振興部門から分離して、食品分野における消費者行政とリスク管理を一体的に担う「消費・安全局（仮称）」を設ける等行政の体制整備や、「食品安全基本法」を踏まえた関係法令の整備等の施策を推進し、国民の食の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいる所存である。

(8)東京電力株式会社を始めとする電気事業者の原子力発電所において、自主点検作業記録を改ざんする等の不正により、炉内構造物のひび割れ等が長期間にわたって隠ぺいされ、また、この問題に関する申告案件について、経済産業省が申告を受けてから公表まで２年を要するなど、政府の対応が不十分であったことは、極めて遺憾である。 政府は、かかる事態が周辺住民を始めとする国民の原子力の安全対策に対する信頼を大きく損ねたことを厳しく受け止め、事態の全容解明に全力を尽くすとともに、検査体制の見直し、組織的不正に対する厳罰化、情報公開の推進等により、この種事案の再発防止に万全を期すべきである。	(8)電気事業者の原子力発電所問題の再発防止については、電気事業者への立入検査や報告徴収等により事実関係を徹底的に調査した上で、自主点検記録の不正につき、原子力事業者16社に対し自主点検記録の総点検を指示するとともに、東京電力に対し厳重注意を行い、再発防止対策の実施を指示したところである。一方、原子炉格納容器の漏えい率検査に係る不正については、不正があった発電所号機に１年間の運転停止処分を行い、漏えい率検査の再実施を指示したところである。 また、設備の健全性評価の導入などを内容とした、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」の一部改正が行われたところである。 さらに、「独立行政法人原子力安全基盤機構法」が制定され、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行う独立行政法人原子力安全基盤機構が平成15年10月に設立されることとなり、また、国による検査について実効性向上策の実施等を進めるとともに、検査官を増員するなど検査体制の強化を図ったところである。 今後とも、原子力安全行政に対する国民の信頼回復を目指し、不正問題の再発防止に努めてまいる所存である。

６月16日の委員会において、締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成13年度決算の議決案が示された。その内容は、「１．平成13年度決算は、これを是認する。２．内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下８項目＜略＞）」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成13年度決算について是認することに反対、平成13年度国有財産関係２件については是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次いで自由民主党・保守新党及び公明党より、平成13年度決算外２件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについても賛成する旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党より、平成13年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書については是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意

見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成13年度決算外２件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①歳入欠陥、②防衛装備品の過大請求、③ＯＤＡの効率的・効果的な実施、④国際機関等に対する拠出金等の適時適正な拠出、⑤国の債権管理事務の適正化、⑥大学等における研究費の不正経理と再発防止、⑦雇用・能力開発機構における勤労者福祉施設の適切な処分、⑧夕張シューパロダム建設における不適切な移転補償と公共事業の実施に伴う移転補償の適正化、である（全文は本誌Ⅲの４【決算に対する議決】を参照）。

また、本決算に係る質疑を踏まえ、決算の早期提出、会計検査院の機能強化等４項目からなる要請決議を全会一致で行っている。

〔平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書の審査〕

平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は、同年度の一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足を補てんするため、同資金から一般会計に５億円を組み入れたことについて、決算調整資金に関する法律に基づき、国会の事後承諾を求めるため、第156回国会の15年１月20日に提出された。

同調書は、６月５日、衆議院から送付され、同月13日、委員会に付託された。

委員会においては、同月16日、財務大臣から説明を聴取した後、13年度決算外２件と一括して質疑を行った。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、同調書について反対する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成13年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成15年２月24日（月）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○**平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書**
平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について塩川財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について杉浦会計検査院長から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成13年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成15年３月10日（月）（第２回）

○**平成13年度決算外２件**について小泉内閣総理大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、片山総務大臣、鴻池国務大臣、竹中国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、扇国土交通大臣、大島農林水産大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、若松総務副大臣、杉浦会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月31日（月）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成13年度決算外２件中、法務省、厚生労働省、警察庁及び裁判所関係**について坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、河村文部科学副大臣、米田内閣府副大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年４月14日（月）（第４回）

○**平成13年度決算外２件中、皇室費、内閣、内閣府本府、金融庁及び沖縄振興開発金融公庫関係**について福田内閣官房長官、鴻池国務大臣、竹中国務大臣、谷垣産業再生機構担当大臣、石原国務大臣、細田国務大臣、伊藤内閣府副大臣、米田内閣府副大臣、渡海文部科学副大臣、木村厚生労働副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年４月21日（月）（第５回）

○**平成13年度決算外２件中、国土交通省、環境省及び住宅金融公庫関係**について扇国土交通大臣、鈴木環境大臣、吉村国土交通副大臣、弘友環境副大臣、杉浦会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月７日（水）（第６回）

○**平成13年度決算外２件中、外務省及び防衛庁関係**について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、増田法務副大臣、吉村国土交通副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月12日（月）（第７回）

○ **平成13年度決算外２件中、国会、会計検査院、総務省、財務省、文部科学省、国民生活金融公庫、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係**について塩川財務大臣、片山総務大臣、遠山文部科学大臣、小林財務副大臣、杉浦会計検査院長、中島人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成15年５月23日（金）（第８回）

○ **平成13年度決算外２件中、農林水産省、経済産業省、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門関係**について亀井農林水産大臣、平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人経済産業研究所理事長岡松壯三郎君、中小企業金融公庫総裁水口弘一君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。

○ 平成11年度決算及び平成12年度決算についての警告に対する政府の措置について塩川財務大臣から説明を聴いた。

○平成15年６月２日（月）（第９回）

○ **平成13年度決算外２件**について片山総務大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、坂口厚生労働大臣、扇国土交通大臣、亀井農林水産大臣、遠山文部科学大臣、西川経済産業副大臣、若松総務副大臣、河村文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、米田内閣府副大臣、小林財務副大臣、杉浦会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月16日（月）（第10回）

○ **平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）**について塩川財務大臣から説明を聴き、

平成13年度決算外２件及び**平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）**について遠山文部科学大臣、平沼経済産業大臣、坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣、竹中国務大臣、片山総務大臣、石原国務大臣、石破防衛庁長官、森山法務大臣、小林財務副大臣、中島人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行い、

平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）について討論の後、承諾を与えるべきものと議決した。

（平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書）

賛成会派　自保、民主、公明

反対会派　共産、国連、社民

○ **平成13年度決算外２件**について小泉内閣総理大臣、塩川財務大臣、川口外務大臣、片山総務大臣、扇国土交通大臣、亀井農林水産大臣、石原国務大臣、坂口厚生労働大臣及び竹中経済財政政策担当大臣に対し質疑を行い、討論の後、

平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書を議決し、**平成13年度決算に関する要請決議**を行い、

平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書及び**平成13年度国有財産無償貸付状況総**

計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、
塩川財務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、遠山文部科学大臣、坂口厚生労働大臣及び扇国土交通大臣から発言があった。

（平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書）

賛成会派　自保、公明、国連の一部

反対会派　民主、共産、国連の一部、社民

（警告決議）

賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派　なし

（要請決議）

賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派　なし

（平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派　自保、民主、公明、国連の一部

反対会派　共産、国連の一部、社民

（平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連の一部

反対会派　国連の一部、社民

○平成15年７月28日（月）（第11回）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（３件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書	15. 1.20	15. 2.21	15. 6.16 議決	15. 6.16 議決	15. 4.15 決算行監	15. 7.14 議決	15. 7.15 議決
	15. 2.21 財務大臣報告						
平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書	15. 1.20	2.21	6.16 議決	6.16 議決	4.15 決算行監	7.14 議決	7.15 議決
平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書	15. 1.20	2.21	6.16 議決	6.16 議決	4.15 決算行監	7.14 議決	7.15 議決

・予備費等承諾を求めるの件（１件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	15. 1.20	15. 6.13	15. 6.16 承諾	15. 6.16 承諾	15. 6. 3 決算行監	15. 6. 4 承諾	15. 6. 5 承諾

(4) 委員会決議

—— 平成13年度決算に関する要請決議 ——

内閣に対し、次のとおり要請する。

1　決算を予算に反映させることの意義を踏まえ、決算の国会への早期提出を図るものとする。

2　会計検査院が果たすべき経済性、効率性、有効性の観点からの検査機能の強化のため、所要の措置を講ずるものとする。

3　歳出構造を改革し、効率的かつ効果的な行政の推進に資するため、政策評価手法の研究・開発及び評価結果の予算への活用、評価結果を踏まえた予算の編成に努めるものとする。

4　不適切な支出等についての適正な処分を確保するため、人事院等の第三者機関が処分内容の妥当性を判断し得る等の環境を整備するものとする。

右決議する。

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会は、評価専担組織として総務省が行った５件の政策評価を中心に、政策評価の現状等に関する件について調査を行い、**政策評価に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

まず、２月18日及び19日の２日間、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行った。

次に、３月28日、派遣委員の報告を聴取するとともに、政府開発援助に対する検査状況に関する件について杉浦会計検査院長から説明を聴取した。また、４月23日、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、若松総務副大臣から概要説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。

その後、５月12日、大阪府及び兵庫県における実情調査に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について質疑を行い、評価結果の政策・予算等への反映の必要性、評価の質的向上策、日本道路公団の接待費用の会計処理の在り方、原発停止に伴う今夏の電力需給見通し、インドネシア・コタパンジャンダム建設地住民による日本政府・ＪＩＣＡ等の提訴理由、ダム建設事業の会計検査の必要性、ＩＬＯ勧告への政府回答変更の有無等の諸問題が取り上げられた。

さらに、政策評価の現状等に関する件のうち、５月26日、**「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」**及び**「地域輸入促進に関する政策評価」**について、６月９日、**「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」**及び**「障害者の就業等に関する政策評価」**について、また、６月30日、**「平成14年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」**及び**「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」**について、片山総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を、また、各政策評価に係る当該政策の概要、現状等について、関係府省の大臣又は副大臣から説明を聴取した後、それぞれ質疑を行った。

質疑では、**「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」**について、評価結果のフォローアップの必要性、評価結果及び評価データの国民への開示の在り方、容器包装リサイクル法の見直しの在り方、リサイクル費用負担割合の在り方、リターナブル容器の利用促進策、容器包装再商品化委託費の不払い事業者の実態等の諸問題が取り上げられた。

「地域輸入促進に関する政策評価」については、地域輸入促進（ＦＡＺ）事業者の経営状況と支援策、ＦＡＺ制度の目的・現状及び今後の方向性、ＦＡＺ政策継続の是非に対する政策評価の必要性、ＦＡＺ法の18年度廃止と事業中止に対する経済産業大臣の所見、対

日投資の現状と投資拡大策等の諸問題が取り上げられた。

「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」については、政策立案当初の見通しと現状との乖離状況とその理由、基本方針を見直さなかった理由、国土交通省の「基本構想の廃止も含めた見直し」の具体的内容と実効性担保策、リゾート法に基づく税金投入総額等の諸問題が取り上げられた。

「障害者の就業等に関する政策評価」については、旧障害者基本計画の検証結果と新基本計画への反映状況、養護学校等生徒等への就労支援に関する縦割り行政の弊害、生徒等の就労後のアフターフォローのための人的体制強化の必要性、法定雇用率未達成企業の公表の必要性等の諸問題が取り上げられた。

「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」については、民間金融機関の中小企業向け貸出姿勢の実態と政府金融機関の対応、金融資本市場育成・拡大のための具体的施策、政府金融機関等のノウハウ等の今後の活用策、政府金融機関の民間金融機関の補完としての役割強化の必要性等の諸問題が取り上げられた。

「平成14年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」については、事後評価によるゼロベースでの政策の見直しの必要性、客観性担保評価の課題等の諸問題が取り上げられた。

このほか、森林の間伐促進策、現在の警察力によるテロへの対処可能性等の諸問題が取り上げられた。

以上の調査を行った結果、政策評価制度については、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多く、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度の定着を図ることが必要であるとして、７月16日、政府に対して、政策評価制度の充実・発展を図るため、定量的な評価手法の採用及び政策評価書の早期作成・公表並びに政策評価の結果を踏まえた政策の見直し・改善を行うことなどを内容とする**政策評価に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成15年１月30日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成15年３月28日（金）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○政府開発援助に対する検査状況に関する件について杉浦会計検査院長から説明を聴いた。

○平成15年４月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について若松総務副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成15年５月12日（月）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○大阪府及び兵庫県における実情調査に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件、政策評価の現状等に関する件、行政評価等プログラムに関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について平沼経済産業大臣、石原国務大臣、若松総務副大臣、河村文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、矢野外務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本道路公団理事奥山裕司君、同公団総裁藤井治芳君及び国際協力銀行理事河野善彦君に対し質疑を行った。

○平成15年５月26日（月）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、鈴木環境大臣及び平沼経済産業大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた後、鴻池構造改革特区担当大臣、平沼経済産業大臣、鈴木環境大臣、若松総務副大臣、西川経済産業副大臣、弘友環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月９日（月）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣及び木村厚生労働副大臣から説明を聴いた後、扇国土交通大臣、坂口厚生労働大臣、遠山文部科学大臣、河村文部科学副大臣、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月30日（月）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政策評価の現状等に関する件について片山総務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣及び政府参考人から説明を聴いた後、竹中金融担当大臣、平沼経済産業大臣、塩川財務大臣、谷垣国家公安委員会委員長、亀井農林水産大臣、遠山文部科学大臣、若松総務副大臣、小林財務副大臣、矢野外務副大臣、望月環境大臣政務官、森山財務大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人中小企業金融公庫理事松田静夫君、商工組合中央金庫理事森敏郎君及び国民生活金融公庫理事清成勲君に対し質疑を行った。

○平成15年７月16日（水）（第８回）

○**政策評価に関する決議**を行った。

○平成15年７月24日（木）（第９回）

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

―― 政策評価に関する決議 ――

我が国は厳しい財政事情の下で、無駄を排した効果的かつ効率的な行政の推進が求められている。しかし、これまでの行政においては、法律の制定や予算の獲得等が重要視され、一度政策が決定されると、その効果や内外の社会経済情勢の変化をあまり考慮せずに政策を継続することが多かった。

平成13年１月から全政府的に導入され、14年４月からは法律に基づいて実施されている政策評価制度は、このような行政を改め、国民本位の効率的で質の高い行政を実現し、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的としている。

政策評価制度は、導入されてからまだ日が浅く、評価手法の開発、評価結果の政策への適切な反映など改善すべき課題が多い。今後、政策評価の重要性は一層増大することから、政策評価の質的向上を図り、政策評価情報の国民への積極的な提供と内容の充実に努めることにより、政策評価の信頼性・実効性を高め、同制度を定着させることが必要である。

よって政府は、政策評価制度の充実・発展を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　政策評価の実施に当たっては、政策評価の精度及び客観性を高めるため、可能な限り定量的な評価手法を採用するとともに、政策評価の結果を次年度の政策に適切に反映させるため、政策評価書の早期作成・公表及び評価の拡充に努めること。

2　総務省による評価専担組織としての政策評価の結果を踏まえ、各行政機関は、政策の見直し・改善に向けた措置を講ずること。また、総務省は、各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について的確なフォローアップを行うこと。

3　容器包装のリサイクルの促進に関する政策については、容器包装廃棄物の減量化と資源としての利用を更に推進する必要があることから、リターナブル容器の使用を一層増大させる方策を講ずるとともに、分別収集等に係る費用負担の在り方について拡大生産者責任の徹底を図ることを含め、同政策の検証作業を進めること。

4　地域輸入促進に関する政策については、国際環境、経済情勢等の変化により、同政策の意義・役割が薄れてきていることにかんがみ、新たな輸入促進地域の設定に係る主務大臣の同意及び既存地域に係る新たな施設整備への支援について、原則として行わないこと。

5　リゾート地域の開発・整備に関する政策については、社会経済情勢や国民の余暇活動に対するニーズ等の変化により、総合保養地域における特定施設の整備状況や利用実績が当初見込みと比べ大幅に下回っていることから、道府県の同意基本構想の廃止等も含めた抜本的な見直しを促進させるよう、国の基本方針を早急に改めること。

6　障害者の就業等に関する政策については、障害者の社会的・職業的自立の促進に資するため、養護学校等生徒の就労支援や就職した卒業者の職場適応・定着支援の実施に際し、関係機関は一層の連携協力を図りつつ、きめ細かな施策の充実に努めること。また、障害者の法定雇用率達成に向けて、事業主に対する指導等の徹底を図ること。

7　政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策については、民業補完に徹し、民間金融機関の機能回復・強化の状況を踏まえつつ、政府金融機関等の改革を着実に進めることとするが、当面は、中小企業等の経営環境に最大限配慮し、政府金融機関等の積極的な活用を図ること。

右決議する。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の２件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願２種類16件は保留とした。

〔法律案の審査等〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、郵政事業庁の廃止に伴い、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止するものである。

本法律案は、３月25日に衆議院から提出、26日、本委員会に付託され、28日に全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成16年３月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続するものである。

本法律案は、４月１日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、２日に多数をもって可決された。

なお、４月２日に**参議院規則の一部を改正する規則案**（公正取引委員会の内閣府への所管変更に伴う関係規定の整理）について、６月16日には**参議院規則の一部を改正する規則案**（会議出席者の携杖について許可制から届出制への変更）について、それぞれ委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・保守新党10人、民主党・新緑風会５人、公明党及び日本共産党各２人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）１人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守新党９人、民主党・新緑風会５人、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各２人　計20人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守新党10人、民主党・新緑風会５人、公明党２人、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各１人　計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守新党12人、民主党・新緑風会６人、公明党３人、日本共産党２人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各１人　計25人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守新党17人、民主党・新緑風会９人、公明党及び日本共産党各３人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）２人、社会民主党・護憲連合１人　計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・保守新党７人、民主党・新緑風会４人、公明党２人、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各１人　計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、裁判官訴追委員予備員の選任について決定した。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月22日

ロ、時　間　自由民主党・保守新党10分、民主党・新緑風会20分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ハ、人　数　各派１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党・保守新党　３公明党　４日本共産党　５国会改革連絡会（自由党・無所属の会）

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年１月21日（火）（第２回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成15年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成15年１月22日（水）（第３回）

一、清浪政治懇話会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年１月30日（木）（第４回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年１月31日（金）（第５回）

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　２月４日及び５日

ロ、時　間　自由民主党・保守新党45分、民主党・新緑風会60分、公明党及び日本共産党各30分、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）25分、社会民主党・護憲連合10分

ハ、人　数　自由民主党・保守新党及び民主党・新緑風会各２人、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合各１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党・保守新党　３公明党　４日本共産党　５国会改革連絡会（自由党・無所属の会）　６民主党・新緑風会　７自由民主党・保守新党　８社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年２月４日（火）（第６回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年２月５日（水）（第７回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年２月14日（金）（第８回）

一、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年２月21日（金）（第９回）

一、本会議における平成13年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守新党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分、社会民主党・護憲連合５分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月14日（金）（第10回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、環境委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について小林財務副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

一、平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本会議における平成15年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月19日（水）（第11回）

一、元議員故藤田進君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、皇室会議予備議員の選任について決定した。

一、社会資本整備重点計画法案及び社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月20日（木）（第12回）

一、本会議におけるイラクに対する武力行使後の事態への対応についての内閣総理大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守新党及び民主党・新緑風会各15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月24日（月）（第13回）

一、株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月26日（水）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年３月28日（金）（第15回）

一、**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第７号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第７号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連

反対会派　なし

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年４月２日（水）（第16回）

一、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件について渡海文部科学副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

一、**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第８号）（衆議院提出）**を可決した。

（衆第８号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産

反対会派　国連

一、参議院規則の一部を改正する規則案（宮崎秀樹君外８名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年４月16日（水）（第17回）

一、次の件について米田内閣府副大臣及び加藤総務副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

ロ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

一、本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年４月18日（金）（第18回）

一、保険業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年４月23日（水）（第19回）

一、食品安全基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年４月25日（金）（第20回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月９日（金）（第21回）

一、元本院議長故長田裕二君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、個人情報の保護に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党・保守新党17人、民主党・新緑風会９人、公明党及び日本共産党各３人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）２人、社会民主党・護憲連合１人　計35人

一、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月14日（水）（第22回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月16日（金）（第23回）

一、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党・保守新党22人、民主党・新緑風会11人、公明党及び日本共産党各４人、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）３人、社会民主党・護憲連合１人　計45人

一、裁判官訴追委員予備員の選任について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月19日（月）（第24回）

一、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守新党及び民主党・新緑風会各15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月21日（水）（第25回）

一、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月23日（金）（第26回）

一、国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月28日（水）（第27回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年５月30日（金）（第28回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月４日（水）（第29回）

一、次の件について伊藤内閣府副大臣、木村厚生労働副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、預金保険機構理事及び同監事の任命同意に関する件

ロ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ハ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ニ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月６日（金）（第30回）

一、本会議における内閣総理大臣のサンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守新党及び民主党・新緑風会各15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月９日（月）（第31回）

一、労働基準法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月11日（水）（第32回）

一、成田国際空港株式会社法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月13日（金）（第33回）

一、食品安全委員会委員の任命同意に関する件について根本内閣府副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

一、保険業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党・保守新党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本会議において国会等の移転に関する特別委員会及び国際問題に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月16日（月）（第34回）

一、参議院規則の一部を改正する規則案（宮崎秀樹君外８名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年６月27日（金）（第35回）

一、筆坂秀世君の議員辞職を許可することに決定した。

一、次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本会議において共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月２日（水）（第36回）

一、元議員故安永英雄君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月７日（月）（第37回）

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党・保守新党及び民主党・新緑風会各15分、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）各10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本会議において国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月９日（水）（第38回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月11日（金）（第39回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月16日（水）（第40回）

一、元議員故久保亘君及び元議員故鈴木一弘君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、国務大臣竹中平蔵君問責決議案（角田義一君外５名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月18日（金）（第41回）

一、政策評価に関する決議案（白浜一良君外９名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月23日（水）（第42回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月24日（木）（第43回）

一、外務大臣川口順子君問責決議案（角田義一君外11名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、防衛庁長官石破茂君問責決議案（角田義一君外９名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、国務大臣福田康夫君問責決議案（角田義一君外９名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月25日（金）（第44回）

一、外交防衛委員長松村龍二君解任決議案（輿石東君外９名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成15年７月28日（月）（第45回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【 庶務関係小委員会 】

○平成15年１月21日（火）（第１回）

○参議院の平成15年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

【 図書館運営小委員会 】

○平成15年１月21日（火）（第１回）

○国立国会図書館の平成15年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

○平成15年３月27日（木）（第２回）

一、次の件について協議決定した。

イ、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正に関する件

ロ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

(3) 成立議案の要旨

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第７号）

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

1　国立国会図書館支部郵政事業庁図書館の廃止

郵政事業庁の廃止に伴い、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止する。

2　施行期日

この法律は、平成15年４月１日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第８号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成16年３月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続すること。

2　この法律は、公布の日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者（提出月日）	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野　功統君 (15. 3.25)	15. 3.25	15. 3.25	15. 3.26	15. 3.28 可決	15. 3.28 可決			15. 3.25 可決
8	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 大野　功統君 (15. 4. 1)	4. 1	4. 1	4. 1	4. 2 可決	4. 2 可決			4. 1 可決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本特別委員会に付託された法律案はなく、また、付託された請願１種類３件は、保留とした。

〔国政調査等〕

３月19日、鴻池防災担当大臣から災害対策の基本施策について所信を聴いた後、米田内閣府副大臣から平成15年度防災関係予算に関する概要説明を聴取した。

４月23日、質疑を行い、道路・河川に係る防災対策、国の防災体制の整備・充実、災害時の住宅再建支援の在り方、学校施設等の耐震化の推進、三宅島噴火災害対策及び村民生活支援策、大規模な油流出事故対策、津波対策、東南海・南海地震に係る被害想定、等の諸問題が取り上げられた。

７月25日、７月梅雨前線豪雨による被害状況等について鴻池防災担当大臣から報告を聴取した後、７月梅雨前線豪雨による被害状況及びその復旧対策、被災者の生活及び住宅の再建支援策、防災情報伝達体制及び住民避難体制の整備、等をめぐる諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年３月19日（水）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について鴻池防災担当大臣から所信を聴いた。

○平成15年度防災関係予算に関する件について米田内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成15年４月23日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○道路・河川に係る防災対策に関する件、国の防災体制の整備・充実に関する件、災害時の住宅再建支援の在り方に関する件、学校施設等の耐震化の推進に関する件、三宅島噴火災害対策及び村民生活支援策に関する件、大規模な油流出事故対策に関する件、津波対策に関する件、東南海・南海地震に係る被害想定に関する件等について鴻池防災担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年７月25日（金）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○７月梅雨前線豪雨による被害状況等について鴻池防災担当大臣から報告を聴いた後、７月梅雨前線豪雨による被害状況及びその復旧対策に関する件、被災者の生活及び住宅の再建支援策に関する件、防災情報伝達体制及び住民避難体制の整備に関する件等について鴻池防災担当大臣、岸総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○請願第3338号外２件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願１種類１件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案は、沖縄の電力用途の石炭に係る石油石炭税の課税免除措置を新設するとともに、本土・沖縄離島３路線に係る航空機燃料税の軽減措置を１年延長しようとするものである。

委員会においては、３月25日に細田沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、同月26日に沖振法制定後の振興への取組、石油石炭税の免除措置と沖縄の電力料金、発電用石炭の供給元の確保、航空機燃料税の軽減措置と離島３路線の航空運賃、沖縄への外国人観光客の誘致などについて質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

３月14日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、細田沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣から所信を聴取した。

３月25日、第155回国会閉会後の１月14日から同月15日に実施した北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。次に、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、日ロ首脳会談と北方領土問題、北方領土返還要求運動の後継者の育成、北方領土隣接地域における啓発事業への支援の趣旨・内容、ビザなし交流の内容の見直し、ＮＧＯ団体ピースボートの北方四島入域問題、国後島「友好の家」の運営・管理に対する支援、支援委員会の繰越金と予算の在り方、元島民の残置財産に対する補償、北方領土の天気予報に関するテレビ放送の必要性、北方領土問題解決に向けての北方担当大臣の抱負、ＳＡＣＯ最終報告の進捗状況、イラク攻撃が沖縄の観光産業に及ぼす影響と政府の対応、普天間基地移設問題における「新嘉手納統合案」の問題点、ＳＡＣＯ最終報告完全実施に向けての外相及び沖縄担当大臣の抱負、那覇港湾施設移設と軍港機能などが取り上げられた。

７月16日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄県金武町で発生した米軍海兵隊員による女性暴行事件に関する沖縄担当大臣と外務大臣の所見、在沖縄米軍人等による事件・事故の発生状況とその防止策、日米地位協定の改定を求める県民・国民の声と政府の対応、日米地位協定の運用改善とその限界、キャンプコートニー沿岸域の鉛汚染問題、「刑事裁判手続の改善に関する日米合同委員会合意」（1995年10月）成立後の被疑者の起訴前身柄引渡しに関する状況、日米合同委員会刑事裁判手続に関する特別専門家委員会での協議状況、日米地位協定の改定や運用改善と日米司法制度の相違、在日米軍軍人による女性暴行事件多発の背景などについて質疑が行われた後、**沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議**を全会一致で行った。

なお、３月25日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度内閣府所管（内閣本府（沖縄

関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫予算について審査を行い、その中で、沖縄での人づくりや産業興しに係る政府予算、北方領土問題解決のための日ロ人的交流、北方領土隣接地域での啓発事業への支援経費の趣旨と対象、北方基金運用益の目減りと昆布藻場造成事業、日ロ関係と北方領土問題、北方領土問題関係情報のデータベース構築経費の内容、インターネットによる教育啓発資料の役割、北特法第７条の改正、北洋漁業に対する支援策などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年３月14日（金）（第２回）

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について細田沖縄及び北方対策担当大臣及び川口外務大臣から所信を聴いた。

○平成15年３月25日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について川口外務大臣、細田沖縄及び北方対策担当大臣、矢野外務副大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事関根昭義君に対し質疑を行った。

○**平成15年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について細田沖縄及び北方対策担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、太田農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）**について細田沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年３月26日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）**について細田沖縄及び北方対策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第35号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連
反対会派　なし

○平成15年７月16日（水）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○在沖縄米軍海兵隊員による女性暴行事件に関する件、日米地位協定の改定に関する件、キャンプ・コートニー沿岸域の鉛汚染問題に関する件等について細田沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議**を行った。

○平成15年７月28日（月）（第６回）

○請願第771号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　沖縄の電力用途の石炭に係る石油石炭税の免除措置の新設

沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除する。

2　羽田―沖縄離島３路線に係る航空機燃料税の軽減措置の延長

宮古島、石垣島及び久米島と東京国際空港との間の路線を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の適用期限を平成16年３月31日まで１年延長する。

3　施行期日

この法律は、平成15年10月１日から施行する。ただし、航空機燃料税の軽減措置の延長についての規定は同年４月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案	衆	15. 2.10	15. 3.24	15. 3.26 可決	15. 3.28 可決	15. 3.18 沖縄・北方	15. 3.20 可決 附帯	15. 3.20 可決

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議 ——

本年５月25日に沖縄県金武町で発生した在沖縄米軍海兵隊員による女性暴行致傷事件は、沖縄県民に非常に大きな不安と衝撃を与えており、極めて遺憾である。

米軍は、事件が発生するたびに綱紀粛正、軍人等の教育などの再発防止策を講じるとしてきたが、最近における軍人等の犯罪状況をみると十分な効果が得られたとは言い難く、誠に残念である。

よって、政府は、沖縄県民の平穏な生活と安全を守るため、米国軍人等の犯罪根絶に全力で取り組むとともに、日米地位協定の見直しをも早急に検討し、事態の抜本的改善に取り組むべきである。

右決議する。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

４月23日、社会経済状況の変化に関する件について、常任委員会専門員から説明を聴取した後、参考人政策研究大学院大学教授福井秀夫君及び同株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員市来治海君から意見を聴取し、各参考人に対し、一極集中に伴う混雑から生ずる弊害をコントロールする仕組みについての具体的考え、社会保障にかかわる費用をすべて税金で賄うことの具体的実現可能性、財政維新の前提としての国政改革の必要性、首都機能移転による改革の意義、首都機能に関する最低限のバックアップ体制の必要性、現在の経済状況における国会移転の考え方等について質疑を行った。

６月11日、委員会が最初に設置された平成３年から現在までの議論を踏まえ、**国会等の移転に関する調査報告書（中間報告）**を議長に提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年４月23日（水）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○社会経済状況の変化に関する件について参議院事務局当局から説明を聴き、参考人政策研究大学院大学教授福井秀夫君及び株式会社住友生命総合研究所取締役主席研究員市来治海君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月11日（水）（第３回）

○国会等の移転に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国会等の移転に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年７月28日（月）（第４回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会報告要旨

国会等の移転に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本委員会は、平成２年11月７日の本会議における「国会等の移転に関する決議」の趣旨を踏まえ、第121回国会の平成３年８月５日に設置されて以来、おおむね12年にわたり、「国会等の移転に関する調査」を調査件名として調査を進めてきた。

12年間における調査では、政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに委員の質疑及び自由討議、さらには実情調査（委員派遣、視察）を行ってきた。特に平成11年12月20日に国会等移転審議会が答申を提出した後は、国会等の移転に関する法律第22条に規定する「国民の合意形成の状況」、「社会経済情勢の諸事情」及び「東京都との比較考量」を中心に調査を進め、また、災害対応力の構築等の問題についても調査を行った。

このような調査を踏まえ、去る６月11日に調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

調査報告書は、「特別委員会の経過」、「特別委員会の調査の概要」及び「まとめ」から構成されており、「まとめ」の主な内容は、次のとおりである。

本委員会においては、直ちに国会等の移転先を決し、移転を実施すべきであるとの多くの意見もあったが、一方で、現在の状況を勘案すると慎重に行うべきとの意見もあり、直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。また、一部の会派からは、移転すべきでないとの意見もあった。

しかし、現在のように全ての機能が東京に集中している状態において、東京が大地震あるいは大規模な危機にさらされた場合、我が国の中枢機能は停止し、その結果、我が国のみならず、国際的規模で深刻な危機を招来することになりかねない。そのため、国政の中枢機能を全て東京に一極集中させておくことは適当ではなく、特に、災害及び危機管理に係る中枢機能は速やかに移転すべきとの意見が多くを占めた。

よって、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものと考える。

なお、国会等の移転は、国民全体の将来に係わる最重要の課題であり、本委員会の中間報告を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

４月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成14年12月６日提出）について、竹中金融担当大臣から説明を聴取した後、日本承継銀行の財務状況と業務内容、中小金融機関の経営の健全性に関する金融担当大臣の認識、金融機関の不良債権処理が経済全体に及ぼす影響、時価会計制度凍結論に関する金融庁の見解、ソフトバンク社保有のあおぞら銀行株式売却についての金融担当大臣の認識等について質疑を行った。

６月25日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、りそな銀行決算において繰延税金資産の計上年限を短縮した根拠、省庁のＩＴシステム構築における単年度予算管理の見直しの必要性、旧大和・旧あさひ銀行に対する公的資金注入後の金融庁の監督責任、公的資金返済計画等りそな銀行の経営健全化計画の実現可能性、銀行が中小企業向け貸出を増やせるよう制度設計する必要性等について質疑を行った。

７月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（６月６日提出）について、竹中金融担当大臣から説明を聴取した後、ローン利子控除制度についての金融担当大臣の所感、郵貯・政策金融の見直し等公的金融の在り方、りそな銀行の不良債権を勘定分離することにより貸し渋りが起こる可能性、旧石川銀行及び旧中部銀行の破綻処理後の経過、過去の公的資金注入の効果とその評価等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年４月23日（水）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、竹中国務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成15年５月９日（金）（第３回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成15年６月25日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○りそな銀行に関する件、繰延税金資産に関する件、予算編成の在り方に関する件、公的資金注入の在り方に関する件、中小企業金融に関する件等について竹中国務大臣、塩川財務大臣、平沼経済産業大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

○平成15年７月23日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、竹中国務大臣、塩川財務大臣、高市経済産業副大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出１件及び衆議院提出（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長）１件の合計２件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願１種類20件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改め、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について、在外公館投票と郵便等による投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、不在者投票制度改正の周知徹底策、在宅投票制度見直しの検討状況、在外投票の対象範囲拡大の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して５項目の附帯決議が付されている。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）は、身体に重度の障害がある選挙人について、選挙権行使の機会を拡充するため、郵便等による不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして、政令で定めるものについて、代理記載の制度を設けようとするものである。

委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴取した後、選挙権行使の機会の確保策、郵便等投票における代理記載制度の公正性担保等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して３項目の附帯決議が付されている。

(2) 委員会経過

○平成15年１月20日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年５月28日（水）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）**について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月30日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）**について片山総務大臣、若松総務副大臣、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第115号）賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年７月17日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）（衆議院提出）**について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴き、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理竹本直一君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第40号）　賛成会派　自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年７月28日（月）（第５回）

○請願第48号外19件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）

【要旨】

本法律案は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改め、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　期日前投票に関する事項

(1)　期日前投票所における投票については、投票の当日に選挙権を有しない者は投票をすることができないものとする。

(2)　選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人の投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができるものとする。

2　衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区については、埼玉県第１区は岩槻市並びにさいたま市見沼区、浦和区及び緑区とし、埼玉県第５区はさいたま市西区、北区、大宮区及び中央区とし、埼玉県第15区は蕨市、戸田市並びにさいたま市桜区及び南区とするものとする。

3　在外投票に関する事項

(1)　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができるものとする。

イ　衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日前５日（投票の送致に日数を要する等特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ指定する日）までの間に、自ら在外公館の長（特定の在外公館の長を除く。）の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

ロ　当該選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

(2)　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、一時帰国時に衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとする場合において、国内の投票制度を利用して投票することができるものとする。

4　施行期日等に関する事項

(1)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、２については公布の日、３については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2)　１による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとし、３による改正後の公職選挙法の規

定は、３の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用するものとする。

(3)　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について期日前投票所における投票を電磁的記録式投票機を用いて行うことができるようにするものとする。

【附帯決議】

政府は、国民本位・政党本位の選挙制度を確立するため、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

1　期日前投票及び不在者投票の投票期間が、選挙の公示又は告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間とされたことに伴い、選挙人が投票機会を失することのないよう、その周知徹底を図ること。

2　期日前投票及び不在者投票について、本法の立法趣旨等を踏まえ、適正な管理執行に万全を期するとともに、特に指定病院等における不在者投票について、選挙の公正確保に配意しつつ、適正な管理執行の徹底に努めること。

3　在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙を在外投票の対象とするための措置を講ずるものとすること。

4　候補者情報の充実、政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、金のかからない選挙の実現等を図る観点から、ＩＴ時代の要請に即応し、インターネットを利用した選挙運動の早期導入に向け、積極的な検討を一層進めること。

5　民主主義の質的充実と活性化を促し、有権者の政治的関心を高める観点から、政党のマニフェスト等の導入の環境整備を検討すること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　郵便等投票の対象者の拡大

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人として、介護保険法第７条第３項に規定する要介護者であるもので政令で定めるものを加えるものとする。

2　郵便等投票における代理記載制度の導入

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、郵便等の方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができるものとする。

3　罰則

(1)　２により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかったときは、２年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。

(2)　(1)のほか、２により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもっ

て、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、(1)と同様とするものとする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行うべきである。

1　自宅から外出できない障害者、高齢者等の選挙権行使の機会確保に十全を期すため、郵便等による不在者投票の拡充と併せ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票等についても、その導入を検討すること。

2　情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、誰もが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。

3　すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
115	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	15. 3.20	15. 5.27	15. 5.30 可決 附帯	15. 6. 4 可決	15. 5.15 倫理選挙	15. 5.21 可決 附帯	15. 5.22 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
40	公職選挙法の一部を改正する法律案	倫理選挙委員長 高橋　一郎君 (15. 7.15)	15. 7.15	15. 7.15	15. 7.16	15. 7.17 可決 附帯	15. 7.18 可決			15. 7.15 可決

(注) 附帯 附帯決議

【個人情報の保護に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願５種類49件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

個人情報の保護に関する法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めようとするものである。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものである。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものである。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とし、同審査会において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の規定による不服申立てについて調査審議するほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の規定による不服申立てについても調査審議するための手続等について定めようとするものである。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

５法律案については、５月９日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、５法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣等に対して質疑を行い、また、石破防衛庁長官の出席を求めて、防衛庁に対する集中的審議を行い、さらに、警察行政をめぐる件について谷垣国家公安委員会委員長に対して集中的審議を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における主な質疑は、個人情報取扱事業者の範囲、主務大臣の関与の在り方と第三者機関設置の必要性、金融・医療・情報通信分野等における個別法整備の必要性、住民基本台帳法に定める４情報の原則公開の見直し、自衛官募集業務に対する自治体の情報提

供の在り方、警察作成とされる個人情報の外部流出問題、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口機関の整備等であった。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合を代表して、内藤委員から、５法律案のそれぞれに対し、修正案が提出され、討論の後、修正案はいずれも賛成少数により否決され、５法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

なお、個人情報の保護に関する法律案に対し、８項目からなる附帯決議が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に対し、９項目からなる附帯決議がそれぞれ付された。

(2) 委員会経過

○平成15年５月９日（金）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年５月12日（月）（第２回）

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について細田国務大臣から趣旨説明を聴き、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上４案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年５月13日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について細田国務大臣、片山総務大臣、伊藤内閣府副大臣、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月14日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について片山総務大臣、細田国務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣、増田法務副大臣、伊藤内閣府副大臣、大村内閣府大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月15日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣、若松総務副大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月16日（金）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について細田国務大臣、片山総務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月19日（月）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について石破防衛庁長官、片山総務大臣、細田国務大臣、赤城防衛庁副長官、若松総務副大臣、大村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月20日（火）（第８回）

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について参考人國學院大學法学部教授藤原靜雄君、日本弁護士連合会個人情報保護問題対策本部事務局長・弁護士清水勉君、中央大学法学部教授堀部政男君、作家城山三郎君、東京工業大学教授大山永昭君及び社団法人日本雑誌協会個人情報・人権等プロジェクトチーム座長山了吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月21日（水）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）（衆議院送付）
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）

以上５案について小泉内閣総理大臣、谷垣国家公安委員会委員長、片山総務大臣、細田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第71号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第72号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第73号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第74号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民
（閣法第75号）賛成会派　自保、公明
反対会派　民主、共産、国連、社民

なお、個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成15年７月28日（月）（第10回）

○請願第20号外48件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

個人情報の保護に関する法律案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

2　国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。政府は個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならない。

3　民間の個人情報取扱事業者の義務等

(1)　個人情報データベース等を事業の用に供する民間の個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに当たり、利用目的の特定・公表、利用目的の範囲内での取扱い、適正な取得、正確性の確保、安全の管理、第三者提供の制限等を行わなければならない。

(2)　個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、当該個人情報取扱事業者の名称、すべての保有個人データの利用目的等について、本人の知り得る状態に置かなければならないとともに、本人からの求めに応じて、開示、訂正、利用停止等の措置を行わなければならない。

(3)　個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそのために必要な体制の整備に努めなければならない。

4　主務大臣

(1)　個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等を主務大臣とし、主務大臣は、3の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者から報告を徴収し、助言を行うことができる。

(2)　主務大臣は、一定の義務に違反した個人情報取扱事業者に対して当該違反行為の中止等を勧告することができ、勧告に従わない場合は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(3)　主務大臣は、(1)及び(2)の権限を行使するに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。また、個人情報取扱事業者が報道機関等に個人情報を提供する行為については、(1)及び(2)の権限は行使しないものとする。

5　民間団体による個人情報の保護の推進

個人情報の適正な取扱いの確保を目的として業務対象となる個人情報取扱事業者の個

人情報の取扱いに関する苦情の処理等の業務を行おうとする法人は、主務大臣の認定を受けることができる。主務大臣は、認定した個人情報保護団体に対し、業務の実施の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

6　適用除外

(1)　個人情報取扱事業者のうち報道機関（報道を業として行う個人を含む。）、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関若しくは団体等、宗教団体又は政治団体については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ報道の用に供する目的、著述の用に供する目的、学術研究の用に供する目的、宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的又は政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的であるときは、３から５までの規定は適用しない。

(2)　(1)の「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいうものとする。

(3)　(1)の個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

7　罰則

４(2)の命令に違反した場合には６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する等の罰則を定める。

8　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、３から７までの規定は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、表現の自由等の基本的人権を尊重し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1　取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれの少ないものとして、個人情報取扱事業者から除かれる者を政令で定めるに当たっては、国民生活への過剰な規制やＩＴ社会の発展の妨げとならないよう十分に配慮すること。

2　利用目的による制限、利用目的の通知、第三者提供の制限、保有個人データに関する事項の公表、開示等に係る義務規定の例外事由の解釈に当たっては、個人の権利利益の適切な保護の観点から十分に配慮すること。

3　主務大臣の権限行使に当たっては、「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」とする本法の規定の趣旨を徹底すること。

4　出版社が報道又は著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用除外となることを明確にすること。

5　医療（遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む）、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する

必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

6　第三者機関の意義や死者に関する個人情報の保護の在り方等について交わされた論議等これまでの国会における論議を踏まえ、全面施行後３年を目途として、本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

7　国民が苦情窓口を利用しやすく、また円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、認定個人情報保護団体の整備、国・地方公共団体の窓口の明確化、国民生活センター機能の充実強化とその活用、各窓口の連携体制の整備を図るとともに、国民に対する情報提供、担当職員の教育、研修を推進すること。

8　本法の適正な運用を確保するため、国民生活審議会は、法の施行状況の把握に努め、必要な意見を述べること。

右決議する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

2　対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）を対象とする。

3　対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報を対象とする。

4　行政機関における個人情報の適切な取扱い

(1)　保有の制限

法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(2)　利用目的の明示

書面による直接取得に際しては、利用目的を明示しなければならない。

(3)　正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならない。

(4)　安全確保の措置

保有個人情報の漏えい等防止のための必要な措置を講じなければならない。

(5)　利用・提供の制限

利用目的以外のための保有個人情報の利用・提供を原則禁止する。

5　個人情報ファイルの適正な管理と公表

(1)　個人情報ファイル保有等に関する事前通知

個人情報ファイルの保有に当たっては、一定の場合を除き、総務大臣に対し、ファイルの名称等を事前通知しなければならない。

(2)　個人情報ファイル簿の作成及び公表

原則として、所定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、インターネット等の活用を含めた公表をしなければならない。

6　本人関与に関する行政機関の長の義務

(1)　開示請求制度

本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除き、開示（部分開示を含む。）しなければならない。

(2)　訂正請求制度

事実と相違するものについて、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正をしなければならない。

(3)　利用停止請求制度

不適法な取得、利用、提供について、適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止をしなければならない。

7　不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

8　行政機関の職員等に対する罰則

(1)　コンピュータ処理されている個人データの漏えいをしたときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2)　不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用をしたときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3)　職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9　施行期日

本法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

膨大な個人情報を保有する行政機関の特性及び高度情報通信技術の急速な発展が国民生活に及ぼす影響にかんがみ、政府は、本法の施行に当たっては、個人の権利利益の保護に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1　行政機関の保有する個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の実効性を確保するため、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る義務規定の適用除外の解釈に当たっては、個人の権利利益の保護の観点から十分に配慮すること。

2　１年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル等、総務大

臣への事前通知の対象とならないものについても、運用の厳格化を図ること。

3　保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行うとともに、利用目的が異なる２以上の個人情報ファイルを電子計算機を用いて照合し、又は結合する場合には、個人の権利利益を侵害しないよう十分に留意すること。

4　開示決定等の期限等については、請求者の権利行使を侵害しないように厳正に運用するとともに、個人情報に係る訴訟に関しては、地方在住者に対して不利益にならないように、本法施行後における当該訴訟の状況を考慮し、司法制度改革の動向を踏まえ訴訟の管轄について検討すること。

5　思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の取得又は保有に当たっては、利用目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって取得根拠を明確にし、その利用、提供及び安全確保に特段の配慮を加えること。

6　個人情報の取得に当たっては、防衛庁リスト問題、自衛官適齢者情報入手問題等の教訓を踏まえ、適法かつ適正な方法により行うこと。

7　本法施行後３年間は、施行状況調査に当たり、調査項目等についてパブリック・コメントを行うこと等により、調査内容の充実を図ること。

8　本法を適正に運用していくため、責任者を定めて責任の所在を明確にするなどの管理体制の整備、指針の作成、研修の実施等による指導の徹底を図ること。

9　住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について、配偶者からの暴力の防止等の観点から、現状を把握し、関係者の意見を聴いた上で、所要の措置を検討すること。

右決議する。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　目的

独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

2　対象機関

独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって行政機関と同様に取り扱うべきものを対象とする。

3　対象情報

電子記録のみならず、法人文書に記録されている個人情報を対象とする。

4　独立行政法人等における個人情報の適切な取扱い

(1)　保有の制限

法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有して

はならない。

(2) 利用目的の明示

書面による直接取得に際しては、利用目的を明示しなければならない。

(3) 適正な取得

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(4) 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が事実と合致するよう努めなければならない。

(5) 安全確保の措置

保有個人情報の漏えい等防止のための必要な措置を講じなければならない。

(6) 利用・提供の制限

利用目的以外のための保有個人情報の利用・提供を原則禁止する。

5 個人情報ファイル簿の作成と公表

原則として、所定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表をしなければならない。

6 本人関与に関する独立行政法人等の義務

(1) 開示請求制度

本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除き開示（部分開示を含む。）しなければならない。

(2) 訂正請求制度

事実と相違するものについて、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正しなければならない。

(3) 利用停止請求制度

不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止をしなければならない。

7 異議申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する異議申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

8 独立行政法人等の職員等に対する罰則

(1) コンピュータ処理されている個人データの漏えいをしたときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2) 不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用をしたときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の秘密を収集したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 施行期日

本法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　設置及び組織

(1)　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18条第２項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第２項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(2)　審査会は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員15人をもって構成するとともに、委員の任免、服務等について、必要な規定を設ける。

2　審査会の調査審議の手続

(1)　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができるとともに、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出を求めることができることとする。

(2)　審査会は、申立てがあったときは、原則として、不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとするとともに、不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができるものとする。

(3)　不服申立人等は、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができるものとするとともに、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができないものとする。

(4)　委員による調査手続、調査会の行う調査審議手続の非公開、審査会等がした処分に対する不服申立ての制限、答申の公表等について、必要な規定を設ける。

3　雑則

(1)　この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(2)　職務上知ることができた秘密を漏らした委員に対する罰則を定める。

4　附則

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、審査会の委員につき両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴

い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　会計検査院情報公開審査会の会計検査院情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。

2　情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。

3　登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類、統計調査により集められた個人情報等についての行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用を除外するため、不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法、統計法等、24法律について所要の措置を講じる。

4　この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（５件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
71	個人情報の保護に関する法律案	衆	15. 3. 7	15. 5. 9	15. 5.21 可決 附帯	15. 5.23 可決	15. 4. 8 個人情報	15. 4.25 可決 附帯	15. 5. 6 可決
			○15.5.9 参本会議趣旨説明　○15.4.8 衆本会議趣旨説明						
72	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3. 7	5. 9	5.21 可決 附帯	5.23 可決	4. 8 個人情報	4.25 可決 附帯	5. 6 可決
			○15.5.9 参本会議趣旨説明　○15.4.8 衆本会議趣旨説明						
73	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案	衆	3. 7	5. 9	5.21 可決	5.23 可決	4. 8 個人情報	4.25 可決	5. 6 可決
			○15.5.9 参本会議趣旨説明　○15.4.8 衆本会議趣旨説明						
74	情報公開・個人情報保護審査会設置法案	衆	3. 7	5. 9	5.21 可決	5.23 可決	4. 8 個人情報	4.25 可決	5. 6 可決
			○15.5.9 参本会議趣旨説明　○15.4.8 衆本会議趣旨説明						
75	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	3. 7	5. 9	5.21 可決	5.23 可決	4. 8 個人情報	4.25 可決	5. 6 可決
			○15.5.9 参本会議趣旨説明　○15.4.8 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議

【武力攻撃事態への対処に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出３件（いずれも第154回国会提出、衆議院継続）であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願38種類349件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織として事態対処専門委員会を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的とするものである。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものである。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定めるものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分について修正案提出者から説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、関係大臣等に対し質疑を行い、委員を派遣して、福井市及び横須賀市において地方公聴会を開催したほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会においては、有事法制の整備と憲法との関係、緊急事態における基本法制と危機管理組織の在り方、不審船・テロ対策等新たな脅威への対処、有事法制整備の防衛政策への影響、自衛隊の在り方、国民保護法制における基本的人権の尊重、国民保護法制の整備における地方公共団体の意見聴取と警察・消防の役割、武力攻撃事態等における国民の協力、武力攻撃事態等における対米支援と米軍の行動の円滑化に関する法制の内容、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係、米国の戦略との関係、指定公共機関の指定に当たっての日本赤十字社及び民間放送事業者の取扱い、国民・国会への情報提供、武力行使の判断権者、防衛出動時における物資の収用等に伴う補償と物資保管命令及び業務従事命令、事態対処専門委員会の体制と事務局の設置等について質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、３法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、３法律案に対し、附帯決議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年５月16日（金）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年５月19日（月）（第２回）

○**安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）**
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）

以上両案について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴き、
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴き、
安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴いた。

○平成15年５月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）**
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同渡辺周君、同久間章生君、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官、片山総務大臣、平沼経済産業大臣、竹中金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、谷垣国家公安委員会委員長及び扇国土交通大臣に対し質疑を行った。

○平成15年５月22日（木）（第４回）

○**安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）**
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、上野内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、３案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成15年５月23日（金）（第５回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同渡辺周君、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月26日（月）（第６回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について遠山文部科学大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、谷垣国家公安委員会委員長、扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月27日（火）（第７回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者渡辺周君、同前原誠司君、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月28日（水）（第８回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）
自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者渡辺周君、同中谷元君、福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、３案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年６月２日（月）（第９回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）
武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員中谷元君、片山総務大臣、川口外務大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、鴻池国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月３日（火）（第10回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人慶應義塾大学総合政策学部教授草野厚君、拓殖大学国際開発学部教授森本敏君、国際政治・軍事アナリスト小川和久君及び亜細亜大学法学部助教授石埼学君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月４日（水）（第11回）

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣、佐藤防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年６月５日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）（衆議院送付）

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）（衆議院送付）

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、同渡辺周君、小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、鴻池国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（第154回国会閣法第87号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

（第154回国会閣法第88号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

（第154回国会閣法第89号）賛成会派　自保、民主、公明、国連
反対会派　共産、社民

なお、３案について附帯決議を行った。

○平成15年７月28日（月）（第13回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○請願第28号外348件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議（以下「会議」という。）の重要性にかんがみ、事態対処に係る会議の役割を明確にし、かつ、強化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項として、①武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針、②内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関する重要事項、③内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要事項を加える。これに伴い、内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項から、防衛出動の可否を除く。

2　総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を議員に加え、経済財政政策担当大臣を議員から除く。

3　必要があると認めるときは、議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

4　事態対処に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、議員を限って事案について審議を行うことができるものとし、その他の議員については、審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、臨時に当該審議に参加させることができるものとする。

5　内閣総理大臣が会議に諮る事項のうち、事態対処に関する重要事項の審議及びこれに係る意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する組織として、事態対処専門委員会を会議に置く。同委員会の委員長は、内閣官房長官をもって充て、委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項に関し、「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）に改める等の修正が行われた。

【安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、国家のあらゆる緊急事態に対処するための態勢を整備することは極めて重要である。そのため、武力攻撃事態対処法に基づく事態対処法制の整備を早急に進める必要がある。一方で、これらの法制は、国民の自由と権利とも大きく関係を有していることから、その整備や運用に当たっては、国民の基本的人権を最大限尊重することが必要である。

こうしたことを踏まえ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　当委員会としては、標記の３法案の審議を踏まえ、今後の事態対処法制の整備に当たり、次の諸点が特に重要であると確認した。政府はこれらに誠実に対応すること。

(1)　国民の保護のための法制の整備に当たっては、同法制が国民の権利及び義務とも深い関係を有することにかんがみ、すべての国務大臣（内閣総理大臣を除く。）で構成する国民保護法制整備本部を活用し、地方公共団体や関係する民間機関を始めとして広く国民の意見を求めること。

(2)　日本赤十字社に関しては、日本赤十字社が赤十字に関する諸条約等の諸原則にのっとって活動するものであることにかんがみ、その自主性、公平性及び中立性を十分尊重して対処措置の内容を規定すること。

(3)　放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやしくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること。

(4)　国民の保護のための法制の整備については、武力攻撃事態における国民の生命、身体及び財産の保護が極めて重要であることから、武力攻撃事態対処法の施行の日から１年以内を目標として実施すること。

2　政府は、標記の３法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すこと。

(1)　武力攻撃事態その他の緊急事態にあっては、国会及び国民に対し、正確かつ十分な情報の提供に努めること。

(2)　我が国及び国民の平和と安全に現実の脅威となっているテロ・不審船等の新たな脅威に対処できる態勢の整備を強力に推進し、国家の緊急事態への対処に万全を期すこと。

右決議する。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（第154回国会閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、併

せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　武力攻撃事態等への対処に関する基本理念として、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないこと、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならないこと等を定める。

2　政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下、「対処基本方針」という。）を定めるものとし、国会の承認について所要の規定を置く。

3　内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣に、武力攻撃事態等対策本部を設置するものとし、その組織、所掌事務及び同対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等について所要の規定を置く。

4　政府は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備について、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置、武力攻撃事態等を終結させるための措置等が適切かつ効果的に実施されるようにするとともに、その緊要性にかんがみ、総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならないこと等を定める。

5　政府は、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、必要な施策を速やかに講ずるものとする。

6　この法律は、公布の日から施行する。ただし、武力攻撃事態等対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限及び損失に関する財政上の措置に係る規定については、別に法律で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「武力攻撃事態」から、いわゆる「予測」を切り離して事態を二分し、それぞれの事態について、対処の基本理念を明らかにするとともに対処基本方針に記載すべき重要事項を列記すること、武力攻撃事態等への対処における基本的人権の保障について、日本国憲法第14条等の規定は最大限に尊重されなければならない旨の規定を盛り込むこと、政府による適時適切な国民への情報提供に関する規定を盛り込むこと、対処基本方針に定める事項として、武力攻撃事態等の認定に加え、「当該認定の前提となった事実」を加えること、国会の関与を強化するため、内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求める場合として、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加えること、事態対処法制の整備を速やかに行う旨を規定し、これに関連して、武力攻撃事態等対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等に関する規定を、別に法律で定める日から施行すること、国民保護法制整備本部の設置等に関する規定を盛り込むこと、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態対処のための措置に関する規定を盛り込むこと、緊急事態への対処に関する組織の在り方

について検討を行う旨の規定を盛り込むこと等についての修正が行われた。

【附帯決議】

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）と同一内容の附帯決議が行われている。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　自衛隊法第103条の規定により土地を使用する場合において、都道府県知事等は当該土地の上にある立木等を移転又は処分することができることとし、同条第１項の規定により家屋を使用する場合において、都道府県知事等は当該家屋の形状を変更することができることとするとともに、同条の規定により処分を行う場合には、都道府県知事等は公用令書を交付して行わなければならないこと、及び、この場合において、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合等にあっては事後に公用令書を交付すれば足りること等とする。

2　自衛隊の行動として防衛出動下令前の防御施設構築の措置を新設するとともに、当該職務に従事する自衛官が自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとし、及び、防御施設構築の措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は防衛庁長官等の要請に基づき土地を使用することができることとする。

3　防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、一般交通の用に供しない通路等を通行することができることとする。

4　道路法等について、防衛出動等を命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならしめるため、適用除外その他の特例を設けることとする。

5　取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

6　武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行う。

7　防衛出動を命ぜられた職員で政令で定めるもの以外のものに対し防衛出動手当を支給することとするとともに、防衛出動手当を公務災害補償の平均給与額算定の基礎に加える。

8　この法律は、公布の日から施行する。ただし、罰則に関する規定は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、防衛出動命令に係る要件に関し、「外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）」を「我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」に改める等の修正が行われた。

【附帯決議】

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第87号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（３件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154回87	安全保障会議設置法の一部を改正する法律案	衆	14. 4.17	15. 5.19	15. 6. 5 可決 附帯	15. 6. 6 可決	15. 1.20 事態対処	15. 5.14 修正 附帯	15. 5.15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154回88	武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案	衆	4.17	5.19	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	1.20 事態対処	5.14 修正 附帯	5.15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154回89	自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4.17	5.19	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	1.20 事態対処	5.14 修正 附帯	5.15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決　　附帯 附帯決議

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（３件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
68	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	衆	15. 3. 4				15. 5.22 法務	継続審査	
			○15.5.22 衆本会議趣旨説明						
85	犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	衆	3.11				7.23 法務	継続審査	
121	平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	6.13				6.24 イラク支援	継続審査	
			○15.6.24 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（15件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	池田　幹幸君外２名 (15. 1.24)	15. 1.28		未了					
2	政党助成法を廃止する法律案	池田　幹幸君外２名 (15. 1.24)	1.28		未了					
3	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案	池田　幹幸君外６名 (15. 1.24)	1.28		未了					
4	地域金融の活性化に関する法律案	池田　幹幸君外１名 (15. 1.24)	1.28		未了					
5	中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	池田　幹幸君外１名 (15. 1.24)	1.28		未了					
7	環境教育振興法案	小川　勝也君外４名 (15. 2.19)	2.21		15. 7.16 撤回					
8	持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案	本田　良一君外１名 (15. 3. 6)	3.10		未了					

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	朝日　俊弘君 外８名 (15. 3.14)	15. 3.17		未了					
10	公職選挙法の一部を改正する法律案	谷　博之君 外４名 (15. 4. 3)	4. 7		15. 7.15 撤回					
11	乳幼児医療費の支給に関する法律案	井上　美代君 外１名 (15. 4.16)	4.18		未了					
12	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	吉川　春子君 外７名 (15. 4.18)	4.22		未了					
13	犯罪被害者基本法案	江田　五月君 外２名 (15. 5.16)	5.20		未了					
14	民法の一部を改正する法律案	千葉　景子君 外９名 (15. 5.27)	5.29		未了					
16	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	千葉　景子君 外11名 (15. 6.27)	7. 1		未了					
18	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案	ﾂﾙﾈﾝﾏﾙﾃｨ君 外２名 (15. 7. 9)	7.11		未了					

・衆議院議員提出法律案（77件）

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	枝野　幸男君 外７名 (15. 2.12)	15. 2.12					15. 4. 3 撤回		
3	中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案	中山　義活君 外２名 (15. 2.24)	2.24					5.13 経済産業	未了	
4	雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案	城島　正光君 外４名 (15. 3. 4)	3. 5					3.25 厚生労働	4.15 否決	4.15 否決
			○15.3.25 衆本会議趣旨説明							
9	健康保険法等の一部を改正する法律案	枝野　幸男君 外７名 (15. 4. 3)	4. 4							継続審査(厚生労働)

未付託

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	個人情報の保護に関する法律案	枝野　幸男君外8名(15. 4. 3)	15. 4. 4					15. 4. 8 個人情報	15. 4.25 否決	15. 5. 6 否決
			○15.4.8 衆本会議趣旨説明							
11	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案	枝野　幸男君外8名(15. 4. 3)	4. 4					4. 8 個人情報	4.25 否決	5. 6 否決
			○15.4.8 衆本会議趣旨説明							
12	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案	枝野　幸男君外8名(15. 4. 3)	4. 4					4. 8 個人情報	4.25 否決	5. 6 否決
			○15.4.8 衆本会議趣旨説明							
13	情報公開・個人情報保護審査会設置法案	枝野　幸男君外8名(15. 4. 3)	4. 4					4. 8 個人情報	4.25 否決	5. 6 否決
			○15.4.8 衆本会議趣旨説明							
14	安全保障基本法案	一川　保夫君外1名(15. 4.17)	4.18					5. 2 事態対処	継続審査	
15	非常事態対処基本法案	一川　保夫君外1名(15. 4.17)	4.18					5. 2 事態対処	継続審査	
16	電波法の一部を改正する法律案	武正　公一君外3名(15. 4.23)	4.24					4.30 総務	5. 8 否決	5. 9 否決
17	通信・放送委員会設置法案	武正　公一君外3名(15. 4.23)	4.24					4.30 総務	5. 8 否決	5. 9 否決
18	緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案	前原　誠司君外3名(15. 4.30)	4.30					5. 2 事態対処	継続審査	
19	犯罪被害者基本法案	細川　律夫君外4名(15. 5. 9)	5.12					7.22 内閣	未　了	
20	難民等の保護に関する法律案	今野　東君外1名(15. 5.16)	5.19					5.22 法務	継続審査	
			○15.5.22 衆本会議趣旨説明							
22	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	鮫島　宗明君外2名(15. 5.28)	5.28					5.28 農林水産	6. 4 否決	6. 5 否決

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
23	市場経済確立基本法案	土田　龍司君 外1名 (15. 5.28)	15. 5.29					15. 7.22 経済 産業	継続審査	
24	特殊法人等及び独立行政法人の廃止又は民営化に関する法律案	西村　眞悟君 外1名 (15. 5.30)	6. 2					7.22 内閣	未了	
25	国民主導の国政の実現に関する基本法案	達増　拓也君 外1名 (15. 5.30)	6. 2					7.22 議院 運営	継続審査	
26	内閣法制局設置法を廃止する法律案	達増　拓也君 外1名 (15. 5.30)	6. 2					7.22 議院 運営	継続審査	
27	地方自治確立基本法案	黄川田　徹君 外1名 (15. 5.30)	6. 2					7.22 総務	継続審査	
29	原子力安全規制委員会設置法案	平野　博文君 外6名 (15. 6.11)	6.12					7.22 内閣	未了	
31	政治資金規正法の一部を改正する法律案	逢沢　一郎君 外12名 (15. 6.18)	6.19					7.17 倫理 選挙	継続審査	
32	食料生産確保基本法案	山田　正彦君 外1名 (15. 6.23)	6.24					7.22 農林 水産	継続審査	
33	人づくり基本法案	佐藤　公治君 外1名 (15. 6.23)	6.24					7.22 文部 科学	継続審査	
34	国民生活充実基本法案	武山 百合子君 外1名 (15. 6.23)	6.24					7.22 厚生 労働	継続審査	
35	地球環境保全基本法案	髙橋　嘉信君 外1名 (15. 6.23)	6.24					7.22 環境	継続審査	
37	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案	八代　英太君 外3名 (15. 7.11)	7.14							継続審査 (青少年)
38	税制改革基本法案	中塚　一宏君 外1名 (15. 7.14)	7.15					7.22 財務 金融	継続審査	
42	労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案	加藤　公一君 外2名 (15. 7.17)	7.18					7.22 厚生 労働	継続審査	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
43	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案	水島　広子君 外5名 (15. 7.17)	15. 7.18					15. 7.22 厚生 労働	継続審査	
44	牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案	鮫島　宗明君 外3名 (15. 7.17)	7.18					7.22 農林 水産	継続審査	
45	輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案	鮫島　宗明君 外3名 (15. 7.17)	7.18					7.22 農林 水産	継続審査	
46	障害者基本法の一部を改正する法律案	八代　英太君 外4名 (15. 7.17)	7.18							継続審査 (厚生労働)
47	複合一貫輸送の推進に関する法律案	細川　律夫君 外3名 (15. 7.18)	7.22					7.22 国土 交通	継続審査	
48	監獄法の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外1名 (15. 7.18)	7.22					7.22 法務	継続審査	
49	行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案	河村 たかし君 外2名 (15. 7.24)	7.25					7.25 内閣	継続審査	
50	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外6名 (15. 7.24)	7.25					7.25 法務	継続審査	
51	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外4名 (15. 7.24)	7.25					7.25 総務	継続審査	
148 回 1	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴　鐵三君 外1名 (12. 7. 5)						1.20 倫理 選挙	継続審査	
148 回 2	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	北橋　健治君 外6名 (12. 7. 5)						1.20 倫理 選挙	継続審査	
150 回 18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山 由紀夫君 外4名 (12.11.20)						1.20 議院 運営	継続審査	
150 回 19	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	前原　誠司君 外2名 (12.11.20)						1.20 災害 対策	継続審査	
150 回 20	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	前原　誠司君 外2名 (12.11.20)						1.20 災害 対策	継続審査	

番号	件名	提出者(提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151回20	農業経営再建特別措置法案	平岡　秀夫君(13. 4.12)						15. 1.20 農林水産	継続審査	
151回23	民法の一部を改正する法律案	枝野　幸男君外7名(13. 5. 8)						1.20 法務	継続審査	
151回25	公職選挙法の一部を改正する法律案	中野　寛成君外15名(13. 5.18)						1.20 倫理選挙	継続審査	
151回33	証券取引委員会設置法案	海江田 万里君外9名(13. 6. 4)						1.20 財務金融	継続審査	
151回36	公共事業基本法案	前原　誠司君外3名(13. 6. 5)						1.20 国土交通	3.14 否決	3.18 否決
			○15.2.28 衆本会議趣旨説明							
151回37	公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案	前原　誠司君外2名(13. 6. 5)						1.20 国土交通	未　了	
151回38	公共事業一括交付金法案	前原　誠司君外2名(13. 6. 5)						1.20 国土交通	未　了	
151回39	ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案	前原　誠司君外2名(13. 6. 5)						1.20 国土交通	未　了	
151回40	国会法の一部を改正する法律案	前原　誠司君外1名(13. 6. 5)						1.20 議院運営	継続審査	
151回54	民法の一部を改正する法律案	漆原　良夫君外1名(13. 6.20)						1.20 法務	継続審査	
151回55	医療法の一部を改正する法律案	今野　東君外11名(13. 6.25)						1.20 厚生労働	継続審査	
151回57	道路交通法の一部を改正する法律案	長妻　昭君外1名(13. 6.27)						1.20 内閣	継続審査	
151回58	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	上田　清司君外5名(13. 6.27)						1.20 総務	継続審査	
151回59	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案	上田　清司君外5名(13. 6.27)						1.20 総務	継続審査	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
151回60	特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案	上田　清司君 外5名 (13. 6.27)						15. 1.20 総務	継続審査	
151回61	日本銀行法の一部を改正する法律案	上田　清司君 外5名 (13. 6.27)						1.20 財務 金融	継続審査	
151回62	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案	中井　洽君 (13. 6.28)						1.20 倫理 選挙	継続審査	
151回63	道路交通法の一部を改正する法律案	西村　眞悟君 (13. 6.28)						1.20 内閣	継続審査	
151回64	防衛省設置法案	野田　毅君 (13. 6.28)						1.20 内閣	継続審査	
153回3	聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	大畠　章宏君 外2名 (13.10.30)						1.20 総務	継続審査	
153回23	航空法の一部を改正する法律案	細川　律夫君 外1名 (13.11.28)						1.20 国土 交通	5.27撤回申出 5.27撤回(委員会許可)	
153回26	学校教育法の一部を改正する法律案	武正　公一君 外3名 (13.12. 4)						1.20 文部 科学	継続審査	
154回1	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案	五十嵐 文彦君 外4名 (14. 2. 7)						1.20 財務 金融	継続審査	
154回2	金融再生委員会設置法案	五十嵐 文彦君 外4名 (14. 2. 7)						1.20 財務 金融	継続審査	
154回5	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	岡田　克也君 外8名 (14. 3. 5)						1.20 財務 金融	継続審査	
154回6	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	岡田　克也君 外8名 (14. 3. 5)						1.20 総務	継続審査	
154回17	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	岡田　克也君 外10名 (14. 5. 9)						1.20 倫理 選挙	継続審査	
154回29	交通基本法案	細川　律夫君 外4名 (14. 6.11)						1.20 国土 交通	未　了	

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
154回32	軽犯罪法の一部を改正する法律案	長妻　昭君 外3名 (14. 6.13)						15. 1.20 法務	継続審査	
154回47	ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案	枝野　幸男君 外5名 (14. 7.26)						1.20 厚生 労働	継続審査	
155回1	公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案	肥田 美代子君 外4名 (14.10.31)						1.20 文部 科学	継続審査	
155回6	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案	海江田 万里君 外8名 (14.12. 3)						1.20 倫理 選挙	継続審査	
155回9	成年年齢の引下げ等に関する法律案	島　聡君 外2名 (14.12. 6)						1.20 法務	継続審査	

・予備費等承諾を求めるの件（5件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	15. 3.18				15. 7.23 決算行監	継続審査	
平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	15. 3.18				7.23 決算行監	継続審査	
平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	15. 5.20				7.23 決算行監	継続審査	
平成14年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	15. 5.20				7.23 決算行監	継続審査	
平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	15. 5.20				7.23 決算行監	継続審査	

・ＮＨＫ決算（１件）

件　　名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	15. 2.14						

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年８月７日に設置され、今期３年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第２年目においては、同調査テーマの下、「東アジア経済の現状と展望」について、①東アジア地域の経済統合、②中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響、③東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止、④情報化の進展と東アジアのＩＴなど、幅広くかつ重点的に調査を行うこととした。

第156回国会においては、５回の調査を行った。

「東アジア経済の現状と展望」に関して、平成15年２月12日に、「中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響」について、関志雄（独立行政法人経済産業研究所上席研究員）、少徳敬雄（松下電器産業株式会社代表取締役常務・海外担当）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月19日には、「東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止」について、国宗浩三（日本貿易振興会アジア経済研究所開発研究部研究員）、行天豊雄（国際通貨研究所理事長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月26日には、「東アジア地域の経済統合」について、深川由起子（青山学院大学経済学部助教授）、畠山襄（国際経済交流財団会長）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。４月２日には、「情報化の進展と東アジアのＩＴ」について、佐賀健二（太平洋経済協力会議（ＰＥＣＣ）日本委員会電気通信小委員会主査）、会津泉（株式会社アジアネットワーク研究所代表）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。次いで、４月16日には、委員間の意見交換と政府参考人（総務省、外務省、財務省、農林水産省及び経済産業省）に対する質疑を行った。

６月11日に、第２年目の調査報告書（中間報告）を取りまとめ議長に提出し、６月13日、本会議において調査会長がその概要について口頭報告を行った。

また７月９日には、「東アジア経済の現状と展望」に関連して、我が国企業の対東アジア戦略等に関する実情を調査するため、都内視察を行った。

〔調査の概要〕

１．中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響

２月12日の調査において、参考人から意見を聴取した後、我が国のハイテク産業が中国へ生産拠点を移すことの影響、中国の不良債権処理問題と国有企業改革の見通し、コピー商品等に対する知的財産権保護対策、国家戦略としての空洞化なき産業政策、中国のグローバル化戦略、日中経済格差の縮小に対する心理的影響、中国国内の地域間経済格差、日本の対中投資が成功しない理由などについて質疑を行った。

２．東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止

２月19日の調査において、参考人から意見を聴取した後、東南アジアの経済成長メカ

ニズム、円の国際化の阻害要因、高付加価値製品の開発能力を向上させる具体策、東南アジアにおける金融取引、中央銀行スワップ網とアジア通貨基金構想の関係、アジア通貨単位のバスケット通貨、アジア通貨危機におけるＩＭＦの処方箋に対する評価、アジア・ボンド構想、アジア通貨危機の再発可能性などについて質疑を行った。

３．東アジア地域の経済統合

２月26日の調査において、参考人から意見を聴取した後、ＦＴＡ（自由貿易協定）を推進する上での我が国農業政策の在り方、盧武鉉政権下での韓国ＦＴＡの展望、ＦＴＡで特定の除外品目を設けている実例、中国・ＡＳＥＡＮ間ＦＴＡの実現可能性、ＦＴＡの経済効果についてのシュミレーション、ＦＴＡが我が国産業へ与える影響、我が国がＦＴＡを推進する際の相手国の優先順序、中国のＦＴＡ戦略、日本とＡＳＥＡＮのＦＴＡ交渉期間などについて質疑を行った。

４．情報化の進展と東アジアのＩＴ

４月２日の調査において、参考人から意見を聴取した後、ＩＴ分野における東アジアの連携、ＩＴが貧困撲滅に果たす役割、ＯＤＡにおけるＩＴ分野の取り上げ方、ＩＴと異文化交流、「ネティズン（ネット＋シティズン）」と多様性を重視したガバナンス、ＩＴ分野に見られる日韓両国の格差、マレーシアのＩＴ政策、我が国がＩＴ分野で国際貢献する際の心構え、ＦＴＡにおける電子商取引の可能性と課題などについて質疑を行った。

５．委員間の意見交換及び政府に対する質疑

４月16日の調査において、ＩＴ支援先進国としての我が国のアジアへの貢献、東アジア経済共同体構想の実現可能性、アジアの相互理解において自国の文化を発信することの意義、我が国通商政策における農業分野の取扱い、アジア共通通貨政策の実現見通し、ＯＤＡにおけるＩＴ分野の位置付けと支援実績、ｅ－Ｊａｐａｎ戦略の基本理念の早期実現、ＦＴＡ推進と食糧安全保障との関係、通商外交の一元化、ＦＴＡ推進のための規制緩和措置、我が国のＦＴＡ戦略における中国経済の位置付け、自由貿易圏拡大のための電子商取引推進策、ＩＴ技術者育成における基礎教育の重要性などについて、意見交換及び政府に対する質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成15年２月12日（水）（第１回）

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響）について参考人独立行政法人経済産業研究所上席研究員関志雄君及び松下電器産業株式会社代表取締役常務・海外担当少徳敬雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月19日（水）（第２回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止）について参考人日本貿易振興会アジア経済研究所開発研究部研究員国宗浩三君及び国際通貨研究所理事長行天豊雄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月26日（水）（第３回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（東アジア地域の経済統合）について参考人青山学院大学経済学部助教授深川由起子君及び国際経済交流財団会長畠山襄君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月２日（水）（第４回）

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望（情報化の進展と東アジアのＩＴ）について参考人太平洋経済協力会議（ＰＥＣＣ）日本委員会電気通信小委員会主査佐賀健二君及び株式会社アジアネットワーク研究所代表会津泉君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月16日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「新しい共存の時代における日本の役割」のうち、東アジア経済の現状と展望について意見の交換を行った。

○平成15年６月11日（水）（第６回）

○国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年７月28日（月）（第７回）

○国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成13年８月７日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「新しい共存の時代における日本の役割」と決定した。

第２年目においては、「東アジア経済の現状と展望」及び「イスラム世界と日本の対応」について調査を進め、平成15年６月11日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

１　東アジア経済の現状と展望

(1)　東アジア地域の経済統合

参考人から、統合には、ＦＴＡ（自由貿易協定）、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合の５類型があり、東アジア地域の統合にはまずＦＴＡを目標とすべきであるとの意見が述べられた。委員から、日本はＦＴＡ交渉で後れを取っており、国の政策として国民の合意を得るためには政府の努力が必要であるとの意見、ＦＴＡ交渉では関係省間で方針に乖離があり、ＦＴＡ戦略の司令塔がないとの意見、交渉の責任を外務省が担う体制を確立し、同省が関係省間を調整する必要があるが、ＦＴＡ締結には農産物問題等があり、政治的リーダーシップが不可欠であるとの意見などが述べられた。

(2)　中国のＷＴＯ加盟等市場経済化と国内外への影響

委員から、かつて日本の急激な経済成長が欧米諸国等に日本経済脅威論を起こしたように、中国が急激な高度成長を実現した場合には、同様に脅威となるのではないかとの意見が述べられた。参考人から、日中間には経済発展レベルで40年ほどの格差があり、日中関係を競合関係としてではなく、むしろ、補完関係と見るべきであるとの意見、水不足や環境問題などを抱える中国が、将来このまま成長し続けるとは思えないことから、中国を脅威ととらえるのではなく、日本としては、特定の分野に安住せず常に新たな分野を求めて努力することが必要であるとの意見などが述べられた。

(3)　東アジアにおける通貨・金融危機の教訓と再発防止

委員から、アジア通貨危機の経験から、実体経済に基づく資本取引と投機資金の移動とを判別することが重要であるとの意見、中央銀行スワップ網の構築においては、巨額の外貨準備を持つ日本のイニシアチブが問われるとの意見、欧州経済圏、北米経済圏と並ぶアジア経済圏を構想する場合、共通通貨の問題が重要であるとの意見、軍事、外交、情報などの対外政策の裏付けがあって初めて、円の基軸通貨化は現実的な政策となるとの意見、貿易決済の円建て化やＯＤＡによる円資金の供与が円の国際化に役立つとの意見などが述べられた。

(4)　情報化の進展と東アジアのＩＴ

委員から、日本の情報戦略には強烈なインセンティブがなく、現在の世界潮流から取り残される危険性があるとの意見、ＩＴ関連産業が日本の産業の旗振り役となることを期待するとの意見、インターネットは、水、食料、医療と同様に途上国における

基本的ニーズであるとの意見、日本のＯＤＡは基本的に要請主義に基づいており、ＩＴの優先順位が低い中で、要請主義を抜本的に見直すべきであるとの意見、アジアにおけるＩＴインフラ整備促進が、予防外交の面でも、経済戦略の面でも重要であるとの意見、アジアにおけるＩＴ面での貢献は日本の重要な役割であり、大きな国益につながるとの意見などが述べられた。

2　イスラム世界と日本の対応

イスラム世界に対する認識について、委員から、イスラム世界では政教分離を目指していても、国民の大多数には宗政一致の感覚が強く、このバランスをいかに保つかというところにイスラム国家の指導者の苦悩があるのではないかとの意見、文明は融合することで成り立っているのであり、ハンチントンの言う「文明の衝突」は余りに政治的に過ぎるとの意見、世界が寛容な文化、特に多様性を持つ中で、平和の構築は可能であるとの意見などが述べられた。

テロとジハードについて、委員から、イスラムとテロを結び付けて考えることがどれほど危険であり、それが誤解であるかということが十分理解できたとの意見、本来ジハードは相手を倒すのではなく苦しい自分に打ち勝つという極めて高い精神性を持つものであるが、過激派の活動によりいつしかテロの代名詞になってしまったとの意見などが述べられた。

中東支援について、委員から、カイロ大学特殊小児病院では医者も看護婦も日本で研修を受け、現地で活躍していることに感激し、人道的支援、特に女性、子供に対する支援こそが文化の違いを乗り越え、融和の道を開くことができるとの意見などが述べられた。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成13年８月に設置され、調査項目を「真に豊かな社会の構築」とし、１年目は「グローバル化が進む中での日本経済の活性化」と「社会経済情勢の変化に対応した雇用と社会保障制度の在り方」をサブテーマに調査を進め、昨年７月に１年目の中間報告書を議長に提出した。

２年目に当たる本年は、地域社会における住民あるいは国民のライフスタイルの変化に着目し、生活者の視点から真に豊かな社会の構築に向けた課題を検討するため、サブテーマを「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」と決定した。

今国会においては、第155回国会に引き続き調査を進め、まず、平成15年２月12日に、「少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方」について、立命館大学産業社会学部助教授前田信彦君、アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・アジア・コーポレイションＡＰワークフォースダイバシティーマネジャー西嶋美那子君及び有限会社アパショナータ代表パク・ジョアン・スックチャ君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

２月26日には、「都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題」について、九州大学大学院人間環境学研究院教授小川全夫君、サントリー株式会社不易流行研究所部長佐藤友美子君及び社団法人コミュニティネットワーク協会常務理事岡本健次郎君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月２日には、「個の確立を促す教育・学習の在り方」について、東京女子大学教授林道義君、大学評価・学位授与機構長木村孟君及び教育評論家・臨床教育研究所「虹」所長尾木直樹君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

５月14日には、「ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ活動等社会参加システムの在り方」について、日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）理事・特別顧問星野昌子君、市民バンク代表・島根大学地域共同センター客員教授片岡勝君及び株式会社千房代表取締役社長中井政嗣君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

５月28日には、関係各省に対し、２年目の調査を踏まえた総括的な質疑を行った後、委員の意見表明及び意見交換を行った。

なお、２月18日から20日までの３日間、沖縄県に委員を派遣し、国民意識の変化に応じた新たなライフスタイルに関する実情調査を行い、４月２日に派遣委員から報告を聴取した。

以上の調査を踏まえ、７月２日の調査会において中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

〔調査の概要〕

２月12日の調査会では、前田参考人から、仕事と家庭生活の調和という視点の必要性、オランダモデルの示唆すること、多様なライフスタイルを可能とする働き方の条件整備等について意見が述べられ、次に西嶋参考人から、ダイバシティーの考え方、多様な働き方

を認める企業戦略、ワーク・ライフ・バランスの阻害要因等について意見が述べられ、次にパク参考人から、ワーク・ライフ・バランスの概念と今日的課題等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、我が国でワーク・ライフ・バランスを進める場合の国の施策及び企業の取組、オランダモデルが成功した理由と日本への導入方策、社員の能力評価システムを構築する方策、米国の企業がフレックスタイム制を採用する理由、ワーク・ライフ・バランスを推進することによるメリット及び必要な改善策、世界との比較における日本の「M字カーブ」に関する評価、パートタイム労働の均等待遇を進める上での賃金体系の在り方等について質疑を行った。

２月26日の調査会では、小川参考人から、都市と農山漁村との交流がソーシャルキャピタル向上のために果たした役割、現行の地域政策上の問題点等について意見が述べられ、次に佐藤参考人から、世代によるライフスタイルの違い、若年世代が社会に出るための課題、世代間交流において大切なスタンス等について意見が述べられ、次に岡本参考人から、コミュニティー活動の具体例、デュアルライフの概念、農都共生対流進展のインセンティブ等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、都市と農山漁村との交流において行政が果たすべき役割、個の自立を促す親離れ・子離れのための必須条件、自治体による農山漁村支援策の具体的事例、20代前後の世代が持つ意識の特徴、個性ある農山漁村の発展のための今後の社会資本整備の在り方、都市と農山漁村の交流進展のために撤廃すべき規制と必要な規制、農村における若年世代受入れのための課題等について質疑を行った。

４月２日の調査会では、林参考人から、自立した判断力を持った個の確立、自己の性への帰属意識、健全な自我を発達させるための価値基準等について意見が述べられ、次に木村参考人から、個の確立に関する問題意識、個の確立を促すための改善点、学習面における具体的施策等について意見が述べられ、次に尾木参考人から、個の確立を促す教育・学習の必然性、今日の教育改革の実態と問題点、個の確立を促す教育・学習の在り方等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、地域における子供社会の在り方、子供の教育における父親・母親の役割、個の確立を促すための「ゆとり教育」の改善点、教員の厳しい労働条件の実態と子供への影響、グローバル化に対応した社会構築及び教育再編、祖父母による子供教育のメリット及びデメリット等について質疑を行った。

５月14日の調査会では、星野参考人から、ＮＰＯ・ＮＧＯの概念、ボランティア活動の在り方、真のボランティア活動の阻害要因、国際的ＮＧＯ活動を活発化させるための支援策等について意見が述べられ、次に片岡参考人から、新しい社会サービスの担い手としてＮＰＯに期待する役割、コミュニティービジネスカレッジの試み、真に豊かな社会の構築に向けた取組等について意見が述べられ、次に中井参考人から、道頓堀商店会会長としての取組等について意見が述べられた。その後、各参考人に対し、日本でＮＰＯが誕生し根付いてきた要件、行政とＮＰＯとのパートナーシップの在り方、ＮＰＯ活動におけるコアメンバーの重要性と組織の活性化、公益法人等の制度改革の在り方、ＮＰＯ活動における税制、雇用等に関する問題点、公益法人とＮＰＯとの本質的な差異等について質疑を行った。

５月28日の調査会では、まず関係各省に対し、観光振興に関する政府及び自治体の取組、市町村合併における過疎化及び人口流出に対するソフト面の支援、都市と農山漁村との交

流における各省庁の横断的取組、教育における地方分権と特区の推進方策、政府のＮＰＯに対する支援姿勢及び税制上の優遇措置、政府が指導通達した介護施設への優先入所基準と市町村の実態、放課後児童クラブの現状と国の取組、保育所の待機者数の定義と実態及び国の対応、年金制度の再構築の必要性、真の地方分権の確立に向けた地方行財政改革の考え方等について質疑を行った。次に委員の意見表明及び意見交換が行われ、「真に豊かな社会の構築」に向けて、活力に満ちた社会に向けた企業活動の活性化、生きがいを感じられる仕事に就くことを支援する施策、日本人としての誇りと世界市民としての自覚を併せ持つ高邁な人格の涵養、男性・女性ともに仕事も家庭も両立できる新しい時代に向けた課題、まちづくりに主体的にかかわる人々の輪を広げることによる地域の活性化等に関して意見が述べられた。

以上の調査結果を踏まえ、７月２日の調査会において最終年に向け議論を深める基礎となる課題等を含む中間報告書を取りまとめ、同日これを議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成15年２月12日（水）（第１回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、少子高齢社会における多様なライフスタイルを可能とする働き方について参考人立命館大学産業社会学部助教授前田信彦君、アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・アジア・コーポレイションＡＰワークフォースダイバシティーマネジャー西嶋美那子君及び有限会社アパショナータ代表パク・ジョアン・スックチャ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月14日（金）（第２回）

○委員派遣の派遣期間を変更することを決定した。

○平成15年２月26日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、都市と農山漁村との交流・世代間交流等新たなライフスタイルの実践と課題について参考人九州大学大学院人間環境学研究院教授小川全夫君、サントリー株式会社不易流行研究所部長佐藤友美子君及び社団法人コミュニティネットワーク協会常務理事岡本健次郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月２日（水）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、個の確立を促す教育・学習の在り方について参考

人東京女子大学教授林道義君、大学評価・学位授与機構長木村孟君及び教育評論家・臨床教育研究所「虹」所長尾木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月14日（水）（第５回）

○「真に豊かな社会の構築」のうち、ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ活動等社会参加システムの在り方について参考人日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）理事・特別顧問星野昌子君、市民バンク代表・島根大学地域共同センター客員教授片岡勝君及び株式会社千房代表取締役社長中井政嗣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月28日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「真に豊かな社会の構築」のうち、国民意識の変化に応じた新たなライフスタイルについて政府参考人に対し質疑を行った。

○「真に豊かな社会の構築」について意見の交換を行った。

○平成15年７月２日（水）（第７回）

○国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年７月28日（月）（第８回）

○国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、平成13年８月７日に設置され、「真に豊かな社会の構築」を調査項目とし、２年目は「国民意識の変化に応じた新たなライフスタイル」をサブテーマとして決定し、これまで参考人からの意見聴取、政府に対する質疑、委員派遣等による実情調査、さらに委員間の意見交換等を行い、鋭意調査を進めてきた。

調査の過程を通じ、調査項目に関して各種の意見や見解が表明されたが、これらの意見等を主要な論点と思われる事項について取りまとめて課題として整理し、これら課題を含む内容の調査報告書（中間報告）を、去る７月２日、議長に提出した。以下は、その概要である。

まず「真に豊かな社会の構築」については、国民が将来に対する不安を抱えて豊かさを感じられなくなっている中で、今後の社会を真に豊かな社会とするために何をすべきか、国民が真の豊かさを共有するために何が必要なのかが問われており、国民のライフスタイルの在り方について、将来社会に対するビジョンを示すことが大きな課題となっている。

次に「地域社会の活性化」については、地域の活性化を図るための課題は、あらゆる分野での分権の推進、行政単位が自立的な機能を持つための市町村合併、情報公開や政策評価等による地域住民の意思や責任を反映させた政治、教育のプロセスを通じた世代間交流の実施、高齢者でも社会貢献していると感じられるまちづくり、高齢者が安心して暮らせるまちづくりへの転換である。また、コミュニティービジネスの活動を支援するために、財政支援や税制面での優遇、ファイナンス手段の拡充等が必要である。構造改革特区構想については、地域からの提案を最大限に尊重できる仕組みとして特区は重要であるとの意見が出される一方、規制改革の打開策としての特区構想は次善の策にすぎない、住民本位の地方自治という流れに逆行しているとの意見があった。

次に「多様なライフスタイルと働き方」については、これからの社会では労働時間と生活時間の配分が重要であり、このようなワーク・ライフ・バランスを可能にするため、男女間の偏った時間配分を再配分する必要がある。そして、あらゆるライフスタイルの労働者の仕事と家庭の両立ができるよう、すべての人のワーク・ライフ・バランスを可能にするような職業やライフコースへの支援も必要である。また、パートタイム労働に対する均等待遇、パートタイムに対する社会保障制度の整備等が必要であるとの意見があった。

次に「地域間・世代間交流等新たなライフスタイル」については、都市と農山漁村の交流は、価値観の違いを認め合い、自然環境や農林漁業を守ることで都会の生活を守り、共存し合っていることを互いに認識する上で非常に重要である。都市と農山漁村との共生対流を促すためには、農村政策と他の政策との接合点を更に詰める必要があるという意見、情報発信におけるコーディネーター機能や若者を引き付けるだけの魅力ある個性を農山村が持つことも大事であるとの意見等があった。今後は、農山漁村の持つ多面的機能や文化も含めた地域資源などを発信する情報ネットワーク作りが重要な課題である。そして、農村に若年世代を受け入れる対応策として、農村の持つ魅力を磨き上げ、若者が持つ多様な関心にこたえられるような取組が必要であり、若者に農山漁村を開放し、インキュベー

ションとして考えて応援すれば、若年世代も農山漁村を一層活用するようになるのではないかとの意見があった。

次に「個の確立・教育」については、教育あるいは学習の最終目標は、アイデンティティーの確立と社会の中で自立的な判断力を持てるようにすることであるが、今日の社会、教育環境は、個の確立を促すものとなっていない。自分の意見を述べ、自分の責任で決定する自立した子供に育てていくためには、家庭で親子が十分なコミュニケーションをとるようにしていくことが大切であるとの意見があった。そして、子供たちの自己責任感を形成するためには、諸外国に比べて極端に低いセルフエスティーム（自己肯定感情）を高めることである。また、学習意欲をどのように持たせるかという観点から、体験学習、参加型の授業を増やすことが重要である。

次に「ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ活動」については、ＮＰＯが新しい社会サービスの担い手になるような時期が到来しており、ＮＰＯの発展は、これからの日本の自立した個人の生き方、青年、女性、高齢者の生き方に大きな希望をつなぐものであり、地域の身近な問題解決にはＮＰＯ等の存在が不可欠であるとの意見があった。行政は、ＮＰＯの活動の場が広がるような施策を講ずべきであり、また、公益法人等の制度改革については、公益法人の公益性について、現行制度では不明確で客観性に欠けるため、公益性の判断基準が極めて重要であり、情報公開が欠かせず、さらに、いわゆる社会貢献性を認定する仕組みについて、客観的基準の法制化についても検討すべきであるとの意見があった。特にＮＰＯにおいては、収益を非分配としているので非課税の原則を貫くべきであり、経営基盤の強化に加え、いまだ不十分な支援税制に対して、寄附のインセンティブを高めるような税制改革等への取組が必要であるとの意見があった。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年８月７日に設置され、調査テーマを「共生社会の構築に向けて」と決定し、調査を進めている。調査の１年目は当面の具体的調査事項として「児童虐待防止に関する件」を取り上げ、第154回国会の平成14年６月12日、児童虐待防止についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の２年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的調査事項として取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成15年２月５日、バリアフリー社会の実現について加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。また、２月12日には、東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男君、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳君及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。４月２日には、障害者の権利について桃山学院大学法学部法律学科教授瀧澤仁唱君、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長野村茂樹君及び障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

このような障害者の自立と社会参加に関しての政府の取組状況についての説明や参考人からの意見聴取を踏まえ、平成15年５月７日、本件に対する調査会委員の認識の共有化を図るとともに、今後の取組の方向性を見いだすために委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加についての当面する課題について意見を集約し、５項目から成る「障害者の自立と社会参加についての提言」を取りまとめ、平成15年６月16日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

なお、平成15年２月18日から20日までの３日間、共生社会に関する実情調査のため、兵庫県及び京都府において現地調査を行った。

また、平成15年２月26日には、調査の１年目に具体的調査事項として取り上げた児童虐待防止に関する件についてのフォローアップ調査を行い、鴨下厚生労働副大臣から説明を聴取するとともに、淑徳大学社会学部社会福祉学科教授柏女霊峰君、朝日新聞論説委員川名紀美君及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

さらに、平成15年４月16日には、本調査会が第１期に提出し、平成14年４月から全面施行されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を聴取するとともに、お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授戒能民江君、全国婦人相談員連絡協議会会長原田恵理子君及び女性の家ＨＥＬＰディレクター大津恵子君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、児童虐待防止に関する件については、昨年１年間の調査に引き続き、本年更なる調査を行ったが、本調査会は本問題が緊急の対応を必要としていることにかんがみ、平成15年６月16日、立法府は、本問題の早期解決のため児童虐待の防止に関する法律の見直し等を、また政府においては、更なる児童虐待の防止に向け、８項目にわたる施策について万全の措置を講ずるべきことを内容とする**児童虐待の防止に関する決議**を全会一致で行った。

〔調査の概要〕

平成15年２月５日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①高齢者や障害者が使いやすいＩＴ機器の研究開発の促進、②開発された福祉機器等の製品の最初の買い手としての政府の役割、③ＡＬＳ患者の選挙権侵害に関する国家賠償訴訟判決に対する見解等について質疑を行った。

２月12日の調査会では、参考人から、高齢者や障害者が生活しやすい、環境負荷の軽減とモビリティ確保に責任を持った都市づくりを進める必要がある、ユニバーサルデザインの概念は、高齢者、障害者等多様なニーズを持つ人が最初から使えるように、まち、もの、サービス等をつくることである、障害者差別禁止法の下に、障害者基本法、ハートビル法、交通バリアフリー法等の具体的規定を有する法律が組み立てられるような法体系をつくる必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①ユニバーサルデザインの考え方、②人口低密度地域における移送支援の在り方、③高齢者や障害者にＩＴを普及させる具体的方法等について質疑を行った。

４月２日の調査会では、参考人から、障害者差別禁止法を早急に制定すべきであるが、等しく機会を得たとしても障害者に能力差があることを直視してその機会が十全にいかされるよう社会保障制度の充実が必要である、差別には、不利益的取扱いと合理的配慮義務違反という２つの側面があり、合理的配慮義務に違反することも正に差別であることを認識すべきである、人権擁護法案は差別の定義がなされていないなど障害者の差別・人権侵害に対応できるか疑問であり、実効性のある障害者差別禁止法が必要である等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①現在の障害者概念の見直しの必要性、②障害者基本法改正と障害者差別禁止法制定の関係、③障害者差別禁止法における差別の定義付け等について質疑を行った。

５月７日の調査会では、①郵便投票、代理投票等の活用による障害者の投票機会の拡大、②公共的施設、交通機関、ＩＴ分野等におけるユニバーサルデザイン化の必要性、③障害者の法定雇用率の義務化と小規模作業所への支援の強化、④教育機関において障害者の教育機会拡充のための取組を強化する必要性、⑤障害者に関する施策等の検討の場に障害当事者を参加させることの必要性等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加に関する件について意見を集約し、「バリアフリー社会の一層の推進」を始めとする５項目の提言を取りまとめた。

また、平成15年２月26日の調査会では、児童虐待防止に関する件について、政府から説明を聴取した後、参考人から、児童虐待事例に対し一貫した支援を行うため、児童相談所とともに市町村が児童虐待の発見から家族の再統合までを協同して支援する仕組みを構築

することが必要である、心の傷を持つ子どもが大人に見守られて愛されていると実感できるためにも、養護施設の小規模化、地域への分散及び職員の配置増が必要である、子どもの虐待防止のためには、現行の親権喪失とは別に、親権の一時停止や一部停止の制度が必要である等の意見が述べられた。政府及び参考人に対し、①親権及び懲戒権についての考え方、②市町村が児童虐待事例に対して支援を行う仕組みの構築、③自立援助ホームと地域小規模児童養護施設との関係、④専門性の高い里親が問題を抱えた子どもを預かる体制の構築等について質疑を行った。

さらに、平成15年４月16日の調査会では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、政府から説明を聴取した後、参考人から、法の対象が限定的なものにとどまっており、法律が規定するＤＶでないと相談の対象にもならないなどの弊害が生じている、よりよい援助を実現するために、被害者の権利や自立支援の法律への明記、地域に密着した支援を実現するための市区町村への婦人相談員の配置が望まれる、民間シェルターが財政的危機により閉鎖に追い込まれることのないよう、国及び地方公共団体が必要な援助を行うことが求められる等の意見が述べられた。政府及び参考人に対し、①保護命令の対象を拡充する必要性、②ＤＶ事案について関係機関が連携して総合的な調査を行う必要性、③加害者更生プログラム等、男性の側における暴力防止のための施策の有効性等について質疑を行った。

○　障害者の自立と社会参加についての提言

障害のある人がない人と同じように生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が誕生して半世紀が経過した。

我が国においては、昭和56年の国際障害者年を１つの契機として「完全参加と平等」を目標に各種施策が推進されてきており、平成５年に改正された障害者基本法では、障害者の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を推進することが目的として規定された。また、同年から始まった「障害者対策に関する新長期計画」においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の４つの障壁という考え方が打ち出され、ノーマライゼーションの理念の下、その除去に向けて各種施策が展開されるとともに、平成15年を初年度とする新たな障害者基本計画も策定されたところである。

しかし、社会においてはいまだ障害のある人を保護の対象として考え、障害のある人が権利の主体として活動できる状況には至っていない。そのために障害者の差別を禁止する法律の制定を求める声も高まっている。さらに、今後の高齢社会の進展を踏まえ、障壁の除去にとどまらず、社会全体をユニバーサルデザイン化していくことも求められている。

このような中、本調査会は、障害のある人とない人が同じ社会の構成員として相互に尊重され、充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向けて議論を行い、その課題を明らかにするとともに、解決への採り得る諸施策について鋭意検討を進めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面の課題について、次のとおり提言する。

１　バリアフリー社会の一層の推進

(1)　障害の種類を問わず、障害のある人が安心して暮らすことのできる住まいの不足、

道路やまちにおける各種障壁の存在、教育や雇用における機会が十分に確保されていないなど、障害のある人が社会において自立した生活を営むための環境がいまだ十分に整備されていない現状にある。障害のある人が地域で暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの考え方を社会全体に浸透させる必要がある。

(2) 既存の公共的建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言等積極的な支援に努めるとともに、新たに建築する公共的建築物については、ハートビル法の施行状況を踏まえつつ、バリアフリー対応の一層の強化を検討すべきである。

(3) 高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段の確保は、活動や社会参加の前提条件となるものであり、都市部だけでなく鉄道やバスの使えない地域に居住している人を含めすべての人の移動を保障するため、ＳＴＳ（スペシャル・トランスポート・サービス）等による外出支援サービスの充実を図る必要がある。また、移動の連続性を保障するため、一体的、連続的な空間の整備を一層推進すべきである。

(4) 知的活動を補助するＩＴ（情報技術）の進歩は、障害のある人の自立・社会参加に大きな役割を果たす可能性がある。障害のある人にとって利用しやすい機器やソフトウエア等の開発・普及、及びこれらの機器等の活用を促進するための施策を一層推進するとともに、ＩＴ教育についても、内容の充実と対象者の拡大を図るべきである。

(5) 障害のある人等の選挙権の保障については、投票所等に行くことも自書することも不可能な人に投票の機会を保障するための制度を速やかに創設する必要がある。

2　教育・就労環境の整備

(1) ノーマライゼーションの理念の下、障害のある子どもとない子どもが幼少時から地域において共に活動することにより、障害の有無にかかわらず共に助け合いながら生きていくという共生の感覚を育てるとともに、障害のある子どもにとっては将来社会の中で生活していくための力を付けていくことにもつながる。学校施設等のバリアフリー化を始め、障害のある子どもとない子どもが交流・理解し合うための環境整備及び障害のある子どもの教育の保障に努めるべきである。

(2) 在宅医療技術が進歩してきている現在、重度のあるいは重複した障害のある児童生徒でも、可能な限り地域における学校教育が受けられるよう、適切な医療的配慮等が求められる。また、長期療養のため通学が困難な児童生徒に対する病院等の施設における学習機会の確保のため、当該施設等における学習の場の確保や、子どものニーズに応じた授業が提供できるよう、訪問教育の充実を図るべきである。

(3) 深刻な不況により就労の場を狭められている障害のある人の働く場を確保するため、障害者の法定雇用率遵守の徹底化を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を顕彰するなどにより企業の意識を変えていく必要がある。また、精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用については、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することにより、早期に実施されるよう努めるべきである。さらに、ＩＴの進展を踏まえ、ＩＴの活用による障害のある人の多様な就業機会の可能性を広げる方策について推進すべきである。

(4) 近年、安価な製品の輸入が増えているため、障害者の活動の場である授産施設や小

規模作業所等で作られる製品との間に競合が生じ、仕事の受注の減少を余儀なくされている。障害のある人の地域生活を支える上で重要な役割を果たしている小規模作業所への補助を行うとともに、調達の拡大等により障害者の授産施設等の製品の販路拡大を図る必要がある。

3　障害のある人の権利

(1)　障害のある人が、生涯を通じてあらゆる分野で機会の平等が確保され、障害のない人と同等の権利が保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備に努める必要がある。その際、障害のある人の能力に差があることに留意するとともに、社会福祉制度を充実する必要がある。

(2)　措置制度から支援費制度への移行に伴い利用者本位のサービスの確保に努めるとともに、障害のある人を権利の主体と位置付け、差別解消のためには法律や制度の整備のみならず、合理的配慮が必要であることに留意しつつ、総合的な障害者施策の推進に努めるべきである。

4　福祉機器等の流通の促進

近年、障害のある人等の生活環境の改善に資する、新たな福祉機器等が開発されている。このような製品の開発に当たっては障害のある人等のニーズを踏まえるとともに、その普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等を図るべきである。

5　障害のある人等の政策決定過程への参画

障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえて障害者施策を推進するためには、障害のある人を中心に、障害者施設や障害者団体の関係者など、障害のある人等の政策決定過程への参画が不可欠であり、その一層の推進を図る必要がある。

(2) 調査会経過

○平成15年２月５日（水）（第１回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（バリアフリー社会の実現）について加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴いた後、西川経済産業副大臣、木村厚生労働副大臣、吉村国土交通副大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月12日（水）（第２回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（バリアフリー社会の実現）について参考人東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男君、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳君及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月26日（水）（第３回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について鴨下厚生労働副大臣から説明を聴き、参考人淑徳大学社会学部社会福祉学科教授柏女霊峰君、朝日新聞論説委員川名紀美君及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人君から意見を聴いた後、各参考人、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月２日（水）（第４回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（障害者の権利）について参考人桃山学院大学法学部法律学科教授瀧澤仁唱君、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長野村茂樹君及び障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月16日（水）（第５回）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。

○「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を聴き、参考人お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授戒能民江君、全国婦人相談員連絡協議会会長原田恵理子君及び女性の家ＨＥＬＰディレクター大津恵子君から意見を聴いた後、各参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年５月７日（水）（第６回）

○「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について意見の交換を行った。

○平成15年６月16日（月）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**児童虐待の防止に関する決議**を行った。

○共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年７月28日（月）（第８回）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。

○共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第152回国会の平成13年８月に設置された。

本調査会は、「共生社会の構築に向けて」をテーマと定め、２年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的な調査事項とした。

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「障害者の自立と社会参加についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、６月16日、議長に提出した。

このほか、１年目の調査事項である「児童虐待防止に関する件」について引き続き調査を行い、６月16日、「児童虐待の防止に関する決議」を行った。

本調査会として取りまとめた「障害者の自立と社会参加についての提言」の主な内容は次のとおりである。

１　バリアフリー社会の一層の推進

(1) 障害のある人が地域で暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの考え方を社会全体に浸透させる必要がある。

(2) 既存の公共的建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言等積極的な支援に努めるとともに、新たに建築する公共的建築物については、ハートビル法の施行状況を踏まえつつ、バリアフリー対応の一層の強化を検討すべきである。

(3) 高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段を確保するため、ＳＴＳ（スペシャル・トランスポート・サービス）等による外出支援サービスの充実を図る必要がある。

(4) 障害のある人にとって利用しやすい機器やソフトウエア等の開発・普及、及びこれらの機器等の活用を促進するための施策を一層推進するとともに、ＩＴ教育についても、内容の充実と対象者の拡大を図るべきである。

(5) 障害のある人等の選挙権の保障については、投票所等に行くことも自書することも不可能な人に投票の機会を保障するための制度を速やかに創設する必要がある。

２　教育・就労環境の整備

(1) 学校施設等のバリアフリー化を始め、障害のある子どもとない子どもが交流・理解し合うための環境整備及び障害のある子どもの教育の保障に努めるべきである。

(2) 重度のあるいは重複した障害のある児童生徒でも、可能な限り地域における学校教育が受けられるよう、適切な医療的配慮等が求められる。また、長期療養のため通学が困難な児童生徒に対する病院等の施設における学習機会の確保のため、訪問教育の充実を図るべきである。

(3) 深刻な不況により就労の場を狭められている障害のある人の働く場を確保するため、障害者の法定雇用率遵守の徹底化を図るとともに、精神障害者に対する障害者雇

用率制度の適用については、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することにより、早期に実施されるよう努めるべきである。

(4) 障害のある人の地域生活を支える上で重要な役割を果たしている小規模作業所への補助を行うとともに、調達の拡大等により障害者の授産施設等の製品の販路拡大を図る必要がある。

3 障害のある人の権利

(1) 障害のある人が、生涯を通じてあらゆる分野で機会の平等が確保され、障害のない人と同等の権利が保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備に努める必要がある。

(2) 障害のある人を権利の主体と位置付け、差別解消のためには法律や制度の整備のみならず、合理的配慮が必要であることに留意しつつ、総合的な障害者施策の推進に努めるべきである。

4 福祉機器等の流通の促進

近年、障害のある人等の生活環境の改善に資する、新たな福祉機器等が開発されている。このような製品の開発に当たっては障害のある人等のニーズを踏まえるとともに、その普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等を図るべきである。

5 障害のある人等の政策決定過程への参画

障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえて障害者施策を推進するためには、障害のある人を中心に、障害者施設や障害者団体の関係者など、障害のある人等の政策決定過程への参画が不可欠であり、その一層の推進を図る必要がある。

(4) 調査会決議

—— 児童虐待の防止に関する決議 ——

親等の保護者からの虐待により、心身の健全な育成が阻害されることはもとより子どもの生命までが危険にさらされる児童虐待については、平成12年11月の「児童虐待の防止等に関する法律」施行によって、その防止に向けた対応に一定の前進が見られるものの、悲惨な事件は後を絶たない。

児童虐待が発生する背景としては、家族の抱える経済的要因のみならず、近年の都市化に伴う核家族化、家庭の内外における人間関係の希薄化等の社会的要因も指摘されるところである。これらは現代の家族の在り方や地域社会の在り方とも密接に関係する問題であり、児童虐待の根本的解決のため、世代間の暴力の連鎖を断ち切るとともに、次世代を担う子どもを、社会全体としてどのように育成していくかという観点に立った幅広い検討が求められるところである。

同時に、児童への虐待が子どもの人権を侵害する行為であることに留意するとともに、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、児童が人権の享有主体として尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現をも視野に入れつつ、虐待防止に向けた取組を進めていくことは、我々立法府並びに政府の責務でもある。

このような観点に立ち、本調査会は昨年１年間児童虐待の防止に関する調査を行い、その結果を中間報告として取りまとめ、虐待の発生原因・予防、虐待の早期発見・早期対応、被虐待児への支援体制の確立等について提言を行ったところであり、本年においても引き続き、児童虐待の防止に向けた更なる調査を行った。

立法府は、本問題の早期解決に向け、懲戒権を含む親権の在り方や児童の人権尊重の理念の明文化を始めとして、児童虐待の防止等に関する法律の見直しとともに、性的虐待に対する刑事法的介入の在り方を含め、関係法律の検討を早急に行うこととする。

また、政府においては、本調査会の提言の諸施策を含め、次に掲げる事項について予算上の措置を含め、万全の措置を講ずるべきである。

1　虐待の原因の１つとなる育児における親の孤立化を防ぐため、地域子育て支援センター・子育て支援ネットワークの周知及び拡充に努めるとともに、父親も子育てに対する参加と責任が果たせるよう労働時間の短縮を始め、父親の育児教室の推進等子育て支援策の充実に努めること。

2　虐待の予防には早期の把握や対応が重要なことから、妊産婦健診、周産期診療、乳幼児健診等の充実・強化に努めるとともに、これらの時期に母親等と接触する機会の多い保健師、助産師等の役割の重要性を踏まえ、教育・研修等の実施により保健師、助産師等の資質の向上を図ること。

　また、虐待を防止する予防的な教育の一環として、学校教育において児童自らが自分自身の身を守るような教育の推進に努めるとともに、関係教職員の研修等を通じた資質向上により、学校における児童への適切な支援が行われるようにすること。

3　児童相談所に求められる役割の変化を踏まえ、その機能強化を図るとともに、児童虐待相談件数の急増に適切に対処するため、児童相談所職員の増員、児童福祉司の専門性の向上、児童養護に豊富な経験を持つ人材の児童相談所での活用等について検討を行う

こと。また、一時保護所や児童養護施設等における居住性の向上、被虐待児への個別対応を図るため、これらの施設の充実、関係職員の資質の向上及び増員に努めること。

4　被虐待児の適切な保護等のため、裁判所の積極的関与が図られるよう、司法手続上の整備を含めて引き続き検討を行うこと。

5　国及び地方における虐待防止ネットワークの構築をより一層推進するとともに、住民に最も身近な市町村レベルのネットワークが地域の関係機関や住民との間で協力体制を取り、児童相談所と協同して虐待の予防、早期発見、さらには事後の虐待事例へのフォローにも対応できるようにすること。

6　児童福祉施設等における児童への虐待や二次的被害の防止のため、関係機関の職員の研修等を通じ、資質の向上を図るとともに、虐待を受けている児童が相談しやすい環境をつくるための体制の整備を図ること。

7　期間に弾力性を持たせた里親や専門的な心理ケアを行う里親制度の拡充・多様化を更に進めるとともに、里親の認定から委託後のフォローまでの各段階を通じて、里親への支援の充実に努めること。

8　虐待する親に対しては、治療的なアプローチが不可欠であり、親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムの開発・研究を進めるとともに、援助を受ける意欲のない親への動機付けの方途について、司法的関与の在り方を含め検討すること。また、分離された親子の再統合に向けてのプログラムの研究・開発についても検討を進めること。

右決議する。

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年１月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね５年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」及び「平和主義と安全保障」の４つのテーマを取り上げ、現在「国民主権と国の機構」及び「基本的人権」を終え、「平和主義と安全保障」について論議している。

今国会においては、平成15年２月12日に、「基本的人権」について、社団法人日本経済団体連合会専務理事矢野弘典氏、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義氏及び同企画局長熊谷謙一氏並びに社団法人アムネスティ・インターナショナル日本理事長和田光弘氏及び同事務局長寺中誠氏を、２月19日には、基本的人権のうち、「「人」の保障」について、関西大学法学部教授平松毅氏及び青山学院大学法学部助教授申惠丰氏を、２月26日には、基本的人権のうち、「人権保障の在り方と方法」について、北海道大学大学院法学研究科教授常本照樹氏及び神戸大学大学院法学研究科教授三井誠氏を、３月12日には、「基本的人権」について、社団法人北海道ウタリ協会副理事長秋辺得平氏、川崎市代表人権オンブズパーソン目々澤富子氏、全国労働組合総連合常任幹事・女性局長中嶋晴代氏及び弁護士東澤靖氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

そして、４月16日には、これまで行ってきた「基本的人権」についての調査を踏まえて締めくくり自由討議を行った。

５月７日の調査会から、「平和主義と安全保障」のテーマに入った。なお、このテーマに入ってからは、今までとは異なり、参考人質疑の後に委員相互間の意見交換を行うこととした。まず、総論として、「憲法前文と第９条」に関し、駒澤大学法学部教授西修氏、龍谷大学名誉教授上田勝美氏及び一橋大学大学院社会学研究科教授渡辺治氏を、５月14日には、東京大学名誉教授坂本義和氏、元国連事務次長明石康氏及び神戸大学大学院法学研究科教授五百旗頭真氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

６月４日には、国民の意見を聴くため、「平和主義と安全保障」をテーマに一般公募により選ばれた８名の公述人から意見を聴取した。

７月９日の調査会からは、各論に入り、「憲法と自衛権、自衛隊」について、流通経済大学法学部教授植村秀樹氏、帝京大学法学部教授志方俊之氏及び財団法人平和・安全保障研究所理事長渡辺昭夫氏を、７月16日には、「憲法と緊急・非常事態法制」について、元

内閣安全保障室長佐々淳行氏、早稲田大学法学部教授水島朝穂氏及び同志社大学助教授村田晃嗣氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

〔調査の概要〕

（基本的人権）

1．「基本的人権」についての学識経験者からの意見聴取

「基本的人権」について、４人の学識経験者から意見を聴取した。

＜「人」の保障＞

平松参考人は、①日本においては、憲法運用を支配し、憲法改正によっても変えることのできない基本価値である「和」が存在する、②「和」とは、共生の思想を説くものであり、西欧で説かれている基本価値のうちの連帯に相当する旨、発言した。

申参考人は、①男女の役割分担を前提とした法制度及び慣行は、男女双方の自己決定権を妨げており、虐待といった形で子供の人権侵害につながっている、②この問題を解決するため、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約の批准並びに性差別禁止法の制定等が必要である旨、発言した。

＜人権保障の在り方と方法＞

常本参考人は、①司法的救済の特質は事後救済であるが、人権侵害の救済が事後救済では遅すぎることが多く、そのために立法府のサポートが必要である、②人権侵害については予防が重要であり、迅速かつ実効的な人権擁護機関の実現が期待される旨、発言した。

三井参考人は、①憲法の刑事人権規定は、改正すべき特段に大きな問題はなく、刑事司法の運用によって、刑事手続上の人権保障をしていくことが課題である、②そのためには、刑事司法の民主化、弁護の充実、公正かつ迅速な裁判の実現及び捜査手続の適正化が必要である旨、発言した。

2．「基本的人権」についての団体等からの意見聴取

「基本的人権」について、２回にわたり、基本的人権に密接な関係を有する団体等からの意見を聴取した。

日本経済団体連合会の矢野参考人は、①経済の安定的発展によってこそ労働者の雇用及び生活が守られるのであり、この意味で経済的自由、生存権及び労働基本権は互いに矛盾するものではない、②経済的自由、生存権及び労働基本権の調和実現には、労使自治が重要である、③国民の将来不安を取り除くため、社会保障制度の分野における民営化の推進及び規制改革の断行が必要である旨、発言した。

日本労働組合総連合会の草野参考人は、①労働基本権は、勤労者にとって最も重要な権利の１つであるが、法律によって大きく制約されており、憲法28条の徹底した実施が必要である、②憲法27条の趣旨を実現するために、賃金不払残業等の労働法違反の問題は、政労使を挙げて取り組むべき重要な課題である旨、発言した。

アムネスティ・インターナショナル日本の和田参考人は、①日本の死刑制度は、様々な国際決議に照らして問題があり、政治の場での検討が必要である、②被疑者段階での権利保障に関して、代用監獄の廃止等の検討が必要である、③難民の憲法上の位置付けが不明確であり、難民の保護を確立するという観点からの位置付けが必要である旨、発言した。

北海道ウタリ協会の秋辺参考人は、①単一民族幻想から脱却し、アイヌ民族の自決権を含む日本の内なる国際化が急務である、②そのため、アイヌ民族が民族として生きるための法律を、当事者であるアイヌ民族を加えて審議する場の設置を希望する旨、発言した。

川崎市代表人権オンブズパーソンの目々澤参考人は、子供の人権の保護には、子供にとって救済となるような手法の確立や関係機関の連携強化が重要である旨、発言した。

全国労働組合総連合の中嶋参考人は、①職場での男女差別や不当労働行為をなくすため、職場に憲法の理念を生かすことが必要である、②そのためには、憲法の理念を具体化する法律が必要である旨、発言した。

弁護士の東澤参考人は、①憲法上、外国人の人権を認めることには何の支障もないが、現実には、判例によって不当に制約されている、②こうした不当な人権制約に対して、国際人権条約が憲法を補完しうる、③憲法及び条約のみならず、国及び地方自治体が、差別解消に向けた積極的な措置を採ることが求められている旨、発言した。

3.「基本的人権」についての締めくくり自由討議

4月16日には、「基本的人権」について、これまでの調査を踏まえて、締めくくり自由討議を行った。

新しい人権に関して、新しい人権を保障していくことが必要であることは一致しているものの、より明確に新しい人権を保障する観点から憲法に明記すべきとする意見に対し、新しい人権の保障は、憲法13条に読み込むことで対応でき、憲法改正の問題ととらえる必要はないとの意見も出された。

権利と義務に関して、現在の憲法はそのバランスを欠いており、新しい義務規定を置くべきとする意見がある一方、今日の労働現場の問題が示すように、権利の濫用どころか権利が十分保障されていないとの意見も出された。

その他に、家族、歴史、伝統、教育等の重要性、男女平等の実現に向けた積極的な平等推進措置の必要性、外国人の人権保障、国際的な人権保障への対応等の意見が出された。

（平和主義と安全保障）

4.「平和主義と安全保障」についての学識経験者からの意見聴取

「平和主義と安全保障」について、12人の学識経験者から意見を聴取した。

＜憲法前文と第９条＞

西参考人は、①憲法は平時においてだけでなく、緊急時及び危機的状況にあってもその真価を発揮しなければならない、②そのためには、バランスの取れた、国民の視点から見た平和・安全保障規定を憲法に構築すべきである旨、発言した。

上田参考人は、①憲法９条及び前文は、徹底した平和主義を実定化したものであり、全世界の人類の平和的生存の共生の論理を込めたものである、②このことから導かれる在るべき安全保障方式は、永世中立である旨、発言した。

渡辺治参考人は、①憲法の起草者は、日本の軍事大国化をいかにして防ぐか、という観点から９条を作った、②９条は国民の平和意識をつくり、非核三原則や武器輸出禁止といった日本の自己規制の形で、アジアの平和に大きく貢献してきた、③21世紀においても、９条は世界の平和構想の中で現実的な武器として活用できる旨、発言した。

坂本参考人は、①日本国憲法が、一国平和主義ではなく国際平和への責務を課していることは前文から明らかである、②その際には、国連決議及び国際法に基づく国際的な正当

性及び合法性を満たすことが不可欠である、③日本が負う国際的責務は、国連平和維持活動への武装部隊参加を含むが、戦闘目的とは異なる任務と技術を持つ別組織が必要である、④こうした活動を通じて、平和構築及び人道支援という普遍的な価値の実現のイニシアチブをとり、日本の国際的なプレゼンスを高め、日本のアイデンティティーを確立することが日本国憲法の精神を生かす道である旨、発言した。

明石参考人は、①多くの国が自衛権を濫用してきたという歴史があり、その歯止めとして国連がつくられた、②国連を過剰に信頼することも、国連無用論に立つことも危険である、③結局、国連を支えているのは個々の加盟国であり、日本は、二国間関係、地域的関係、多国間関係及び地球的外交という多層的外交を展開し、国連を粘り強く育てていくという問題意識を持つことが必要である旨、発言した。

五百旗頭参考人は、①日本は極めて平和主義的な志向性が強く、これを大事にすることが必要であるが、国民の生存及び安全を損なうといったような場合には、賢慮を持って、集団的自衛権を行使することも必要である、②また、日本の国際安全保障への参画は、日本にとっても日本周辺地域の秩序にとってもプラスになる、③そのため、９条１項を残し、２項を、日本が国際安全保障に参画する規定とすべきである旨、発言した。

＜憲法と自衛権、自衛隊＞

植村参考人は、①日本には自衛権があり、自国を防衛する部隊を持つことは憲法に合致する、②しかし、自衛権の名で、限りなく侵略戦争に近い武力行使が行われることもあり、自衛権の名の下に何でも許されるわけではない、③憲法は、ぎりぎりまで非軍事的な努力をし、自衛権行使の場合にも、武力は最後の手段として、最小限の行使に抑えることを要求している旨、発言した。

志方参考人は、①資源輸入国である日本ほど世界中が平和であることを必要とする国はなく、世界平和のため、全力を挙げて責務を果たすことが必要であり、これは憲法前文にも示されている、②世界平和のために日本ができることは、リスク分担、負担の分担及び価値観の共有である、③外国から日本の自衛隊を見ると、取扱説明書のない軍事力というように見え、平和主義を唱える憲法に違反していると思われる、④そのため、安全保障基本法を制定し、防衛力行使の要件を法律に明示すべき旨、発言した。

渡辺昭夫参考人は、①自衛権の行使はあくまで最後の手段としてとどめておくべき、②そのためには、平和に対する脅威があった場合、有効な集団的措置を採る仕組みが必要である、③この有効な集団的措置とは、国際社会が、反社会的な行為を行ったものを処罰する集団的措置であり、日本がこれに参加することは９条に反するものではない旨、発言した。

＜憲法と緊急・非常事態法制＞

佐々参考人は、①日本国憲法には、非常事態に誰がどのような権限を持つかが全く示されておらず、②憲法改正が望ましいが、現状では現実的ではない、③そのため、内閣法を改正し、時間・条件を限定した非常事態対処権限を内閣総理大臣に与える選択肢もある旨、発言した。

水島参考人は、①大日本帝国憲法には、緊急命令権、戒厳宣告権、天皇非常大権及び緊急財政処分等国家緊急権に関する明文規定が存在したが、危機の克服に役立つどころか、新たな危機をつくり出す装置として機能した、②この歴史的経験が、日本国憲法の国家緊

急権に対する沈黙の背景であり、緊急権条項が存在しないのは憲法の欠陥ではない、③そのため、安易に憲法に緊急権条項を設けるべきではない旨、発言した。

村田参考人は、①有事関連三法の実効性の確保のためには、国民保護法制等の法的整備が必要である、②有事における政府の意思決定の迅速性と正当性を確保するためにも、首相の職務権限代行者の順位をある程度法的に明確にしておく必要がある、③集団的自衛権行使の可否についての解釈を、内閣法制局にゆだねるのではなく、国権の最高機関たる国会が有権解釈を示すべきである旨、発言した。

５．「平和主義と安全保障」についての委員相互間の意見交換

５月７日及び14日には、「憲法前文と第９条」について、７月９日には、「憲法と自衛権、自衛隊」について、７月16日には、「憲法と緊急・非常事態法制」について、参考人質疑を踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

前文に関して、前文が掲げる平和主義は、一国平和主義ではなく、平和の構築に向けて日本が積極的に貢献すべきとする積極的平和主義である、平和主義を実現する具体的方法は、国連の下での平和貢献であるなどの意見が出された。

９条に関しては、９条は日本国憲法の魂であり、改正の必要は全く認められないとする意見がある一方、不作為による国民の生命及び財産の重大な損失を招きかねない欠陥を持つ９条をこれ以上看過すべきでないなどの意見も出された。

自衛権に関しては、９条を改正して、必要最小限度の集団的自衛権の行使を認めるべきとする意見がある一方、個別の主権の拡張概念としての集団的自衛権ではなく、個別の主権を超える集団安全保障システムを構築し、日本はその中で役割を果たすべきなどの意見も出された。

自衛隊に関しては、自衛隊の海外派兵は認められず、専守防衛に必要な最小限度まで自衛隊の軍縮を進めるべきとする意見に対し、治安活動を目的とした自衛隊の海外派遣は前文の平和主義に合致するが、派遣対象及び派遣目的の明確化が必要であるなどの意見も出された。

緊急・非常事態法制に関しては、国の安全並びに国民の生命及び財産を守ることは国家の最低限の義務であり、緊急・非常事態における権限や立法措置を憲法に明記することを検討すべきである、緊急・非常事態法制には、人権の回復条項を組み込んだ国民保護法制が不可欠であるなどの意見が出された。

６．「平和主義と安全保障」についての公聴会

６月４日の公聴会においては、「平和主義と安全保障」について、８名の公述人から意見を聴取した。

国連に関して、日本の国連での活動に際しては、国連憲章と共通する精神を持つ９条について、国際社会に理解してもらう必要がある、自衛権に関して、個別的自衛権は当然の正当防衛権であるが、集団的自衛権は国民の命を危険にさらすものであり認められない、核廃絶に関して、日本は、唯一の被爆国として、核廃絶への国際的合意形成及び枠組み作りにイニシアチブを発揮すべきであるなどの意見が出された。

また、安全保障に関して、民衆の安全保障は武力では達成できず、平和な方法でのみ達成しうる、平和的生存権に関して、その意義は、「国家の安全」よりも「市民の安全」を優位させることであるなどの意見が出された。

一方、国家緊急権に関して、たとえ緊急時であっても、憲法に基づかない基本的人権の制約は不適切であり、国家緊急権の規定を憲法に明確に置き、緊急時における立法をなすべきである、国防に関して、自分の国は自分で守るという当たり前のことを教育することが必要である、９条の改正に関して、自衛のための手段を保有するという規定が必要であるなどの意見が出された。

(2) 調査会経過

○平成15年２月12日（水）（第１回）

○「基本的人権」について参考人社団法人日本経済団体連合会専務理事矢野弘典君、日本労働組合総連合会事務局長草野忠義君及び社団法人アムネスティ・インターナショナル日本理事長和田光弘君から意見を聴いた後、各参考人及び参考人社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長寺中誠君に対し質疑を行った。

○平成15年２月19日（水）（第２回）

○「基本的人権」のうち、「人」の保障について参考人関西学院大学法学部教授平松毅君及び青山学院大学法学部助教授申惠丰君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年２月26日（水）（第３回）

○「基本的人権」のうち、人権保障の在り方と方法について参考人北海道大学大学院法学研究科教授常本照樹君及び神戸大学大学院法学研究科教授三井誠君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成15年３月12日（水）（第４回）

○「基本的人権」について参考人社団法人北海道ウタリ協会副理事長秋辺得平君、川崎市代表人権オンブズパーソン目々澤富子君、全国労働組合総連合常任幹事・女性局長中嶋晴代君及び弁護士東澤靖君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年４月16日（水）（第５回）

○「基本的人権」について意見の交換を行った。

○「平和主義と安全保障」について公聴会を開会することを決定した。

○平成15年５月７日（水）（第６回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法前文と第９条について参考人駒澤大学法学部教授西修君、龍谷大学名誉教授上田勝美君及び一橋大学大学院社会学研究科教授渡辺治君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

○平成15年５月14日（水）（第７回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法前文と第９条について参考人東京大学名誉教授坂本義和君、元国連事務次長明石康君及び神戸大学大学院法学研究科教授五百旗頭真君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

○平成15年６月４日（水）（公聴会 第１回）

○「平和主義と安全保障」について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

東京大学学生　大井　　赤亥君
横浜国立大学教授　北川　　善英君
開倫塾塾長　林　　明夫君
主婦　藤井　富美子君
法政大学名誉教授
テロ特措法・海外派兵違憲訴訟原告団長　尾形　　憲君
自営業　加藤　　正之君
駒沢女子大学学生　田中　夢優美君
学習院女子大学教授　畠山　　圭一君

○平成15年７月９日（水）（第８回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と自衛権、自衛隊について参考人流通経済大学法学部教授植村秀樹君、帝京大学法学部教授志方俊之君及び財団法人平和・安全保障研究所理事長渡辺昭夫君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

○平成15年７月16日（水）（第９回）

○「平和主義と安全保障」のうち、憲法と緊急・非常事態法制について参考人元内閣安全保障室長佐々淳行君、早稲田大学法学部教授水島朝穂君及び同志社大学法学部助教授村田晃嗣君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

5 参議院改革協議会

【参議院改革協議会】

(1) 検討の経緯

参議院改革協議会（青木幹雄座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第154回国会の平成14年３月13日に設置された。

第156回国会においては４回の調査検討を行った。

まず、１月27日には、各会派間で事前に取りまとめた「決算審査のための具体策について（案）」について意見交換を行った後、これを本協議会の報告書とすることを決定し、同月29日に議長に提出した。**（別紙１）**

３月７日には、決算の早期提出、速記者養成所・自動車整備工場の件及び議員の海外派遣の在り方について協議を行った。決算の早期提出については、政府側から説明を聴取し、意見交換を行った。また、速記者養成所・自動車整備工場の件及び議員の海外派遣の在り方については、議院運営委員会理事会の協議にゆだねることとなった。

５月７日には、決算の早期提出及び議員の海外派遣の在り方について協議を行った。決算の早期提出については、平成15年度以降の決算の提出時期を早め、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう政府に要請することとなった。また、議員の海外派遣の在り方については、大枠を本協議会において協議していくこととなった。

７月28日には、議員の海外派遣の在り方等について、座長が各会派と協議して作成した「当面の課題について（案）」について意見交換を行った後、これを本協議会の報告書とすることを決定し、同日に議長に提出した。**（別紙２）**

(2) 協議会経過

○平成15年１月27日（月）（第５回）

一、決算の早期審査のための具体策について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成15年３月７日（金）（第６回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成15年５月７日（水）（第７回）

一、決算の早期審査のための具体策のうち、決算の早期提出について協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成15年７月28日（月）（第８回）

一、当面の課題について議長に報告書を提出することを協議決定した。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

（別紙１）

平成15年１月29日

参議院議長　倉　田　寛　之　殿

参議院改革協議会座長　青　木　幹　雄

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「決算の早期審査のための具体策」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

決算の早期審査のための具体策について

1　決算委員会が早期に決算の審査を行うことを可能とするため、平成13年度決算（第156回国会召集日提出）からは、決算が提出される常会の冒頭に、本会議における概要報告の聴取及び質疑を行うこととする。

本院予算委員会の総予算の基本的質疑終了後、予算委員会終了までに決算委員会の全般的質疑の１日を行うこととし、出席大臣は内閣総理大臣以下全大臣とする（ＴＶ入り）。

決算審査は、審査の結果を翌年度予算編成の概算要求に反映できるようにするため、常会中に終了するよう努めるものとする。

2　決算の早期審査を確固たらしめるためには、さらに決算の早期提出が必要である。この点に関しては、財政法の改正を含め検討するとともに、衆議院議長と協議の上、内閣に対し決算を秋の臨時会に提出するよう求め、臨時会中の本会議における概要報告の聴取及び質疑を可能とすることとする。

参議院改革協議会

座　長	青木　幹雄	（自保）
協議員	泉　信也	（自保）
同	野間　赳	（自保）
同	松谷　蒼一郎	（自保）
同	溝手　顕正	（自保）
同	齋藤　勁	（民主）
同	直嶋　正行	（民主）
同	木庭　健太郎	（公明）
同	池田　幹幸	（共産）
同	松岡　滿壽男	（国連）
同	渕上　貞雄	（社民）

（別紙２）

平成15年７月28日

参議院議長　　倉　田　寛　之　殿

参議院改革協議会座長　　青　木　幹　雄

参議院改革協議会報告書

本協議会は、「参議院の組織及び運営の改革に関する諸問題」について調査検討を行い、「当面の課題」について結論を得たので、別紙のとおり報告する。

当面の課題について

１　議員の海外派遣に関しては、従来の枠組みをすべて白紙に返して全面的に見直し、平成16年度以降は、次の観点等を考慮し、新たに派遣計画を策定するものとする。

・東南アジア等の近隣諸国を重視する。

・国際会議への派遣に重点を置くこととし、派遣議員の継続性の確保に努める。

なお、海外派遣の在り方については、おおむね３年ごとに見直しを行うものとする。

２　決算重視の立場から、ＯＤＡ経費の効率的運用に資するため、新たにＯＤＡに関する専門の調査団を派遣することとし、経費は現行の海外派遣予算とは別枠とするものとする。

３　決算重視の立場から、決算委員会における決算審査の初日は全閣僚出席の下に行うこととし、予算委員会における総予算審査の基本的質疑２日間のうちの１日分を充てるものとする。

以上の３点について座長として意見を聴いたところ、大方の賛同を得た。

なお、基本的な考え方に対して基本的に賛成だが、２については現在の厳しい財政状況の中で予算の増額は考えるべきであるとの意見、３については予算、決算の日程は現場で協議すべきであり改革協議会で考えるべきでないとの意見があった。

1 議案審議概況

【 概　観 】

閣法は、新規提出121件（うち本院先議22件）のうち本院先議22件を含む118件が成立、３件が衆議院において継続審査となった。また、継続審査となっていた５件のうち心神喪失他害行為者医療観察法案及び武力攻撃事態対処関連３法案の４件が成立、人権擁護法案は引き続き本院で継続審査となった。

参法は、新規提出18件のうち厚生労働委員会提出に係る母子家庭就業支援特措法案及び法務委員会提出に係る性同一性障害者特例法案の２件が成立、１件が本院において継続審査、13件は審査未了となった（撤回２件）。また、本院で継続審査となっていた４件のうち３件は審査未了となった（撤回１件）。

衆法は、新規提出51件のうち貸金業規制法等改正案等12件が成立、８件が否決、26件が衆議院において継続審査、４件は審査未了となった（撤回１件）。また、衆議院で継続審査となっていた41件のうち少子化社会対策基本法案等２件が成立、１件が否決、32件は引き続き衆議院において、祝日法改正案は本院においてそれぞれ継続審査、４件は審査未了となった（撤回１件）。

予算は、平成14年度一般会計補正予算外２件及び平成15年度一般会計予算外２件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された９件（うち本院先議４件）すべてが承認された。

承認案件は、地方農政事務所等の設置及び平成15年度ＮＨＫ予算について提出され、いずれも承認された。

予備費は、提出された６件のうち平成13年度決算調整資金歳入組入れ調書が承諾され、平成14年度予備費等５件は衆議院で継続審査となった。

決算は、平成13年度決算及び平成13年度ＮＨＫ決算が提出され、平成13年度決算は是認され、平成13年度ＮＨＫ決算は審査に入るに至らなかった。

決議案は、提出された６件のうち行政監視委員会が中心となって提出された政策評価に関する決議案が可決された。

このほか、公正取引委員会の内閣府への所管変更に伴う関係規定の整理のため及び会議出席者の携杖の許可制から届出制への変更のための**参議院規則改正案**がそれぞれ提出され、いずれも可決された。また、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成14年度一般会計補正予算外２件は、平成15年１月20日に提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説、21日衆議院、22日参議院の同演説に対する質疑の後審査に入り、同月27日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、同月30日の参議院本会議において可決された。

今回の補正予算は、昨年12月、政府において決定された改革加速プログラムを実施するため編成された。その内容は、公債の増発により、経済・社会構造変革セーフティネット

充実対策費及び構造改革推進型公共投資の促進に要する経費等を計上するもので、今年度一般会計予算の補正後の総額は、当初予算に対し２兆4,590億円増加し、83兆6,890億円となる。

平成15年度一般会計予算外２件は、平成15年１月24日に提出され、１月31日の衆・参両院本会議における施政方針演説等４演説、２月３日及び４日衆議院、４日及び５日参議院の４演説に対する質疑の後審査に入り、３月４日の衆議院本会議において可決、参議院に送付され、同月28日の参議院本会議において可決された。なお、衆議院において撤回のうえ編成替えを求める動議が提出されたが否決された。

今回の予算は、歳出の構造改革を進め、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野に重点的な配分を行うとともに、雇用や中小企業のセーフティネットに万全を期すとの観点から編成されたもので、歳出面では、一般歳出を前年度当初予算比0.1%増の47兆5,922億円とし、一般会計全体で0.7%増の81兆7,891億円となっている。また、歳入面では、公債発行額を36兆4,450億円とし、公債依存度は44.6%となっている。

〔法律案の審議〕

－ 閣　　法 －

【成立した主な閣法】

食品安全基本法案（５月16日成立）

食品の安全性の確保に関し基本理念及び施策の策定に係る基本方針を規定するとともに、内閣府に食品安全委員会を設置し、同委員会が行う食品健康影響評価及びこれに基づく勧告等について定める。

心神喪失他害行為者医療観察法案（第154回国会提出　７月10日成立）

重大な他害行為を行った責任無能力者に対する強制入院等について、裁判所が審判手続で決定する制度を創設する。

イラク復興支援特措法案（７月26日成立）

イラク戦争後のイラクの国家再建を支援・促進しようとする国際社会の取組に、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、対応措置として行う人道復興支援活動及び安全確保支援活動について必要な事項を定める。

保険業法改正案（７月18日成立）

保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約に係る予定利率を政令で定める水準を下限として引き下げることを可能とする制度を創設する。

国立大学法人法案、独法国立高専機構法案、独法大学評価・学位授与機構法案、独法財務・経営センター法案、独法メディア教育開発センター法案、関係法律整備法案
-国立学校改革関連-（７月９日成立）

国立学校設置法を廃止し、各国立大学を独立した法人に改組するとともに、その他の機関をそれぞれ、法人化、独立行政法人化する。

雇用保険法改正案（４月25日成立）

失業者の増大による雇用保険財政の逼迫に対応し、雇用保険制度の将来にわたる安定的な運営を確保するため、雇用保険の保険料率の引上げ、基本手当の給付率の引下げ、所定給付日数の見直し、就業促進手当の創設等を行う。

労働基準法改正案（６月27日成立）

解雇ルールを法制化するとともに、有期労働契約の上限を原則１年から３年に延長し、特定の者については５年とする等の措置を講ずる。〔**衆議院修正**〕解雇ルールについて「解雇できる」とする表現を削除し、有期労働契約の期間の延長について検討見直し規定を置くとともに同規定に基づく措置が講ぜられるまでの間は労働者は契約初日から１年経過後はいつでも退職することができることとする規定を追加した。

職業安定法・労働者派遣法改正案（６月６日成立）

職業紹介事業の対象の拡大及び規制緩和を行うとともに、労働者派遣について現行１年の派遣期間制限を３年に延長し、製造業務への派遣を解禁する。

食糧需給安定法改正案（６月27日成立）

現行の生産調整制度を国による計画的なものから生産者の自主性を重視したものに転換し、計画流通制度を廃止して市場重視の視点に立った米の生産・流通を行う制度を構築する。

産業再生機構法案・同関係法律整備法案・産業活力再生法改正案 -産業再生関連-（４月２日成立）

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関が有する債権の買取り等を通じて、その事業者の事業再生を支援する産業再生機構を設立するほか、現行制度である事業再構築計画支援の期限を延長するとともに新たな支援メニューに共同事業再編計画等を追加する。〔**衆議院修正**〕機構法案について雇用の安定や労使協議に配慮すること及び企業規模を理由とする不利益取扱いの禁止を追加した。

社会資本整備重点計画法案・同関係法律整備法案（３月28日成立）

これまで個別に定められてきた道路、河川、空港、港湾等の社会資本についての整備計画を一本に集約した社会資本整備重点計画の策定等について定める。

個人情報保護法案、行政機関個人情報保護法案、独法個人情報保護法案、個人情報保護審査会設置法案、関係法律整備法案 -個人情報保護関連-（５月23日成立）

個人情報についての個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いの基本原則を規定するとともに、事業者が遵守すべき義務等の基本的事項について定める。また、行政機関の保有する個人情報の保護について定めるとともに、情報公開審査会を改組して個人情報保護に関する不服申立てについて調査審議する審査会を設置する。

安全保障会議設置法改正案、武力攻撃事態対処法案、自衛隊法等改正案 -武力攻撃事態対処関連-（第154回国会提出　６月６日成立）

武力攻撃事態の際の国等の責務を明確にするとともに、事態に至った際の対処の手続、内閣総理大臣の権限等について定める。また、安全保障会議に対する諮問事項を整理するとともに、防衛出動時等における所要の行動及び権限に関する規定を整備する。〔**衆議院修正**〕「武力攻撃事態」という一つの概念を「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」の二つに分けて規定した。

【衆議院で継続審査となった主な閣法】

テロ対策特措法改正案

法律の有効期限を２年から４年に２年間延長する。

【参議院で継続審査となった閣法】

人権擁護法案

法務大臣所管の独立行政委員会である人権委員会を設置し、これを主たる実施機関とする人権救済制度を創設する。

－　参　　法　－

【成立した参法】

母子家庭就業支援特措法案（７月17日成立）

母子家庭の母の厳しい就業状況にかんがみ、国及び地方公共団体に対し民間事業者への協力要請や母子福祉団体等の受注機会の増大を求めるなど、その就業促進を図るための措置を講ずる。

性同一性障害者特例法案（７月10日成立）

性同一性障害者が一定要件に該当する場合、家庭裁判所の審判により、民法その他の法令の規定の適用について、他の性別に変わったものとみなすための規定を整備する。

－　衆　　法　－

【成立した主な衆法】

貸金業規制法等改正案（７月25日成立）

いわゆる闇金融業者による被害の拡大を防止するため、無登録業者に対する規制を強化するとともに、上限金利（109.5%）を超える割合による利息の契約について契約自体を無効として利息返済を要しないものとする等の措置を講ずる。

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

国際組織犯罪防止条約（５月14日承認）

国際組織犯罪に対処するため、重大犯罪の共謀、マネーロンダリング、司法妨害等を犯罪として規定する。

特定通常兵器使用禁止制限条約改正（６月11日承認）

特定通常兵器使用禁止制限条約及び同附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争にも適用する。

〔決議案〕

【可決された決議案】

政策評価に関する決議案（７月18日可決）

政策評価の重要性が今後一層増大することから、その信頼性・実効性を高め、政策評価制度を定着させることが必要であることから、定量的な評価手法の採用、政策評価書の早期作成・公表等を求める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	121	118	0	0	0	3	0	0	
	衆継	3	3	0	0	0	0	0	0	
	参継	2	1	1	0	0	0	0	0	
参法	新規	18	2	1	0	13	0	0	0	撤回 2
	参継	4	0	0	0	3	0	0	0	撤回 1
衆法	新規	51	12	0	0	0	26	8	4	撤回 1
	衆継	41	2	1	0	0	32	1	4	撤回 1
予算		6	6	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	9	9	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	6	1	0	0	0	5	0	0	
決算その他	新規	4	3	0	0	1				
決議案		6	1	0	5	0				
規則		2	2	0	0	0				
規程		1	1	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（126件）（うち本院において前国会から継続２件、衆議院において前国会から継続３件）

●両院通過（122件）（うち本院において前国会から継続１件、衆議院において前国会から継続３件）

1　地方交付税法等の一部を改正する法律案
2　平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案
3　株式会社産業再生機構法案（修）
4　株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
5　産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（修）
6　恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
7　公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案（修）
8　雇用保険法等の一部を改正する法律案
9　所得税法等の一部を改正する法律案
10　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
11　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案
12　発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律案
13　社会資本整備重点計画法案
14　社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
15　港湾法等の一部を改正する法律案
16　空港整備法の一部を改正する法律案
17　本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成15年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案
18　高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案
19　国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
20　地方税法等の一部を改正する法律案
21　地方交付税法等の一部を改正する法律案
22　関税定率法等の一部を改正する法律案
23　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
24　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
25　平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

26　駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
27　食品安全基本法案（修）
28　食品衛生法等の一部を改正する法律案
29　健康増進法の一部を改正する法律案
30　農林水産省設置法の一部を改正する法律案
31　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
32　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
33　食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（修）
34　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案（修）
35　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案
36　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
37　電波法の一部を改正する法律案
38　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
39　義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案
40　国立学校設置法の一部を改正する法律案
41　林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案
42　森林法の一部を改正する法律案
43　公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
44　住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案
45　独立行政法人都市再生機構法案
46　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（修）
47　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（修）
48　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案
49　独立行政法人環境再生保全機構法案
50　日本環境安全事業株式会社法案
51　刑法の一部を改正する法律案
52　種苗法の一部を改正する法律案
53　農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案
54　農業災害補償法の一部を改正する法律案
55　自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案
56　国立大学法人法案
57　独立行政法人国立高等専門学校機構法案
58　独立行政法人大学評価・学位授与機構法案
59　独立行政法人国立大学財務・経営センター法案
60　独立行政法人メディア教育開発センター法案
61　国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
62　特許法等の一部を改正する法律案

63　不正競争防止法の一部を改正する法律案
64　不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
65　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律案
66　民事訴訟法等の一部を改正する法律案
67　人事訴訟法案
69　油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
70　海上衝突予防法の一部を改正する法律案
71　個人情報の保護に関する法律案
72　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
73　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
74　情報公開・個人情報保護審査会設置法案
75　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
76　酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案
77　労働基準法の一部を改正する法律案（修）
78　職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
79　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案
80　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案
81　日本郵政公社法の一部を改正する法律案
82　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
83　揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
84　公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案
86　成田国際空港株式会社法案
87　航空法の一部を改正する法律案（修）
88　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案
89　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
90　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案《修》
91　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
92　小規模企業共済法の一部を改正する法律案
93　独立行政法人日本学生支援機構法案
94　独立行政法人海洋研究開発機構法案
95　特定都市河川浸水被害対策法案
96　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
97　公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案
98　裁判の迅速化に関する法律案（修）
99　司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案（修）
100　仲裁法案
101　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法

律案
102 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案（修）
103 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案
104 保険業法の一部を改正する法律案
105 証券取引法等の一部を改正する法律案
106 公認会計士法の一部を改正する法律案
107 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案
108 地方自治法の一部を改正する法律案
109 次世代育成支援対策推進法案
110 児童福祉法の一部を改正する法律案
111 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
112 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案
113 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
114 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案
115 公職選挙法の一部を改正する法律案
116 地方独立行政法人法案
117 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
118 著作権法の一部を改正する法律案
119 保険業法の一部を改正する法律案
120 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案

（第154回国会提出）
79 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案《修》
87 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案（修）
88 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（修）
89 自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（修）

●本院継続（１件）（本院において前国会から継続）

（第154回国会提出）
56 人権擁護法案

●衆議院継続（３件）
68 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
85 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案
121 平成13年９月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（22件）（うち本院において前国会から継続４件）

●両院通過（２件）

15　母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案

17　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案

●本院継続（１件）

6　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

●本院未了（16件）（うち本院において前国会から継続３件）

1　政治資金規正法の一部を改正する法律案

2　政党助成法を廃止する法律案

3　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案

4　地域金融の活性化に関する法律案

5　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

8　持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案

9　健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

11　乳幼児医療費の支給に関する法律案

12　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

13　犯罪被害者基本法案

14　民法の一部を改正する法律案

16　刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案

18　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

（第155回国会提出）

8　裁判所法の一部を改正する法律案

9　検察庁法の一部を改正する法律案

10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（３件）（うち本院において前国会から継続１件）

7　環境教育振興法案

10　公職選挙法の一部を改正する法律案

（第154回国会提出）

5　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（92件）（うち衆議院において前国会から継続41件）

●両院通過（14件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

1　平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

5　金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

6　漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

7　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に

関する法律の一部を改正する法律案
8　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
21　商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
28　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案
30　市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
36　行政書士法の一部を改正する法律案
39　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案
40　公職選挙法の一部を改正する法律案
41　貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

53　少子化社会対策基本法案（修）

(第154回国会提出)

45　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案（修）

●本院継続（１件）（衆議院において前国会から継続）

(第154回国会提出)

41　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（修）

●衆議院継続（58件）（うち衆議院において前国会から継続32件）

9　健康保険法等の一部を改正する法律案
14　安全保障基本法案
15　非常事態対処基本法案
18　緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案
20　難民等の保護に関する法律案
23　市場経済確立基本法案
25　国民主導の国政の実現に関する基本法案
26　内閣法制局設置法を廃止する法律案
27　地方自治確立基本法案
31　政治資金規正法の一部を改正する法律案
32　食料生産確保基本法案
33　人づくり基本法案
34　国民生活充実基本法案
35　地球環境保全基本法案
37　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
38　税制改革基本法案
42　労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案
43　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案
44　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案

45　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
46　障害者基本法の一部を改正する法律案
47　複合一貫輸送の推進に関する法律案
48　監獄法の一部を改正する法律案
49　行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案
50　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
51　住民基本台帳法の一部を改正する法律案

(第148回国会提出)

1　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
2　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案

(第150回国会提出)

18　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
19　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
20　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

20　農業経営再建特別措置法案
23　民法の一部を改正する法律案
25　公職選挙法の一部を改正する法律案
33　証券取引委員会設置法案
40　国会法の一部を改正する法律案
54　民法の一部を改正する法律案
55　医療法の一部を改正する法律案
57　道路交通法の一部を改正する法律案
58　国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
59　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
60　特殊法人の役員等の報酬等の規制に関する法律案
61　日本銀行法の一部を改正する法律案
62　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
63　道路交通法の一部を改正する法律案
64　防衛省設置法案

(第153回国会提出)

3　聴覚障害者の利便の増進に資する字幕番組の提供の促進のための放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
26　学校教育法の一部を改正する法律案

(第154回国会提出)

1　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
2　金融再生委員会設置法案

5　特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案
6　特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案
17　政治資金規正法等の一部を改正する法律案
32　軽犯罪法の一部を改正する法律案
47　ゆとりのある生活の実現に資するための長期休暇制度の創設及び年次有給休暇の取得の促進に関する法律案

(第155回国会提出)

1　公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案
6　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
9　成年年齢の引下げ等に関する法律案

●衆議院否決（９件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

4　雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案
10　個人情報の保護に関する法律案
11　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案
12　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案
13　情報公開・個人情報保護審査会設置法案
16　電波法の一部を改正する法律案
17　通信・放送委員会設置法案
22　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案

(第151回国会提出)

36　公共事業基本法案

●衆議院未了（８件）（うち衆議院において前国会から継続４件）

3　中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案
19　犯罪被害者基本法案
24　特殊法人等及び独立行政法人の廃止又は民営化に関する法律案
29　原子力安全規制委員会設置法案

(第151回国会提出)

37　公共事業関係費の量的縮減に関する臨時措置法案
38　公共事業一括交付金法案
39　ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案

(第154回国会提出)

29　交通基本法案

●撤回（２件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

2　健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(第153回国会提出)

23　航空法の一部を改正する法律案

◎予算（６件）

●両院通過（６件）

1　平成14年度一般会計補正予算（第１号）
2　平成14年度特別会計補正予算（特第１号）
3　平成14年度政府関係機関補正予算（機第１号）
4　平成15年度一般会計予算
5　平成15年度特別会計予算
6　平成15年度政府関係機関予算

◎条約（９件）

●両院通過（９件）

1　児童の権利に関する条約第43条２の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件
2　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条１の改正（1995年５月22日に締約国の第８回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件
3　国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
4　2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
5　国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件
6　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
7　使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
8　過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第１条の改正の受諾について承認を求めるの件
9　生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（２件）

1　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件
2　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（６件）

●両院通過（１件）

○平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

●衆議院継続（５件）

○平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

○平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成14年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

◎決算その他（４件）

●是認すると議決（３件）

○平成13年度一般会計歳入歳出決算、平成13年度特別会計歳入歳出決算、平成13年度国税収納金整理資金受払計算書、平成13年度政府関係機関決算書

○平成13年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成13年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（１件）

○日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（６件）

●可決（１件）

２　政策評価に関する決議案

●否決（５件）

１　国務大臣竹中平蔵君問責決議案

３　外務大臣川口順子君問責決議案

４　防衛庁長官石破茂君問責決議案

５　国務大臣福田康夫君問責決議案

６　外交防衛委員長松村龍二君解任決議案

◎規則・規程案（３件）

●可決（３件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規定案

○参議院規則の一部を改正する規則案

○参議院規則の一部を改正する規則案

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,666件（267種類）であり、このうち件数の多かったものは、「社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願」311件、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」250件、「医療改悪の実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願」105件、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願」104件、「有事関連法案反対に関する請願」103件などであった。また、個人情報保護法制関連五法案に関連した請願は５種類49件、有事法制関連三法案に関連した請願は38種類349件が紹介提出された。

各委員会への付託件数は、内閣141件、総務90件、法務271件、外交防衛191件、財政金融430件、文教科学96件、厚生労働1,595件、農林水産31件、経済産業113件、国土交通242件、環境26件、議院運営16件、災害対策３件、沖縄・北方１件、倫理選挙20件、個人情報49件、事態対処349件であった。

取り下げられた請願は２件（付託前１件、付託後１件）であった。

請願者の総数は1,263万3,524人に上っている。

内閣委員会及び総務委員会に付託された、いわゆる「個人情報保護法制関連五法案」の関連請願については、５月９日、個人情報の保護に関する特別委員会が設置され、同日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。

外交防衛委員会に付託された、いわゆる「有事法制関連三法案」の関連請願については、５月16日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会が設置され、同月19日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。

７月24日、25日及び28日、各委員会において請願の審査が行われ、６委員会において349件（13種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで28日の本会議において「国民本位の公共事業推進への増員に関する請願」外348件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、9.5%であり、また、種類数による採択率（採択数／付託数）は、4.9%であった。

2　請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	141	0	0	141	0	
総務	90	0	0	90	0	
法務	271	84	0	187	84	
外交防衛	191	73	0	118	73	
財政金融	430	0	0	430	0	
文教科学	96	1	0	95	1	
厚生労働	1,595	121	0	1,474	121	
農林水産	31	0	0	31	0	
経済産業	113	0	0	113	0	
国土交通	242	69	0	173	69	
環境	26	0	0	26	0	
議院運営	16	0	0	16	0	
災害対策	3	0	0	3	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	20	0	0	20	0	
個人情報	49	0	0	49	0	
事態対処	349	0	0	349	0	
計	3,664	349	0	3,315	349	提出総数　3,666件 取下げ　　2件

3　本会議において採択された請願件名一覧

○法務委員会 …… 84件

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第1844号外46件）

国民がより利用しやすい司法の実現のための裁判所の人的・物的充実に関する請願（第2140号外36件）

○外交防衛委員会 …… 73件

ＩＬＯ第百七十五号条約（パートタイム労働条約）の批准に関する請願（第415号外35件）

ＩＬＯパートタイム労働条約の批准に関する請願（第463号外31件）

女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第3094号外４件）

○文教科学委員会 …… １件

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第402号）

○厚生労働委員会 …… 121件

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第1367号外82件）

食の安全を守ることに関する請願（第2566号外５件）

建設国保組合の育成に関する請願（第3323号外29件）

輸入食品の残留農薬等の検査を強化するための検査員の大幅増員に関する請願（第3441号外１件）

○国土交通委員会 …… 69件

国民本位の公共事業推進への増員に関する請願（第2474号外49件）

国民本位の公共事業推進のための必要な職員の確保に関する請願（第3217号外18件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… １件

北方領土返還促進に関する請願（第771号）

質問主意書一覧

【第156回国会（常会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
1	高速増殖原型炉「もんじゅ」の安全審査に関する質問主意書	福島　瑞穂君	15. 1.27	15. 1.29	15. 2. 7	15. 2. 4 内閣から通知書受領(15. 2.10まで答弁延期)
2	公務員制度改革の考え方に関する質問主意書	高嶋　良充君	1.31	2. 3	2.21	2. 7 内閣から通知書受領(2.24まで答弁延期)
3	ＪＲ東労組の役員逮捕、家宅捜索及びＪＲ東労組への革マル派浸透に関する質問主意書	山下　八洲夫君	2. 7	2.12	3.18	2.18 内閣から通知書受領(3.19まで答弁延期)
4	ＥＴＣに関する質問主意書	中村　敦夫君	2. 7	2.12	3. 4	2.18 内閣から通知書受領(3. 5まで答弁延期)
5	別寒辺牛川のイトウと砂防ダムに関する質問主意書	中村　敦夫君	2.10	2.17	3.14	2.21 内閣から通知書受領(3.17まで答弁延期)
6	労働現場（製造業）における熱中症対策の改善に関する質問主意書	八田　ひろ子君	2.13	2.17	3.25	2.21 内閣から通知書受領(3.26まで答弁延期)
7	霞ヶ浦導水事業に関する質問主意書	中村　敦夫君	2.14	2.17	4.18	2.21 内閣から通知書受領(4.21まで答弁延期)
8	クラスター爆弾に関する質問主意書	小泉　親司君	2.19	2.24	3. 7	2.28 内閣から通知書受領(3.10まで答弁延期)
9	「日米防衛協力のための指針」の検討状況等に関する質問主意書	小泉　親司君	2.27	3. 3	3.14	3. 7 内閣から通知書受領(3.17まで答弁延期)
10	ごみ焼却炉の解体に関する質問主意書	中村　敦夫君	2.27	3. 3	6. 3	3. 7 内閣から通知書受領(6. 4まで答弁延期)
11	ＩＬＯ勧告と公務員法改正作業の出直しに関する質問主意書	又市　征治君	2.28	3. 5	3.25	3.11 内閣から通知書受領(3.26まで答弁延期)
12	電磁波問題に関する質問主意書	櫻井　充君	3. 4	3. 5	4. 8	3.11 内閣から通知書受領(4. 9まで答弁延期)
13	ＥＴＣに関する再質問主意書	中村　敦夫君	3.12	3.17	4.15	3.20 内閣から通知書受領(4.16まで答弁延期)
14	北海道斜里、小清水、斜網西部の国営土地改良事業に関する質問主意書	紙　智子君	3.13	3.17	5.16	3.20 内閣から通知書受領(5.19まで答弁延期)
15	テロ対策特別措置法に基づく自衛隊海外派遣にかかわる規模、経費等に関する質問主意書	大脇　雅子君	3.18	3.19	5.20	3.25 内閣から通知書受領(5.21まで答弁延期)
16	「難病対策見直し」に関する質問主意書	大脇　雅子君	3.19	3.24	4.25	3.28 内閣から通知書受領(4.28まで答弁延期)
17	石綿（アスベスト）ばく露による健康被害への対策に関する質問主意書	井上　美代君	3.24	3.26	5.23	4. 1 内閣から通知書受領(5.26まで答弁延期)
18	アメリカ合衆国のイラク攻撃と使用する兵器に関する質問主意書	櫻井　充君	4. 2	4. 7	5. 9	4.11 内閣から通知書受領(5.12まで答弁延期)
19	ＣＳ放送に関する質問主意書	平野　貞夫君	4. 7	4. 9	5.23	4.15 内閣から通知書受領(5.26まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
20	在日米海軍横須賀基地における米海軍原子力空母の母港化計画と日米合同委員会に関する質問主意書	福島　瑞穂君	15. 4. 7	15. 4. 9	15. 5.13	15. 4.15 内閣から通知書受領(15. 5.14まで答弁延期)
21	港湾岸壁施設用地裏埋工事資材に関する質問主意書	福島　瑞穂君	4.10	4.14	5.27	4.18 内閣から通知書受領(5.28まで答弁延期)
22	結核診断に関する質問主意書	神本 美恵子君	4.17	4.21	5.30	4.25 内閣から通知書受領(6. 2まで答弁延期)
23	水源涵養保安林に関する質問主意書	平野　貞夫君	4.17	4.21	6. 3	4.25 内閣から通知書受領(6. 4まで答弁延期)
24	公益法人の指導監督責任に関する質問主意書	平野　貞夫君	4.17	4.21	6. 3	4.25 内閣から通知書受領(6. 4まで答弁延期)
25	別寒辺牛川のイトウと砂防ダムに関する再質問主意書	中村　敦夫君	4.23	4.28	6.13	5. 2 内閣から通知書受領(6.16まで答弁延期)
26	アユ冷水病に関する質問主意書	中村　敦夫君	4.24	4.28	6.17	5. 2 内閣から通知書受領(6.18まで答弁延期)
27	ロシア連邦のサハリンⅡ石油・天然ガス開発事業と我が国の油防除体制に関する質問主意書	谷　博之君	5.19	5.21	8. 5	5.27 内閣から通知書受領(8. 6まで答弁延期)
28	医療の現場におけるインフォームド・コンセント及び診療情報の提供の在り方に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	5.22	5.26	6.27	5.30 内閣から通知書受領(6.30まで答弁延期)
29	イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する質問主意書	福島　瑞穂君	5.22	5.26	6.10	5.30 内閣から通知書受領(6.11まで答弁延期)
30	ＥＴＣに関する第三回質問主意書	中村　敦夫君	6. 2	6. 4	7.29	6.10 内閣から通知書受領(7.30まで答弁延期)
31	ＣＳ放送に関する再質問主意書	平野　貞夫君	6. 3	6. 4	7. 8	6.10 内閣から通知書受領(7. 9まで答弁延期)
32	住民基本台帳ネットワークの運用に関する質問主意書	櫻井　充君	6. 3	6. 4	6.27	6.10 内閣から通知書受領(6.30まで答弁延期)
33	「心神喪失等医療観察法案」に関する質問主意書	平野　貞夫君	6.10	6.11	7.15	6.17 内閣から通知書受領(7.16まで答弁延期)
34	イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問主意書	福島　瑞穂君	6.12	6.16	6.27	6.20 内閣から通知書受領(6.30まで答弁延期)
35	徳山ダムに関する質問主意書	中村　敦夫君	6.12	6.16	7.29	6.20 内閣から通知書受領(7.30まで答弁延期)
36	医薬品販売の規制緩和の危険性に関する質問主意書	又市　征治君	6.16	6.18	7.25	6.24 内閣から通知書受領(7.28まで答弁延期)
37	改正道路運送法施行後のタクシー行政の改善に関する質問主意書	富樫　練三君外6名	6.18	6.23	7. 4	6.27 内閣から通知書受領(7. 7まで答弁延期)
38	商工会に関する質問主意書	中村　敦夫君	6.26	6.30	8. 5	7. 4 内閣から通知書受領(8. 6まで答弁延期)
39	阿賀川における災害復旧事業及び河川改修事業に関する質問主意書	中村　敦夫君	6.26	6.30		7. 4 内閣から通知書受領(9. 8まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
40	水源涵養保安林に関する再質問主意書	平野　貞夫君	15. 7. 1	15. 7. 2		15. 7. 8 内閣から通知書受領(15. 9. 1まで答弁延期)
41	公益法人の指導監督責任に関する再質問主意書	平野　貞夫君	7. 1	7. 2		7. 8 内閣から通知書受領(9. 1まで答弁延期)
42	高速道路と併設された一般国道に関する質問主意書	櫻井　充君	7.18	7.23		7.29 内閣から通知書受領(9. 1まで答弁延期)
43	中小企業等に対する特許関係料金の減免措置等に関する質問主意書	木俣　佳丈君	7.22	7.23		7.29 内閣から通知書受領(9. 1まで答弁延期)
44	イラク戦争における米英軍の劣化ウラン弾使用に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 1まで答弁延期)
45	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の運用に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 3まで答弁延期)
46	鍼灸マッサージ医療に関する質問主意書	平野　貞夫君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 3まで答弁延期)
47	有事法制下における自治体の住民福祉事務に関する質問主意書	又市　征治君	7.25	7.28	8. 5	8. 1 内閣から通知書受領(8. 6まで答弁延期)
48	国立大学法人化に関する質問主意書	櫻井　充君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 3まで答弁延期)
49	国民年金保険料の納付状況及び収納対策に関する質問主意書	山下　栄一君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 8まで答弁延期)
50	「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の実施状況に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.25	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9. 8まで答弁延期)
51	我が国の環境政策における「予防原則」の適用に関する質問主意書	加藤　修一君	7.28	7.28		8. 1 内閣から通知書受領(9.10まで答弁延期)

【第155回国会（臨時会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
4	黒部川水系の治水と砂防に関する質問主意書	中村　敦夫君	14. 11.14	14. 11.18	15. 2.14	14.11.22 内閣から通知書受領(15. 2.17まで答弁延期)
5	島々谷の砂防に関する質問主意書	中村　敦夫君	11.14	11.18	2.14	11.22 内閣から通知書受領(2.17まで答弁延期)
6	過剰水源開発問題に関する質問主意書	中村　敦夫君	11.19	11.20	2. 4	11.26 内閣から通知書受領(2. 5まで答弁延期)
7	北海道南部の砂防に関する質問主意書	中村　敦夫君	11.22	11.25	2.21	11.29 内閣から通知書受領(2.24まで答弁延期)
8	柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関する質問主意書	堀　利和君	11.26	12. 2	1.31	12. 6 内閣から通知書受領(2. 3まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	備考
11	サービス残業の実態とその根絶、雇用の拡大に関する質問主意書	井上　美代君外６名	14. 12. 6	14. 12. 11	15. 1. 31	14. 12. 17 内閣から通知書受領(15. 2. 3まで答弁延期)
12	量販店における公共性への配慮の欠如に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 12	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)
13	日本の戦後処理問題に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 12	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)
14	歯科医師の医科研修に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 12	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)
15	ゴルフ場の化学物質汚染に関する再質問主意書	櫻井　充君	12. 12	12. 13	1. 17	12. 17 内閣から通知書受領(1. 20まで答弁延期)
16	自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する再質問主意書	櫻井　充君	12. 12	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)
17	滋賀県志賀町和邇中の廃棄物不法処分問題に関する質問主意書	岩佐　恵美君	12. 12	12. 13	1. 31	12. 17 内閣から通知書受領(2. 3まで答弁延期)
18	原子力発電所を維持するに当たって従うべき技術基準に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 13	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)
19	ＪＣＯ臨界事故と安全審査に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 13	12. 13	2. 7	12. 17 内閣から通知書受領(2. 10まで答弁延期)
20	米海軍横須賀基地十二号バースの土壌汚染と将来の利用計画に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 13	12. 13	1. 28	12. 17 内閣から通知書受領(1. 29まで答弁延期)

※ なお、第156回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第157回 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

1　国会会期一覧

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第142回 (常　会)	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	150	8	158
第143回 (臨時会)	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10.10.16(金)	70	9	79
第144回 (臨時会)	10.11.27(金)	10.11.27(金))	10.12.14(月)	18	—	18
第145回 (常　会)	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207
第146回 (臨時会)	11.10.29(金)	11.10.29(金)	11.12.15(水)	48	—	48
第147回 (常　会)	12. 1.20(木)	12. 1.20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135
第148回 (特別会)	12. 7. 4(火)	12. 7. 6(木)	12. 7. 6(木)	3	—	3
第149回 (臨時会)	12. 7.28(金)	12. 7.28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9.21(木)	12. 9.21(木)	12.12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常　会)	13. 1.31(水)	13. 1.31(水)	13. 6.29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常　会)	14. 1.21(月)	14. 1.21(月)	14. 7.31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14.10.18(金)	14.10.18(金)	14.12.13(金)	57	—	57
第156回 (常　会)	15. 1.20(月)	15. 1.20(月)	15. 7.28(月)	150	40	190

直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第1回	昭和22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回（特別会）	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回（臨時会）	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成元. 7.23(日)	平成元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)

※任期３年議員（第１回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

小泉内閣　（平成14年９月30日認証式）

内閣総理大臣	小泉　純一郎	（衆・自民）	
総務大臣	片山　虎之助	（参・自保）	
法務大臣	森山　眞弓	（衆・自民）	
外務大臣	川口　順子		
財務大臣	塩川　正十郎	（衆・自民）	
文部科学大臣	遠山　敦子		
厚生労働大臣	坂口　力	（衆・公明）	
農林水産大臣	大島　理森	（衆・自民）	
農林水産大臣	亀井　善之	（衆・自民）	15.4.1 就任
経済産業大臣	平沼　赳夫	（衆・自民）	
国土交通大臣	扇　千景	（参・自保）	
環境大臣	鈴木　俊一	（衆・自民）	
国務大臣 （内閣官房長官） （男女共同参画担当大臣）	福田　康夫	（衆・自民）	
国務大臣 （国家公安委員会委員長） （産業再生機構担当大臣） （食品安全担当大臣）	谷垣　禎一	（衆・自民）	
国務大臣 （防衛庁長官）	石破　茂	（衆・自民）	
国務大臣 （沖縄及び北方対策担当大臣） （個人情報保護担当大臣） （科学技術政策担当大臣）	細田　博之	（衆・自民）	
国務大臣 （金融担当大臣） （経済財政政策担当大臣）	竹中　平蔵		
国務大臣 （行政改革担当） （規制改革担当大臣）	石原　伸晃	（衆・自民）	
国務大臣 （構造改革特区担当大臣） （防災担当大臣）	鴻池　祥肇	（参・自保）	
内閣法制局長官	秋山　收		

4 本会議・委員会等傍聴者数

(会期終了日 15.7.28 現在)

回次	総計	内訳	
		本会議	委員会等
142 (常会)	3,301	999	2,302
143 (臨時会)	1,621	665	956
144 (臨時会)	506	269	237
145 (常会)	6,108	1,837	4,271
146 (臨時会)	1,115	362	753
147 (常会)	4,497	1,340	3,157
148 (特別会)	45	32	13
149 (臨時会)	432	193	239
150 (臨時会)	2,028	902	1,126
151 (常会)	4,788	1,351	3,437
152 (臨時会)	122	78	44
153 (臨時会)	3,041	913	2,128
154 (常会)	7,202	2,438	4,764
155 (臨時会)	2,374	788	1,586
156 (常会)	7,358	1,814	5,544

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

(会期終了日 15.7.28 現在)

年(平成)	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別参観
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	185,764	31,630	150,391	1,996	1,694	53
13	204,125	45,943	152,822	3,063	2,200	97
14	215,081	54,388	154,841	3,297	2,531	24
15	139,746	23,123	112,390	2,364	1,869	0

＊特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6　参議院特別体験プログラム体験団体数・体験者数

年・月	（体験団体数：件）総数	内訳 小学校	内訳 中学校	内訳 その他	（体験者数：人）総数
14. 4	14	6	8	0	689
14. 5	46	18	27	1	3,287
14. 6	33	6	26	1	2,144
14. 7	4	3	0	1	104
14. 8	4	0	0	4	36
14. 9	9	4	5	0	579
14. 10	34	31	2	1	2,156
14. 11	46	43	3	0	3,220
14. 12	46	43	3	0	3,043
15. 1	52	52	0	0	3,520
15. 2	55	52	2	1	3,612
15. 3	12	4	7	1	754
15. 4	33	6	27	0	1,884
15. 5	66	21	45	0	3,812
15. 6	42	20	22	0	2,501
15. 7	11	5	6	0	959
計	507	314	183	10	32,300

＊その他とは、聾学校や地域の子ども会等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行			滞在期間
ウクライナ最高会議議長 (15.4.25 招待状発送)	団長	最高会議議長	ヴォロディミル・ミハイロヴィチ・リトヴィン君	15. 5.26 ～ 5.29
	団員	最高会議議員	スタニスラフ・イヴァノヴィチ・グレンコ君	
	同	同	ヴァレンティン・グリゴロヴィチ・マトヴェエフ君	
	同	同	ペトロ・オレクシヨヴィチ・ポロシェンコ君	
	同	同	ミコラ・ヴァシリョヴィチ・オニシチュク君	
	同	同	コスチャンティン・ヴァレンティノヴィチ・ジェヴァゴ君	
	同	同	オレクサンドル・イヴァノヴィチ・クジムク君	
	随員	リヴネ州知事	ミコラ・ペトロヴィチ・ソロカ君	
	同	最高会議事務局長	ヴァレンティン・オレクサンドロヴィチ・ザイチューク君	
	同	外務次官	イーホル・ユリヨヴィチ・ハルチェンコ君	
	同	最高会議事務局第一次長	イヴァン・マルコヴィチ・クツィク君	
	同	最高会議議長第一補佐官	オレクサンドル・オレクシヨヴィチ・フェドリツキー君	
	同	最高会議議長報道官	イーホル・アナトリヨヴィチ・ストロジュク君	
	同	ウクライナ科学アカデミー考古学研究所主任調査員	ヴォロディミル・アルノルドヴィチ・ポツルニツキー君	
	同	最高会議事務局議会間関係局組織儀典支援課主任コンサルタント	エフゲニー・グリゴロヴィチ・ゾロタリョフ君	
	同	最高会議事務局官房局スペシャリスト	カテリナ・イヴァニヴナ・プロディウス君	
	同	最高会議議長警護官	コスチャンティン・クディナ君	
	同	同	ヴァレリー・ピロゼンコ君	
トルコ共和国大国民議会議長 (15.5.9 招待状発送)	団長	大国民議会議長	ビュレント・アルンチ君	15. 6. 1 ～ 6. 7
	団員	大国民議会議員	テラット・カラプナル君	
	同	同	ハジ・ビネル君	
	同	同	ハーサン・アイドゥン君	
	随員	大国民議会議長顧問	エンギン・テュルケル君	
	同	大国民議会官房長	メルテム・ユナラン君	
	同	同　外交・儀典局長	M・アスム・テミズギル君	
	同	同　外交・儀典局職員	エジェ・アクンジ君	
	同	警護官	メフメット・シナン・ケスキン君	

8 参議院議員海外派遣一覧

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第11回アジア・太平洋議員フォーラム総会参加及びマレイシアの政治経済事情等視察 (14.12.9 議長決定)	マレイシア	15. 1.11 ～ 1.16	山下 善彦君 福本 潤一君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出
インド議会設立50周年記念国際議会会議出席及び同国の政治経済事情等視察 (14.12.5 議長決定)	インド	15. 1.21 ～ 1.27	狩野 安君 若林 秀樹君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出
WTOに関する議員会議参加及びスイス連邦の政治経済事情等視察 (15.1.28 議長決定)	スイス	15. 2.15 ～ 2.21	若林 正俊君 榛葉 賀津也君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出
第108回IPU(列国議会同盟)会議参加及び各国の政治経済事情等視察 (15.3.20 議長決定)	ニュージーランド チリ アメリカ	15. 4. 2 ～ 4.15	山東 昭子君 田村 公平君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出
欧州安全保障協力機構中央アジアの安全保障に関する議員会議参加及び各国の政治経済事情等視察 (15.5.1 議長決定)	ドイツ カザフスタン	15. 6. 5 ～ 6.11	森下 博之君 齋藤 勁君君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出
WTOに関する議員会議・第4回運営委員会参加及び各国の政治経済事情等視察 (15.6.5 議長決定)	スイス ドイツ	15. 6.15 ～ 6.22	若林 正俊君	15.7.28 議院運営委員会に報告書提出

9 国会関係日誌 (14.12.14～15.7.28)

【第155回国会（臨時会）閉会後】

平成14年

12.14(土) ○ＨＩＡ４号機打ち上げ成功
16(月) ○イージス艦インド洋へ出航、米支援で初の派遣
○日米安全保障協議委員会
17(火) ○日米防衛首脳会談
○米、ミサイル防衛システム2004年から配備を発表
18(水) ○日ロ外相会談
19(木) ○韓国大統領選、次期大統領に盧武鉉氏
20(金) ○平成14年度補正予算閣議決定
○平成15年度予算財務省原案内示
24(火) ○平成15年度予算政府案閣議決定
25(水) ○保守新党発足、代表に熊谷弘氏
26(木) ○平成13年度国民経済計算
27(金) ○自由民主党・保守党、会派名を自由民主党・保守新党に変更
31(火) ○上海、世界初のリニアモーターカー営業線開通

平成15年

1. 6(月) ○小泉総理、年頭会見
7(火) ○日米韓、北朝鮮の核開発問題で共同声明
8(水) ○参・議院運営委理事会
9(木) ○小泉総理、ロシア訪問（～12日）
10(金) ○第156回国会1月20日召集を閣議決定
○日ロ首脳会談
○北朝鮮、ＮＰＴ（核拡散防止条約）から脱退宣言
12(日) ○第11回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会（クアラ・ルンプール、～15日）
○川口外相、フランス訪問（～14日）
14(火) ○小泉総理、靖国神社参拝
15(水) ○参・議院運営委理事会
16(木) ○天皇陛下、前立腺がんのため入院
○川口外相、盧韓国次期大統領と会談
○自民党大会
17(金) ○参・議院運営委理事会
18(土) ○民主党大会

【第156回国会（常会）】

1.20(月) ○平成14年度補正予算閣議決定
○**第156回国会（常会）召集**
○**開会式**（天皇陛下御名代皇太子徳仁親王殿下御臨席）
○**参・本会議**（議席の指定、５特別委員会の設置、財政演説（平成14年度補正予算）
○衆・本会議（議席の指定、国土交通委員長の選挙、６特別委員会の設置、財政演説）
21(火) ○衆・本会議(財政演説に対する質疑)
○南北閣僚級会談
22(水) ○**参・本会議**(財政演説に対する質疑)
○参・予算委
○衆・予算委
○インド議会設立50周年記念国際議会会議（ニューデリー、～26日）
23(木) ○衆・予算委（補正予算、対総理等質疑）
○公安審査委員会、オウム真理教（アレフに改称）の観察処分３年延長
○世界経済フォーラム・ダボス会議（ダボス、～28日）
24(金) ○衆・予算委
○平成15年度予算提出を閣議決定（一般会計予算総額81兆7,891億円）
○平成15年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度
○構造改革特別区域基本方針
○「構造改革と経済財政の中期展望 ―2002年度改定」
○南北閣僚級会談
26(日) ○青森県知事選、木村守男氏３選
○愛媛県知事選、加戸守行氏再選
○北九州市長選、末吉興一氏５選
27(月) ○参議院改革協議会
○衆・予算委(平成14年度補正予算可決)
○衆・本会議(平成14年度補正予算可決)
○国連安保理、イラクの大量破壊兵器査察報告
28(火) ○参・予算委（補正予算、対総理等質疑）
○最高裁、中村喜四郎衆議院議員の斡旋収賄被告事件で上告棄却の決定 中村喜四郎衆議院議員退職
○米大統領、一般教書演説
29(水) ○参・予算委
○参議院改革協議会報告書「決算の早期審査のための具体策について」
30(木) ○参・予算委(平成14年度補正予算可決)
○**参・本会議**(平成14年度補正予算成立)
○衆・憲法調査会（４小委員会設置）
31(金) ○**参・本会議**（政府４演説）
○衆・本会議（政府４演説）
2. 1(土) ○米スペースシャトル「コロンビア」が地上に帰還中、空中分解し墜落 乗組員７人全員死亡
2(日) ○山梨県知事選、山本栄彦氏初当選
○愛知県知事選、神田真秋氏再選

○広島市長選、秋葉忠利氏再選
3(月)○衆・本会議(代表質問：岡田克也君、山崎拓君、伊藤英成君、神崎武法君)
4(火)○**参・本会議**(代表質問：角田義一君、竹山裕君)
○衆・本会議(代表質問：小沢一郎君、穀田恵二君、土井たか子君、熊谷弘君)
○文部科学白書
5(水)○**参・本会議**(代表質問：浜四津敏子君、市田忠義君、平野貞夫君、朝日俊弘君、泉信也君、大脇雅子君)
○参・予算委
○衆・予算委
6(木)○衆・予算委（平成15年度予算基本的質疑、～７日）
7(金)○衆・本会議
○衆・予算委
12(水)○衆・予算委
○基本政策委・合同審査会
13(木)○衆・予算委
14(金)○**参・本会議**（小柴昌俊君、田中耕一君ノーベル賞受賞祝意）
○衆・本会議
○衆・予算委
○ＷＴＯ新ラウンド・非公式閣僚会合（東京、～16日）
16(日)○ＷＴＯに関する議員会議（ジュネーブ、～18日）
17(月)○衆・予算委
18(火)○衆・本会議(平成15年度地方財政計画)
○衆・予算委
○韓国大邱市で地下鉄放火、死者190人余
19(水)○衆・予算委
20(木)○衆・本会議
○衆・予算委（政治資金等に関する集中審議）
21(金)○**参・本会議**（平成13年度決算の概要報告・質疑）（全閣僚出席）
○衆・予算委
○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議（パリ、～22日）
23(日)○タイ王国下院議長一行来日（衆議院議長招待、～28日）
24(月)○衆・予算委（経済・財政・金融・雇用等及び医療・福祉等に関する集中審議）
○小泉総理、訪韓（～25日）
25(火)○衆・予算委公聴会（～26日）
○盧武鉉韓国大統領就任式
○日韓首脳会談
26(水)○衆・予算委
○日・ベルギー首脳会談
○ハウステンボス、会社更生法申請
27(木)○衆・予算委分科会（～28日）
28(金)○衆・本会議
○消防白書
3. 1(土)○大和銀行、あさひ銀行が合併・分離、りそな銀行、埼玉りそな銀行発足
○イラク、ミサイル廃棄開始
○東京航空交通管制部でシステム障害
2(日)○日・キューバ首脳会談
3(月)○衆・予算委（平成15年度予算可決）
4(火)○衆・本会議（平成15年度予算、平成15年度公債発行特例法案、所得税法改正案、地方交付税法改正案可決）
○坂井隆憲衆議院議員政策秘書及び元公設第２秘書、政治資金規正法違反容疑で逮捕（東京地検）
○リクルート事件江副浩正被告有罪、起訴から約14年で確定（東京地裁）
5(水)○参・予算委（平成15年度予算基本的質疑、～６日）
○仏独ロ、イラク攻撃阻止へ共同宣言
6(木)○衆・議院運営委（坂井隆憲衆議院議員逮捕許諾について秘密会）
○ブッシュ米大統領、国連決議なしでもイラク攻撃を表明
7(金)○参・予算委（一般質疑）
○衆・本会議（厚生労働委員長辞任・選挙、坂井隆憲衆議院議員逮捕許諾、地方税法改正案可決）
○参議院改革協議会
○人権教育・啓発に関する年次報告
○坂井隆憲衆議院議員、政治資金規正法違反容疑で逮捕（東京地検）
8(土)○川口外相、米英提出の武装解除17日期限の修正決議案支持を表明
9(日)○滋賀県豊郷町大野町長失職、校舎解体をめぐる住民投票でリコール成立
10(月)○参・決算委（平成13年度決算全般質疑）（全閣僚出席）
11(火)○参・予算委（政治資金等に関する集中審議）
○世界経済見通し（ＩＭＦ）
13(木)○衆・本会議（日銀総裁・副総裁任命同意）
○参・予算委（一般質疑）
○金融庁「株式市場の適正な運営の確保について」
○日・ブルガリア外相会談
14(金)○**参・本会議**（日銀総裁・副総裁任命同意、平成15年度地方財政計画）
○参・予算委（一般質疑）
○循環型社会形成推進基本計画

15(土) ○中国、胡錦濤氏を新国家主席に選出16日、新首相に温家宝氏を指名
16(日) ○第３回世界水フォーラム（京都市、～23日）
17(月) ○参・予算委（一般質疑）
○三井住友銀行とわかしお銀行合併
18(火) ○参・予算委（一般質疑）
○衆・本会議
○ブッシュ米大統領、イラク政府に対し最後通告
○小泉総理、対イラク最後通告への支持を表明
○日・タジキスタン首脳会談
19(水) ○**参・本会議**（元議員藤田進君逝去につき哀悼の件）
○参・予算委（一般質疑）
○基本政策委・合同審査会
20(木) ○**参・本会議**（イラクに対する武力行使後の事態への対応について総理報告・質疑、午後11時53分延会）
○参・予算委公聴会
○衆・本会議（イラクに対する武力行使後の事態への対応についての総理報告・質疑）
○日銀第29代総裁に福井俊彦氏就任
○米英軍、イラク攻撃を開始
21(金) ○**参・本会議**（午前０時６分開会、総理報告に対する質疑、１時11分散会）
22(土) ○世界水フォーラム閣僚級会議（～23日）
24(月) ○**参・本会議**（地方税法改正案成立）
○参・予算委（午前：外交・経済に関する集中審議、午後：一般質疑）
○衆・予算委（イラク問題等について集中審議）
○地価公示
25(火) ○参・予算委嘱審査（～26日）
○衆・本会議（坂井隆憲衆議院議員辞職勧告決議案可決）
26(水) ○**参・本会議**（地方交付税法改正案成立）
○人事院年次報告（天下り白書）
27(木) ○衆・本会議（衆議院事務局及び法制局職員定員規程改正）
○第15回統一地方選挙開始、11都道県知事選告示
○田嶋陽子君退職（公選法90条）
○鉢呂吉雄・松沢成文衆議院議員退職（公選法90条）
○鳥取県知事選、告示締切後、片山善博現知事が無投票で再選
28(金) ○**参・本会議**（平成15年度予算、平成15年度公債発行特例法案、恩給法改正案成立、平成15年度ＮＨＫ予算承認、公害健康被害補償法改正案、社会資本整備重点計画法案成立、参議院事務局職員定員規程改正）
○参・予算委
○規制改革推進３か年計画（再改定）
○地方財政白書、不公正貿易報告書
○日本初の情報収集衛星打ち上げ
29(土) ○新型転換炉原型炉「ふげん」運転終了
31(月) ○日韓外相会談
○大田徳島県知事、議会から不信任決議案を受け失職（午前零時）
4. 1(火) ○衆・本会議
○大島理森農林水産大臣辞任
○亀井善之衆議院議員が農相に就任
○裁判官弾劾裁判所裁判長中曽根弘文君退任、次期裁判長に中山正暉衆議院議員就任
○鯨岡兵輔元衆議院副議長逝去
○日本郵政公社発足
○構造改革特区第１号認定申請の受付開始
○さいたま市、13番目の政令指定都市
○外交青書
2(水) ○**参・本会議**（産業再生機構３法案成立、参議院規則一部改正）
○ＷＨＯ、新型肺炎・重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）の拡大で香港、広東省渡航自粛を促す
3(木) ○衆・本会議
○政府、ＳＡＲＳを新感染症に認定
○ＷＨＯ、初の「がん報告」
4(金) ○44道府県議選と12政令市議選告示
○国土交通白書
6(日) ○日中外相会談
○第108回ＩＰＵ会議（サンティアゴ、～12日）
7(月) ○川口外相、温家宝中国新首相と会談
○米英首脳会談（北アイルランド）、イラクの戦後統治問題で協議
○ＳＡＲＳ、世界で死者が100人を突破
8(火) ○衆・本会議（個人情報の保護に関する特別委員会設置、個人情報保護法案等５法案及び野党対案４法案趣旨説明）
○田英夫君繰上補充当選
○政府開発援助（ＯＤＡ）白書
9(水) ○衆・事態対処特委（有事法制関連３法案与党修正案趣旨説明）
○米英軍、イラク・首都バグダッド制圧
○川口外相、訪欧（～14日）
10(木) ○参院茨城選挙区補選告示

11(金) ○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議（ワシントン、～12日）
13(日) ○第15回統一地方選挙前半戦投開票
○北海道知事選、高橋はるみ氏初当選
○岩手県知事選、増田寛也氏３選
○東京都知事選、石原慎太郎氏再選
○神奈川県知事選、松沢成文氏初当選
○福井県知事選、西川一誠氏初当選
○三重県知事選、野呂昭彦氏初当選
○島根県知事選、澄田信義氏５選
○福岡県知事選、麻生渡氏３選
○佐賀県知事選、古川康氏初当選
○大分県知事選、広瀬勝貞氏初当選
○札幌市長選、法定得票数獲得者なく再選挙
14(月) ○参・決算委
○米英軍、イラク全土を掌握
○東京電力の原子炉すべて停止
15(火) ○衆・本会議
○小宮山洋子君退職（公選法90条）
○衆議院統一補選告示
16(水) ○**参・本会議**（国立学校設置法改正案成立）
○産業再生機構発足
○ＷＨＯ、ＳＡＲＳの病原体をコロナウイルスの新種と断定、「ＳＡＲＳウイルス」と命名
17(木) ○衆・本会議
18(金) ○**参・本会議**
○森林・林業白書
20(日) ○統一地方選後半戦、一般市・東京特別区首長選及び議会選告示
○釘宮磐衆議院議員退職（公選法90条）
21(月) ○日米科技協力協定に基づく第９回合同高級委員会（共同コミュニケ発表）
○構造改革特区第１弾57件認定
22(火) ○衆・本会議
○統一地方選後半戦、町村長・町村議選告示
○水産白書
23(水) ○**参・本会議**（酒税法等改正案成立）
○基本政策委・合同審査会
○中島章夫君繰上補充当選
○北朝鮮の核開発問題を協議する米朝中３か国高官協議（北京、～25日）北朝鮮、核保有を表明
24(木) ○衆・本会議
○御法川英文衆議院議員逝去
○地下鉄サリン事件松本智津夫被告に死刑求刑（東京地裁）
25(金) ○**参・本会議**（省エネ・リサイクル支援法等２法案、雇用保険法改正案成立）
○衆・個人情報特委（個人情報の保護に関する法律案外３法案可決）
○中小企業白書
26(土) ○小泉総理、英独仏、スペイン、ギリシャ歴訪（～２日）
○川口外相、中東訪問（～３日）
27(日) ○参院茨城選挙区補選、岡田広氏
○衆院茨城７区補選、永岡洋治氏
○衆院東京６区補選、小宮山洋子氏
○衆院山梨３区補選、保坂武氏
○第15回統一地方選挙後半戦投開票
659市町村長、1,601市町村議、14東京特別区長、同21区議選
○リコールにより失職した豊郷町大野前町長再選
○第10回南北閣僚級会談（～29日）
28(月) ○長田裕二元参議院議長逝去
○アジア開発銀行2003年成長予測
29(火) ○ＯＥＣＤ閣僚理事会（パリ、～30日）
30(水) ○地方制度調査会中間報告
5. 1(木) ○ブッシュ米大統領、イラク戦闘終結宣言
○首都圏の私鉄ホーム、健康増進法施行で全面禁煙
2(金) ○津島恭一衆議院議員繰上補充当選
○日・ＥＵ定期首脳協議
6(火) ○衆・本会議（個人情報の保護に関する法律案外３法案（野党提出）否決、個人情報の保護に関する法律案外４法案（内閣提出）可決）
○与党３党、緊急金融経済対策決定
7(水) ○参議院改革協議会
○柏崎刈羽原発６号機、運転再開
8(木) ○衆・本会議
○産業再生機構、業務開始
○ＳＡＲＳによる世界の死者500人突破
9(金) ○**参・本会議**（元本院議長長田裕二君逝去につき哀悼の件、個人情報の保護に関する特別委員会設置、個人情報の保護に関する法律案外４法案趣旨説明）
○衆・本会議
12(月) ○衆・憲法調査会金沢地方公聴会
○海上保安レポート
○主要国中央銀行総裁会議（スイス・バーゼル）
13(火) ○衆・本会議
14(水) ○**参・本会議**
○衆・事態対処特委（有事法制関連３法案修正議決）
15(木) ○衆・本会議（有事法制関連３法案修

正議決）
16(金) ○**参・本会議**（武力攻撃事態への対処に関する特別委員会設置、食品安全基本法案成立）
○衆・本会議
○主要国首脳会議財務相会合(仏・ドービル、～17日)
○日・太平洋諸島フォーラム首脳会議(名護、～17日)
○川辺川利水訴訟、国側逆転敗訴（熊本高裁)、上告断念（19日）
○2002年分高額納税者公示
17(土) ○政府、初の金融危機対応会議招集、りそなグループに公的資金注入決定
○関西地方を旅行した台湾人医師、帰国後ＳＡＲＳと確定
18(日) ○徳島県議会に不信任された知事の失職に伴う出直し知事選、全国最年少の飯泉嘉門氏初当選
19(月) ○**参・本会議**（有事法制関連３法案趣旨説明）
○参・個人情報特委（防衛庁関係集中審議）
20(火) ○衆・本会議
○参・事態対処特委（総括質疑）
○第24回日・ＥＵ議員会議（東京、～21日）
○食料・農業・農村白書
○ＫＳＤ事件、元参議院議員村上正邦被告に実刑判決（東京地裁）
21(水) ○**参・本会議**
○参・個人情報特委（警察関係集中審議、締めくくり総括、個人情報の保護に関する法律案外４法案可決）
○衆・政治倫理審査会（松浪健四郎衆議院議員弁明聴取）
○日本郵政公社、行動計画発表
22(木) ○衆・本会議
○小泉総理、米国・中東訪問（～26日）
○川口外相、主要国首脳会議外相会合出席（パリ、～23日）
23(金) ○**参・本会議**（個人情報の保護に関する法律案外４法案成立）
○日米首脳会談（米・テキサス州）
○構造改革特区第２弾60件認定
24(土) ○韓国国会議長一行来日（衆議院議長招待、～29日）
26(月) ○ウクライナ最高会議議長一行来日（参議院議長招待、～29日）
○岩手、宮城県で震度６弱の地震
27(火) ○衆・本会議
○防災白書
28(水) ○**参・本会議**（国家公務員退職手当法改正案成立、下請代金支払遅延等防止法改正案外２法案可決）
○衆・予算委（外交・経済等に関する集中審議）
○衆・国会移転特委（中間報告書）
29(木) ○衆・本会議
○参・予算委（経済問題に関する集中審議）
○参・事態対処特委地方公聴会（福井市、横須賀市）
30(金) ○**参・本会議**（構造改革特別区域法改正案、公認会計士法改正案、電波法改正案成立）
○衆・本会議
○小泉総理、サンクトペテルブルク建都300周年記念行事及び主要国首脳会議へ出発（～４日）
○日ロ首脳会談(サンクトペテルブルク)
○国民生活白書、環境白書、循環型社会白書、気象白書
○りそなホールディングス、政府に１兆9,600億円の公的資金注入申請、経営健全化計画発表
○ミャンマー軍事政権、アウン・サン・スー・チー国民民主連盟書記長拘束
31(土) ○日中首脳会談(サンクトペテルブルク)
6. 1(日) ○トルコ共和国大国民議会議長一行来日（参議院議長招待、～７日）
○主要国首脳会議（仏・エビアン・サミット、～３日）
2(月) ○自由党大会
3(火) ○衆・本会議
○参・法務委（心神喪失者医療観察法案修正議決）
○交通安全白書、首都圏整備白書
4(水) ○**参・本会議**(公職選挙法改正案成立)
○参・憲法調査会公聴会
○ブッシュ米大統領、シャロン・イスラエル首相、アッバス・パレスチナ自治政府首相３者会談
5(木) ○衆・本会議
○参・事態対処特委（有事法制関連３法案可決）
6(金) ○**参・本会議**（サンクトペテルブルク訪問及び第29回主要国首脳会議出席に関する報告、心神喪失者医療観察法案修正議決、インターネット異性紹介事業規制法案、地方自治法改正案、職業安定法及び労働者派遣事業法改正案、有事法制関連３法案成立）
○盧武鉉韓国大統領来日（～９日）

○科学技術白書、土地白書
7(土)○日韓首脳会談
○欧州安全保障協力機構（ＯＳＣＥ）中央アジアの安全保障に関する議員会議（カザフスタン、～９日）
8(日)○札幌市長選再選挙、上田文雄氏初当選
9(月)○**参・本会議**
○衆・憲法調査会高松地方公聴会
○盧武鉉韓国大統領国会演説（衆議院議場）
10(火)○衆・本会議
○久保哲司衆議院議員逝去
○高齢社会白書、観光白書
11(水)○**参・本会議**（電気事業法及びガス事業法改正案成立）
○基本政策委・合同審査会
○参・国会移転特委（中間報告）
12(木)○衆・本会議（下請代金支払遅延等防止法改正案外２法案成立）
○三村申吾衆議院議員退職(公選法90条)
13(金)○**参・本会議**（絶滅危惧種保存法改正案成立、国会移転特委、国際問題調査会中間報告）
○参・財金委(りそな銀行に関する件)
○男女共同参画白書、製造基盤白書
16(月)○**参・本会議**（平成13年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書、平成13年度決算外２件是認、参議院規則一部改正規則案可決）
○参・決算委（締めくくり総括、平成13年度決算外２件等議決）
○国際捕鯨委員会（ＩＷＣ）総会（ベルリン、～19日）
○柏崎刈羽原発７号機、運転再開
17(火)○参・常任委員長懇談会
○衆・常任委員長会議
○衆・本会議（40日間会期延長可決）
○政府税制調査会中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」
○ＡＳＥＡＮ＋日中韓外相会議（プノンペン）
○障害者白書
18(水)○経済財政諮問会議、国・地方の税財政改革「三位一体の改革」
○ＡＳＥＡＮ地域フォーラム(ＡＲＦ)
○ＳＡＲＳによる死者800人を突破
22(日)○インドネシア・メガワティ大統領来日（～25日）
23(月)○衆・予算委（構造改革問題等に関する集中審議）
○沖縄全戦没者追悼式（糸満市、議長出席）
○佐藤茂樹衆議院議員繰上補充当選
24(火)○衆・本会議（イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会設置、イラク復興支援法案、テロ対策特措法改正案趣旨説明）
○衆・イラク支援特委（趣旨説明）
○衆・沖縄北方特委（沖縄県金武町における在沖米軍軍人による事件等）
○日・インドネシア首脳会談
○青少年白書
○久保亘元参議院議員逝去
25(水)○衆・イラク支援特委（総理出席）
○参・金融経済特委
26(木)○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（閣議決定）
○公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（閣議決定）
27(金)○**参・本会議**（筆坂秀世君議員辞職許可、労働基準法改正案成立、母子家庭の母の就業の支援に関する特措法案可決、主要食糧需給及び価格安定法改正案成立、共生社会調査会中間報告）
29(日)○青森県知事選、三村申吾氏初当選
30(月)○国会議員所得・資産補充報告書公開
7. 1(火)○食品安全委員会発足
○たばこ増税で主要銘柄値上げ
○通商白書
2(水)○**参・本会議**（性同一性障害者性別取扱特例法案可決）
○ＩＴ戦略本部「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略Ⅱ」
3(木)○衆・イラク支援特委（イラク復興支援法案可決）
4(金)○衆・本会議（イラク復興支援法案可決）
○情報通信白書、国家公務員白書
5(土)○ＷＨＯ、ＳＡＲＳ終息宣言
○アジア欧州会議（ＡＳＥＭ）財務相会合（バリ、～６日）
○桜内義雄元衆議院議長逝去
6(日)○日野市朗衆議院議員逝去
○群馬県知事選、小寺弘之氏４選
7(月)○**参・本会議**（イラク復興支援法案趣旨説明、国民生活調査会中間報告）
○小林美恵子君繰上補充当選
8(火)○参・外防委（イラク復興支援法案趣旨説明）
○知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画
○奥谷通衆議院議員逝去

9(水) ○**参・本会議**（国立大学法人法案外５法案、次世代育成支援対策推進法案、児童福祉法改正案、裁判迅速化法案成立）
○参・外防、内閣委連合審査会（イラク復興支援法案、総理出席）
○柏崎刈羽原発４号機安全宣言
10(木) ○衆・本会議（心神喪失者医療観察法案、性同一性障害者性別取扱特例法案成立）
○参・財金委公聴会（保険業法改正案）
○土屋義彦埼玉県知事の長女、政治資金規正法違反容疑で逮捕
○福島県知事、福島第一原発６号機の再開を容認（13日再稼働）
11(金) ○**参・本会議**（成田国際空港株式会社法案、航空法改正案、刑法改正案成立）
○参・予算委（経済・金融問題に関する集中審議）
14(月) ○衆・決算行監委（総理出席、平成13年度決算外２件等議決）
○土屋義彦埼玉県知事辞表提出
15(火) ○衆・本会議（平成13年度決算外２件等是認）
○参・財金委（総理出席、保険業法改正案可決）
16(水) ○**参・本会議**（国務大臣竹中平蔵君問責決議案否決）
○参・行監委（政策評価に関する決議）
○参・沖縄北方特委（沖縄県民に対する米国軍人等の犯罪の防止等に関する決議）
○田名部匡代衆議院議員繰上補充当選
北川知克衆議院議員繰上補充当選
○日豪首脳会談
17(木) ○衆・本会議（母子家庭の母の就業の支援に関する特措法案成立、祝日法改正案、貸金業規制法改正案可決）
18(金) ○**参・本会議**（政策評価に関する決議、公選法改正案、保険業法改正案成立）
○衆・予算委（経済問題等に関する集中審議）
○参・外防委公聴会（イラク復興支援法案）
○海事レポート
○辻元清美前衆議院議員、秘書給与に絡む詐欺容疑で逮捕
○埼玉県臨時県議会、土屋知事の辞職願同意
○ブレア英首相来日（～20日）
19(土) ○日英首脳会談（箱根）
20(日) ○九州各地で集中豪雨、死者22人
22(火) ○イラク元フセイン大統領長男、次男、米軍により殺害
23(水) ○**参・本会議**（行政書士法改正案、商法特例法改正案、少子化対策基本法案成立）
○基本政策委・合同審査会
○民主党菅代表、自由党小沢党首会談、９月末までに合併で合意
24(木) ○**参・本会議**（外務大臣川口順子君問責決議案否決、防衛庁長官石破茂君問責決議案否決、国務大臣福田康夫君問責決議案討論、午後11時49分延会）
25(金) ○**参・本会議**（午前０時11分開会、国務大臣福田康夫君問責決議案否決、午前０時48分休憩、午後11時１分再開、貸金業規制法改正案成立、イラク復興支援法案日程に追加議決、外交防衛委員長松村龍二君解任決議案討論、午後11時43分延会）
○衆・本会議（小泉内閣不信任決議案否決）
○参・外防委（イラク復興支援法案可決）
○参・災害対策特委（７月梅雨前線豪雨被害状況等について）
26(土) ○**参・本会議**（午前０時11分開会、外交防衛委員長松村龍二君解任決議案否決、イラク復興支援法案成立、午前１時44分散会）
○宮城県北部で震度６弱以上の地震３回続発、負傷者600人余
27(日) ○山田敏雅衆議院議員退職（公選法90条）
○宮崎県知事選、安藤忠恕氏初当選
28(月) ○**参・本会議**（閉会手続）
○衆・本会議（閉会手続）
○参議院改革協議会報告書「当面の課題について」
○中村敦夫君、高橋紀世子君「みどりの会議」結成
○**第156回国会閉会**